

PDF issue: 2025-07-09

中国国民党「党営事業」の研究:「非国家資源」としての視点から

松本, 充豊

(Degree)

博士(政治学)

(Date of Degree)

2001-03-31

(Date of Publication)

2014-12-09

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲2218

(URL)

https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1002218

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



松本充豊

XXXX

(平成十三年度)

中国国民党「党営事業」の研究 財団法人 アジア政経学会

るものである。

本書は、平成一二年度外務省委託研究の成果であり、アジア政経学会『現代中国研究叢書』第三九巻として公刊す

に注目し、その果してきた政治的役割について考察を加えている。本書の公刊を機に、松本充豊氏本人の研究が一層 本書において松本充豊会員は、台湾政治のアクチュアルな課題となっている中国国民党の「党営事業」のありかた

進むことを期待している

加えた著書が相次いで公刊され、学会の内外に多くの知的刺激を与えてきたことは疑いない。 る単著として公刊されるようになった。主として現代中国の政治と経済に関する斬新なテーマについて、深い検討を 執筆していた。その後、共同執筆の巻が続いたが、七○年代の後半からおおむね現在のように、比較的若い会員によ ところで、本叢書第一巻が公刊されたのは一九六四年三月。『現代中国の課題』という書名で、八名の会員が分担

四〇年近くの長きにわたり、本叢書の公刊の機会を与えてくださった外務省アジア大洋州局中国課に対して、アジア 大変残念なことではあるが、この度、諸般の事情により、本叢書の刊行は本巻をもって一旦、閉じることにした。

政経学会を代表して衷心より謝意を表したい。

二〇〇二年三月

財団法人アジア政経学会

理事長 石井 明

第五節 本論の構成 一九
第四節 「党営事業」の定義と分析の対象 一六
二 民主化と「党営事業」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 一四
一 権威主義体制下の「党営事業」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 一一
第三節 分析の視角 一〇
二 民主化と「党営事業」
権威主義体制下の「党営事業」 六
第二節 先行研究 六
二 政党のビジネスと「党営事業」 四
「党営事業」の特徴
第一節 「党営事業」とは =
序章本論の分析視角

第一章 「党営事業」の起源

六一	国民党の財政	第二節
五九九	「党営事業」の存廃問題	第一節
	台湾における国民党の財務工作と「党営事業」	第二章
四七	国共内戦の激化と「党営事業」	三国
四四四	台湾における戦後接収と「党営事業」の誕生	二台
三九	「経済事業」の創設	
三九	「党営事業」の創設と国共内戦	第三節
<u> </u>	「党費調達に関する決議」――「党員養党」から「以党養党」へ	第二節
三四	陳果夫による「党営事業」プラン	四陳
=======================================	「憲政」要求運動と国民党の対応	11 12
=0	「党員養党」の資金調達	
二九	蒋介石の党内権力確立と「憲政」実施に向けた動き	一
二九	「党営事業」の創設に至る経緯	第一節

			绘											
二	一中	第一節	第三章	第五節	四党	三党	二財	一党	第四節	二党	一	第三節		一 国
政府による経済開発と民間企業の発展・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	中国国家としての国家形成 +	戦後台湾の国家と経済開発 +	蒋介石総裁時代の「党営事業」	台湾における「党営事業」の発展と「党員養党」の形骸化 ス	党財政と「党営事業」の正当化	党と政府の分業と資金調達	財務改革と「党営事業」	党の最上層部での議論と総裁の指示 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	国民党の財務改革	党財政に対する批判の高まり レ	貿易・為替管理制度の改革	党の財務改革を迫る動き	「営運」収入 4	国民党の財政構造
0	九九	九 九		八九	八七	八五	八三	八一	八一	七八	七六	七六	七二	六一

|--|

	資本市場の発展 一八九	第三節 資本市場の発展と「党営事業」 一八九	三 票券金融会社の設立と「党営事業」 八七	二 票券金融部門の「党営事業」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 一八五	貨幣市場の創設 一人四	第二節 貨幣市場の創設と「党営事業」 八四	五 「党営事業」の利益集団化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	四 「形式上は民営、実質上は公営」の企業 八○	三(石油化学川中部門への「党営事業」の進出 一七八	二 石油化学川中部門の「党営事業」 一七六	政府による石油化学産業の育成 一七五	第一節 石油化学産業の育成と「党営事業」 七五	第五章 経済発展における国家の役割と「党営事業」	第五節 「党営事業」の経営実績と党の資金調達 一六
70	九	九	七	五	四	四	<u>二</u>	ô	八	六	五	五		^

一 国際的地位の喪失と「総体外交」の推進 二	第四節 台湾の国際的地位の喪失と国民党政権 ニ	二 「先鋒」としての「党営事業」 二公	一 「対匪経済作戦」と「力行小組」の成立	第三節 「対匪経済作戦」の展開と「党営事業」	二 党による政府工作の代行 二(一 「戦闘体」への「改造」 二(第二節 「戦闘体」としての国民党	二 アメリカによる国共内戦の「封じ込め」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 二〇	一 台湾海峡への東西冷戦の波及と中国国家の分裂国家化 二〇	第一節 中国国家の分裂国家化と「封じ込め」られた国共内戦 二	第六章 中国共産党との抗争と「党営事業」	二 合弁の政治的帰結	一 共通点と相違点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第四節 三つのケースの比較 +	
= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	1111	二〇九	二〇八	二〇八	二 页 五	11011	11011	101	<u>-</u> 0	<u>-</u> 101		九 三	九一	九 一	

	三 民間部門との関係の深まり
	二 ビジネスの効率化
110101	一 「党営事業」の正当化
事業」の対応 1111111	第三節 企業としての「党営事業」の対応 …
「党営事業」管理	二 党管会の成立と劉泰英による「党営事業」管理・
と持株会社体制の確立 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1111○	一 徐立徳の財委会主任への就任と持株会社体制の確立
	第二節 「党営事業」の管理体制
^{張境の変化} 二二八	二 「党営事業」を取り巻く外的環境の変化
	一 台湾政治の民主化
」の外的環境の変化 ニニセ	第一節 民主化と「党営事業」の外的環境の変化
「党営事業」	第七章 政治的民主化と「党営事業」
	二 中国銀行の「党営事業」化
	一 中国銀行の民営化の背景
「党営事業」 二一六	第五節 中国銀行の民営化と「党営事業」
と国民党政権の対応 二一四	二 共産党政権の新たな政治攻勢と国民党政権の対応

二二二二二二二二四四四二二二四四二二二二四四二二二二二二二二二二二二二二二二

あとがき 三〇七	三「党営事業」の「信託化」	終 章 現代台湾政治と「党営事業」	三 アジア経済危機後の「南向政策」と「党営事業」 二八二二 「南向政策」と「党営事業」 二七七一 「南向政策」の背景とその展開 二七三第三節 「南向政策」の推進と 「党営事業」 二七三
七	〇八七七二		二七三三

図表一覧

表 表 3 3 4 3	表 3 - 2	表 3 1	表 2 6	表 2 — 5 b	表 2 — 5 a	表 2 4	表 2 1 3	表 2 1 2	図 2 1	表 2 1	表 1 - 2	表 1 1
「党営事業」全体の財務状況 一二三 「経済事業」による「米援」の獲得状況 一一七	政府経済部門・国民党経済部門・中央銀行部門主管人事一覧(一九五〇年――七三年) 一一〇	蒋介石時代の「党営事業」の展開 一〇六	「自己調達経費」の主要財源 七四	党中央の歳入構造(一九五七年度―七一年度)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	党中央の歳入構造(一九五三年度―五七年度) 六九	「中央党務経費」と「政府委託処理工作経費」の比率 六八	事業費の構造 六六	党中央の歳出構造 六五	党中央の各年度当初予算 六四	党中央の各年度当初予算 六二	台湾接収により創設された「文化事業」 四六	「経済事業」の創設 四二

表 8 - 2	表 8 1	表 7 - 5	表 7 1 4	表 7 - 3	表 7 - 2	表 7 1	表 5 2	表 5 1	表 4 5	表 4 4	表 4 1 3	表 4 - 2	表 4 1	表 3 7	表 3 6	表 3 - 5
台湾の対中貿易の推移 一	台湾の対外投資の推移	七大持株会社財務資料(一九九二年—九八年)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	中華開発財務資料(一九九六年―二〇〇〇年)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	国民党と党管会委員との「戦略提携」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	党管会委員名簿(二〇〇〇年一月現在)	徐立徳時代の「党営事業」の展開	第四ナフサ分解工場建設時に設立された企業	第二・第三ナフサ分解工場建設時に設立された企業・・・・・・・・・・・・・・・・・・	「経済事業」収支決算表(一九七三年度)	「経済事業」の税引き前利益(一九七一年度―七三年度)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	「経済事業」の財務状況(一九七三年度)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	政府経済部門・国民党経済部門・中央銀行部門主管人事一覧 (一九六七年―八九年)・・・・・ 一	蒋経国時代の「党営事業」の展開	「経済事業」収支決算表(一九六六年・六七年)	「党営事業」の各年度収益状況	「党営事業」各社の財務状況(一九六五年度・六七年度)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
二七六	二七五	二四八	二四八	二四三	二四一	二三六	七七	七七七	六四	六三	一 六 二	五二	四六	五五	五五	三四

序 章 本論の分析視角

とは裏腹に、台湾での経済の「奇跡」とそれに次ぐ政治の「奇跡」は国際的にも高く評価されている。 とし「大陸反攻」の実現を夢見たが、これまでその望みは叶わなかった。しかしながら、その歴史の半分にも及ぶ台 湾での歩みの中で、奇跡的な経済発展を達成し、さらには平和的な民主化をも実現した。国際社会におけるその地位 した。内戦に敗れ台湾へと敗走した国民党政権は、権威主義的な政治体制を確立するとともに、台湾を「復興基地」 国民党)は、この地で半世紀以上守り続けた政権の座を、結党わずか十余年の民主進歩党(以下、民進党)に譲り渡 一○○○年春、台湾では史上初の選挙による政権交代が実現した。一○○年を超える歴史を持つ中国国民党(以下、

特徴であるとし、これを「党国体制」と呼んでいる。そして、タイトなコントロールを志向する国民党政権に対し、 持った選挙が実施されていた。若林正丈は、このような擬似的なパーティ・ステイトを台湾の権威主義体制の中核的 国家部門の裾野には活力溢れる民間部門が広がり、それが高度成長の担い手となる一方、地方選挙が繰り返される中 ィ・ステイトは擬似的なものであった。国家の外側には競争的な市場が存在し、地方政治レベルでは一定の競争性を 「管制高地」を国家部門として支配した。その一方で、本家本元のレーニン主義体制と比較した場合、台湾のパーテ 台湾の国民党政権は、党の組織構造及び党と国家機構との関係でレーニン主義的な性格を持つとともに、経済の

と民主主義という二つの価値を実現したのである。 経済体制の下で、「外来政権」であった国民党政権は台湾でのソフト・ランディングに成功するとともに、経済発展 で、台湾社会には政治的経験が蓄積されていった。いずれにせよ、このような台湾特有の、また特殊ともいえる政治

であり、台湾のパーティ・ステイトの擬似性を象徴する存在の一つであった。「党営事業」は、「党国体制」の下でそ 民党の「党営事業」であった。それは「党国体制」の中に組み込まれながらも、民間部門に足場を置く「党の企業」 の礎を築いて成長し、民主化 = 「党国体制」 の解体の過程においても、それは消滅するどころか飛躍的な発展を遂げ このような特殊な政治経済体制の中にあって、なおかつ経済と政治の「奇跡」の過程で発展を遂げてきたのが、国

は、「党営事業」の起源及び発展過程の分析を通じて、それが果たした役割を考察することで、現代台湾政治におい を研究する必要性とその重要性が指摘されているが、未だ十分な成果が蓄積されているとは言い難い。そこで本論で 政治)の温床とか、「台湾の政治経済の癌」といった批判がなされている。このため、学術的な観点から「党営事業 発展の牽引役であったとする見方がある一方で、民主化に伴い深刻化した「黒金政治」(組織暴力の政治介入と金権 れつつある。ところが、その役割については、二つの対照的な評価が存在する。「党営事業」は台湾の奇跡的な経済 「党営事業」とは一体何だったのか。近年、長らくベールに包まれてきた「党営事業」の実態が徐々に明らかにさ

て「党営事業」が存在したことの意義を探りたい。

第一節 「党営事業」とは

一 「党営事業」の特徴

享受していたといわれる。 険、証券、エンジニアリング、製薬、石油化学などの分野で数十社を擁する規模に拡大し、その多くは独占的地位を 高度経済成長に伴う民間部門の発展とともに、文化・メディア部門のほか、ゴム、貿易、紡織、電機、セメント、保 ちであるが、法的には民間企業(私企業)であり、各企業はそれそれ株式会社である。このような「党営事業」は、 れる共産党には存在しない。これまで、国民党が政権党であったことから、それは公営事業(公企業)と混同されが れは、政権党による大規模な営利事業としては世界でも類を見ない上に、中国現代史における「双子の政党」といわ まずは、「党営事業」について概観しておこう。「党営事業」とは、国民党が独自に営む営利事業のことである。そ

当なプレゼンスを確立していたことが窺える。 入手できた四三社の資産総額は六〇五三億元に達したという。いずれにせよ、政権党たる国民党は市場においても相(ឱ) に次ぐ五位にランキングされていた。また、また梁永煌等によると、党が直接経営権を握る企業のうち、財務資料を 子会社、孫会社群を指す。投管会によると、持株会社七社の資産総額は一九九八年末の時点で一四七〇億元とされて いるが、別の資料では六五○○億元近くに上り、台湾の企業グループの中では霖園、新光、和信、台湾プラスチック さて、現在「党営事業」といえば、一般には国民党の投資事業管理委員会(以下、投管会)直属の持株会社とその

れる。国民党が「世界一の金持ち政党」と呼ばれた所以は、この「党営事業」の存在にある。ただし、より正確にいい これを経営する目的は、むしろ党の主義や政策を宣伝することにある。 最大の自主財源である。「党営事業」には、このほかに「文化事業」(文化・メディア部門)が含まれるが、国民党が えば、「党営事業」の中でも製造業・金融サービス業を中心とする「経営事業」と呼ばれる部分が、国民党にとって 金を上納するが、それは国民党の収入の大部分を占めてきた。近年、それは党財政の八○%以上を占めているといわ そして、この「党営事業」が国民党の主要な財源である。投管会は、毎年「党営事業」の利益の中から党中央へ資

二 政党のビジネスと「党営事業」

おけるスハルト一族によるファミリー・ビジネスと比較した場合、「党営事業」はこれらと本質的に異なっている。 他の発展途上国でもよく見受けられることである。しかし、例えば、フィリピンにおけるマルコス政権期のマルコ なぜなら、「党営事業」は国民党という政党が営むビジネスだからである。 ス・クローニーのように、政権との関係が深い民間資本家が経営するビジネスや、インドネシアのスハルト体制下に "党営事業」は台湾の「黒金政治」の温床といわれてきたが、権力とカネの結合、それに伴う腐敗という現象は、

台湾を含む一○九ヵ国、二九一個の政党のうち、二一ヵ国、二八個の政党が事業経営に携わっている。このうち、四 ア、イラン、シンガポール、ザンビアの五ヵ国では一党専制ないし全体主義的な政治体制がとられている。また残り ヵ国は共産主義国家であり、一七ヵ国が非共産主義国家である。後者のうち、台湾を除くと、ドミニカ共和国、ギニ 政党がビジネスに携わるケースは国際的に珍しいのかといえば、必ずしもそうではない。陳師孟・張清渓によれば、

も各政党が民生サービス事業を手掛けている。つまり、非左翼政党がそれに携わる場合でも、独占的な経営は行われ 方がラジオ局やテレビ局を経営していた。また、イスラエルでも、政党による事業経営が広範に見られるが、ここで ておらず、しかも文化メディア事業や民生関連事業が中心で、その経営は必ずしも営利目的によるものではない。 国では、共産党や社会党といった左翼政党が主な経営主体である。ウルグアイでは、コロラドとブランコの与野党双 一一ヵ国の民主主義国家のうち、オーストリア、フランス、ギリシャ、イタリア、日本、メキシコ、スペインの七ヵ

会議(MIC)もそれに携わっている。従って、台湾の国民党のように単一の政権党が単独で、かつ独占的にビジネ での国民戦線(Barisan Nasional, National Front: NF)による「一党優位体制」が続いてきた。しかし、ビジネスに 渓の研究では十分に考慮されていない点として、政権党によるビジネスである点が挙げられる。これに類似したケー 業に至るまで幅広く事業を展開してきた。第三に、営利目的による事業経営が行われている。さらに、陳師孟・張清 党とでも呼ぶべき存在である。第二に、独占的で、多角的かつ大規模な事業経営が行われている。戦後台湾では、政 スを展開しているのではない。 ついていえば、UMNOだけではなく、国民戦線を構成する主要政党である馬華公会(MCA)とマラヤ・インド人 スとしては、マレーシアの統一マレー人連合組織(UMNO)がある。マレーシアでは、UMNOのヘゲモニーの下 党の中でも国民党だけがビジネスに携わり、文化メディア事業や民生関連事業の域を超えて、製造業・金融サービス 特殊性はどこに求められるのであろうか。まずは第一に、経営主体が左翼政党ではない。むしろ国民党は「反共」政 それでは、上記のような政党によるビジネスと比較した場合、国民党の「党営事業」は、何が特徴的であり、その

すなわち、国民党「党営事業」の特殊性とは、 非左翼政党の政権党が営利目的で、 独占的、多角的かつ大規模に営

業」である。 んでいるビジネスである、という点に求められる。そして、「党営事業」の中でも、それを象徴するものが

第二節 先行研究

制期を対象とした研究と、それ以降の民主化との関係について考察した研究に分けて検討する。 てきたのか。ここでは、「党営事業」に関する議論を、国民党政権の台湾移転から一九八○年代末までの権威主義体 り上げられるようになった。それでは、「党営事業」が果たした役割については、これまでどのような議論がなされ 台湾では政治の民主化に伴い、それまで半ばタブー視されていた「党営事業」が新たな話題となり、学術的にも取

| 権威主義体制下の「党営事業」

事業を含む公営事業システムとの「共犯構造体」を構成し、国民党一党独裁による権威主義体制を下支えしてきたの ら相対的に自律した経済的基盤を「党国体制」に与えた。そして、その一端を担う「党営事業」は、「隠れた」公営 及ぶ専制政治が生んだ、特権的な経済独占体制を「党国資本主義」体制と呼んでいる。「党国資本主義」は、社会か

「党営事業」の実態に初めてメスを入れたのは、陳師孟等の研究である。彼らは、「党国体制」下での半世紀近くに ②

また、朱雲漢は、寡占的経済利益の政治的分配という視点から、「党営事業」の役割を分析している。国民党政権

給することで、巨大な党組織の運営を支えるとともに、党・政府・軍部の高官に天下り先を提供したのである。② その中で競合し合う「地方派系」(以下、地方派閥)に供与された。中でも、「党営事業」は国民党に物質的資源を供 特権を分配することで、まずは「党営事業」を含む外省人エリート集団の団結を図り、ついで台湾の名望家である 従者や忠実な支持者に分配して、その支配同盟の凝集性と団結を維持しようとした。国民党政権は中央レベルの経済 - 本省人世家」の懐柔を試みた。そして、地方レベルでは、経済特権は選挙が実施される県・市の範囲で分割され、 各種の政策手段によって人為的に創出されたレント(すなわち、寡占経済による超過利潤という経済特権)を追

程を描いている。 の研究にも見られる。彼は、経済資源としての「党営事業」が、権威主義体制下で特権的・独占的な発展を遂げた過 彼らの研究に共通するのは、「党営事業」の経済資源としての側面に関心が向けられ、党の経済的基盤としての役 及びその政治的効果が指摘されている点である。同様の特徴は、「党営事業」の発展を歴史的に分析した許介鱗

立を指摘した点は、石油化学川中部門での「党営事業」の役割が持つ意味を考える上で重要である。 開がもたらした帰結として、民間資本との間に形成された「党資本共生体」による石油化学川中部門の独占体制の成 資本が「転化」したものであったと評価している。しかし、これは「党資本」が当該部門に「なぜ存在したのか」と いう問題を解釈したものに過ぎず、「なぜ進出したのか」を説明していない。ただし、当該部門での「党資本」の展 による石油化学産業への介入の変遷を分析した許甘霖は、「党資本」(「党営事業」)とは民間資本との結合により国家 か存在する。その一つは、石油化学川中部門における「党営事業」のケースを取り上げた諸研究である。国民党政権 その一方で、経済資源としての役割を超えた、「党営事業」の別の側面での役割について分析を試みた研究が幾つ

割を果たしたと指摘している。彼は、「党営事業」の進出の背景、すなわち「なぜ進出したのか」を明らかにした。 指摘を行っている。さらに、彼女は、台湾苯乙烯公司の設立目的が、スチレン・モノマー市場での大徳昌公司によ 「党営事業」の中でも「経済事業」を取り上げ、その発展過程を分析した邱麗珍も、東聯化学公司のケースで同様の 方、王振寰は、国営事業と「党営事業」は、民間企業が投資意欲を低下させている状況下で、それを代替する役

る独占を打破することにあったという。

る。 析の視野に収められなかったものと考えられる。そして、それゆえに「党営事業」が果たした役割についての意味づ い。これは、政治資源としての側面を明確に意識していないために、政策手段としての「党営事業」特有の機能が分 王振寰と邱麗珍の指摘は、政治資源としての「党営事業」の役割が存在したことを示唆するものであり、 しかし、いずれの研究でも、なぜ「党営事業」が進出する必要があったのか、という問題が明らかにされていな 重要であ

るものである。すなわち、国民党政権にとっての「党営事業」とは、国家資源を利用できない際に、それに代えて動 を代行するという意味があったことが窺える。そして、それは政策手段としての「党営事業」に特有な機能を示唆す 匪経済作戦」)と密接に関わっていた。彼女の指摘からは、明示されてはいないものの、「党営事業」の役割には国家 る。彼女によると、国民党が一九六〇年代中期以降に海外で設立した「党営事業」は、共産党に対する貿易戦(「対 けも、不十分なものとなっている。 とはいえ、邱麗珍の研究は、「党営事業」の役割が国内的なものに限らず、国際的にも存在したことも指摘してい

員することができた政策手段であった、ということである。

二 民主化と「党営事業」

民主化と「党営事業」との関係を考察した先行研究は、民主化の「党営事業」への影響、あるいは「党営事業」の

民主化及び民主政治への影響、のいずれかを考察した二つのタイプに区分することができる。

に関わっているという。(3) いる。Lin(林佳龍)も、「権威主義の遺産」の一つである「党営事業」問題の解決は、台湾における民主主義の定着 政党の凝集性が経済利益によって保たれていることは、党の体質を悪化させ、ひいては民主化を阻害すると指摘して 資中心へと移行したことを明らかにした。後者については、陳師孟・張清渓が、「党営事業」の政治的弊害として、 を指摘している。また、許甘霖は、「党資本」という概念を手がかりに、民主化期の「党営事業」が経営中心から投 例えば、前者では、陳師孟等、許介鱗や邱麗珍が、民主化に伴いビジネス・グループとの合弁事業が拡大したこと

注目したにすぎない。わずかに政府・企業間関係を研究したChu(朱雲漢)が、国民党政権による有力な資本家たち ことを指摘しているが、その理由として挙げられているのは、国庫に代わる新たな党の財源という点のみである。ま の選択的な取り込みという、「党営事業」とビジネス・グループとの合弁事業の政治的効果に触れている程度である。 た、「党営事業」の民主化等への影響を分析した研究も、基本的には、国民党の財源という経済資源としての側面に となり得るという視点を欠いていることである。例えば、許介鱗は、民主化に伴い「党営事業」の重要性が高まった ている。それは、政権党のビジネスであると認識しながらも、「党営事業」が党の政治資源でもあり、その政策手段 これら二つのタイプの研究は、互いに補完関係にあるといえるが、その一方で、双方ともに共通する問題点も抱え

その一方で、民主化期に見られた「党営事業」による海外投資の拡大に言及される際には、台湾の「実務外交」と

ならず、国際関係的視点からも、その役割を捉える必要があろう。 事業」が役割を果たし得た場は、何も国内の政治経済に限定されていたわけではなかった。従って、国内的視点のみ 政治資源としての「党営事業」という視点を導入する必要がある。そして、幾つかの研究が指摘したように、「党営 資源としての「党営事業」という視点からの分析を欠いてきたといえる。「党営事業」の役割を考察するためには、 総じて、「党営事業」に関する先行研究では、分析の焦点が党の経済資源としての側面にほぼ集中しており、政治

第三節 分析の視角

事業」と公営事業はともに「官僚資本」や「官営事業」といった概念の中に包摂されよう。しかし、両者を同一視しい。 して捉えなければならない。確かに、国民党官僚が経営し、国民党政権がコントロールするという意味では、「党営 「党営事業」が果たした役割を系統的に分析する。その際には、経済資源としての「党営事業」のみならず、 治資源としての側面にも注目するが、そのためにはまずは「党営事業」を公営事業から区別し、それを独自の存在と 本論では、戦後台湾の国民党一党支配による権威主義体制において、そしてまた、その民主化の過程において、 その政

ための柔軟性と利便性)を分析の視野に収めることができないのである。 たのでは、後述するような、国民党政権の政策手段としての、「党営事業」特有の機能(すなわち、民間企業である

とりわけ、後者の二つの課題は必ずしも調和するとは限らず、時に矛盾するものであったと思われる。そして、この としたはずである。その一方で、党の政治資源でもあるから、その政策的任務を遂行することを要請されたであろう。(纟) そして、「党営事業」は、党の財源であるから、その本来的な役割を果たすべく、ビジネスとしての効率化を図ろう を握る政権党が民間部門で営むビジネスである以上、国民党には「党営事業」を正当化する必要があったと思われる。 時に、その政治資源でもある。従って、現代台湾政治の各段階において、「党営事業」は正当性の調達、ビジネスと ような「党営事業」による三つの課題への取り組みがまた、戦後の台湾政治の展開を特徴づけたと考えられる。それ 重要な問題である。それに政党の資金調達手段として営利事業を経営することは特殊であり、しかも国家の政治権力 することを迫られたと考えられる。そもそも、政党にとって、活動資金の財源の問題とはその本質やあり方に関わる しての効率化、そして政治的要請への対応、という三つの課題に直面し、それらの課題に同時に、かつ複合的に対応 さて、「党営事業」は、民間部門に属する「政権党の企業」である。そして、それは国民党の経済資源であると同 戦後台湾の権威主義体制において、「党営事業」はどのように三つの課題に対応したのか。この点については、

一 権威主義体制下の「党営事業」

以下のような視点から分析を進める。

国民党政権が党と国家との関係において「党国体制」を確立したことで、「党営事業」もその一角に位置づけられ

よる権威主義的一党支配の下では、台湾社会に向けた正当化は敢えて必要なかったものと思われる。 た。まず、第一の課題 (正当性の調達)については、「党国体制」内部での対応で事足りたと考えられる。

ため、内部調達できない経営資源については、「党営事業」は何らかの形で外部からの調達を迫られたはずであり、 経営資源は、まずは党内に求められたであろう。ところが、国民党それ自体は政党組織にすぎない。また、台湾に移 源を調達したのか、という視点から考察する。国民党がビジネスを手掛けるにあたって、「党営事業」が必要とする 資源の調達先となり得るのは、国家であり、社会であった。 ってきた国民党は、自前のビジネスを営む意思はあったとしても、それに必要な能力を欠いていたと思われる。その 第二の課題(ビジネスとしての効率化)については、「党営事業」は如何にして国家ないし社会から必要な経営資

と考えられる。しかも、国家は大規模な国家部門を擁しており、台湾の政治・経済資源をほぼ独占していた。従って、 「党営事業」は国家部門からの直接的な資源調達を図ったものと思われる。その一方で、戦後の台湾では、政府によ ここで、「党国体制」に組み込まれていた「党営事業」には、国家資源への「特権的」なアクセスが可能であった

えられる。 成長し得る空間を拡大するとともに、「党国体制」内部では調達し得ない資源の新たな供給源を生み出したものと考 資源を享受することができた。さらに、戦後の高度経済成長とその過程における民間部門の発展は、「党営事業」が 民間企業である「党営事業」は、政府の育成対象に指定された業種に進出することで、経済政策を通じて分配される る経済開発の取り組みが早くからスタートし、そこでは民間企業の育成という政策路線が定着していた。このため、

さて、政治資源としての「党営事業」は、「党国体制」下では国民党政権にとっての政治資源でもあった。それは、

源(公営事業)に比べて政策手段としての柔軟性と利便性に富んでいたといえる。そこで、第三の課題 まさに「国家が動員できる『民間』資源」であり、国会審議や煩雑な行政手続を経る必要がないという点で、国家資金に「国家が動員できる『民間』資源」であり、国会審議や煩雑な行政手続を経る必要がないという点で、国家資 への対応)については、「党営事業」を「国家が動員できる『民間』資源」と捉え、それが国民党政権によって政策 (政治的要請

手段として動員されて、台湾の国家の能力を如何に補完したのか、という視点から考察する。

投下する能力である、といえる。それは国家と社会との関係のあり方に規定され、それゆえに各国別に違いが見られ、 また問題領域毎にも異なるものである。しかも、それは何も国内問題のみではなく、軍事・外交などの国際問題への 国家の能力とは、国家が自らの政策を遂行するにあたり、必要な資源を社会から動員し、自らの意図に沿う形で再

対応にも関わっている。対外的な国家の能力は、国際社会におけるその国家の位置づけや、それを取り巻く国際関係

といえる。 このような角度から見た場合、戦後台湾の国家は、国内的にも国際的にも、(3) 国内的には、 中国大陸から移転した国民党政権は、台湾社会に足場を持たない「外来政権」であった。ま いわば「特殊」な環境に置かれていた

にも制約されることになろう。

必ずしもその能力を保証するものではない。むしろ、国家がその目的を達成するために必要とする資源を社会から引 き出そうとする際に、それを制約するものであったとも考えられる。もちろん、台湾の国家が、膨大な国家資源を有 る。国民党政権下の台湾の国家は、台湾社会からの高度な自律性を享受することができた。しかし、国家の自律性は た国際的には、東西冷戦の東アジアへの波及に伴う中国の分裂国家化という状況の中で、台湾の国家はその分裂体の 一つであった。そして、このような二つの「特殊」な環境は、 台湾の国家の能力を内外から制約したものと考えられ

したことは確かである。しかし、それも国家の必要とするあらゆる資源を満たすものであったとは限らない。

らには、米中接近とその後の中華民国の国連脱退とともに、国際社会における台湾の国家の地位は失われた。 事力の行使を抑制されており、台湾の国家はそれが独占するはずの軍事的決定権を事実上奪われたに等しかった。さ り、台湾の国家の正統性は保証されていた。しかし、覇権国アメリカによって、国民党政権は共産党政権に対する軍 方、国際社会においては、東アジアにおける冷戦構造の下で、当初は国民党政権が中国を代表する正統政権であ

考えられる。従って、「党営事業」が国家の政策をどのように補完したのかを明らかにし、さらにその成果を考察す う状況においても、「党営事業」を政策手段として動員することで、国家が直面する問題に対処することができたと き出すことができず、さりとてそれが擁する国家資源も利用できない、といった状況に直面したものと思われる。そ く国際環境の変化の中で、それが直面する諸問題に対応する必要があったことはいうまでもない。しかし、上述の二 ることで、政治資源としての「党営事業」が果たした役割と、その意味を理解することができよう。 んなとき、台湾の国家には「党営事業」が存在していたのである。国民党政権は、いわば「国家も民間もダメ」とい つの特殊性に由来する構造的制約の下では、台湾の国家はその目標の達成を図る上で、民間部門から必要な資源を引 国民党政権が台湾で安定した支配を続け政権を維持するためには、台湾国内の政治・経済変動、及び台湾を取り巻

一 民主化と「党営事業」

応しつつ、三つの課題への取り組みを迫られたといえる。まず、民主化とともに、これまでなおざりにされてきた 「党営事業」の正当化の問題が浮上してきたと考えられる(第一の課題)。 複数政党制による競争的な政党政治が展開 台湾政治の民主化は、「党営事業」を取り巻く環境に変化をもたらした。そのため、「党営事業」は新たな環境に対

まっていた。このため、台湾社会に向けた「党営事業」の正当化は、国民党の無視し得ない課題となったものと思わ 国民党にとっては、「党営事業」がその主要財源であることに加えて、民主化に伴い党の資源の重要性が相対的に高 される中で、経済資源としての「党営事業」のあり方や存在そのものへの批判が、社会の側から噴き出した。一方、

れる。

新たな外交戦略に打って出た。しかし、台湾を取り巻く国際環境を考えれば、台湾の国家が「実務外交」を推進する られたものと思われる。一方、民主化以降の台湾は、国際社会における生き残りをかけて、「実務外交」と呼ばれる 限り動員する必要があった。民主化の進展に伴い、それ以外にも「党営事業」は党の政治的要請に応えることを求め 例えば、「党営事業」はそれ自体が巨大な集票マシーンであり、国民党が激しい選挙戦を制するには、それを可能な があった。そのため、国民党が「党営事業」を政治的に動員する必要性も高まったものと考えられる(第三の課題)。 営事業」はますます民間部門の資源への依存を深め、民間企業との関係もより密接なものになったと思われる。 よる「党国体制」の解体に伴い、かつてのような国家資源への「特権的」なアクセスは困難となり、その結果、「党 新たな環境の下でのビジネスの効率化を図ることが不可避となったと考えられる(第二の課題)。しかし、民主化に さらに、台湾国内の政治・経済変動の中で、国民党政権が生き残るためには、選挙に勝利して政権を維持する必要 そして、選挙の重要性が高まり、選挙戦も回を追う毎に激しさを増す中で、党の資金需要は大幅に増大した。その 以前にも増して党への資金供出を求められた「党営事業」は、これまで以上に高収益をあげる必要に迫られ

要があったと思われる。民主化の過程で、国民党は「党営事業」の正当化を図る一方で、政権維持のためには党の資 中で、やはり「国家も民間もダメ」という状況に直面し、「党営事業」を政策手段として動員することで対処する必

源を最大限に活用したと考えられる。それは、党の財源としての本来的な役割を果たすべく、経営の効率化を図ろう 開はまた、台湾の民主化を何らかの形で特徴づけたに違いない。 とする、企業としての「党営事業」の活動にも影響を与えたものと思われる。そして、このような「党営事業」の展

終的には、そのような分析を踏まえた上で、現代台湾政治に「党営事業」なるものが存在したことの意義を探りたい。 かにする。国民党の活動の一部にすぎない「党営事業」の役割を系統的に分析することで、現代台湾政治のマクロ的 台湾の国家が「党営事業」という政治資源を動員して、その直面する課題に対応しようとした姿である。そして、最 な特質が明らかにされよう。「党営事業」というレンズを通して見えてくるのは、国内外の二つの特殊な環境の中で、 以上のような視点から、本論では、戦後台湾政治において国民党の「党営事業」が果たした役割とその意味を明ら

第四節 「党営事業」の定義と分析の対象

を有する企業を指すのであれば、「経営事業」こそがそれに相当する、との見解を示している。ここでは、これを狭 は「投資事業」と定義されていだ。ところが、近年投管会は、「党営事業」という用語を用いる場合に、党が経営権 (及び、その企業群) を指していた。そのうち、党の出資比率が過半数を超えるものが「経営事業」、それ以下のもの には、その明確かつ厳密な定義が存在しない。もともと、「党営事業」は国民党の用語で、党によるビジネス全般 ここで、本論で用いる「党営事業」という用語の定義と、分析の対象について触れておきたい。現在、「党営事業」

義の「党営事業」概念と呼んでおく。

れる。従って、狭義の「党営事業」概念では、「投資事業」の中で国民党がその経営をコントロールできる企業が除 殊な立場にあったため、実際にある企業をコントロールする場合には必ずしも大株主である必要はなかったと考えら 株式の関係は現実の複雑な社会関係を反映していない。国民党の場合、権威主義的な一党支配を行う政権党という特 必ずしも反映したものではない。一般に、株式の保有に関する議論では、同質化された個々の株主を分析単位とし、 上記の国民党の定義は、台湾の会社法での公営事業の定義を援用した便宜的なものに過ぎず、党の経営権の所在を

外されてしまう恐れがある。

の「党営事業」概念には、党による経営権の行使を過大評価しかねないという問題点があった。 ぶことから、「党営事業」という表現は党が経営する企業であるという印象を与えることになった。そのため、広義 各企業に対する党によるコントロールの有無を明確にできない。また、台湾では国家が経営する企業を公営事業と呼 営事業」と「投資事業」の双方を併せて「党営事業」と呼ばれてきた。ただし、この広義の「党営事業」概念では、 一方、これまでの研究においても、また一般に話題にされる場合にも、台湾の学術界やメディアでは、 一般に「経

を左右するには及ばないかに見えたが、実質的には党(投管会)によるコントロールが確立されていた。「党資本_ で、ある企業の経営権を握るケースが現われた。ここでは、表面的には党の持株比率は僅かであり、その企業の経営 た党による経済介入を十分に捉えられない。この時期、投管会が、その委員でもある民間資本家の企業と協調する形 れると同時に、党の経営権を過大評価することも避けられよう。ところが、この概念では、一九九○年代に複雑化し

「党資本」(党が所有する資本)という概念を打ち出した。この概念により、党による出資形態の歴史的変化を捉えら そこで、許甘霖は、国民党による経済介入の実態を理解するには、党の所有権に着目するのが適切であるとして、

時に、「党資本」の多寡がコントロールの有無を決定するわけでもない。それゆえ、どの企業において党による支配 が確立しているのかについては、その判断が非常に難しく、やはり個別のケースを検討する必要がある。 い。つまり、「党資本」の存在が党によるその企業へのコントロールを必ずしも保証するものではないが、それと同 概念では、この点を見落とす可能性があり、今度は逆に党による経営権の行使を過小評価することにつながりかねな

確認することで対応する(ただし、本論において、「党営事業」の用語が「党の企業」あるいは「政権党の企業」と 点については、必要な限りにおいて、ある特定の企業に対する党によるコントロールの有無、及びその形態を個別に 営事業」と呼ぶ(なお、特に断らない限り、個別の企業についても「党営事業」と表記する)。また、党による出資 とを了解されたい)。 いう表現と同義で用いられる場合には、特に党によるコントロールが確立している企業を念頭に置いているというこ 形態の特徴を捉えるために、許甘霖の「党資本」の概念を採用する。そして、広義の「党営事業」概念が抱える問題 ている広義の「党営事業」概念を用いることにする。すなわち、国民党によるビジネス全般、及びその企業群を「党 そこで、本論ではこのような状況を踏まえつつ、まずは国民党が当初用いた用語でもあり、現在台湾で広く流通し

機関とそのスタッフ、各企業及びその経営陣と従業員などが挙げられる。この点についても、「党営事業」管理を含 取り上げるに止める。また、「党営事業」と関連して、その管理に関わるアクターとしては、「党営事業」管理の主務 する。そして、特に断らない限り、これを「党営事業」と呼ぶことにする。「文化事業」については、必要な限りで ベルの中央財務委員会(以下、財委会)が主管した「党営事業」の中でも、とりわけ「経済事業」を主な分析対象と(雲) なお本論では、政権党が製造業・金融サービス業部門でビジネスを展開する政治的・経済的重要性から、党中央レ

第五節 本論の構成

論の末に出されたプランがどのように実現されたのかという視点から、「党営事業」の設立過程を分析する。 についての党内での議論を考察し、国民党がビジネスに携わるに至った経緯を明らかにする。そして、そのような議 前のビジネスを営むことが唯一の選択肢ではない。そこで、第一章では、国民党の財務工作との関係から「党営事業」 |党営事業||の収益に依存していることは常々指摘されているが、一般に、政党がその活動資金を調達する場合、自 本論の構成は、以下の通りである。第一章では、「党営事業」の起源を明らかにする。国民党がその活動資金を

が明らかにされよう。 を考察する。ここでは、「党営事業」の正当化が、権威主義体制下では「党国体制」内部で行われるに止まったこと で、第二章では、党財政の特徴を明らかにするとともに、台湾における「党営事業」の存続と発展をもたらした背景 めるために創設されたものであるから、その存続と発展は党の財務工作との関係から理解できると考えられる。そこ 第二章は、台湾移転後の国民党の財務工作についての分析である。そもそも「党営事業」は、党の経済的基盤を固

時代の二つの時期に区分する。前者は、一九五○年代から六○年代、後者は七○年代から八○年代にほぼ対応する。 民党のビジネスであることから、党の領袖の就任時期を基準として、権威主義体制期を蒋介石総裁時代と蒋経国主席 第三章と第四章では、 権威主義体制下における「党営事業」の発展過程を分析する。本論では、「党営事業」が国

らに、党財政への貢献という角度から、経済資源としての「党営事業」が果たした役割についても考察する。 これら二つの章では、各時代の「党営事業」を取り巻く政治的・経済的環境の中で、党の財務官僚が如何にビジネス の効率化を図ってきたのかという視点から、「党営事業」独自の発展の歴史とそのダイナミズムを明らかにする。さ

党に対する貿易戦(「対匪経済作戦」)、及び中国銀行の民営化を考察する。これら二つの章では、台湾の国家が「党 を果たしたのかを分析する。また、そうした役割の持つ意味、及びそのような政治的動員がビジネスとしての「党営 営事業」をどのように動員したのか、そして、それぞれのケースで政治資源としての「党営事業」がどのような役割 金融システムの多角化のケースを分析する。第六章では、「国際的」な動員のケースとして、国民党政権による共産 たケースを取り上げる。第五章では、「党営事業」の国内的な動員が行われた、国家主導による産業構造の高度化と 第五章と第六章では、権威主義体制下で見られた、「党営事業」が国家(国民党政権)によって政治的に動員され

かにする。そして、そのような政治的動員とビジネスとしての「党営事業」との関係、さらには「党営事業」の存在 れに対応して如何に正当化を図り、ビジネスの効率化を推し進め、また如何なる形で政治的に動員されたのかを明ら 主化と「党営事業」との関係を分析する。民主化に伴う新たな政治的・経済的な環境に直面した「党営事業」が、そ が台湾の民主化及び民主政治に対して持った意味についても考察する。 第七章と第八章では、一九八○年代末からの民主化以降の「党営事業」を取り上げる。第七章では、国内政治の民

事業」に与えた影響についても考察する。

業」が国家元首である総統の政策手段であったこと、そして、李登輝総統の主導の下で展開された「実務外交」では 第八章では、民主化以降の「党営事業」による海外投資の展開について分析する。ここでは、この時期の「党営事

外交手段として動員されたことを明らかにする。また、「党営事業」が果たした役割とその意味、及びその政治的動

員がビジネスへ与えた影響についても考えてみたい。

意義を検討する。そして、今日的視点から「党営事業」を捉え直し、政権交代後の「党営事業」について分析を加え 最後に、終章では、台湾の国家と「党営事業」との関係を総括し、現代台湾政治において「党営事業」が存在した

- 1 跡」への国際的評価の一つとしては、例えばニューズウイーク誌が李登輝総統を「ミスター・デモクラシー」と賞賛し、そ の指導力を高く評価したことが挙げられる(Newsweek, 1996. 5. 20, pp. 10-17.)。 経済の「奇跡」を実現した台湾が、東アジアNIEsの一員に列せられたことは良く知られている。また、政治の「奇
- (2) 若林正丈『台湾――分裂国家と民主化』、東京大学出版会、一九九二年。
- (3) 一九八七年の戒厳令解除以降、「党営事業」に関する話題が台湾のメディアで取り上げられるようになった。その先駆け では、主に中央常務委員会や中央工作会議の会議記録の中からピックアップした財委会報告、及び党大会や中央委員会総会 調査した時点では、「党営事業」管理を主管した中央財務委員会(財委会)の内部資料は公開されていなかった。そこで本論 以上経過したものについては台北の中央党史委員会(現、中央文化伝播委員会党史館)で公開されている。しかし、筆者が その後、タイム誌(Time, 1993. 8. 23, pp.20―22)をはじめ海外のメディアでも「党営事業」が報じられるようになった。そ というべきものが、八九年五月に『財訊』が掲載した「党営事業専輯」と翌年の『卓越雑誌』三月号の巻頭記事であった。 の一方で、「党営事業」に関する一次資料の公開は進んでいない。国民党の内部資料は、機密性の高いものを除いて、三〇年

- での党務工作報告などの資料をもとに分析を進める。なお、これらの資料の所蔵先は中央党史委員会(党史会)である。
- (4) これは、国民党による評価である(中国国民党党営事業管理委員会編印『党営経済事業的回顧與前瞻』、台北、中国国民
- (5) このような批判は、国民党の「党産」(党資産)の清算を求める主張も含めて、民進党、国民党政権に批判的な学者や市 党党営事業管理委員会、一九九四年)。
- 6 民団体から出されたものである(黄煌雄・張清渓・黄世 鑫主編『還財於民』、台北、商周文化、二〇〇〇年)。なお国民党の 「党産」には、「党営事業」のほか、現金、有価証券、土地・建物等の不動産が含まれる。 例えば、石田浩『台湾経済の構造と展開――台湾は「開発独裁」のモデルか』、大月書店、一九九九年、一五頁、及
- 7 び凃照彦『台湾の選択――両岸問題とアジアの未来』、平凡社新書、二〇〇〇年、一一二―一一九頁、など。 陳師孟・張清渓「台湾党営事業的演変及其政治経済含意」、台北、中国経済学会政治経済研討会抽印本、一九九一年。
- 8 田島俊雄「中台の経済発展と国営企業」、山田辰雄編『歴史の中の現代中国』、勁草書房、一九九六年、三三八頁。
- 北、中国国民党中央委員会設計考核委員会、一九七一年、二九三頁。ちなみに、この論文自体は一九五五年一月に発表され 毛松年「党営事業管理問題之研究」、中国国民党中央委員会設計考核委員会編印『専題研究報告彙編 党務類 (四)』、台
- 台湾地方菁英的流動(一九四五—一九八六)——省参議員及省議員流動的研究」、台北、国立台湾大学政治学研究所博士論文、 正合著『解剖台湾経済-義下弱勢団体相互剥削的循環――台湾経済体系的解剖」、蕭新煌・朱雲鵬・許嘉猷・呉忠吉・周添城・顔吉利・朱雲漢・林忠 九九〇年、一三七頁。 陳師孟等『解構党国資本主義——論台湾官業資本之民営化』、台北、澄社、一九九一年、六九—七一頁、林忠正「威権主 ――威権体制下的壟断與剥削』、台北、前衛出版社、一九九二年、一六八頁、及び陳明通「威権政体下
- (11) 『中華日報』、二〇〇〇年一月三日。

- 12 「編者的話:老格局做不好新事業」、『商業周刊』、台北、六三三期(二〇〇〇年一月一〇日)、一四頁。
- 13 梁永煌・田習如等編著『拍売国民党-—党産大清算』、台北、財訊出版社、二〇〇〇年、一四九—一五〇頁。
- (4) 『聯合報』、一九九八年一一月一六日。
- (5) Far Eastern Economic Review, 1994. 8. 11, p. 1.
- (16) 陳師孟・張清渓、前掲論文、七―九頁。

扱われている。

- 18 17 対象としている。 彼らの研究では、台湾も「一党専制ないし全体主義的な政治体制がとられている」国のケースにかなり近いものとして 台湾の政党については、国民党、民進党、中国青年党(以下、青年党)及び中国民主社会党(以下、民社党)の四党を
- 19 のことである。「党禁」自体は八九年の人民団体組織法の改正(政党の新規結成が許可制から登録制に)により正式に解除さ 圧された(いわゆる「自由中国事件」)。その後、新たな政党が誕生したのは民進党が結成された八六年九月(結成を強行) 党」である青年党と民社党が存在を許されていたのみであった。六○年に中国民主党の結成が試みられたが、当局により弾 一九四九年の戒厳令布告以降、台湾では政党の新規結成が事実上禁止された。このため、国民党のほかには、その「友
- (20) マレーシアの政党政治については、萩原宜之「マレーシアの政党政治」、村嶋英治・萩原宜之・岩崎育夫編『ASEAN 諸国の政党政治』、アジア経済研究所、一九九三年、四九─九○頁、を参照のこと。
- (21) マレーシアにおける政党の事業経営については、代表的な研究として以下の著作が挙げられる。Edmund Terence Money Politics in the Barisan Nasional, Kuala Lumpur: Forum, 1991; Edmund Terence Gomez, Political Business: Gomez, Politics in Business: UMNO's Corporate Investments, Kuala Lumpur: Forum, 1990; Edmund Terence Gomez,

University of North Queensland, 1994 Corporate Investment of Malaysian Political Parties, Centre for South-East Asian Studies, Australia: James Cook

- (22) 陳師孟等、前掲書、一六頁、及び六九―七一頁。
- び省営の企業を併せて公営事業と呼ぶこととし、以下必要な限りにおいて、国営(国営事業)ないし省営(省営事業)を区 と)。そこで、本論では便宜的に、台湾の「公営事業」、「国営事業」のうち、主として産業及び金融機関を対象として国営及 は政府がコントロールしている企業を指す。なお、台湾での「公営事業」や「国営事業」の概念は、基本的には出資比率に よって規定されているものの、必ずしも一本化されているわけではない(例えば、田島、前掲論文、三○五頁、を参照のこ 「隠れた」公営事業とは、公営事業や政府系財団法人による再投資先の企業など、表向きは民間企業であるが、実質的に
- (4) 朱雲漢「寡占経済與威権政治体制」、蕭新煌・朱雲鵬・許嘉猷・呉忠吉・周添城・顔吉利・朱雲漢・林忠正合著、前掲書、 一三九―一四一頁、及び一四八―一五〇頁。
- 許介鱗『戦後台湾史記』、台北、文英堂、一九九六年、二五五—二六八頁。
- (26) 許甘霖「党資本的政治経済学——石化業個案研究」、台中、私立東海大学社会学研究所碩士論文、一九九三年、二六—三 という。しかし、歴史段階を問わず、また党が経営権を握ろうと握るまいと、「党営事業」は民間企業であり、その資本循環 資本循環構造の点で国家資本と区別されることはない。むしろ、この歴史段階では、「党資本」と国家資本との区別は述語上 した政治経済構造の下では、「党資本」は「民間資本」として展開し、それはもはや国家資本とは資本循環構造を異にする。 の意味を持つに過ぎず、両者は同義語であるという。しかし、一九七〇年以降の国民党政権が合弁を通じて民間資本と結合 ○頁。彼によれば、「党資本」とは国民党が支配する資本のことであるが、「党国不可分」の政治経済構造の下では、これは 「党営事業」という概念も、このような「党資本」と国家資本が切り離された歴史段階においてのみ適用され得るものである

に関する理解が不足したことに由来する。しかし、その後の論文では彼自身が「党営事業」の歴史を踏まえて「党営事業」 (国家資本)と異なっている。許甘霖の概念上の問題点は、「党営事業」全般の発展の歴史とそのメカニズム

概念を再検討し、自らの「党資本」の概念を修正している(許甘霖「政治支配或市場邏輯――『党営事業』概念的再検討」、

(27)「王振寰「国家機器與台湾石化業的発展」、『台湾社会研究季刊』、台北、第一八期(一九九五年二月)、一七—一八頁。

『台湾社会研究季刊』、台北、第二八期〔一九九七年一二月〕)。

- (28) 邱麗珍「国民党党営経済事業発展歴史之研究——一九四五—一九九六」、台北、国立台湾大学政治学研究所碩士論文、 九九七年、九五頁。
- (29) 同上論文、九七—九八頁。
- 31 30 許甘霖、前揭論文「政治支配或市場邏輯——『党営事業』概念的再検討」。 陳師孟等、前掲書、七二頁、許介鱗、前掲書、六三―六四頁、及び邱麗珍、 同上論文、一二八—一五一頁。
- (32) 陳師孟・張清渓、前掲論文。
- 33 Lin, Chia-lung (林佳龍)," Paths to Democracy: Taiwan in Comparative Perspective," Doctoral diss., Yale University,
- (34) 許介鱗、前掲書、六三頁。
- (纽) Chu, Yun-han (朱雲漢), "The Realignment of Business-Government Relations and Regime Transition in Taiwan" in Andrew MacIntyre (ed.), Business and Government in Industrializing Asia, Ithaca: Cornell University Press, 1994
- 『台湾史研究』、台湾史研究会、第一五号(一九九八年)、七○─八○頁。 許介鱗、前掲書、六五―六六頁、邱麗珍、前掲論文、一五一―一五五頁、及び松田吉貴「国民党の沖縄投資とその展望」、
- 5) 許介鱗、同上書、六六頁。

- 林長華「官僚資本」、段承璞編著『台湾戦後経済』、台北、人間出版社、一九九二年。
- (39) 陳師孟等、前掲書。
- 40事業」による党の主義・主張の宣伝であった(毛松年、前掲論文、二九四頁)。 党の政策的任務を遂行するという役割を担っていることが指摘されていた。ただし、ここで念頭に置かれていたのは、「文化 党内での「党営事業」に関する研究報告では、その特性として、党の財源としてビジネスの効率化を図ることに加えて、
- (4)「党営事業」はたとえ民間企業であっても、「政権党の企業」である点、すなわち国民党政権との特別な関係を持つ点で、 を明確にするために、本論では敢えてカギ括弧付きの「民間」と表記する。 他の一般の民間企業とは異なる。そこで、国家が動員できる民間企業であるという特徴に加えて、一般の民間企業との違い
- $\widehat{42}$ 例べは、Migdal, Joel S., Strong Society and Weak State, Princeton: Princeton University Press, 1988.
- $\widehat{43}$ 治学的には十分に国家と見なすことができる。 交関係を有しており、しかも一定の領域と住民に対し排他的な管轄権を行使し続けている。このため、台湾の「国家」は政 戦後台湾の「国家」の国家性(statehood)は制約されたものとなっている。しかし、その「国家」は少数の国家との外
- (4)「中国国民党経営事業管理通則」、「中国国民党中央委員会常務委員会第七六次会議紀録」、台北、一九五三年一二月二三 年九月四日 日、及び「本党経営事業之轉投資事業管理暫行弁法」、「中国国民党中央委員会工作会議第四七次会議紀録」、台北、一九五三
- (4) 一九九六年末の国家発展会議で「党営事業」に関する所謂「四不決議」(独占的な事業の経営に従事してはならない、公 以上とする案と三三・四%以上とする案の二つが提出されていたが、最終的には、九七年一月に党の持株比率が五○%以上 て、党内では「党営事業」の定義に関する議論が行われた。投管会からは、「党営事業」の基準として党の持株比率が五○% 共事業を受注してはならない、政府調達の入札に参加してはいけない、大陸に投資してはならない)がなされたことを受け

(46) 先に触れた投管会の主張(狭義の「党営事業」概念)は、まさにこのような問題点に対する反論でもあった。第七章で 触れるように、一九九〇年代に入ると、国民党のビジネスの実態はほぼ「投資事業」となった。経営権取得を目的としない の企業を「党営事業」、五〇%に満たないものは「投資事業」にすぎないと定められた(『工商時報』、一九九七年一月一一日)。

が経営権を握る企業)と「党資事業」(党は出資するのみで、経営権は握っていない企業)に区別して表記する試みが行われ する動きが見られた。例えば、『財訊』では、各企業における国民党のコントロールの有無を確認した上で、「党営事業」(党 出資が増加した結果、各企業における党の持株比率は著しく減少した。一方、メディアの側でもこの問題点に対応しようと

- <u>47</u> 許甘霖、前揭論文「政治支配或市場邏輯——『党営事業』概念的再検討」。
- 治的影響力は、党中央の「党営事業」に及ぶものではなかった(中国国民党台湾省第三届委員会編印『台湾省党務報告』、南 旅行会社などを経営し、その利益は省党部の自主財源の一つであった。とはいえ、その経済的規模、及びそれに由来する政 国民党では、台湾省レベル以下の地方党部においても「党営事業」経営が行われていた。例えば、台湾省党部は農場や
- (铅) この時期区分は、邱麗珍に倣ったものである(邱麗珍、前掲論文、一三―一四頁)。ちなみに、蒋介石(党総裁) に伴い、蒋経国が党主席に就任したのは、一〇期第二次臨時中全会(一九七五年四月二八日)のことであった。

中国国民党台湾省第三届委員会、一九五七年、一二八—一三一頁)。

第一章 「党営事業」の起源

その弟・陳立夫とともに「中国四大家族」に列せられた官僚資本家でもあった。 陳家の党」と評されたように、彼は国民党の党務を握っていた人物であり、また蒋介石、孔祥熙や宋子文と並んで、 まで、「党営事業」の起源については、その多くが陳果夫個人との関わりから語られてきた。確かに、「蒋家の天下、 なぜ、国民党には「党営事業」なるものが存在するのか。国民党は、どうしてそれを営むようになったのか。これ

このとき「党章」とは別に「関於籌措党費之決議」(「党費調達に関する決議」。以下、「党費決議」)がなされ、これ によって「党営事業」が制度化されたのである。 五年五月の六全大会のことであった。それにより、「総章」は党員に重い財政負担を強いるものとなった。さらに、 変更されていない。その後、三八年三月の臨全大会では「総章」の修正は行われず、大幅な変更が加えられたのは四 第三回全国代表大会(三全大会)で修正が加えられたものの、第一次国共合作の影響を受けた党員費に関する規定は 必要があろう。党規約である「中国国民党総章」(以下、「総章」)の「経費」の部分では、一九二九年三月の国民党 しかし、「党営事業」は国民党の財源であるから、その起源に関する問題は党の財務工作との関わりから考察する

許介鱗や邱麗珍は、このときの「党費決議」と「憲政」との関わりを指摘している。彼らによると、国民党は、

会に至るまでの過程に隠されていると思われ、この時期の財務工作を「憲政」要求運動との関係から捉えることで、 運動が高まりを見せた時期でもあった。従って、「党営事業」の起源を考える上でのヒントは、臨全大会から六全大 財源を求めて「党営事業」の創設を決めたのだという。実は、臨全大会以降とは、国民参政会を中心に「憲政」要求 「党営事業」誕生の理由を明らかにできると考えられる。そこで以上のような視点から、本章では「党営事業」の創 「憲政」実施後にはもはや「訓政」時期のようにその活動資金を国庫に依存できないと考えていた。そこで、新たな

設に至った経緯、及びその成立過程を明らかにする。

第一節 「党営事業」の創設に至る経緯

蒋介石の党内権力確立と「憲政」実施に向けた動き

た。このような状況下で、国民党は三八年三月末に漢口で臨全大会を開催し、異分子混入に備える内部対策として総 九三七年七月の盧溝橋事件直後、国民政府は戦時体制へと突入し、九月には共産党との第二次国共合作を決定し

ける独裁的な権力を確立したのである。(8) 裁制の導入を決定し、蒋介石を総裁に、汪精衛を副総裁にそれぞれ選出した。これにより、蒋介石は念願の党内にお

成されたといえる。なぜなら、総統の権限は孫文総理を踏襲する強大なものだったからである。そして、彼が次に求 こと、第二に国民から選出される形で総統に就任すること、であった。前者については、総裁就任によりひとまず達 家近亮子によると、当時の蒋介石にとって最大の狙いとは、第一に孫文が持っていた国民党内での地位を獲得する

とになった。 ため、蒋介石は党の凝集力を彼自身に収斂させていく過程で、党員に重い財政負担と自己犠牲という責務を強いるこ めたものは、孫文が理想とした党員であり、それは個人の自由や身命をも党のために犠牲にする党員であった。この

き国民大会の母体としての国民参政会の創設に向けて動き出したのである。 党と蒋介石の指導性が強調されながらも、「国民参政機関を組織」することが謳われていた。こうして、彼は来るべ では、抗戦勝利の日には「軍事を収束させ、憲政を遂行する」ことが述べられ、「抗戦建国綱領」においては、国民 の実践者として「民主的」イメージをアピールする必要があった。臨全大会で採択された「臨時全国代表大会宣言」 憲法草案」(「五五憲草」)を通過させていた。そこで、彼が第二の狙いを実現させるためには、外に向けて「憲政」 一方、蒋介石は一九三五年一二月に行政院長に就任した後、翌年には総裁を実質的な権力の中枢とした「中華民国

二 「党員養党」の資金調達

中全会)での演説に見られる。 踏み切らなかった。しかし、彼の本音は一九三八年四月八日の国民党第五期中央執行委員会第四次全体会議 臨全大会の段階では、蒋介石は汪精衛との同盟関係を重視したため、党員規定が含まれる「総章」の全面改訂には (五期四

事務職員の有給制度であった。彼によると、本来「党員は主義を実行する先駆者であり、自身に内在する精神的要求 失い、革命建国を指導する唯一の推進力とはなり得なかった」とし、その原因として第一に挙げたのが、党の委員と 彼はこの演説の中で、「我々の党の組織が不健全で、党員の訓練が不十分であったために、党は力を失い、 精神を

服務と報酬との関係が形成され、かつての純粋に義務的な服務精神が失われてしまった」のである。 に駆り立てられて、自分の能力を党の服務のために捧げなければならない」。「しかし党委員の有給制を実施して以来、

任感から党の工作に尽力すべきなのであり、このような精神が養われてこそ党は健全に発展できるのである。 に依存してはならず、党自身で調達すべきであることを強調した。彼によれば、党員は生活のためではなく自身の責 「党員養党」(党員が党を養う)という形を実現させる必要性であった。そして、彼は党の活動資金(「党費」)は国庫 そこで、蒋介石が党の経費との関係で訴えたことは、「党養党員」(党が党員を養う)という「不良現象」を回避し、

の三点を提示したのである。 を党の経費とする、第三に、党の経費は各省の党支部とも自給を原則とし、その事業費については中央が補助する。 に党員費の納入を励行させるとともにその比率を高め、党員の所得から寄付金(「所得捐」)を徴収し、これらの収入 則とする(ただし、抗戦期間に即時実行できない場合には、この原則に沿う形で徐々に改めていく)、第二に、党員 記長及びその他技術人員のような専任・専門職の人員を除いて、中央以下各級の執行委員と監察委員はみな無給を原 その上で、彼は「党員養党」の実現に向けた具体的な改革案として、第一に、各級党部は、秘書長、主任委員、書

は全国の各公共機関で実施され、後にその他の職業団体にも拡大されていった。(ユリ 同日の第三次会議で了承された。そして、「党員養党」の準備工作として新たに実施されたのが「党員月捐」制度で あった。一九四〇年一月からスタートしたこの制度は、毎月党員の実収入に合わせて寄付金を徴収するもので、当初 このような党員に一層の財政負担を求める「党員養党」という方針は、蒋介石が演説の中で示した諸提案と併せて

三 「憲政」要求運動と国民党の対応

場しかなく、党派の立場はありえないものとして捉えていたのである。 「経済団体」の資格で参加した。蒋介石は、国民参政会を将来の国民大会の母体と認識しつつも、そこでは国民的立 議案を提出」することに限定されていた。また、政党の「参政」は排除され、共産党や他の党派も「文化団体」や 一二日には公布された。この「条例」によれば、国民参政会は民選の民意代表機関ではなく、その権限も「政府に建 五期四中全会では、「抗戦建国綱領」を受けて四月七日に「国民参政会組織条例」(以下、「条例」)が採択され、

込め、さらに同年九月二五日には、交通事情の困難さを理由に一一月一二日の国民大会召集の延期を公布しだ。とは 中全会では、国民党はついに翌四〇年一一月一二日の国民大会召集を決定した。国民党は自ら下したこの決断により、 る七つの提案が出されたのを受けて、国民大会を召集し、憲政を実現する決議がなされた。そして、同年一一月の六 会を政治的舞台として「憲政」実施を要求する運動が高揚した。三九年九月の第四次会議では、「憲政」実施を求め は、そうした新たな課題に応えるものであった。しかし、国民党は四○年五月の第五次会議では「憲政」論争を封じ な段階へと移ったのである。四○年一月に毛沢東が発表した「新民主主義論」や同年二月の講演「新民主主義的憲政. て、「憲政」要求運動は「憲政を実施するか否か」という段階から、今や「いかなる憲政を実現するか」という新た 「憲政」要求運動のエネルギーを吸収し、その上で新たな政治的対応を考えざるを得ない段階に追い込まれた。そし ことになった。そして、財務工作もその例外ではなかったのである。 いえ、「憲政」要求運動が新たな段階へと突入したことで、国民党は党務のあり方についても新たな対応を迫られる ところが、西村成雄が「第二次憲政運動」期と位置づけたように、一九三九年から四〇年にかけて、この国民参政

には問題となる。憲政以後本党の経費をどうするのか」。「我々は今後の経費の計画について、早急に全般的な考えを 達という問題が結び付けられていたのである。しかし、その後九月に国民大会の延期が決定されると、この問題も先 達方法を検討することが決定された。つまり、党中央の最上層部では、既にこの段階で「憲政」実施と資金の自己調 有しており、この会議では、国民大会の召集を目前に控えて早急な対策を講じるべく、孔祥熙を中心に今後の資金調 示さねばならない」と「憲政」実施後には資金の自己調達を迫られることを強く訴えた。他の委員も同様の認識を共 委会主任を務めていた孔祥熙は、「国庫から党の活動資金を受け取ることは、現在なら当然可能であるが、憲政以後 九四〇年四月の中央常務委員会第一四五次会議では、今後の財源に関する議論が交わされた。この場で、当時財

送りされてしまった。

党の資金調達の問題が「憲政」実施との関わりで捉えられ、そのような認識が既に党中央で広く共有されていたこと ら一四名の委員が提出した「確立本党経済基礎案」がそれである。この提案では、「憲政が開始されると、本党は政 そして第三に、党員保険部を附設して党員の生命と生活の安全を保障すること、の三点が挙げられていた。そして、 させること、第二に、党の金融機構として民生銀行を設立し、これにより「経済事業」のさらなる発展を図ること、 アが明確に示されていたことである。具体的には、第一に、財委会を充実させ、その責任の下で「経済事業」を発展 が窺える。さらに注目すべき点は、資金調達のための方法として、今日の「党営事業」の青写真ともいえるアイディ 国庫に仰いではならない」とし、「憲政」実施を控えて党の経済的基盤を確立する必要性が説かれていた。ここから、 治的権利を人民に返還して、野党の地位に退く」のであるから、「本党の一切の活動を維持するための資金を絶対に ところが、一九四一年四月の五期八中全会では、資金調達のための具体的な方法に関する提案がなされた。周啓剛

この提案を受けて、再び中央常務委員会で具体的な検討作業を行うことが決定された。

新たな財源を見出す必要があったと考えられる。そこで、蒋介石は、彼の理想と現実を整合し得るような財源を見出 くなる中で、蒋介石が理想の党員像を追求する一方で、「民主的」アピールを続けるのであれば、彼はより現実的な 戒感から、国民党には企業献金に依存するという選択肢はなかった。このため、現実問題として党の資金繰りが苦し れるとともに、国庫からの資金調達に対しては国民党内外からの批判が強まっていた。とはいえ、資本家に対する警 りを受けて、国民党内では「憲政」実施後には活動資金を自己調達しなければならないというコンセンサスが形成さ しており、その結果、国民党は依然として国庫への財政的依存を続けていた。その一方で、「憲政」要求運動の高ま(8) 推し進めようとした。しかし、実際には党員費の未払い問題が深刻化するなど、党員からの資金徴収は既に限界に達 このように、蒋介石は「党員養党」の方針に基づいて、党員にさらなる財政負担を負わせる新たな資金調達政策を

四 陳果夫による「党営事業」プラン

すという任務を陳果夫に委ねたのである。

及び党員の貯蓄動員と保険合作社の経営といった四つの事業を選択し提案した。ただし、資金の用途は秘密資金や予 あった。彼は、最も理想的な事業として「文化事業」を挙げた上で、映画事業、印刷出版業、エネルギー産業の統制 啓剛らの提案との関係は定かではないが、彼が示した見解もまた事業経営、すなわち「党営事業」による資金調達で 蒋介石総裁直々の指示を受けた陳果夫は、すぐさま活動資金の新たな調達方法の検討に取り掛かった。そして、周

想外の支出に限定されていた。

になった。最終的には、党の財務管理と並んで映画事業と印刷事業の経営に関する計画が作成され、これらは直接総 ことであった。その際、映画事業に対する懐疑的な意見も出されたが、既に大筋は決しており、財委会主任の孔祥熙 三つの計画は中央常務委員会に送られ各委員による意見交換が行われたが、それは総裁の承認が取り付けられた後の 裁に提出された。蒋介石は、映画事業は試験的に実施することを許可したが、印刷事業については再検討を指示した。 示しだ。こうして、陳果夫を中心とした数名によって、「党営事業」経営による資金調達のプランが検討されること 蒋介石はこのような提案を受けて、さらに戴季陶、葉楚傖、陳果夫、朱家驊の四名を指名して具体的な計画を指

を加えた委員数名による専門委員会を組織して具体的な検討と計画を行うことで一致した。 あり、それに経費を依存する範囲も限定されていた。「党営事業」が文化・メディア事業に限定されたのは、その部 かし、陳果夫のプランの中味は、全方位的な事業展開を念頭に置いた周啓剛らのプランをいわば「縮小」したもので 石に出した回答は、周啓剛らの「党営事業」というアイディアをオーソライズした形になったということである。し 残念ながら、この後の専門委員会での議論については明らかではないが、少なくともいえることは、陳果夫が蒋介、

門を掌握していた陳果夫が、新たな経済資源をその影響下に収めようとしたためと考えられる。 事業の発展を切実に計画し、積極的に準備しなければならない」と財務改革の方向性が明確に示された。さらに、こ 的基盤の確立を求める提案が相次いだ。そして、この段階に至り、中央常務委員会で「党営事業」経営の実施方法を の会議で提出された陳泮嶺ら一四名の委員による「憲政実施後本党之地位及目前応有之準備案」では、各種「党営事 検討する作業がスタートし、一二中全会における党務報告では、「憲政実施にあたり、党費自給制度の確立及び党営 その後、一九四三年九月の五期一〇中全会以降、地方の党支部でも「経済事業」ないし生産事業の経営による経済

発展は、切実に計画し積極的に準備されなければならない」との内容が盛り込まれた。(ヨ) 業」の創設が速やかに実施されるよう求められ、「対於党務報告之決議」でも「党費自給制度の構築及び党営事業の(8)

物であったといえよう。いずれにせよ、陳果夫の「党営事業」プランは実践へと移されていくが、それは抗日戦争の という民主主義的課題、すなわち中国の政治的民主化に根ざしたものであった。「党営事業」はいわば「憲政」の産 されるに至ったのである。蒋介石の資金調達を巡る理想と現実との整合を図る中で、その手段として選ばれたのが から語られ始めた。ついで周啓剛らの提案によって「憲政」実施、党の活動資金の自己調達、及びそのための方法と 民参政会を舞台とした「憲政」要求運動の高揚を背景に、党の活動資金を自己調達する必要性が「憲政」実施の角度 しての「党営事業」経営という三つの要素が結び付けられ、そして最終的には、それが陳果夫によってオーソライズ 「党営事業」であった。また、たとえ国民党の理念に基づくものであれ、「党営事業」というアイディアは、「憲政」 これまでの考察から、「党営事業」の創設の経緯は次のように総括することができよう。まず共産党も加わった国

「党費調達に関する決議」― - 「党員養党」から「以党養党」へ

終結を待たねばならなかった。

となったが、国民大会の召集、憲法草案の検討などとともに、党務における必要な措置の一つとして財務に関する新 で、国民党は一九四五年五月に重慶で六全大会を開催した。この党大会では「憲政」実施に関わる問題が中心的議題 抗日戦争の勝利が展望されるにつれ、抗戦に伴い延期されていた「憲政」の実施が緊急課題として浮上した。そこ

たな規定が行われた。

強いるものであるとともに、そこからは党員の党員費未払いの深刻さを窺い知ることができる。(坐) 止する」と規定された。従来の「総章」と比べて大幅な修正が加えられた内容は、党員へのさらなる党員費の負担を 央執行委員会が決定する」、「党員が許可なく党員費あるいは所得捐を三ヵ月間滞納した場合には、その党員資格を停 に合わせた寄付金(「所得捐」)と特別寄付金及びその他の収入によりこれを賄う」とされ、さらに「党員費の額は中 まず、修正採択された「総章」では、党の活動資金については「本党経費は、党員が納める党員費、党員の実収入

費の増額(一人月額五元)、公務員を除く全党員からの「党員月捐」の徴収、及び臨時特別寄付金の徴収を定めた。 党部の徹底した経費削減を唱えるとともに、各級党部の工作人員は少数の専任人員を除いてすべて無給とされた。そ 独立させて採択されたことから、国民党が活動資金の問題を重要視していたことが窺える。「党費決議」では、各級 これらの措置は、まさに「党員養党」という方針を具体化したものであった。 して、党員からの資金徴収の増収を図るために、新規党員に党員証を公布する際に徴収する「党証費」の導入、党員 そして、六全大会ではこれとは別に「党費調達に関する決議」(「党費決議」)が採択された。これが「総章」から

付金、党組織と事業単位の現有財産、過去に徴収した寄付金の元利、及び清算した革命債務のうち債権者が党への献 央及び省(市)党部の活動資金は、基金を集めてそれを各種生産事業の経営に充てるか、あるいはそれに投資し、そ られ、「以党養党」(党が党を養う)という新たな資金調達の目標が掲げられたことである。「党費決議」では、党中 の利益によって賄うこととされた。この基金はその目標額が一〇〇億元と設定され、財源は党員から徴収する特別寄

さらに注目すべきは、それと同時に、各種事業を創設することによって党の経済的基盤を固めるという方針が定め

納を希望する資金などに求められている。そして、以下の五項目の方針と六項目の事業範囲が定められた。

五項目の方針:

- 1 いう目標を達成する。 党営生産事業は、三民主義経済政策を実践することを原則とし、進んで党の経済基礎を固め、 党が党を養うと
- 2 しとする。 党営生産事業は、国の経済と人民の生活、文化や教育と関係があり、 同時に党の活動にとって便利なものを良
- 3 を用いてはならない 党営生産事業は、完全に合法な手続きに則り、合作社あるいは会社を設立せねばならず、対外的には党の名義
- 4 しなければならない。 すべての中央及び地方政府が人民に創立を奨励する生産事業は、党部ができる限り党員を助けて率先して設立
- (5) 主催党部が現有の人員及び所属の党員の中から選出し採用することが原則である。 各事業機構において必要な人員は、専門技術人員は外部から招聘しなければならないことを除いて、すべて各

六項目の事業範囲:

⑤ 金融保険貯蓄事業 ⑥ 農林牧畜事業 ④ 運輸事業

化・メディア事業を遥かに超えるものと認識され、むしろ周啓剛らが提案した内容に限りなく近いものとなったので 大され、その中でも生産事業の重要性が高められた。すなわち、陳果夫プランと比較した場合、「党営事業」は文 ある。また、政党のビジネスとの比較でいえば、「党営事業」の特殊性のうち明確な営利目的による事業経営、多角 このように、「党費決議」では党の財源の一つとして「党営事業」が制度化された。事業範囲はほぼ経済全般に拡

的な事業展開という要素は、すでにこの決議の中に埋め込まれていたといえる。

た。理想と現実との整合が図られる中で、党の活動資金の調達は党員個人によるだけではなく、党による事業経営と 養党」の制度による資金調達と、財政難という現実問題への「党営事業」による対応の双方を制度化したものであっ 包摂した形での「以党養党」へと変化したのである。 いうより組織的な活動にも求められるようになった。その結果として、掲げられた目標も「党員養党」から、それを そして、資金調達の点からいえば、六全大会で修正された「総章」と「党費決議」は、蒋介石の理想とする「党員

第三節 「党営事業」の創設と国共内戦

一 「経済事業」の創設

立党営事業方案」という御墨付きを得て、財委会による「党営事業」管理が本格的にスタートした。その柱は、これ 主任にはCC派を率いる陳果夫、副主任には政学系の徐堪が就任した。そして、翌四六年三月の六期二中全会で「建 「党費決議」を受けて、一九四五年九月には財委会が党の財務及び「党営事業」管理工作の主務単位に改組され、

までも営んできた「文化事業」の企業化と「経済事業」の創設の二つであったが、ここでは後者を中心に論じること

制度化することで、「党営事業」の存在を正当化するものであった。そして、それは財委会主任に就任した彼による、 程に求められた より広い経済領域での新たな経済資源の獲得をいわば「合法的」に可能にするものでもあった。そこで、陳果夫は 「文化事業」の範囲を超えて、積極的に「経済事業」の拡大に乗り出したが、そのために必要な資源は戦後接収の過 「党費決議」は、陳果夫のプランを「拡大」する形でオーソライズし、「党営事業」経営とそれに基づく資金調達を

主任兼政治委員会主任委員)、張嘉璈(経済委員会主任委員)、杜聿明(東北保安司令部司令長官)の三巨頭による接 といったありとあらゆる資産を奪い合った。財委会もその例外ではなかった。例えば、瀋陽では、熊式輝(東北行轅 接収委員会が乱立する中で、党・政府・軍部、さらに中央と地方の各機関が入り乱れて接収工作が行われた。各方面 府・軍部の各機関が含まれ、また各戦区・各省市でもそれぞれ接収委員会を設立させた。このため、各地では様々な あった。一九四五年初頭、国民党は陸軍総司令部の下に「党政接収計画委員会」を発足させたが、その中には党・政 収合戦が繰り広げられたが、財委会も負けじとこれに加わり敵資産の獲得を図ったという。 の接収人員は異なる派閥に属していたために、彼らは互いに衝突しながら先を争って大量の物資、工場、倉庫や住宅 旧日本占領地域における敵資産(「敵偽資産」)、すなわち日本(及び漢奸)資産の接収は、異様に混乱したもので

業処理弁法案」を提出、党が購入・借用を希望する敵資産については政府の特別処理とし、党が優先的に購入・借用 財委会は接収した資産を「党営事業」化する第一歩として、一九四六年八月に中央常務委員会へ「本党購買敵偽産

戦時損失と主張するものに対して政府による補償を求め、それによって事実上無償で生産設備等の資産を獲得しよう 子文行政院長との間で具体的な検討が行われることになった。 としたのである。この提案については、陳果夫、徐堪、さらに党秘書長の呉鉄城(政学系)を加えた三名と当時の宋 を認めたものであった。つまり、財委会は対日抗戦時の党による指導的役割と国家への多大な貢献を理由に、それが 後に、党からの申し出のあった当該事業機構の戦時損失を、政府がそれらの資産によって振り替える(「轉帳」)こと など国民党の事業機構が接収した諸々の敵資産の扱いについて、それらの主管機構による資産価値の評価がなされた 五次会議で決定された方式を援用することを願い出た。この国防最高委員会の決定とは、新聞・出版・映画・ラジオ できるようにすること、そして、そのために必要な資金については、先の四六年三月一八日の国防最高委員会第一八

巡って、政府との交渉が幾度も繰り返されたが、成果が得られなかったという。陳果夫もまた、後に中央常務委員会 きたのは、蒋介石が資源委員会を使って陳果夫を牽制しようとしたためであったと語っている。(&) て華北一帯に「党営事業」を設立すべく敵資産を手に入れようとしたが、当時宋子文内閣で行政院経済部資源委員会 ていってしまい、党は収益の得られそうな企業を獲得できなかったと語っている。陳果夫は曽養甫(CC派)を使っていってしまい、党 の席上で「党営事業」に関する説明を行った際、重慶で宋子文と何度も交渉したが、大規模な企業はみな政府が持っ 手間取った。財委会報告によると、一九四七年一月から、青島、天津、済南及び瀋陽といった各地の敵資産の購入を (以下、資源委員会)の委員長を務めていた銭昌照は決して譲らなかったという。さらに、銭昌照が陳果夫に対抗で 蒋介石の支持を得て接収工作に参加した陳果夫であったが、彼の率いる財委会は当初接収した資産を取得するのに

先の財委会報告によれば、「政府はなお党への売却に消極的であった」が、「最終的には、

幾多の曲折を

表1一1 「経済事業」の創設

興台公司 印刷所 (台北) 製菓工場	永業公司 塩片。 (上海) 塩工ぎ	樹華公司 農林治 (上海) 国内5 上記目	益華公司 油脂工場 (瀋陽) アルコール 醸造所	興済公司 製粉所 (済南) 醸造所 ケバコ工場 製紙工場 製氷工場	中国恒大公司 マッチ工場 (天津) 製粉所 タバコ工場	斉魯企業公司ゴム工場(青島)製粉所ビール工製油工場	企業名(所在地)
万 1.	塩片の運搬・販売 塩工業の経営	農林漁牧工鉱業の経営 国内外民生物資の運搬・販売 上記関連業務の委託経営	油脂工場 アルコール工場 醸造所	ドド に	. 工場 . 工場	ゴム工場 製粉所 ビール工場 (ガラス工場付設) 製油工場 (食用油)	施設·業務項目
盛進商行 十六軒製菓工場			油脂廠 七福醬園 酒精廠	山東醬油味噌統合株式会社 華北東亜煙酒株式会社 三島製紙株式会社 華北水産畜産統制協会	中華燐寸株式会社総分廠 東亜製粉工廠 東亜煙草公司総分廠	膠皮工業株式会社 東亜製粉公司 大日本麦酒株式会社(硝子工場付設)	接収資産(旧日本人企業)
現金資本:19億5150万4768元 (2000万台湾元を含む)	現金資本:10億元 運転資金:12億元	現金資本:5億元 運転資金:10億元	「轉帳」資本:10億3484万9534元	現金資本:30億260万元 (済南麺粉廠23億260万元) [轉帳]資本:12億8905万5234元 運転資金:15億元	現金資本:20億元 [轉帳]資本:114億1702万3359元7角	現金資本:10億元 [轉帳]資本:647億2408万6531元	資本及び支給金額(法幣)
台湾工鉱公司が接収 (印刷紙業公司第三廠)						青島中国食油公司を糧食部から購入	備考

	現金資本:30億元	本党事業資金の調達 一般銀行業務	亜東銀行 (上海)
韓国独立党との合弁経営		タバコ工場(上海) 精米所(嘉興·南京) 鉄工所(上海·北平) 化学工場(上海)	亜東建新公司 (上海)
敵偽産業処理局より精米工場を借 安徽省政府より安徽五洲公司を購	現金資本:3億元	精米所 醸造所 農産品の運 搬・ 販売	安徽農産公司 (蕪湖)

そして、このような敵資産の「党営事業」化の過程からは、蒋介石がその権力を維持せんがために各党内勢力を巧み 経て各方面との交渉の末、やっと数件の工場設備を合法的に購入し」、「一九三七年五月にその手続き完了した」とい に操る姿と、それらの間での経済資源を巡る闘争の熾烈さを垣間見ることができよう。 っている。つまり、財委会による敵資産の獲得に動きが見られたのは、宋子文の進退と深く関わっていたといえる。 陳果夫も、後に蒋介石が代理で行政院長を務めた時期になって、やっと青島にある多くの工場を取得できたと語(※)

資料をもとに筆者作成。

京、1947年6月19日、「中央財務委員会第三十五次会議紀録」、南京、1947年7月3日、「中央財務委員会第五十五次会議紀録」、南京、1948年5月27日、などの 第三十次会議紀錄]、南京、1947年5月8日、「中央財務委員会第三十二次会議紀錄]、南京、1947年5月22日、「中央財務委員会第三十四次会議紀錄]、南 光復台湾之籌劃與受降接収1、台北、近代中国出版社、1990年、463頁、「中央財務委員会第二十九次会議紀録」、南京、1947年5月10日、「中央財務委員会 中国国民党中央改造委員会編印『中国国民党第七次全国代表大会党務報告上編』、台北, 1992年, 111―117頁, 林蹇志編輯『中国現代史史料叢編第四集

設立にこぎつけた。北平(北京)・天津地域での戦後接収過程を分析した林桶法によると、行政院直属の河北平津区

ともあれ、中国大陸においては、財委会は他の勢力とほぼ互角に渡り合いながら敵資産を接収し、「党営事業」の

中で財委会も「轉帳」により天津の東亜煙草廠、東亜麺粉廠、及び中華火柴廠の三社を入手したのである。天津のほ かれた。 敵偽産業処理局によって処理された鉱工業部門の企業のうち、比較的重要で大規模な企業は資源委員会の管轄下に置 て、青島の斉魯企業公司に曽養甫が派遣されたことなどから考えれば、この後陳果夫が握る財委会はCC派の基盤 おいて承認され、これを受けて財委会では「接管工廠処理弁法綱要」を制定して「党営事業」化が進められた。そし かにも、財委会が青島、済南及び瀋陽の各地において「轉帳」方式により敵資産を取得することは国防最高委員会に 一つとなり、「党営事業」各社はCC派が勢力を拡大する上での重要な経済資源となったものと思われる。 他方、小規模な工場については、当初それを接収した機関ないし地方政府にその経営が委ねられたが、その

農民銀行を中心とした銀行からの融資に大きく依存したものと思われる。そして、台湾の「経済事業」数社は政府が 設立である。資金がどのように調達されたのかは必ずしも明らかではないが、恐らくは陳果夫が董事長を務めた中国 地方と台湾といった旧日本支配地域、及び商業都市上海周辺が中心であるが、東北・華北地方の企業はほぼ「轉帳 払い下げた接収資産を入札などの方法で獲得したケースであるが、以下ではこの点について触れておく。 によって取得した資本を元手にして設立された。上海で設立された数社などについては、現金資本の投下のみによる 先の表1―1に示したのは、この時期に設立された「経済事業」である。各企業の分布地域を見ると、(®) 東北

|| 台湾における戦後接収と「党営事業」の誕生

政機構の接収が行われるとともに、産業や金融機構の接収も開始された。日本資産は一旦国有化され、 第二次大戦後、「光復」(祖国復帰)を果たした台湾では、強大な権限を握る台湾省行政長官・陳儀の下で植民地行 一部民間に払

れた。これらの資産は、国防最高委員会第一八五次会議での決定に基づき「党営事業」化されたと考えられ、表1-性の強い九二単位は県市政府の下に再編された。このとき、日本の大手新聞・通信各社の支局や台湾放送協会が、国 に、工砿、農林、航業、各金融機構、保険会社、土木建設など二三三単位は省営に、そして規模が比較的小さく地方 湾省行政長官公署(以下、長官公署)と行政院の資源委員会による綱引きの下に行われた。その結果、石油、アルミ 編され、国民党政権は台湾経済の「管制高地」をコントロールすることになった。ただし、このときの接収工作は台 民党中央の関係機関に接収され、台湾各地の映画館など文化・メディア部門の一九単位が国民党台湾省党部に接収さ ニウム、鉄鋼関係の一八単位が国営に、電力、肥料、造船、機械、製紙、糖業、セメント関係の四二単位が国省合営 い下げられたものを除き、主要企業はすべて公営化された。その結果、台湾の主要産業及び金融機構が公営事業に再

2はその際に誕生した「文化事業」である。

図れずに、製菓会社はまもなく経営難に陥った。そこで、省党部は四九年にこの会社を手放すことを決定し、工場及 公司に再編した。しかし、過剰気味であった生産設備は思いのほか老朽化が速く、新たな製品開発による販路拡大も 標售委員会が実施した入札に秘書の江錦興と古善愚の二名を派遣し、古善愚の個人名義で一六軒製菓会社を八〇〇万 だけであった。一九四七年五月、台湾省党部(以下、省党部)主任の李翼中と同財委会主任の厳家淦は、台湾省日産 府が民間に売却した企業を獲得することで、やっと実現されたのである。そして、設立できたのは興台公司ただ一社 台湾元余りで落札した。その後、入手の経緯は定かではないが、省党部が経営していた印刷所とこの製菓会社を興台 できなかった。従って、入手できた資料から判断する限りでは、台湾での「経済事業」の創設は、入札に参加して政 しかし、台湾では党組織が出遅れたことで、財委会は長官公署と資源委員会による「接収合戦」に割り込むことが

表1-2 台湾接収により創設された「文化事業」

		4 2 4 1	
接収単位	所在地	接収資産(旧日本人経営者)	出資状況
宣伝部	台北	東京新聞台北支局 毎日新聞台湾支局 朝日新聞台北支局 読売新聞台湾支局	
中央通訊社	台北	日本同盟通信社台北支社	
台湾新生報社	台北	台湾新報社	
中央広播事業管理処	台北	財団法人台湾放送協会	
台湾省党部			
大世界戲院	台北	吉矢セン	独資
台湾戲院	台北	台湾劇場株式会社舟橋武雄	日本人保有株(15万元)が最大多数で、省民保有分はわずか500元。
新世界戲院	台北	吉矢セン	独資
大光明戲院	台北	吉矢セン	独資
芳明戲院	台北	萬華料理組合	3万6000元の株式を日本人14名が保有。
新生戲院	羅東	黒水和七	日本人保有株(5万元)が9割を占め、残りが省民保有株。
蘇澳戲院	蘇澳	蘇澳振具株式会社	
台中戲院	合中	台中産業株式会社板木登	日本人保有株が9割を占め、残りが省民保有株。
和楽戲院	一	和楽館株式会社山田三平	2000株のうち、1255株を日本人が保有、残りを省民が保有。
嘉義戲院	嘉義		
延平戲院	台南	出口酋吉	. 日本人保有株(10万元)が9割を占め、残りが省民保有株。
世界戲院	台南	吉矢セン	独資
光華戲院	屏東	龍揖松蔵	独資
中華戲院	花蓮	稻住館株式会社藤田久治	日本人保有株(7万元)が9割を占め、残りが省民保有株。
光復戯院	高雄		

 寿星敷院
 高雄

 共楽敷院
 岡山

 南方常設館
 南方澳

 新光敷院
 花蓮玉里区

(出所) 林養志編輯 [中国現代史史料叢編第四集 光復台湾之籌劃與受降接収1、台北、近代中国出版社、1990年、286頁、及び460—461頁

資本投入が行われ、興台公司は中央レベルの「党営事業」に編入された。 ころが、その後も省党部の資金繰りが一向に改善の兆しを見せなかったことから、同年五月に党中央の財委会による に台湾土地銀行から木材加工工場を優先的に購入し、競売による収益で地産部を設置して不動産業務を開始した。と び生産設備は公営事業の中本紡織公司に売却され、小売店舗は競売に掛けられた。そして、生産設備の売却益をもと

のであった。 通じて獲得された資産をベースにしていたといえる。また、それゆえに当初の「経済事業」の規模は非常に小さなも 従って、台湾における「党営事業」の起源は、「文化事業」は「轉帳」により取得され、「経済事業」は競争入札を

二 国共内戦の激化と「党営事業」

業では、破壊された設備の修復や枯渇した原材料の補充を必要としたが、財委会は運転資金を捻出できなかったため の年ないしその翌年の上半期の業績にはすでに黒字が計上されていた。しかし、その一方で、東北・華北地方の各企 財委会が公表した資料によると、資金不足の中での操業開始であったが、各社とも生産の発展が見られ、 操業開始

に、各社の利益を運転資金に流用せざるを得ないという状況であったという。

この間も戦況は悪化の一途を辿り、一一月頃には東北全域が共産党の支配下に置かれるようになった。 時条項」(以下、「臨時条項」)が制定され、総統に憲法の規定に拘束されない強大な権限が与えられた。ところが、 共産党や他の民主党派の姿はなかった。国民大会は「中華民国憲法」を採択し、翌四八年一月一日に同憲法を公布し は翌年五月頃から逆転した。そのような状況の中で、蒋介石は一一月一五日に国民大会の開催を強行したが、そこに た。そして、同年三月に開かれた憲法制定後最初の国民大会では、共産党を反乱集団と見なす「反乱鎮定動員時期臨 九四六年夏頃から、国民政府と共産党との軍事衝突は東北地方で本格化し、当初国民政府軍が優勢であった戦況

各企業の安全確保の見地から、必要な際には緊急措置をとれるよう各社の董事長に全権を委譲した。しかし、生産事 らには不当な略奪にも遭遇した。 た、永業公司が塩片を安全な土地へ移すために各地に運搬した際には、地方政府による課税や高額な献金の要求、 頓に伴う失業の増大が社会不安を引き起こしかねないという理由から、国防部は工場移転の延期を強く要求した。ま 資の南方への移転を制限し、青島では財委会がゴム工場の移転を計画して国防部に対し協力を要請したが、生産の停 や措置が、資産の安全確保を図ろうとする各企業の足を引っ張った。天津では伝作義が恒大公司による機械設備や物 業の資産は工場設備が中心でその撤収や移転は困難であったし、これに加えて政府や軍部による柔軟性を欠いた指示 益華公司を、そして九月には済南が陥落したのに伴い興済公司を失った。同年一二月、財委会は当時の戦局を受けて、 このため、東北・華北地方に集中する「党営事業」は大きな打撃を受けた。一九四八年秋に入ると、まずは瀋陽の

そして、一九四八年八月に実施された政府による通貨改革(金円券の発行)もまた、「党営事業」に大きな打撃を

府は新通貨の価値を維持することができず、金円券の急激な下落により財委会と「党営事業」各社が被った損失は約 先して保有する黄金や外貨を金円券に交換するとともに、製品の販売価格を抑制することを決定した。ところが、政 与えた。この通貨改革は戦費調達に伴うインフレの克服を目指したもので、当時、財委会も国策を支持して各社が率 四四万七六一四・八六ドルに上ったという。

たのである。 たのは、その二ヵ月後のことであった。これと同時に、「党営事業」の大陸での歴史も創設から僅か数年で幕を閉じ は共産党主導の下で中華人民共和国が北京で成立した。一方、国民党及び国民政府が大陸を追われて台湾へと敗走し この後、一九四九年一月に共産党軍が北京に入城、四月には国民政府の首都・南京が陥落し、そして一〇月一日に

- (1) 例えば、范小方『蒋家天下陳家党――蒋介石與陳果夫、陳立夫的謀略芸術』、台北、周知文化、一九九四年、及び王学慶 CC派の発展を論じる過程で「党営事業」が取り上げられ、その創設と発展に党務を握っていた陳果夫が大きな役割を果た 『蒋介石與陳立夫兄弟』、台北、日臻出版社、一九九五年。これらの研究では、陳果夫・陳立夫兄弟が率いた党内勢力である
- したことが指摘されている。

2

范小方、同上書。

- 3 陳伯達『蒋・宋・孔・陳― 中国四大家族』、台北、一橋出版社、 一九九七年。
- <u>4</u> 第四号 (二〇〇〇年三月)、七一一八七頁。 家近亮子「中国国民党における党員と党費問題にかんする考察」、『東洋文庫和文紀要 東洋学報」、東洋文庫、第八一巻

- 5 では、革命の先覚者たる国民党による開明専制の下、県から省レベルまでの地方自治を完成させる。そして、第三段階の 第一段階の「軍政」とは、革命軍による権力の奪取、反革命の掃討と革命主旨の宣伝を行う時期であり、第二段階の「訓政 「憲政」段階に移行した 「北伐」の完成と南京政府の成立に伴い「軍政」段階は終了し「訓政」段階に入り、四七年の「中華民国憲法」の制定により 憲政」では、中央に五権分立の政府を成立し、憲法を制定し、立憲政治実施する。国民党の公式解釈によると、二八年の 一九二四年、国民党が「連ソ容共」政策に基づき改組された際に定式化された「国民革命」遂行の三段階の一つである。
- 6 一九四五—一九九六」、台北、国立台湾大学政治学研究所碩士論文、一九九七年、一七頁。 許介鱗『戦後台湾史記』、台北、文英堂、一九九六年、二四九頁、及び邱麗珍「国民党党営経済事業発展歴史之研究
- (7) 西村成雄『中国ナショナリズムと民主主義――二〇世紀中国政治史の新たな視界』、研文出版、一九九一年、一一七―一
- (8) 家近亮子「南京国民政府の中央権力機構の変遷と蒋介石」、小島朋之・家近亮子『歴史の中の中国政治 勁草書房、一九九九年、一二四頁。 近代と現代』、
- (9) 同上論文、一二五頁。
- 10 家近、前掲論文「中国国民党における党員と党費問題にかんする考察」、六六頁、及び八二―八五頁。
- 11 家近、前掲論文「南京国民政府の中央権力機構の変遷と蒋介石」、一二四―一二五頁。
- 12 家近、前掲論文「中国国民党における党員と党費問題にかんする考察」、八二頁。
- 体会議紀録』、漢口、中国国民党中央執行委員会秘書処、一九三八年、四〇頁。なお同資料は、林泉編輯『中国現代史史料叢 第五集 蒋介石「改進党務與調整党政関係」、中国国民党中央執行委員会秘書処編印『中国国民党第五届中央執行委員会第四次全 中国国民党臨時全国代表大会資料專輯』、台北、近代中国出版社、一九九一年、五一五―五三〇頁、にも収めら

れている。

- (4) 同上資料、四一頁。
- (15) 同上資料、四八—四九頁。
- <u>16</u> にも収められている。 中国国民党中央執行委員会秘書処編印、前掲書、一七―一九頁。なお同資料は、林泉編輯、前掲書、五一二―五一四頁、
- <u>17</u> 代中国出版社、一九九四年、五三九—五四一頁。 居正「付録:常会報告之補充説明」、林養志編輯 『中国現代史史料叢編第十五集 中国国民党党章政綱彙編』、 近
- (18)「六中全会中央執行委員会常務委員会党務報告」、林養志編輯、同上書、五〇〇頁、「七中全会中央執行委員会常務委員会 党務報告」、同上書、五〇四頁、居正「九中全会中央執行委員会常務委員会党務報告」、同上書、五一七頁。

「中国国民党第五届四中全会第二次会議討論『国民参政会組織条例案』及其決議』、林泉編輯、前掲書、四八三―四八七

20 頁、及び「国民政府明令公布国民参政会組織条例」、同上書、四八九頁。 西村、前掲書、一一七—一一八頁。

<u>19</u>

- 運動」の到達点としている(同書、一一〇一一一七頁)。 家の統治形態を迫る一連の民主主義運動として捉えている。そして、「中華民国憲法草案」(「五五憲草」)を「第一次憲政」 運動を指していた憲政運動を、一九三一年の満州事変(「九・一八事変」)以来の民族的危機の激化に対応しうるような、国 同上書、一二〇頁。西村は、従来一九四四年春以降の国民党政府統治区の「民主党派・民主人士」による「憲政」要求
- (22) 同上書、一二九——1三二頁。
- (23)「第五届一四五次常会速紀録」、重慶、一九四〇年四月一八日。
- 同上資料。

- (25)「中央財務委員会第十七次会議紀録」、重慶、一九四二年七月三〇日。
- <u>26</u> 員会第八次全体会議紀録』、重慶、中国国民党中央執行委員会秘書処、一九四一年、一五二—一五三頁。 「周委員啓剛等十四人提:確立本党経済基礎案」、中国国民党中央執行委員会秘書処編印『中国国民党第五届中央執行委
- (27) 同上資料、一五二—一五三頁。
- 28 家近、前掲論文「中国国民党における党員と党費問題にかんする考察」、八四頁。
- 29 居正、前掲資料「付録:常会報告之補充説明」、林養志編輯、前掲書、五三九頁。
- が国家の公金を使用することは正当ではないと考えるものがいる」と述べている(同上資料、五三九頁)。 居正は、「今や党外の一般人は、党務経費は国庫から支出されるべきではないと考えており、党内の同志のなかにも党部 同じく居正は、「外国の政党の経費はその多くが資本家の献金から捻出されているために、資本家によるコントロールを
- と述べている(同上資料、五三九頁)。 受けざるを得ない。これと建国の責任を負う本党とは異なり、そのことがまた本党の経費を国庫から支出する所以でもある」
- 付録資料「籌措党費弁法」。 中国国民党中央委員会党史委員会蔵「蒋総統致呉秘書長鉄城代電」(中一/五〇・二)、一九四一年一二月二四日、及び
- (33) 陳果夫「本党経営電影事業計画」、葉楚 傖「本党経営印刷事業計画大綱」、及び陳松年「籌組経理党営事業基金機構之初 歩計画」、中国国民党中央委員会党史委員会蔵「商討関於籌措党費基金案(第三次)」(中一/五〇・五)、一九四二年四月六
- (34) 同上資料「商討関於籌措党費基金案(第三次)」。なお、エネルギー産業の統制については再検討として早い段階で棚上 げされた(中国国民党中央委員会党史委員会蔵「関於籌措党費弁法会議〔第一次〕」〔中一/五〇・一〕、一九四一年一二月二

- <u>35</u> お、 この意見聴取は中央常務委員会第二〇二次会議にて行われた。 中国国民党中央委員会党史委員会蔵「関於籌措党費基金案各委員意見」(中一/五〇・一三)、一九四二年六月五日。な
- <u>36</u> 筆者が調査した時点では、党史会で当時公開されていた資料の中には、専門委員会に関連する資料は含まれていなかっ
- (37) 張道藩「陳果夫先生與中国広播事業」、羅学濂「追年陳果夫先生――中国電影事業領導人」、及び呉道一「培植中国広播 七六一二九八頁。 事業之果公」、陳果夫先生百年誕辰紀念会籌備会編『陳果夫先生百年誕辰紀念集』、台北、近代中国出版社、一九九一年、二
- (38) 例えば、「呉委員 挹峯等十一人提:積極奨助各県党部発展党的経済事業以確立党的経済基礎案」、中国国民党中央執行委 二年、一四六―一四七頁、及び「焦委員易堂等十人提:擬請発動各級党部挙弁生産事業以固基而安国本案」、中国国民党中央 執行委員会秘書処編印『中国国民党第五届中央執行委員会第十一次全体会議紀録』、重慶、中国国民党中央執行委員会秘書処 **員会秘書処編印『中国国民党第五届中央執行委員会第十次全体会議紀録』、重慶、中国国民党中央執行委員会秘書処、一九四** 一九四三年、八七—八八頁
- <u>39</u> 「十二中全会中央執行委員会常務委員会党務報告」、林養志編輯、前掲書、六一七頁。
- <u>40</u> 民党第五届中央執行委員会第十二次全体会議紀録』、重慶、中国国民党中央執行委員会秘書処、 「陳委員 泮嶺等十四人提:憲政実施後本党之地位及目前応有之準備案」、中国国民党中央執行委員会秘書処編印『中国国 一九四四年、八六—八七頁。
- <u>41</u> 中国国民党中央委員会党史委員会、一九七九年、三五八頁。 中国国民党中央委員会党史委員会編印『革命文献 第八十輯 中国国民党歴届歴次中全会 重要決議案彙編 (二)』、台北、
- 六一六〇四頁。 李雲漢『中国国民党史述 第三編 訓政建設與安内攘外』、台北、中国国民党中央委員会党史委員会、一九九四年、五九

- 「第六次全国代表大会修正中国国民党総章」、林養志編輯、 前掲書、一五五頁。
- (4) 同上書、一七二頁。
- 45 家近、前掲論文「中国国民党における党員と党費問題にかんする考察」、八五頁。
- 七八年、三八九一三九二頁。 文献 第七十六輯 中国国民党歴次全国代表大会 重要決議案彙編 (上)』、台北、中国国民党中央委員会党史委員会、 以下、特記以外、「党費決議」に関する内容は、「関於籌措党費之決議案」、中国国民党中央委員会党史委員会編印『革命
- 家近、前掲論文「中国国民党における党員と党費問題にかんする考察」、八五頁。
- 「中国国民党中央執行委員会常務委員会第四次会議紀録」、重慶、一九四五年七月二三日。
- (4)「中国国民党中央執行委員会常務委員会第十次会議紀録」、重慶、一九四五年九月一七日・二一日。副主任に徐堪を配し く政学系の兪鴻鈞が就任した(劉維開編輯『中国国民党職名録』、台北、近代中国出版社、一九九七年、二〇四頁)。 闘争史(下)』、台北、桂冠図書公司、一九九三年、六二八頁)。その後、五〇年三月には徐堪の辞任に伴い、その後継に同じ 力拡大を目指して競い合ってきたことを思えば、蒋介石が両者を牽制させたものとも受け取れる(郭緒印主編『国民党派系 たのは、その経済領域での手腕を評価してのことであったと考えられるが、それまでこの領域でCC派と政学系が互いに勢
- きた六期二中全会関連資料でもこの点は確認できず、真偽の程は定かではない。 決定されたという(范小方、前掲書、二二一頁)。しかし、彼は依拠した資料を明記しておらず、また筆者が党史会で閲覧で によると、このとき敵資産(日本資産)を接収するための資金(「党営事業基金」)として五○○○億法幣を捻出することが 中国国民党・中央組織・財務処ホームページ(http://www.kmt.org.tw/center/money-board.html)。ちなみに、范小方
- (51) 中国国民党中央改造委員会編印『中国国民党第七次全国代表大会党務報告上編』、台北、中国国民党中央改造委員会、一 九五二年、一〇三―一二一頁。ちなみに、「文化事業」は一九四七年末までに一九件が会社化された。

- 謀政治——二二八悲劇的另一面相』、台北、時報出版、一九九五年、二八—三四頁。 野村浩一『蒋介石と毛沢東 ──世界戦争のなかの革命』、岩波書店、一九九七年、三九○頁、及び陳翠蓮『派系闘争與権
- 53 田雨時「東北接収三年災禍罪言(四)」、『伝記文学』、台北、第三六卷第三期(一九八〇年三月)、九七頁。
- 54 「中国国民党中央執行委員会常務委員会第三七次会議紀録」、南京、一九四六年八月七日。
- <u>5</u>5 中国国民党中央委員会党史委員会編印『国防最高委員会常務会議記録 第八冊』、台北、近代中国出版社、 一九九七年、
- 57 范小方、前掲書、二二一頁。

前揭資料「中国国民党中央執行委員会常務委員会第三七次会議紀録」。

中国国民党中央改造委員会編印、前掲書、一一〇頁

<u>58</u>

<u>56</u>

- 59 「第六届中央執行委員会常務委員会第一五六次会議速紀録」、南京、一九四八年六月三〇日。
- 60 銭昌照「資源委員会始末期」、『伝記文学』、台北、第六四巻第一期(一九九四年一月)、七九─八○頁。
- 61 中国国民党中央改造委員会編印、前掲書、一一〇頁。
- 院長を兼任した(張朋園・沈懐玉合編『中央研究院近代史研究所史料叢刊〔六〕 一九四七年三月一日、宋子文の行政院長辞任に伴い、蒋介石はこれを代行し、同年四月一七日の張群内閣発足まで行政 国民政府職官年表〔一九二五—一九四九〕
- <u>63</u> 前揭資料「第六届中央執行委員会常務委員会速紀録第一五六次会議」。

第一冊』、台北、中央研究院近代史研究所、一九八七年、六八頁、及び七○頁)。

- (4) 菊地によれば、CC派は政学系と連携してまずは孔祥熙を、ついで一九四七年八月にはすでに工業協会、商会や商連会
- を動員して宋子文を攻撃し、無力化していた(菊地、前掲論文、四〇四頁)。
- 林桶法『従接収到淪陥 -戦後平津地区接収工作之検討』、台北、東京図書公司、一三七—一三八頁。

- (66)「中央財務委員会第二九次会議紀録」、南京、一九四七年五月一〇日。
- (67) 中国国民党中央改造委員会編印、前掲書、一一〇頁。
- (68) これらの「経済事業」のほかにも、財委会が創設した「文化事業」に台湾の台湾電影公司と天津の協和印刷廠があった (同上書、一一七頁)。
- (8) 「文化事業」の独立出版社による運転資金の調達や中国農業電影公司の設立の際には、中国農業銀行からの資金調達が行 年八月一〇日)。 預金及び「党営事業」各社の運転資金向けの融資に振り分けられた(「中央財務委員会第三八次会議紀録」、南京、一九四六 われた(「中央財務委員会第四次会議紀録」、重慶、一九四六年二月二三日、及び「中央財務委員会第一四次会議紀録」、南京、 一九四六年九月一二日)。このほか、党中央の予算枠内で未分配の資金や事業費の未使用分は、「党営事業」の亜東銀行への
- (71) ただし、国省合営の企業も、その出資形態が国が六割、省が四割とされていたことから、経営に関するコントロールは (70) 隅谷三喜男・劉進慶・凃照彦『台湾の経済――典型NIESの光と影』、東京大学出版会、一九九二年、二七頁。
- 七五年、二六—三〇頁、林養志編輯『中国現代史史料叢編第四集 光復台湾之籌劃與受降接収』、台北、近代中国出版社、一 資源委員会によって握られていた。日本資産の接収と再編については、劉進慶『戦後台湾経済分析』、東京大学出版会、一九

九九〇年、及び北波道子「接収と再編――一九四〇年代後半の台湾工業」、『現代中国』、日本現代中国学会、第七五号(二〇

(72) 林養志編輯、同上書、四二四頁。

〇一年)、一五〇—一五九頁、を参照のこと。

東京大学出版会、一九九二年、四〇—四二頁)。 に対し、党務を握るCC派の勢力が弱く、また台湾省党部の拡大も進まなかった(若林正丈『台湾――分裂国家と民主化』、 当時の台湾では、陳儀が属する政学系や軍統系(特務機関軍事統計局を基盤とする国民党党内勢力)の力が強かったの

- (召)「中央財務委員会第二九次会議紀録」、南京、一九四七年五月一○日、及び林養志編輯、前掲書『中国現代史史料叢編第 光復台湾之籌劃興受降接収』、四六三頁。この製菓工場はかつて日本人が経営していた台湾最大の製菓工場で、省党部
- の見積りでは、その動産・不動産を併せた評価額は五〇〇〇万元以上であった。

「中央財務委員会第六三次会議紀録」、広州、一九四九年四月二五日。

- 台公司の資産のうち、省党部による出資分の返還を党中央の財委会に要求した。そこで、財委会は前者の省党部への譲渡と、 一九四五年五月、省党部主任・陳誠と同副主任・李友邦が、省党部の財政難を理由に、その管轄する台湾電影公司と興
- 後者への資金投入を決定した(「中央財務委員会第六四次会議紀録」、広州、一九四九年五月二五日)。
- を手がけた後には以前の水準を回復したという(中国国民党中央改造委員会編印、前掲書、一一〇頁)。 例えば、斉魯企業のゴム工場では、政府管理時期の生産量は日本統治時代の三分の一に満たなかったが、 国民党が経営
- (78) 同上書、一一一一一六頁。
- (79) 同上書、一一七頁。
- (80) 若林、前掲書、八一九頁。
- 81 「中国国民党中央執行委員会常務委員会第一七○次会議紀録」、南京、一九四八年一二月二日。
- (82) 中国国民党中央改造委員会編印、前掲書、一一九—一二〇頁。
- (8) 「中央財務委員会第五九次会議紀録」、南京、一九四八年九月二一日。
- 8) 中国国民党中央改造委員会編印、前掲書、一一八—一一九頁。
- 五九八・七九ドルを残すのみであった(中国国民党中央執行委員会財務委員会『中央財務委員会経営事業実況三十八年度報

当時、主要企業の陥落に伴う損失は総額六七四万四五六五・二三ドルに達し、現存した企業の資産総額は僅か七七万七

告』、台北、一九五〇年、頁数不詳)。

の癒着が存在したのであればなおのこと、わざわざ「党の企業」を発展させる必要はなく、国家から資金を調達すれ 先行研究では、「党営事業」が台湾に存在することを前提とした議論が進められてきた。ところが、国民党と国家が たはずである。それでは、なぜ台湾においても「党営事業」は存続したのか。しかも、「党営事業」の存続は、必ず しもその発展を意味するものではない。常々批判されるように「党庫は国庫に通じる」という、財政面での党と国家 一体化したとされる「党国体制」の下では、国家の企業がありさえすれば、敢えて「党の企業」を作る必要はなかっ 「党営事業」と台湾現代政治との関係を考察する上で、大きな問題となるのは「党営事業」の存在そのものである。

党の財務工作との関係から理解することができると考えられる。そこで、本章では、戦後台湾における国民党の財政 及び財務工作の分析を通じて、台湾において「党営事業」を存続させた要因、さらにその発展を促した要因について そもそも、「党営事業」は国民党の経済的基盤を確立する目的から創設されたものであるから、その存続と発展は

考察する

ば済んだことである。

第一節 「党営事業」の存廃問題

による再編が行われた。そして、「改造」終了後の七全大会以降は、「党営事業」は党の財務工作全般を司る財委会の のである。次章で触れるように、この時期には「党営事業」管理を専管する中央改造委員会第七組(以下、第七組) を接収管理する」と明記されている。つまり、党改革に際して「党営事業」はまずは中央改造委員会に引き渡された 措施及其程序」には、「中央改造委員会は中央執行委員会、中央監察委員会及び中央執行委員会が経営する事業機構 威主義体制の中核的特徴となる「党国体制」が確立された。ところで、「改造」の実施の手順を定めた「本党改造之 建を断行したのである。この「改造」を通じて、国民党政権にはレーニン主義的な側面がもたらされ、戦後台湾の権 国大陸での失敗の原因が党員の腐敗や組織の弛緩といった「党の失敗」にあると考え、「大陸反攻」に向けた党の再 台湾への移転直後、国民党は一九五〇年から五二年にかけて「改造」と呼ばれる党改革を実施した。蒋介石は、

て党の事業を設立する」という方針がそのまま受け継がれた。 費は自己調達しなければならない」との認識が改めて示されるとともに、「党員費制度を推進するほか、資金を集め 会での「党費決議」が堅持されたことである。その結果、党の財務については、「憲政が実施されると、党の活動経 さて、「改造」時期の具体的措置の中で、「党営事業」の存廃にとって決定的に重要な意味を持ったものは、六全大

下に置かれることになった。

「党費決議」が堅持された背景としては、二つの点が指摘できる。第一に、 国民党政権が、 一九四七年の「中華民

張する限り、「党費決議」は党の財務工作において絶対的な意味を持つものであったと考えられる。 った合法的手続き」を非常に重視する組織であった。従って、たとえ建前であれ、台湾移転後も「憲政」の実施を主 実施後の党の財務のあり方を定めたものであった。それに、国民党は「党規約に基づく中央委員会の召集・決定とい 国憲法」の制定により「憲政」時期に移行したとの認識を持っていたことである。そもそも、「党費決議」は「憲政」

建前を掲げ続ける必要に迫られていた。「憲政」の実施は、国民党版の国家形成モデルの根幹を成すものであり、国 ことができるのは覇権国アメリカだけであり、その支持を得るためには「民主憲政」の「自由中国」をアピールし続 民党の悲願でもあった。その一方で、当時の国民党政権にとって、共産党の進攻を食い止めるだけの資源を提供する けることが不可欠であった。 産党と対抗するためにも、またアメリカをはじめ西側陣営の支持を獲得するためにも、国民党政権は「憲政」実施 第二に、「憲政」の実施そのものの政治的重要性が飛躍的に高まったことである。中国が分裂国家化する中で、共

党の財務の基本方針として継承された結果、国庫とは独立した党独自の財政(「党庫」)、及びその財源の一つとして 後述する地方自治(地方公職選挙)の実施と同じく、「党庫」及び「党営事業」の存在も「憲政」実施のシンボルの 国民党政権が「憲政」の担い手としての正統性をアピールする限りにおいて、(その相対的重要性は異なるとはいえ) 制」内部では、「憲政」実施の建前が掲げられる限り、国民党は「党営事業」の存在を正当化し得たのである。また、 の「党営事業」の存在が、依然として「憲政」との関わりで語られることになった。そのため、少なくとも「党国体 一つとしての政治的重要性を持ち得たのである。ここに、国民党と国家が一体化したとされる「党国体制」の下でも、 結論としては、党の「改造」において「党営事業」の存廃が議論されることはなかったのである。「党費決議」が

民党における大陸時代からの連続性を示す特徴の一つとなった。 国家の企業とは別に「党の企業」が存在し続けることになった理由があった。こうして、「党営事業」の存在も、 国

は、一九六三年一一月の九全大会を待つことになる。「総章」の改正は、原則として全国代表大会で行われるため、 択された「総章」には、「党営事業」が党財政の財源として盛り込まれていない。さらに、次節で明らかにされるよ 業」の発展に本気で乗り出す何らかの契機があったものと考えられる。以下では、このような仮説を踏まえながら、 八全大会が五七年一〇月に開催されていたことを考えれば、五〇年代末から六〇年代初頭の間に、国民党が「党営事 の大部分を国家財政からの補助収入に依存していた。党の財源の一つとして「党営事業」が「総章」に明記されるの うに、「党国体制」の下では、「党庫は国庫に通じる」という財政面での党と国家の癒着が見られ、党はその活動資金 介石は当初「党営事業」の経営についてやや消極的な態度を示していた。また、党の「改造」終了後の七全大会で採 しかし、「党営事業」を存続させる方針が存在したことが、必ずしもその発展を意味するわけではない。実際、蒋

第二節 国民党の財政

まずは台湾での国民党の財政の実情を分析する。

一 国民党の財政構造

から、党中央の財政(以下、党財政)の幾つかの特徴を指摘することができる。第一に、歳入・歳出ともに予算の規 表2-1は、国民党中央党部(以下、党中央)の各年度当初予算における歳入・歳出を並べたものである。この表

表2一1 党中央の各年度当初予算

÷ 歲歲

前年度繰越損失 銀行借入支払利息 ᄪ 压入

2,160 2,100 1953 99 1954.1 - 6*-7491,829 1,080 4,086 1954 4,160 3,271 -8891955 5,150 -1894,961 1956 6,430 5,624 -806 1957 7,300 7,096 -2041958 9,140 9,394 25 1959 1961** 8,986 9,009 190 23 (単位:万元) 10,246 -15410,400 1962120 1 1 1

715

15,230 16,660 18,735 22,855 -1,766 -990 -1,565 -2,102 - - - -	100 - 2,104 -	1,487				
16,660 18,735 -990 -1,565 	-		1,366	950	889	前年度繰越損失
16,660 18,735 -990 -1,565		100	100	100	100	作
16,660 18,735		-570	-1,561	-1,240	-383	小計
	13,720 15,	12,300	12,040	11,673	10,673	
15,670 17,170		11,730	10,479	10,433	10,290	
1968 1969 1970 1971	1967 19	1966	1965	1964	1963	

Æ *「座平町」から「七月町」への会計年及変更に伴つ調整措直。1954年度より当該年度はその年の/月から翌年6月までと収制された。 **民国五十年度(1961年度)より新年度制が採用され、当該年度は前年の7月からその年の6月までと改訂された。

(出所) 預算」(「中国国民党第八届中央委員会常務委員会第三一〇次会議紀録]、台北、1961年7月8日)、「五十二年度(自五十一年七月起至五十二年六月止) 二〇五次会議紀録」、台北、1960年4月4日)、「五十一年度(自五十年七月起至五十一年六月止)中央党務経費・政府委託弁理工作経費・代領転発経費総 録】、台北、1955年7月6日)、「五十年度中央党務経費財源統計表(自四十九年七月起至五十年六月止)」(「中国国民党第八届中央委員会常務委員会第 八次会議紀録」、台北、1954年7月26日)、「審編四十四年度中央党務経費総預算説明」(「中国国民党第七届中央委員会常務委員会第二〇七次会議紀 中央委員会常務委員会第八〇次会議紀録]、台北、1954年1月27日)、「財務·設計考核委員会報告」(「中国国民党第七届中央委員会常務委員会第一二 「財務委員会報告」(「中国国民党第七届中央委員会常務委員会第一○次会議紀録」、台北、1953年1月15日)、「財務委員会報告」(「中国国民党第七届

年8月18日)、| 五十三年度(自五十二年七月起至五十三年六月止) 中央党務経費·政府委託弁理工作経費預算案」(「中国国民党第八届中央委員会常務 中央党務経費·政府委託弁理工作経費·代領転発経費総預算修訂案] (「中国国民党第八届中央委員会常務委員会第三九一次会議紀録]、台北, 1962

委員会第四五七次会議紀録]、台北、1963年7月13日)、「五十四年度(自五十三年七月起至五十四年六月止)中央党務経費·政府委託弁理工作経費預算

年六月止) 中央党務経費·政府委託弁理工作経費預算案」(「中国国民党第十届中央委員会常務委員会第二一次会議紀録」、台北, 1969年7月7日)、及び 作経費預算案』(「中国国民党第九届中央委員会常務委員会第三八八次会議紀録」、台北、1968年6月24日)、「五十九年度(自五十八年七月起至五十九 委員会常務委員会第三○三次会議紀録』、台北、1967年6月28日)、「五十八年度(自五十七年七月起至五十八年六月止)中央党務経費・政府委託弁理工 台北、1966年6月22日)、「五十七年度(自五十六年七月起至五十七年六月止)中央党務経費·政府委託弁理工作経費預算案」(「中国国民党第九届中央 五十五年七月起至五十六年六月止)中央党務経費·政府委託弁理工作経費預算案」(「中国国民党第九届中央委員会常務委員会第二二〇次会議紀録」 党務経費"政府委託井理工作経費預算案」(「中国国民党第九届中央委員会常務委員会第一三七次会議紀録」、台北、1965年6月23日)、「五十六年度(自 案] (「中国国民党第九届中央委員会常務委員会第四九次会議紀錄]、台北、1964年6月10日)、「五十五年度(自五十四年七月起至五十五年六月止)中央 六十年度(自五十九年七月起至六十年六月止)中央党務経費·政府委託弁理工作経費預算案](「中国国民党第十届中央委員会常務委員会第一〇八

次会議紀録」、台北、1970年6月29日)の各資料をもとに筆者作成。

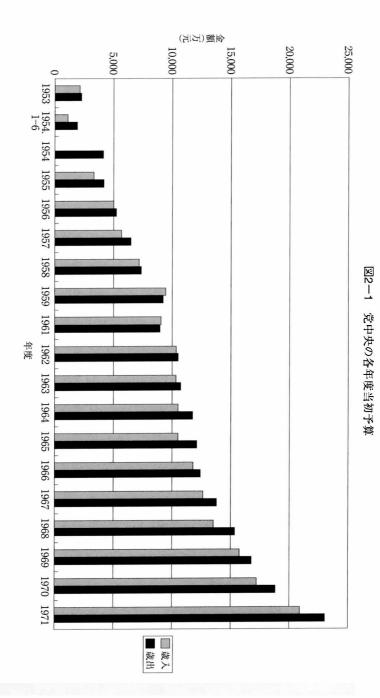
了後の一九五三年から七一年までに、歳入の規模は約一○倍に、歳出の規模は既に一○倍を超えている。第二に、 模が年々急速に拡大している。図2-1は、予算の伸びを歳入・歳出毎にグラフ化したものである。党の「改造」終 拡大する傾向にあったことを押さえておくことにして、つぎに歳出面を取り上げてその構造を検討する。 からは、それを埋め合わせる手段の一つが銀行融資であったことが窺える。ここでは、とりあえず財政規模が急速に ぼ毎年歳出額が歳入額を上回っており、その結果として恒常的な財政赤字に陥っていることが看取できる。表2-1

らに事業費を取り上げて、その内訳を見たものが表2-3である。 のための特別予算である専款、そして総予備費に区別される。表2―2は各年度の各項目の比率を示したもので、さ

党中央の歳出は、大きくは人件費や事務費など経常的な支出を表す経常費、各種工作のための事業費、特定の工作

動に充てられたものである。その中でも大陸工作費の占める割合が最も大きく、かつ大幅な拡大傾向を示している。 項目の存在とその規模である。これらの四項目は、いずれも中国大陸ないし海外における共産党との抗争に関わる活 事業費の内訳で注目されるものは、大陸工作費、海外工作費、政治作戦・心理作戦工作費及び宣伝工作費といった





経常費事業費

合計

專款 機子備費

歳出額

(100万元)

21.6

18.3

40.9

41.6

51.5

64.3

73.0

91.4

89.9

104.0

106.7 | 116.7

120.4

123.0

137.2

152.3

166.6

187.4

228.6

(田屋) 中国国民党第七届中央委員会編印『中国国民党第八次全国代表大会党務工作報告』、台北、中国国民党第七届中央委員会、1957年、84—86頁、中国国民 印『中国国民党第十次全国代表大会党務工作報告』、台北、中国国民党中央委員会、1969年、227頁、及び『表2-1』の作成に用いた各資料をもとに著者作成 党中央委員会秘書処印『中国国民党第九次全国代表大会党務工作報告』、台北、中国国民党中央委員会秘書処、1963年、223頁、中国国民党中央委員会

事財政」という特質が指摘されているが、党財政は差し詰め「内戦財政」と特徴づけることができるといえよう。 今、 なみに、「大陸反攻支出」の四項目に幹部訓練費を加えた事業費に、これらの活動に関連する経常費と専款を加えた 産党との対抗・闘争のために台湾以外の場所で使われていたということである。この時期の国家財政については「軍 にあるのと比べて対照的である。つまり、党中央の歳出構造から明らかになるのは、党の活動資金はその大部分が共 示している。この数値から、国民党の予算において台湾外部での支出が大部分を占めていたことがわかる。さらに、 「大陸反攻支出」も大幅に拡大する傾向にあり、これは台湾内部での諸活動のために使われる経費の割合が減少傾向 上記の四項目を併せて「大陸反攻支出」と呼ぶことにすると、表2-3の中ほどにある小計の項目はその規模を

表2一3 事業費の構造

(出所) 中国国 党第七 委員会 国国民	総額 (100万元)	合計	4の街	台湾地域 党務工作費	幹部訓練費	小計	宣伝工作費	政治作戦· 心理作戰工作費	海外工作費	大陸工作費		1 Y
中国国民党中央改造委員会編印『中国国民党第七次全国代表大会党務報告下編』、台北、中国国民党中央改造委員会、1952年、238—239頁、中国国民党等七届中央委員会編印『中国国民党第八次全国代表大会党務工作報告』、台北、中国国民党第七届中央委員会、1957年、84—86頁、中国国民党中央委員会秘書処印『中国国民党第九次全国代表大会党務工作報告』、台北、中国国民党中央委員会秘書処、1963年、223頁、中国国民党中央委員会印『中委員会印『中国国民党等)、全国で、230章、中国国民党中央委員会印『中国国民党第十次全国代表大会党務工作報告』、台北、中国国民党中央委員会、1969年、227頁、及び「表2-1]の作成に用いた各資料をもとに著者作成。	14.5	100.0	1.2	25.1	20.7	53.1	9.9	9.2	12.3	21.6	1953	世 米 瓦 ~ 押 厄
民党中央改造委員会編印『中国国民党第七届中央委員会編印『中国国民党第八次全国届中央委員会編印『中国国民党第九次全国代表大会秘書処印『中国国民党第九次全国代表大会党務工作報告』、台北	11.0	100.0	13.4	20.4	22.1	44.1	7.4	7.2	12.2	17.3	1954.1-6	 -
委員会# 驅印『中 国国民党 代表大会	26.3	100.0	0.0	19.2	20.4	60.4	6.7	9.1	13.4	31.2	1954	
福印[中 国国民 第九次 余党務工	26.2	100.0	0.0	17.4	23.4	59.2	6.3	9.1	12.6	31.3	1955	
国国民党第八党第八党国代党国代党国代党国代	35.0	100.0	0.0	14.4	19.7	65.9	5.3	9.4	14.3	36.9	1956	
党第七》 次全国代次全国代表大会党	42.2	100.0	0.0	14.9	19.1	66.0	5.5	9.3	17.8	33.4	1957	
大全国代 大安国代 大表大会 大表工代 大路工代	53.6	100.0	0.0	17.6	15.9	66.5	7.7	7.3	19.7	31.8	1958	
、表大会 《党務工 《党務工 「報告』 民党中	67.9	100.0	0.0	13.1	13.0	73.9	6.9	7.3	21.4	38.2	1959	
党務報 党務報 作報告	63.6	100.0	0.0	14.0	7.1	78.9	7.4	7.8	22.9	40.8	1961	
告下編』、一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	69.2	100.0	4.9	30.5	7.0	57.6	4.2	7.2	8.8	37.5	1962	
、 中国国 党中央 年、227]	70.5	100.0	0.0	28.8	8.2	63.0	5.9	7.5	9.5	40.2	1963	
中国国 民党第 天党第 (天) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	78.3	100.0	0.0	26.6	7.9	65.5	5.3	6.8	85	44.9	1964	
民党中5 七届中5 8と書め、 (表2-1	79.1	100.0	0.0	26.6	8.4	65.0	5.2	6.9	8.4	44.5	1965	
大改造3 快改員3 快委員6 1963年.]の作成	80.4	100.0	0.0	26.4	9.7	63.9	5.2	6.8	8.2	43.8	1966	
を具会、1 を具会、1 3、19572 、223頁、 なご用いる	87.2	100.0	0.0	14.1	10.5	75.5	6.9	6.2	18.9	43.5	1967	
.952年、 年、84— 中国国 た各資港	94.4	100.0	2.6	11.2	10.5	75.7	7.1	6.1	18.4	44.1	1968	
238―2:86頁、中 86頁、中 現党中: 特をもとに	101.5	100.0	3.0	11.2	10.0	75.9	7.2	6.0	18.3	44.5	1969	
次全国代表大会党務報告下編』、台北、中国国民党中央改造委員会、1952年、238—239頁、中国 次全国代表大会党務報告下編』、台北、中国国民党第七届中央委員会、1957年、84—86頁、中国国民党 代表大会党務工作報告』、台北、中国国民党中央委員会秘書処、1963年、223頁、中国国民党中央委員会日 党務工作報告』、台北、中国国民党中央委員会秘書処、1963年、223頁、中国国民党中央委員会日 に、中国国民党中央委員会、1969年、227頁、及び[表2-1]の作成に用いた各資料をもとに著者作成	103.0	100.0	3.2	11.2	11.0	74.6	7.1	5.6	18.0	43.9	1970	(単位
国国国民党中央	128.0	100.0	3.5	13.7	9.8	73.0	7.1	5.4	17.5	£3.1	1971	単位:%)

事業費、専款のほか、総予備費を含めて「中央党務経費」と呼ばれていた。両者の歳出に占める割合の推移を示した 支出全体は「政府委託処理工作経費」と呼ばれていた。一方、台湾内部で用いられる部分は、それに関わる経常費、

ものが、表2-4である。

にも拘らず、実際には政府補助金という補助収入があり、しかもそれが歳入の大部分を占めていたのである。ここに、 年度から七一年度までの歳入構造を示している。二つの表から明らかなように、歳入構造の実態は、「党費決議」にぽ ものが、表2-5aと表2-5bである。前者は党の「改造」終了後の一九五三年度から五七年度まで、後者は五七 五八年度以降の表記に従えば「国家総予算委託処理工作収入」と「革命実践研究院処理訓練工作収入」に区別されて まさに「党庫は国庫に通じる」というべき、財政面での党と国家の癒着の構図が見て取れる。ちなみに、その内訳は、 示された財務のあり方とは大きくかけ離れている。すなわち、活動資金については自己調達の原則が掲げられていた それでは、このような歳出構造を持つ党財政の財源はどこに求められたのであろうか。同時期の歳入構造を示した

府が直接実施できないため、党がその委託を受けて代行している」工作であるとされた。それゆえに、これらの工作 府委託処理工作経費」に充当されていた。「国家総予算委託処理工作収入」は、大陸工作、海外工作及び宣伝工作を、 に必要な経費は政府から補助されてしかるべし、というロジックが展開されたのである。実際に、政府補助金は「政 ように、党内では、大陸工作、海外工作、政治作戦・心理作戦工作、宣伝工作及び幹部訓練といった諸工作は、「政 そして、このような党財政の実態を取り繕うために、「政府の委託」という口実が持ち出された。第四節で触れる

このように、戦後、財政面での党と国家の癒着が見られたことは事実であり、それが「共匪」との内戦という非常

そして「革命実践研究院処理訓練工作収入」は幹部訓練を、それぞれ党が「政府の委託を受けて代行する」ことに対

する補助金だったのである。

表2-4 「中央党務経費」と「政府委託処理工作経費」の比率*

	中央党務経費(%)	政府委託処理工作経費(%)	歳出額(100万元)
1961	43.5	56.5	100.1
1962	47.0	53.0	104.0
1963	45.8	54.2	106.7
1964	40.3	59.7	116.7
1965	40.3	59.7	120.4
1966	39.8	60.2	123.0
1967	31.8	68.2	137.2
1968	31.1	68.9	152.3
1969	28.4	71.6	166.6
1970	27.8	72.2	171.8
1971	30.9	69.1	228.6

(注) *予算の性質をより明確にするために、1962年度予算から双方が区別して記載されるようになった。

(出所) 中国国民党中央委員会秘書処印「中国国民党第八届中央委員会第五次全体会議党 務工作報告」、台北、中国国民党中央委員会秘書処、1962年、111頁、中国国民党中央 委員会秘書処印『中国国民党第九届中央委員会第三次全体会議党務工作報告』、台 北、中国国民党中央委員会秘書処、1966年、165頁、中国国民党中央委員会秘書処印 『中国国民党第九届中央委員会第四次全体会議党務工作報告』、台北、中国国民党 中央委員会秘書処、1966年、153頁、中国国民党中央委員会秘書処印『中国国民党第 九届中央委員会第五次全体会議党務工作報告』、台北、中国国民党中央委員会秘書 処、1967年、159頁、「五十一年度(自五十年七月起至五十一年六月止)中央党務経費・ 政府委託弁理工作経費·代領転発経費総預算」(「中国国民党第八届中央委員会常 務委員会第三一○次会議紀録 「、台北、1961年7月8日)、「五十二年度(自五十一年七 月起至五十二年六月止)中央党務経費·政府委託弁理工作経費·代領転発経費総預 算修訂案」(「中国国民党第八届中央委員会常務委員会第三九一次会議紀録」、台北、 1962年8月18日)、「五十三年度(自五十二年七月起至五十三年六月止)中央党務経費・ 政府委託弁理工作経費預算案 | (「中国国民党第八届中央委員会常務委員会第四五 七次会議紀録」、台北、1963年7月13日)、「五十四年度(自五十三年七月起至五十四年 六月止)中央党務経費・政府委託弁理工作経費預算案 | (「中国国民党第九届中央委 員会常務委員会第四九次会議紀録」、台北、1964年6月10日)、「五十五年度(自五十四 年七月起至五十五年六月止)中央党務経費·政府委託弁理工作経費預算案」(「中国 国民党第九届中央委員会常務委員会第一三七次会議紀録」、台北、1965年6月23日)、 「五十六年度(自五十五年七月起至五十六年六月止)中央党務経費·政府委託弁理工 作経費預算案」(「中国国民党第九届中央委員会常務委員会第二二〇次会議紀録」、 台北、1966年6月22日)、「五十七年度(自五十六年七月起至五十七年六月止)中央党 務経費,政府委託弁理工作経費預算案」(「中国国民党第九届中央委員会常務委員 会第三〇三次会議紀録」、台北、1967年6月28日)、「五十八年度(自五十七年七月起至 五十八年六月止)中央党務経費:政府委託弁理工作経費預算案」(「中国国民党第九 届中央委員会常務委員会第三八八次会議紀録」、台北、1968年6月24日)、「五十九年 度(自五十八年七月起至五十九年六月止)中央党務経費:政府委託弁理工作経費預 算案」(「中国国民党第十届中央委員会常務委員会第二一次会議紀録」、台北、1969 年7月7日)、及び「六十年度(自五十九年七月起至六十年六月止)中央党務経費・政府 委託弁理工作経費預算案 | (「中国国民党第十届中央委員会常務委員会第一○八次 会議紀録」、台北、1970年6月29日)の各資料をもとに筆者作成。

自 「党営事業」収入 目 「営運」収入 調 海外党員特別献 達 その他 小計					_,	1011111	党員費収入	金小計	野への街	補 台湾省政府補助	以 政府防衛稅補助	五 国家総予算補助	
				海外党員特別献金収入	7	过 収入				持補助(革命実践研究院分院経費補助)	兑補助	章補助	
100.0	, ,	47.6	13.3	17.6		11.9	4.8	52.4	1			52.4	1953
	100.0	32.4				27.8	4.6	67.6		1		67.6	1954.1-6*
		I		1	1					1		1	1954**
397	100.0	27.9		ı	9.2	13.5	5.2	72.1		5.4	18.3	48.4	1955
496	100.0	26.2			12.1	10.1	4.0	73.8		4.1	24.2	45.6	1956
56.2	100.0	24.9		ı	10.7	10.7	3.6	75.1	1.9	4.1	24.9	44.3	1957

^{**1954}年度の予算表 (「中央委員会各処組会四十三年度党務経費預算総表」) 及び関連資料では、収入に関する資料は公開されていない。

⁽田所) 録」、合北、1955年7月6日)、「四十五年度中央党務経費概算総説明」(「中国国民党第七届中央委員会常務委員会第二八二次会議紀録」、台北、1956年6 もとに筆者作成。 八次会議紀錄]、台北、1954年7月26日)、「審編四十四年度中央党務経費総預算説明」(「中国国民党第七届中央委員会常務委員会第二〇七次会議紀 中央委員会常務委員会第八〇次会議紀録]、台北、1954年1月27日)、「財務・設計考核委員会報告」(「中国国民党第七届中央委員会常務委員会第一二 **「財務委員会報告」(「中国国民党第七届中央委員会常務委員会第一○次会議紀録」、台北、1953年1月15日)、「財務委員会報告」(「中国国民党第七届** 月20日)、「四十六年度中央党務経費総預算説明」 (「中国国民党第七届中央委員会常務委員会第三六九次会議紀録」、台北、1957年6月24日)の各資料を

表2-5b 党中央の歳入構造 (1957年度-71年度)

 p ÷	\		!	_		শ্রাম ।	 	· JE			- 四		·	平 又	政一幹			H		\ \frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\fir}{\fin}}}}}}}}}{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac}}}}}}}}}{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac
歲入額(100万元)	合計	小計	^ 0 有	宮連」 収入	党营事業」収入	党員費収入	小計	防部訓練補助専款 	台湾省訓練団訓練補助專款	台湾省訓練団補助	台湾省教育庁補助	革命実践研究院処理訓練工作収入***	小計	区共抗俄宣伝補助費 	幹部訓練費	海外工作費	大陸工作費	家総予算委託処理工作収入**		5 治一人沙桑八番河(1307十尺)(1十尺)
562	100.0	14.2			10.7	3.6	4.1				4.1		81.7	5.8	14.6	4.5	56.8		1957*	Į į
71.0	100.0	11.3		1	8.5	2.8	3.2	1	1		3.2		85.5	3.5	11.5	14.1	56.4		1958	1 1 /X/
94.6	100.0	8.6			6.4	2.1	3.0	1		0.2	2.8		88.5	3.9	11.8	18.1	54.7		1959	
90.1	100.0	10.2	0.6	1	6.7	2.9	3.1			0.2	2.9		86.8	4.0	7.1	18.8	56.8		1961	
102.5	100.0	10.8	3.0	I	4.9	2.9	2.7	1	ł	1	1		86.5				Į		1962	
102.9	100.0	9.3	0.5		4.9	3.9	2.7	1	1		1		88.0]			1963	
104.3	100.0	9.1	0.5	1	4.8	3.8	2.7	ı		ļ			88.2	1		1			1964	
104.8	0.001	9.1	1		5.3	8.8	2.7	-]	0.2	2.5		88.3	4.1	6.7	17.4	60.1		1965	
117.3	0.001	10.2	1		6.4	3.8	2.4	ı		0.2	2.2		87.4	3.7	6.7	15.5	61.5		1966	
1258	0.001	10.7		1	7.2	3.6	4.3	0.5	1.6	0.2	2.1		85.0	1			1		1967	
134.6	0.001	11.1		1	7.4	3.7	4.0	0.5	1.5	0.2	1.9		84.9			1	I		1968	
156.7	100.0	13.4		1	9.6	3.8	3.5	0.4	1.3	0.1	1.7		83.2	١		I	1		1969	
171.7	100.0	15.7	1	1	11.7	4.1	3.1	0.4	1.2	0.1	1.5		81.1						1970	
207.5	100.0	22.7			20.2	2.4	2.8	0.3	1.0	0.1	1.5		74.5						1971	位前)
	100.0	11.9	1.2	1	8.2	3.4	3.2	0.4	1.3	0.2	2.3		85.0	4.2	9.7	14.7	57.7		平均	(単位:%)

紀録」、台北、1970年6月29日)の各資料をもとに筆者作成。 年度(自五十九年七月起至六十年六月止)中央党務経費·政府委託弁理工作経費預算案」(「中国国民党第十届中央委員会常務委員会第一〇八次会議 年七月起至五十六年六月止)中央党務経費·政府委託弁理工作経費預算案」(「中国国民党第九届中央委員会常務委員会第二二〇次会議紀録1、台北 日)、「五十三年度(自五十二年七月起至五十三年六月止)中央党務経費・政府委託弁理工作経費預算案」(「中国国民党第八届中央委員会常務委員会 預算案」(「中国国民党第九届中央委員会常務委員会第三八八次会議紀録」、台北、1968年6月24日)、「五十九年度(自五十八年七月起至五十九年六月 常務委員会第三○三次会議紀録』、台北、1967年6月28日)、「五十八年度(自五十七年七月起至五十八年六月止)中央党務経費·政府委託弁理工作経費 費·政府委託弁理工作経費預算案」(「中国国民党第九届中央委員会常務委員会第一三七次会議紀録」,台北、1965年6月23日)、「五十六年度(自五十五 国国民党第九届中央委員会常務委員会第四九次会議紀録]、台北、1964年6月10日)、「五十五年度(自五十四年七月起至五十五年六月止)中央党務経 第四五七次会議紀録」、台北、1963年7月13日)、「五十四年度(自五十三年七月起至五十四年六月止)中央党務経費・政府委託弁理工作経費預算案」(「中 務経費·政府委託弁理工作経費·代領転発経費総預算修訂案」(「中国国民党第八届中央委員会常務委員会第三九一次会議紀録」,台北、1962年8月18 次会議紀録]、台北、1960年4月4日)、「五十一年度(自五十年七月起至五十一年六月止)中央党務経費·政府委託弁理工作経費·代領転発経費総預算 止)中央党務経費·政府委託弁理工作経費預算案」(「中国国民党第十届中央委員会常務委員会第二一次会議紀録」、台北、1969年7月7日)、及び「六十 1966年6月22日)、「五十七年度(自五十六年七月起至五十七年六月止)中央党務経費·政府委託弁理工作経費預算案」 (「中国国民党第九届中央委員会 (「中国国民党第八届中央委員会常務委員会第三一〇次会議紀録]、台北、1961年7月8日)、「五十二年度(自五十一年七月起至五十二年六月止)中央党 北、1958年7月9日)、「五十年度中央党務経費財源統計表(自四十九年七月起至五十年六月止)」(「中国国民党第八届中央委員会常務委員会第二〇五 [四十七年度中央党務経費財源統計表(自四十七年七月起至四十八年六月止)](「中国国民党第八届中央委員会常務委員会第六五次会議紀録]、台

党が考える工作については、国庫からの補助金の給付は認められなかった。国家財政からの補助金の対象は、 入が不足する場合には、財委会はまずは行政院主計処に協力を要請したという。また、予算執行後に生じた赤字を埋(5) 事態下にあるとされた時期における党財政の実情であった。財委会副主任を務めた張式綸によれば、予算編成時に歳 な国庫にむやみに依存する状況を避けることで、党財政の現状を正当化するとともに、「党費決議」の堅持、さらに でも「政府の委託」という口実で正当化されうる範囲に限定されていた。このように、国民党は「訓政」時期のよう め合わせることができないときには、その都度大陸工作指導委員会の名義で中央銀行から無利息融資を受けていた。 一九七○年の時点で、その総額は一億八二○○万元に達していた。とはいえ、政府の工作を代行するものではないと

は「憲政」の実施という建前を維持しようとしたものと考えられる。

ばから上昇傾向にあり、この時期より党が自己調達する資金の中心的な財源になっていくという流れが見て取れる。 引っ張ったのは「党営事業」からの上納金であった。そして、この「党営事業」収入が占める割合は既に六○年代半 達経費」である。表2−5bによると、「自己調達経費」の伸びが見られるのは一九六○年代末からであり、それを その結果、歳入に占める割合はたとえ僅かであれ、形式上、自己調達による財源が必要となった。それが「自己調

二 「営運」収入

は、見積額の三倍以上の実績額を達成している。その一方で、党員費収入は、実績額がほぼ見積額を超える程度で安 値はあくまでも予算編成段階での見積額である。そこで、党員費、「党営事業」、及び「営運」という「自己調達経費」 収入に次ぐとはいえ、その実績額は見積額を下回ることが頻繁に見られる。つまり、三つの主要財源を比較した場合、 定性を示している反面、その絶対額はその他の財源と比較して小さい。また「党営事業」収入は、絶対額では「営運」 て見ると、少なくとも五五年と五六年のデータでは、その実績額は見積額を大幅に上回っている。特に、五五年度に の三つの主要な財源について、予算編成時の見積額と実績額を比較したものが表2-6である。「営運」収入につい ―5aによると、「営運」収入は「党営事業」収入に並ぶ、あるいはそれ以上の割合を占めている。ただし、この数 **| 営運」収入が最も容易に、しかも高収入を得られる財源だったのである。** しかし、一九五〇年代に自己調達による財源の大部分を占めたのは、「営運」収入と呼ばれるものであった。

この「営運」収入とは、基本的には、財委会が「党営事業」経営を通じて獲得した外貨を何らかの形で運用して得

照)。財委会はこの成果を踏まえて羊毛輸入の継続を決定したが、その理由は「その手続きが簡単な上に、かなりの る一切の手続きは全て中央信託局によって代行され、これによる財委会の収入は約三一二万元に上った された。例えば、一九五二年度には、中央信託局が財委会の委託を受けて羊毛を輸入した。羊毛の購入・販売に関す 売業務を通じて得られた外貨収入をベースにしていた。そして、これらの外貨は公営の貿易機関に委託する形で運用 られた収入であったと考えられる。運用された外貨は、裕台企業による貿易業務と正中書局による海外での出版・販 (表2-6参

利潤が得られる」ためであった。(紫)

推測の域を越えるものではないが、党の財務官僚の貿易・為替管理への影響力の大きさを考慮すれば、政府の財政収 会の副主任を務めていた徐柏園は、当時貿易・為替管理に関する実権を一手に掌握していた人物であった。従って、 対する関税率の引き上げに伴い撤廃された。この間、財委会は政府による羊毛輸入への統制に便乗する形で、それが 入となるはずの毛紡織業者からの追加徴収分が、財委会に流れていたとしても不思議ではないと思われる。 五四年度まで、「営運」収入は「自己調達経費」の主要財源の中でもかなり高い実績を記録している。さらに、財委 委託した外貨の比率に応じたプレミアムを獲得していたのではないかと思われる。表2-6によると、五二年度から 毛紡織業者から外貨決済証代金の一○○%に相当する金額を追加徴収していた。五五年一月、この措置は羊毛輸入に は台湾省物資局(以下、物資局)による統一買い付けが行われており、その際、政府は財政収入を補助するために、 政府による貿易統制と関わっていたと考えられる。当時の羊毛は統制物資の一つであった。一九五二年冬から、羊毛 それでは、この時期の羊毛の輸入が、なぜ財委会にこれだけの収入をもたらすことになったのか。それは、当時の

しかし、一九五五年二月以降、羊毛輸入に対する統制措置の撤廃と関税率の調整措置の結果、財委会が羊毛輸入を

表2-6 「自己調達経費」の主要財源

						(単位:元)
	党員引	党員費収入	「党営事業」収入	業」収入	「営運	营運]収入
年度*	実績額	見積額	実績額	見積額	実績額	見積額
1952	929,459.44	i	1,320,482.69	1,200,000.00	3.118.776.12	1
1953	1,287,264.13	1,000,000.00	4,924,565.56	2,500,000.00	3.722.124.14	
1954.1-6			2,862,292.06	3,000,000.00	3,048,234.99	l
1954	1,601,691.32	1	3,304,652.27	1	5,896,440.46	I
1955	2,013,558.80	1,700,000.00	2,888,336.52	4,425,000.00	9,586,845.54	3,000,000.00
1956	2,231,440.72	2,000,000.00	4,285,717.60	5,000,000.00	10.568,291.32	6.000.000.00
1957.1-6	1,123,812.75	ı	1	İ	(-	
1957	2,411,495.37	2,000,000.00	7,074,571.00	6,000,000.00	ſ	6.000.000.00
1958	2,728,510.93	2,000,000.00	6,360,680.00	6,000,000.00		
1960	2,949,340.75	2,000,000.00	6,780,000.00	6,000,000.00		
1961	3,268,212.55	2,600,000.00	6,425,000.00	6,000,000.00		
1962	3,571,667.54	3,000,000.00	5,121,000.00	5,000,000.00		
1963	3,670,271.09	4,000,000.00	5,100,000.00	5,000,000.00		
1964	4,181,986.01	4,000,000.00	4,481,750.00	5,000,000.00		
1965	4,521,219.86	4,000,000.00	4,485,101.36	5,500,000.00		
1966	4,719,982.16	4,500,000.00	4,730,000.00	7,500,000.00		
1967	5,282,715.52	4,500,000.00	7,449,660.00	9,000,000.00		
1968	5,652,292.70	5,000,000.00	9,737,780.00	10,000,000.00		
1969	1	6,000,000.00	1	15,000,000.00		
1970		7,000,000.00	1	20,000,000.00		
(注) 党財1	政の会計年度は、1954年	党財政の会計年度は、1954年度より「歴年制」から「七月制 に変更されているが、本表では、「党員費収入 については答料の表記に従い「十日制 の起占	月制 に変更されているが	、本表では、「労員費収入	言書の体を打ている。	に徐い「十日館」の記占

į - 78月 98~37日 土皮は1709平皮より | 28年回」から「七月町」に変更されているが、本表では、「党員費収入」については資料の表記に従い「七月制」の起点を57年とし、54年度から56年度までの実績額については「歴年制」による数値を採用した。また、党予算では61年度から新年度制が採用されているが、本表では資料の表記に従い60年度を新年度制の起点とする。

中国国民党第七届中央委員会編印「中国国民党第八次全国代表大会党務工作報告」、合北、中国国民党第七届中央委員会、1957年、84—86頁、中国 会印「中国国民党第十次全国代表大会党務工作報告」、台北、中国国民党中央委員会、1969年、227頁、及び「表2-1]の作成に用いた各資料をもとに著者 民党中央委員会秘書処印[中国国民党第九次全国代表大会党務工作報告],台北、中国国民党中央委員会秘書処,1963年,223頁、中国国民党中央委員

的で大きな収益が期待できず、約半年後には新たな方策が検討されることになった。 委会は羊毛輸入の継続を断念し、香料エッセンスの輸入を物資局に委託することに改めた。しかし、その数量は限定 関税を支払う必要が生じる。それに、「営運」の目的は、本来羊毛輸入そのものにあったわけではない。そこで、財 でこそ、羊毛輸入によるプレミアムが保証されたからである。今後、財委会が直接羊毛を輸入した場合には、多額の 通じて多額の利益を得ることは困難になった。というのは、羊毛の輸入過程に物資局が介在する形での統制措置の下(ឱ)

と政府による貿易・為替統制の存在という二つの条件であった。 自己調達する資金の主要財源であった。そして、それを可能にしたのは、党の財務官僚の貿易・為替管理への影響力 委会が「党営事業」を通じて獲得した外貨の運用を図ったものであるといえる。一九五〇年代、その収入は国民党が した姿は浮かび上がってきたように思われる。すなわち、「営運」とは、政府の貿易・為替統制に便乗する形で、財 資料の関係から、これ以降の「営運」の実態については定かではない。ただし、これまでの考察から、その漠然と

えている。つまり、五〇年代の党財政を支えた歳入構造は、五〇年代末にはその転換を迫られたのである。そして く「営運」収入であった。ところが、表2-5aに見られた「営運」収入は、表2-5bではその歳入の財源から消 以上の考察からわかるように、一九五〇年代に党による資金の自己調達を支えた財源は、「党営事業」収入ではな

「党営事業」が自己調達の財源の中心となっていくのは、それ以降のことであった。

七五

第三節 党の財務改革を迫る動き

する政策の転換と、党財政に対する批判の高まりであった。いずれも、特に歳入面から党財政の問題点を浮き彫りに することとなり、党の財務官僚はそれに向けた対応に追われることになった。 一九五〇年代末になると、党の財務工作に手直しを迫る動きが見られた。具体的には、政府の貿易・為替管理に関

一 貿易・為替管理制度の改革

政策が変化し始めたことを背景に、政府は五八年から輸出指向工業化に向けた大幅な政策転換を図った。 は輸入代替工業化を推進した。ところが、五〇年代半ば以降、輸入代替工業化政策の行き詰まりや、アメリカの援助 された。五三年には第一次経済建設四ヵ年計画がスタートし、政府は農業では農地改革に取り組むとともに、工業で 台湾では、一九五○年代初頭にはアメリカの経済援助に大きく依存しながら、政府による積極的な経済建設が開始

の改革であった。その内容次第では、「営運」収入を支えてきた条件が失われかねなかった。とはいえ、輸入規制は い。ところが、実際にはその可能性も完全に失われることになった。最も重要な出来事は、党の財務官僚の貿易・為 一九六〇年代には依然として数多く残存しており、これらに便乗する形で「営運」の余地が残されていたかもしれな® それは、財委会による外貨運用の前提を揺るがすような、複数為替レートの一本化を柱とした貿易・為替管理制度

替管理への影響力が完全に失われたことであった。

管理を主務する人物であった。彼らは、実務的な観点から、もし単一レートを実施すれば、政府は外貨決済証の売買 出を増大させ、当時既に膨大な赤字を抱えていた財政に重大な打撃を与えることになると考えていた。 による収入を失うことになり、また政府の海外からの物資購入に比較的有利なレートを適用できなければ、政府の支 出産業の発展をも妨げていると考えていた。他方、改革に反対していたのは、政府内部でも実際に財政と貿易・為替 人がその中心であった。彼らは、当時の為替レートは非常に複雑であり、市場の価格機能を阻害するだけでなく、輸 度に対する二つの意見が存在した。一つは、早急な改革を求める立場で、経済学者や民間資本家、工業発展を司る役 その発端は、一九五〇年代後半に繰り広げられた、為替レート改革をめぐる政策論争にあった。当時、為替管理制

を受けて、徐柏園は財政部長と外貿会主任を辞任してしまった。 容の主張が陳誠と厳家淦の支持を得ることになり、最終的にグループは単一為替レートの採用を決定した。この決定 せ、 の財政部長であり、貿易・為替管理を専管する外貨貿易審議委員会(以下、外貿会)の主任でもあった徐柏園は、単 一為替レートへの変更は財政収支の均衡に影響を及ぼすため、複数為替レートの維持を強く主張した。しかし、尹仲 一為替レート制度と比較的開放的な貿易・為替管理政策への転換を主張したのが尹仲容であった。これに対し、当時 今後の経済政策の方向性についての検討を命じた。その後、厳家淦がこれに加わった。このグループの中で、単 九五七年末、蒋介石総統は陳誠、兪鴻鈞、徐柏園、尹仲容と江杓の五人を指名し「外匯貿易政策小組」を結成さ

ちなみに、後任の財政部長には厳家淦、外貿会主任には尹仲容が就任する。そして、一九五八年初めより尹仲容の指 影響力を失った。それにより、党が「営運」を行うことを可能にする条件は、改革の内容を問わず失われたのである。 つまり、為替レートの改革の過程で、具体的には徐柏園の辞任により、党の財務官僚は政府の貿易・為替管理への

揮の下で為替レートの一本化の実施をはじめ、輸出指向工業化に向けた一連の政策転換が行われたのである。

二 党財政に対する批判の高まり

判の矛先を向け始めており、この「社論」もその流れの中に位置づけることができよう。 当初は、中国共産党やソ連などを標的とした共産主義批判を展開したが、五六年以降国民党の「党国体制」自身に批 四九年一一月に創刊された政論雑誌で、雷震ら国民党内外の大陸人系の自由主義的知識人がその活動の中心であった。 年三月、雑誌『自由中国』がその「社論」で政府の貿易統制を利用した党の資金調達を糾弾しだ。『自由中国』とは: この政府による経済政策の転換とほぼ時期を同じくして、党の資金調達に対する批判が高まった。まずは一九五八

易・為替統制に便乗する形での資金調達であり、「営運」収入の一例であったものと考えられる。この種の問題点を ものであった。しかも、この膨大な差額を得るのは物資局ではなく財委会であったという。このケースは、政府の貿 という制限があった。しかも、彼が最初に掛け合う相手は、政府の貿易・為替管理機関ではなく、国民党の財委会で 不当性を指摘したものであった。「社論」によると、当時リンゴのような統制物資には外貨の割当はなく、これを輸 元から八○元もの高値で売却したが、それは台湾銀行からードル二四元七角八分の公定レートで物資局に支払われた あった。貿易業者は有力な仲介者を介して財委会との交渉を繰り返し、条件に折り合いがついて副主任(当時は徐柏 入するには「特種外貨」を申請しなければならなかった。ただし、それには輸入業者が国民党員でなければならない さて、その批判とは、リンゴの輸入統制のケースを取り上げ、政府の貿易統制に便乗して資金調達を行う国民党の の許可が得られた後、物資局が貿易業者と契約を結び外貨決済を行うことになった。物資局は外貨を一ドル六〇

指摘されたことは、財委会を相当狼狽させるものであったと思われる。

基の発言に刺激されて、ここで野党結成に向けた機運が一気に高まった。 年党及び民社党の政治家に雷震を加えた七二名が、台北の民社党の党本部で今回の選挙についての検討会を開催し、 彼らの躍進は国民党中央に大きなショックを与える出来事であった。さらに、選挙後の五月一八日には、無所属、青彼らの躍進は国民党中央に大きなショックを与える出来事であった。さらに、選挙後の五月一八日には、無所属、青 当選を果たしだ。これらの選挙は所謂「権威主義選挙」であり、国民党の圧倒的な勝利が保証されていたことから、 選挙の際の不正を痛烈に批判した。同時に、民社党・青年党の両党を解散して強力な野党を新たに作ろうという郭国 中国地方自治研究会の設立を図るなど、野党(「中国民主党」)の結成に向けて動き出すことになる。六〇年四月の地 方選挙(第二期省議員・第四期県市長選挙)では、彼らは大幅な躍進を遂げ、中でも省議員に当選した四名はトップ が省議会議員に当選を果たした。その後、彼らは雷震を中心とする『自由中国』の自由主義的知識人らと連携して、 三期臨時省議会議員・第三期県市長選挙)では、国民党に批判的な、「友党」籍と無所属を含む六名の台湾人政治家 シンボルの一つとして、戦後直後から台湾省主席を除く台湾省レベル以下の地方公職選挙が実施されていた。ただし、 「友党」である青年党と民社党の二つだけであった。そのような状況の中で、五七年四月に実施された地方選挙(第 九四九年の戒厳令布告以降、政党の新規結成は事実上禁止されていたため、国民党の他に存在した政党は、その さらに、地方政治の場からも、党の資金調達のあり方に対する批判が噴出した。当時の台湾では、「民主憲政」の

この経費は国家予算に盛り込まれていた。この声明の背景には、外部の誤解や悪評を払拭する狙いとともに、国民党 た。「反共抗ソ宣伝補助費」とは、各政党による「反共抗ソ」宣伝活動の支援を名目とした政府からの補助金であり、 このような流れの中で、民社党は検討会に先だち五月一四日に「反共抗ソ宣伝補助費」の受領拒否の声明を発表し するに止まらず、専制的な全体主義政府と本質上何ら変わらないと痛烈に批判した。このような「友党」や『自由中 とを意味していた。そこで「社論」は、国民党がその資金をこういった形で捻出することは、民主政治の原則を違反 は、人民が政府に納めた税金も、公営事業向けのアメリカの経済援助も、事実上国民党の資金へと姿を変えているこ 営事業内の産業党部、郵電党部、公路党部や鉄路党部が挙げられ、ここでは党の人員が軍や各企業の正式な編制ある は前者のケースであり、毎年省政府予算から資金を獲得していた。後者のケースとしては、国軍内の特種党部や各公 党の組織をまるごと政府機関の中に組み込んでしまう形で、党組織の活動資金を調達していた。例えば、台湾省党部 「社論」によると、国民党は、各政府機関の権力を通じて政府予算の中から正式に経費を割り当てるか、あるいは 民党が資金を捻出する様々な手段が具体的に指摘されており、その最たるものが政府予算からの資金調達であった。 いはそれが隷属する行政機関に組み込まれ、その活動資金も各機関の予算の中に盛り込まれていた。このような実態 その半月後には、再び『自由中国』からの批判が国民党に突き付けられた。一九六〇年六月号の「社論」では、国

施された地方選挙を通じた、台湾での民主政治の実現を模索する動きの具体的な現れでもあった。 国』による批判は、「党庫は国庫に通じる」という党財政のあり方に対する、「党国体制」内外から起こった批判であ ったといえよう。それは、当時の野党結成に向けた運動の中から生まれたものであり、「民主憲政」の建前の下で実

による国庫からの資金調達であった。政党が資金調達のために営利事業を経営することには、彼らは必ずしも反対し 貫して反対したのは、「『党費』を国庫から引き出し、その結果『党国不分』という状況になる」こと、すなわち政党 ていたわけではなかった。「党営事業」経営は、彼らにも受け入れられる資金調達方法だったのである。 た。そして実は、これまでの一連の動きの中には、そのためのヒントも隠されていた。「友党」や『自由中国』が一 に終始したわけではなく、党財政のあり方についても検討し、特に歳入面で何らかの対応をとる必要性を痛感してい たな野党の結成は八六年九月の民進党の誕生を待つことになる。しかし、国民党はこのとき野党結成運動の予防弾圧 握りつぶすとともに、『自由中国』の廃刊を命じた。これ以降、野党結成運動はなすところなく崩壊し、台湾での新 危機感を覚えた国民党政権は、蒋介石の総統三選から半年後の一九六〇年九月に、雷震らを逮捕し野党結成運動を

第四節 国民党の財務改革

| 党の最上層部での議論と総裁の指示

務委員座談会において、財委会による財務工作の現状に関する報告が行われた。党財政の規模が急速な増大傾向にあ このような状況の中で、国民党は財務改革に着手した。新年度の予算編成を間近に控えた一九五九年三月、中央常

などの方針が決定された。その後、財委会ではこの決定を踏まえて五九年度予算案が作成されたが、その間にも副総 過程で党は財務改革に向けて動き始めたわけだが、これを決定づけたのは蒋介石の指示であった。 裁の陳誠から予算に対する効果的なコントロールを求めた指示が下されていた。このように、五九年度の予算編成の と、不必要な工作は削減すること、また政府が処理できる工作は政府に引き渡して党の経費の負担を軽減すること、 るとの報告を受けて、座談会では党の負担増大を懸念して、新年度の予算編成では前年度の当初予算額を維持するこ

なくなる」。つまり、蒋介石にとって、財務制度の改革の目的とは党の工作の腐敗防止にあり、具体的には経費の浪 とになろうが、さもなくば、浪費現象が増えれば増えるほど、党の工作もますます腐敗し、ついには手の施しようが と、「健全な党の人事・財務制度は、実際に党務工作を整頓するための基礎である」。「中央が健全な財務制度を創設 蒋介石は、予算案が通過した第一五〇次中央常務委員会において、徹底的な財務制度の改革を指示した。彼による 一切の経費が制度に従って適切に処理できるのであれば、中央による審査、監督及び指導の効果が発揮されるこ

関する議論が中心であった。予算の財源に関する問題が取り上げられるようになるのは、財務改革の具体的なプラン れることになった。しかし、これまで蒋介石を含めた党の最上層部においては、歳出面での問題や財務制度の改革に いずれにせよ、このような蒋介石の指示を受けて、党内では実務者レベルによる財務改革についての議論が進めら

費を抑制することであった。

の作成が財務工作に関わる実務者の手に委ねられてからのことであった。

二 財務改革と「党営事業」

グループが設置された。 れた。さらに、その下には「財務改進組」(召集人は呉嵩慶)と「事務改進組」(召集人は鄧伝楷)という二つの作業 財務改革については、財委会主任の徐柏園を召集人とする「財務事務管理改進小組」という専門グループが設けら

委会によって八月三日の第二三四次中央常務委員会に提出され通過した。(8) 理改進意見」を審議して作成したものである。そして第三段階は、「中央委員会財務改進実施要点」(以下、「実施要図)のである。 見書「関於本会財務事務管理改進案之審査意見」(以下、「審査意見」)の作成である。この「審査意見」は、第九六 が中央工作会議での決定を踏まえて、「審査意見」を修正・整理して「実施要点」を作成した。これは、秘書処と財 点」)の作成である。「審査意見」は同年五月一九日の第一一一次中央工作会議で審議されたが、最終的には、 次中央工作会議での決定を受けて、徐柏園と鄧伝楷の二人が各単位の主管人員を集めて、再度「報告書」と「事務管 グループにより一九六〇年一月七日の八期第九六次中央工作会議に提出された。第二段階は、「報告書」に対する意 進報告書」(以下、「報告書」)の作成である。これは、「事務改進組」が作成した「事務管理改進意見」と併せて専門 財務改革に関する具体案の作成過程は、三段階に区分できる。第一段階は、「財務改進組」による報告書「財務改

なっている。重要なことは、残る二つの項目で財源に関する問題が取り上げられていることである。これは、 コントロールに向けた諸手続きが盛り込まれており、これまでの党内最上層部での財務改革要求に応えた形の内容と
ਿジ 区分という三項目から構成されている。第一の財務管理についての項目には、現行の管理方式への改革措置や予算の 財務改革の具体的なプランである「実施要点」は、財務管理、党の活動資金の調達、及び党と政府の工作と予算の 財務汨

当の実務者にとって、今後の活動資金の財源をどうするのか、という問題が非常に重要であったことを如実に示して

すること、であった。このように、「実施要点」では、財源問題の解決策として、「党営事業」の発展が明確に打ち出 党員による特別寄付金については、海外では実施せず、国内でも企業設立のための資金が一定の額に達した後に検討 ものにすぎなかった。 されたのである。その一方で、特別寄付金の位置づけは、せいぜい「党営事業」の設立資金の補助的な財源といった 的大規模な企業を設立して経済的基盤を確立し、そのために必要な巨額の資金は党内で全力で調達すること、第二に、 |実施要点||の二番目の項目では、党の活動資金の調達について二つの方針が示された。すなわち、第一に、

という認識が存在したことである。 財源にする、という見解がすでに示されていた。これに対する「審査意見」(第二段階)では、特別寄付金の実施に することは長くは続けられず、今後は益々状況は苦しくなるので、警戒心を強めて財源を開拓しなければならない」 示していたが、台湾移転後も同様であったものと思われる。第二に、当時の実務者の間には「党務経費を政府に依存 プランが示されていた。注目されるのは、第一に、議論の過程を通じて、企業献金に期待する姿勢は一切見られなか が財源の柱として位置づけられていた。「報告書」(第一段階)では、「党営事業」を党の主要財源に、党員費を補助 ついては慎重な対応が求められている一方、「党営事業」については、一、二社の大企業を創設するという具体的な ったことである。前章で触れたとおり、大陸時代の国民党は資本家が献金を通じて影響力を行使することに警戒感を 実は、財源の問題は、財務改革に関する議論が実務者レベルに委ねられた段階から検討され、しかも「党営事業」

たともいえよう。 国民党がこれまで「党営事業」を積極的に発展させようとしてこなかった、またその必要がなかったことを示してい つまり、当時の国民党にとって、「党営事業」は既に存在していたとはいえ、未開拓の財源だったのである。それ 党員費や特別寄付金といった財源と比べて、相対的に期待の寄せられる財源であった。このことは、裏返せば いずれにせよ、「実施要点」が定められたことで、「党営事業」は今後の財源の柱と位置づけられ

三 党と政府の分業と資金調達

党の財務官僚はその発展に力を注ぐことになったのである。

おける明確な位置づけはなされていなかった。 もう一つの財源として捉えられていた。ところが、「党営事業」と国庫という二つの財源について、党の資金調達に 「実施要点」の三番目の項目では、党と政府の工作及び予算の区分に関する問題が取り上げられ、そこでは国庫が

代表者は徐柏園であり、この「党政区分案」も実際には財委会によって作成されたものであった。 究小組」から出された提案の一つであった。ただし、このグループの中で財務関連の問題を担当した作業グループの と工作方法の改革が議題となる八期三中全会を翌月に控えて、その準備グループである「改進党的組織與工作方法研 するより詳細な原則を示した「党政業務区分與経費調達案」(以下、「党政区分案」)が通過した。これは、党の組織 |実施要点||が通過した一ヵ月半後、一九六〇年九月二二日の第二四四次中央常務委員会において、資金調達に関

はどのように財源を開拓し調達するのか、という二つの問題が提起されていた。まず、第一の問題、すなわち党と政 さて、「党政区分案」では、第一に、党務工作と国家及び地方行政をどのように区分するのか、第二に、党務経費

党が政府を代行して処理すべき工作が、中央と地方の各レベルで具体的に示されていたことが特徴的であった. れたものと変わりはない。しかし、「党政区分案」では、党が政府の工作を代行する理由が説明されており、さらに、 て、それらの工作に必要な経費は政府から補助される、というものであった。これは、基本的に「実施要点」で示さ 府の分業に関する原則とは、「革命需要」に応えるために、党は政府の委託を受けてその行政工作を代行する、そし

これらの工作の内容を見ると、『自由中国』が指摘した内容そのものであり、党が国庫から資金を調達している現状 されなければならない工作についても、その必要経費は政府から補助される。そして、地方レベルでは、幹部訓練 心理・政治作戦、宣伝と幹部訓練の各工作である。このほか、党と政府との間での関連工作のうち、党によって執行 殊業務を代行」するのである。それでは、党が代行すべき政府の工作とは何なのか。中央レベルでは、大陸、 攻復国に対する責任からは逃れられない」からであり、「この非常時期においては、党の組織によって国家の一部特 国民訓練、政令宣伝や民衆サービス作業などが、省・県・市及び区の各級党部が代行する地方行政工作なのである。 まず、党はなぜ政府の工作を代行するのか。それは、「本党は革命民主政権党であり、歴史的任務に基づいて、反

として支給される以外、その他純粋な党務工作に必要な経費は、自らできる限り財源を開拓し、革命需要に応えねば すなわち、「すべての党務経費は、国家行政事項を代行するのに必要な部分が国家総予算の中から関係機関の協力金 産事業は、実際に党務財源に関わるものであり、今後自ら整頓し発展を図らねばならない」とされたのである。 ならず、財源開拓の道はまずは生産事業を経営することにある」。そして、「文化事業」のほか、「その他営利性の生 そして、このような党の政府との分業の原則に続いて、党の活動資金の調達に関する全般的な原則が示されていた。

下で、「党庫」と国庫の癒着という党財政の実情を正当化しようとしたものといえよう。国庫からの無制限な資金調 の財務官僚は本気で「党営事業」を発展させる必要に迫られたのである。 のための中核的な財源として「党営事業」(とりわけ「経済事業」)を発展させるという方針が定められたことで、党 達に一定の枠がはめられたことで、活動資金の中には自己調達されるべき部分が存在することになった。そして、そ 確に規定して、それに要する資金は政府から補助されることを制度化したのである。それは、「憲政」実施の建前の つまり、国民党は「党政区分案」の制定により、党が代行すべき(あるいは、代行できる)政府の工作の範囲を明

四 党財政と「党営事業」の正当化

する中央委員会では、その詳細な内容までは公開されなかった。一九六○年一○月の八期三中全会では、その要点が 政の実情や「党営事業」の経営状況の概要が紹介された。こうして、党財政のあり方については、一応は事実を伝え れたのは、六七年の九期五中全会でのことであった。このとき、財委会主任の徐柏園による財務報告が行われ、 党務報告に盛り込まれただけで、財務に関する詳細な報告も行われなかった。中央委員らが党の財務の実情を知らさ ただけで、問題の根本的な解決にはなっていないという弱点があった。そのためか、「党政区分案」に示された財務 たのは、「真相を明示して国民に決算報告を行う」ためであった。しかし、結果的に、それは党財政の現状を追認し の原則は、「党国体制」の最高決定機関とされる中央常務委員会の参加者に知らされただけで、統治エリートを代表 「党政区分案」とは、国民党が党外人士からの批判に応えたものであり、その中で党と政府との分業が明確にされ

る形での正当化が行われたといえる。

そこで、国民党がこのような「党営事業」のあり方を正当化するために選択したのが、虚偽の報告であった。九期五 ることができた。しかし、我々は党の立場と尊厳を維持するために、これまで支援を求めたことはなかった」と報告 特権的な資源調達と独占的な資本蓄積なくしては、「党営事業」がそのビジネスの効率化を図ることは困難であった。 も特権的ないし独占的な経営は行わないという条件付きでのことであった。しかし、次章と第四章で触れるように、 寡占的な生産・販売に携わり、さらには中央銀行からの無担保融資も受けていた。つまり、「党営事業」のあり方に している。ところが、事実はこれに反し、「党営事業」もアメリカからの経済援助を獲得していたし、独占的ないし 中全会で徐柏園は、「この十数年来、公営事業であるか民営事業であるかを問わず、多くは外来援助による支援を得 した人物らは、国民党が「党営事業」を経営して活動資金を調達することには反対ではなかったが、それはあくまで ついては、「党国体制」内部においてすら、真実をひた隠しにする形でしか正当化できなかったのである。 こうして、党財政にせよ、「党営事業」にせよ、それらの存在はまずは「党費決議」を堅持することで、そして、 ただし、問題は「党営事業」であった。前節で触れたように、「党庫は国庫に通じる」という党財政の現状を批判

そのあり方については情報をコントロールすることで何とか正当化された。しかし、それは「党国体制」内部での作 かったのである。 業に限られていた。台湾社会に向けた「党営事業」の正当化は行われず、また権威主義体制の下ではその必要すらな

第五節 台湾における「党営事業」の発展と「党員養党」の形骸化

担を軽減し、高所得者に一層の貢献を求める方向で進められた。つまり、台湾での国民党の財務工作では、「党営事 業」が主要財源として制度化された一方で、党員費は補助財源として残存したものの、かつて蒋介石が求めた「党員 その党員資格を停止する」と定めた条項が消えていた。また党員費についても、六三年六月にその増収を図るべく 措置が盛り込まれるどころか、党の財源からは「所得捐」(党員の実収入に合わせた寄付金)が削除された。さらに、 である。その中では、「党営事業」のほか、党員費と特別寄付金の合わせて三つが党の活動資金の財源とされた。 五七年一○月の八全大会で修正採択された「総章」からは、「党員が許可なく党員費を三ヵ月間滞納した場合には、 含め七項目の関連措置が掲げられていた。しかし、一九五二年一〇月の七全大会での「総章」の修正では、これらの 同時に、財委会では「現階段党費籌措方案」が定められ、「党員月捐」など「党員養党」の方針に基づく資金調達を 営事業」がその財源の一つとして明記された。ここに、「党営事業」はその存在を「総章」によって正当化されたの 「中国国民党党費徴収分配暫行弁法」の修正が行われたが、それは累進原則の導入により党員の中でも低所得者の負 これに先立つ「改造」時期には「党費決議」が堅持されたことから、第七組で「党営事業」の再編が行われたのと 一九六三年一一月に開催された九全大会では、党規約である「総章」が修正採択され、国民党の歴史上初めて「党

養党」の方針は徐々に形骸化されていったのである。

この点は、国民党政権の台湾移転と大きく関わっていたものと考えられる。中国大陸では、国民党政権は十分な国

事業」の負担は大幅に軽減されていた。党員費に至っては、その限界が既に認識されていたが故に補助財源とされ 党の活動資金の大半が国庫から調達されていたことは、既に見た通りである。「革命需要」向けの資金はいうまでも 敗走した先の台湾では、国民党政権は戦後接収を通じて豊かな国家資源を、さらにはアメリカからの莫大な援助を手 立することができず、さらに党員に重い財政負担を強いたことは、党員の党からの離反につながった。これに対し、 金については、「党営事業」がその主要財源と位置づけられた。とはいえ、活動資金全体を賄うことを思えば、「党営 行する」という口実により、「革命需要」に要する莫大な資金は国庫から調達することができた。自己調達すべき資 なく、「営運」収入もまた国家資源を「党庫」に移転させたものに過ぎなかった。六○年代以降も「政府の工作を代 に入れた。「憲政」の建前を掲げつつも、共産党との内戦という「非常事態」を理由に、当初一九五〇年代には国民 れ、国民経済も混乱を極め疲弊しきっていた。その結果、国民党は最後まで党員との間にクライアンティリズムを確 家資源を握ることができなかった。抗日戦争さらには国共内戦へと、繰り返される戦乱により国家予算は使い果たさ

党員に対する利益やサービスの供与が可能になることを意味する。すなわち、台湾での「党営事業」の発展は、国民 「党営事業」が成長を続け、潤沢な経済資源を提供し得るようになることは、国民党が党の資源を利用することで、 えられる。こうして、「党営事業」の発展は「党員養党」のさらなる形骸化につながった。しかも、繁栄した台湾で その結果、党員はもはや党への過度な財政負担を求められることはなくなった。 は、党員の生活もまた裕福なものとなり、彼らにとっても党員費の負担は相対的に低下していったものと思われる。 そして、「党営事業」からの収入が増加するに伴い、党が党員費に依存する度合いは相対的に低下していったと考

党にそれを介した党員とのクライアンティリズムを構築させる可能性を秘めていたのである。

- 1 若林正丈『台湾――分裂国家と民主化』、東京大学出版会、一九九二年、五―八頁。
- 国民党の「改造」については、松田康博「中国国民党の『改造』」、『法学政治学論究』、慶應義塾大学大学院法学研究科内法 「改造」時期には、中央改造委員会が本来の党の中枢機関である中央執行委員会と中央監察委員会の権限を代行した。なお、 中国国民党中央執行委員会秘書処印『本党改造案』、台北、 中国国民党中央執行委員会秘書処、一九五〇年、三四頁。
- 3 中国国民党中央改造委員会編印『中国国民党現況』、台北、中国国民党中央改造委員会、一九五二年、一二八頁。

学政治学論究刊行会、第二一号(一九九四年夏季号)、を参照のこと。

- (4) 同上書、一二八頁。
- 5 野村浩一『蒋介石と毛沢東 -世界戦争の中の革命』、岩波書店、一九九七年、六七頁。
- (6) 若林、前掲書、七六頁。
- (7)「改造」時期、蒋介石は「今後一般的な党営事業は、一、二種類の事業に資力を集中させて経営しなければならない」と 指示している(中国国民党中央改造委員会編印『中国国民党中央改造委員会三十九年度工作報告』、台北、中国国民党中央改 造委員会、一九五一年、六三頁)。
- (8) 林養志編輯『中国現代史史料叢編第十五集 中国国民党党章政綱彙編』、台北、近代中国出版社、一九九四年、 一九七頁。
- (9) 同上書、二六四頁。
- 「中央党務経費・政府委託弁理工作経費予算案」という名称が用いられるようになった。 中央常務委員会に提出される党中央の予算案は、当初は「中央党務経費総預算」と呼ばれたが、一九六二年度予算以降
- 11 劉進慶『戦後台湾経済分析』、東京大学出版会、一九七五年、一七〇頁、及び一八八頁。
- を避けるため、敢えてその前後の歳入構造を区別して表記した。 党中央の予算資料では、歳入構造についても一九五八年度を境に表記法が改められている。本論では、これに伴う混乱

- 13 央委員会常務委員会第一〇次会議紀録」、台北、一九五三年一月一五日)。 国代表大会党務報告下編』、台北、中国国民党中央改造委員会、|九五二年、二三八─二四○頁、及び「中国国民党第七届中 国庫から党への補助金は、既に「改造」時期から存在していた(中国国民党中央改造委員会編印『中国国民党第七次全
- 会財務委員会、一九六七年、一〇頁。 徐柏蠒『中国国民党第九届中央委員会第五次全体会議》党的財務問題及経費収支状形報告』、台北、中国国民党中央委員
- (15) 張式綸「財務管理要略」、国立台湾大学法学院三民主義研究所整理珍蔵『李国鼎先生贈送資料影本 額を要請することで処理している(「中国国民党第七届中央委員会常務委員会第八○次会議紀録」、台北、一九五四年一月二 元を人事経費への政府補助金を待遇調整という形で増額し、三〇〇万元を「中央心理作戦」という名目で政府に補助金の増 政策実施與検討 (一)』。例えば、一九五三年度上半期の予算案では約七五〇万元の赤字が見込まれたが、そのうち一〇〇万 中国国民党之政策
- (16) 張式論、同上資料
- 工作はいずれも政府の工作とは無関係であると考えられた(「中国国民党第八届中央委員会常務委員会第二○五次会議紀録」、 台北、一九六〇年四月四日)。 (対敵闘争計画)の工作の一部は政府を代行するものと見なされたが、設計考核委員会、党史資料編纂委員会、婦女工作会の 例えば、第二組(大陸工作)、第三組 (海外工作)、第四組 (宣伝工作)、第五組 (民衆運動・人民団体工作)、第六組
- (13) 中国国民党中央委員会秘書処編印『中国国民党第七届中央委員会第三次全体会議党務報告』、台北、中国国民党中央委員 会秘書処、一九五三年、一三七頁。
- 会秘書処、一九五三年、一二七頁。なお、羊毛の輸入は最終的には一九五五年一月まで続けられたが、委託先は当初の中央 中国国民党中央委員会秘書処編印『中国国民党第七届中央委員会第二次全体会議党務報告』、台北、 中国国民党中央委員

台北、中国国民党中央委員会秘書処、一九五五年、一〇一頁)。 処、一九五四年、一一七頁、及び中国国民党中央委員会秘書処編印『中国国民党第七届中央委員会第六次全体会議党務報告』、 国国民党中央委員会秘書処編印『中国国民党第七届中央委員会第四次全体会議党務報告』、台北、中国国民党中央委員会秘書 二七頁、中国国民党中央委員会秘書処編印、前掲書『中国国民党第七届中央委員会第三次全体会議党務報告』、一三七頁、中 (五二年から五三年まで)から、後に台湾省物資局(五三年後半から五五年一月まで)へと変更された(同上書、一

- かった。ちなみに、一九五二年五月の段階で外貨決済証の価格は台湾銀行の買五・三元、売五・三五元であった。 は、台湾銀行から外貨を購入する際にこの提出を必要とし、これを所有しない場合には台湾銀行から購入しなければならな れを自ら使用する場合を除いて、台湾銀行に公定価格で売却しなければならなかった。一方、輸入業者ないし送金を行う者 決済証は、輸出ないし送金によって取得した外貨を政府(台湾銀行)で決済した場合に発行されるもので、その取得者はこ 政府は、一九五一年四月に外貨決済証(「結匯証」)の制度を設けることで、複式為替レートの採用に踏み切った。外貨
- 年度には一億八一二万一二五七・八七元であった。また、五五年二月より輸入羊毛の関税率は八五%に引き上げられ、これ 年、一四七―一四八頁。当時の毛紡織業者による各種税負担の総額は、一九五三年度には八一九一万六五一・八二元、 は旧税率一五%の四・六七倍に相当した。 黄東之「台湾之毛紡織工業」、台湾銀行経済研究室編印『台湾之工業論集巻二』、台北、台湾銀行経済研究室、一九五八
- 一九九六年、九九——一一一頁。 王雅瓊「台湾光復初期外匯政策之演進與決策研究(一九四五—一九六三)」、台北、国立中興大学経済学研究所碩士論文、
- 23 中国国民党中央委員会秘書処編印、 前掲書『中国国民党第七届中央委員会第六次全体会議党務報告』、一〇一頁。
- (24) 同上書、一〇一頁。
- 佐藤幸人・川上桃子「台湾 国際加工基地の構造転換」、原洋之介編『アジア経済論』、NTT出版、 一九九九年、

- |六-|:10頁
- <u>26</u> 蕭峯雄編著『我国産業政策與産業発展』、台北、遠東経済研究顧問社、一九九四年、九三頁。
- 27 康緑島『李国鼎口述歴史――話説台湾経験』、台北、卓越文化出版、一九九三年、一二四―一二六頁。
- うになっていた(佐藤幸人「経済発展の軌跡と社会の変容」、若林正丈・谷垣真理子・田中恭子編『原典中国現代史第七巻 彼は、一九五〇年代初期には介入主義的な経済政策を主導したが、その弊害を自覚してからは改革の必要性を訴えるよ
- (29) 康緑島、前掲書、一二五—一二六頁。

台湾・香港・華僑華人』、岩波書店、一九九五年、四五頁)。

- 30 「従満街蘋果談到外匯管制的弊端」、『自由中国』、台北、第一八巻第五期(一九五八年三月一日)、三―四頁。
- (31) 若林、前掲書、一六八頁。
- 約二○万元、仲介人の不当利益は少なくとも四○○万元から五○○万元に及んだという。 「社論」によると、前年一年間に輸入されたリンゴは約三〇万箱に上り、これから計算すれば、財委会が獲得した差額は
- (33) 財委会はすぐに「社論」の指摘を否定する投書を行い、その内容が次号の『自由中国』に掲載されている(『自由中国』、 台北、第一八巻第六期〔一九五八年三月一六日〕、三一頁)。
- 雄市・青年党)、李萬居(雲林県・青年党)、許世賢(嘉義県・無所属)で、「省議会五虎将」「五龍一鳳」と呼ばれた。 六名の省議会議員とは、郭国基(台北市・青年党)、郭雨新(宜蘭県・青年党)、呉三連(台南県・民社党)、李源桟

若林、前掲書、一六八頁。

も高得票を獲得した(「中国国民党第八届中央委員会常務委員会第二一五次会議紀録」、台北、一九六○年五月一一日)。 人政治家のうち、トップ当選を果たしたのは、郭国基、李源桟、郭雨新、李萬居の四名であり、高雄県長に当選した余登発 国民党籍候補者の当選は、県市長二一名中一九名、省議会議員七三名中五八名であった。一方、国民党に批判的な台湾

- 研究彙刊:人文及社会科学』、台北、第二巻第一期(一九九二年一月)、七七頁。 陳明通・朱雲漢「区域性聯合独占経済、地方派系與省議員選挙:一項省議員候選人背景資料的分析」、『国家科学委員会
- (38) この時の中央常務委員会を主催した兪鴻鈞は、「本日本会の各同志は、この度の台湾省地方自治選挙の利害得失につき沈 鬱なる心情で討論を行った」と述べており、この様子からは党の最上層部に位置する彼らが受けた衝撃の大きさが窺える (前掲資料「中国国民党第八届中央委員会常務委員会第二一五次会議紀錄」)。
- 李筱峰『台湾民主運動四十年』、台北、自由晚報出版部、一九八七年、七四頁。
- た際、青年党と民社党がその活動資金を調達するのに困難な状況に陥ったため、政府が各党に対し月額銀三〇〇〇元を補助 したのが始まりであった。台湾移転後には月額八万元に調整された。 『聯合報』、一九六○年五月一五日。「反共抗俄宣伝補助費」は、一九四九年に大陸情勢の悪化に伴い政府が広州に移転し
- (41)「国庫不是国民党的私嚢」、『自由中国』、台北、第二二巻第一一期(一九六〇年六月一日)、三頁。
- (42) 同上論文、三―四頁。ちなみに、台湾省党部が台湾省政府の各単位から得た資金は、一九五六年の時点で既に二八〇〇 月一日]、一五六頁)。 を行っている(郭雨新「台湾省議会第二届第一次大会総詢問発言要点」、『自由中国』、台北、第二三巻第五期〔一九六〇年九 れていたという。なお、この「社論」の掲載とほぼ時期を同じくして、青年党所属の郭雨新が台湾省議会の場で同様の批判 万元以上に達し、五七年には三一〇〇万元を超えるに至った。これらはみな教育庁、社会処、警務処などの予算から支出さ
- 43) 前掲論文「国庫不是国民党的私囊」、四頁。
- 4) 若林、前掲書、一六八—一六七頁。
- 通じるような資金調達方法にも批判的であったことが窺える。 とりわけ民社党の主張からは、当時民主政治の実現を求めた人々が、今日の民主主義国家で広く見られる政党助成金に

- その条件として、民間業者との公平な競争が行われること、独占的な性格を備えていないこと、そして従政党員を通じ
- て政府から何らかの特別な優遇を獲得してはならないこと、が挙げられている(前掲論文「従満街蘋果談到外匯管制的弊端」、
- <u>47</u> 「中国国民党第八届中央委員会工作会議第七○次会議紀録」、台北、一九五九年七月二日。
- 48 「中国国民党第八届中央委員会常務委員会第一四八次会議紀録」、台北、一九五九年七月一三日。

「中国国民党第八届中央委員会常務委員会第一五〇次会議紀録」、台北、一九五九年七月二二日。

49

- 50 七七次会議紀録」、台北、一九五九年八月二〇日)。 その他のメンバーは鄧伝楷、李寿雍、張寿賢、呉嵩慶及び毛松年であった(「中国国民党第八届中央委員会工作会議第
- 51 「中国国民党第八届中央委員会工作会議第九六次会議紀録」、台北、一九六〇年一月七日。
- 52 「中国国民党第八届中央委員会常務委員会第二三四次会議紀録」、台北、一九六〇年八月三日。
- 53 「関於本会財務事務改進案之審査意見」、前掲資料「中国国民党第八届中央委員会常務委員会第二三四次会議紀録」、附件一。
- 55 54 「中国国民党第八届中央委員会工作会議第一一一次会議紀録」、台北、一九六〇年五月一九日。 前掲資料「中国国民党第八届中央委員会工作会議第九六次会議紀録」。
- 56 前掲資料「中国国民党第八届中央委員会常務委員会第二三四次会議紀録」。
- (57) 同上資料。
- (9) 同上資料。
- (59) 同上資料。

60

 $\widehat{61}$ 前揭資料「中国国民党第八届中央委員会常務委員会第二三四次会議紀録」。

前掲資料「関於本会財務事務改進案之審査意見」。

- 62 「中国国民党第八届中央委員会常務委員会第二四四次会議紀録」、台北、一九六〇年九月二二日。
- (63) 同上資料:
- (64) 同上資料。
- <u>65</u> 前揭資料「中国国民党第八届中央委員会常務委員会第二三四次会議紀録」。
- (66) 同上資料。
- 67 での委託方式を参照して党と政府との分業が行われるという原則が示されている。 同上資料。なお、産業党部・職業党部についても、それらが政府を代行すべき工作は特定されていないが、中央レベル
- (8) 同上資料。
- が彼らの批判を意識していたことが窺える (前掲資料 「中国国民党第八届中央委員会常務委員会第二四四次会議紀録」)。 その冒頭には、「党外人士は真相を知らないか、あるいはどうしても誤解して指摘することになる」と記載されており、党
- 会の選出は、実際には最高領袖(蒋介石・蒋経国)の指名により行われたが、制度的には中央委員会がその権限を有してい 有する人々のことで、制度的には国民党の中央委員会がその範囲と構成を代表していると考えられる。なお、中央常務委員 統治エリート(「党国エリート」)とは、党・政府・軍部・特務機構の要職を占め、国家の重要な政策や人事に発言権を

(若林、前掲書、一二三頁)。

ないし地方行政に関連する工作は、政府が自ら処理するのは不適切、あるいはその性質や効果の点で本党が推進するのが適 報告すればよいとされていた。その要点とは、①政府が自ら処理できる事項は、本党が必ずしも代行しなくてよい、②国家 て工作需要に応えるべきである、の三つであった (前掲資料 | 中国国民党第八届中央委員会常務委員会第二四四次会議紀録])。 切と考えられる場合には、政府が委託する形で本党に代行処理を依頼する、③純粋な党務経費は、策を講じて財源を開拓し 「党政区分案」が通過した際には、八期三中全会ではその内容を報告する必要はなく、その要点を党務報告に盛り込んで

- 72 劉維開編輯 『中国現代史史料叢編第二十一集 中国国民党党務発展史料--党務工作報告』、台北、 近代中国出版社、
- (73) 徐柏園、前掲書。

九九七年、一九五頁

- 三四頁)。 る(中国国民党党営事業管理委員会編印『党営経済事業的回顧與前瞻』、台北、中国国民党党営事業管理委員会、一九九四年、 同上書、 九頁。同様の主張は、 国民党創立百周年を記念して出版された『党営経済事業的回顧與前瞻』の中でも見られ
- (75) 林養志編輯、前掲書、二六四頁。
- 77 76 林養志編輯、前掲書、一九七頁、及び二一六頁。 中国国民党中央改造委員会編印、前掲書『中国国民党第七次全国代表大会党務報告下編』、二三七頁。
- 78 同上書、二三〇―二三一頁、及び二四八頁。このとき、財源からは「その他の収入」という項目も削除された。
- このときの修正は、党員費の徴収強化を求めた陳誠副総裁の指示を受けて行われた。それまで月収の一律一%とされて
- 費納入の義務があるとしながらも、失業やその他事故により経済的に納入が困難な者、及び月収二○○元に満たない者につ いた徴収率が変更され、月収二〇〇元以上二〇〇〇元までは一%、二〇〇〇元以上六〇〇〇元までは二%、六〇〇〇元以上 一万元までは三%、一万元以上の場合は四%という所得水準に応じた党費の新たな基準が定められた。また、党員には党員
- (8)) 家近亮子「中国国民党における党員と党費問題にかんする考察」、『東洋文庫和文紀要 東洋学報』、東洋文庫、第八一巻

いては免除措置が盛り込まれた(「中国国民党第八届中央委員会第四五四次会議紀録」、台北、一九六三年六月二九日)。

第四号 (二〇〇〇年三月)、八七頁。

第三章 蒋介石総裁時代の「党営事業_

で、国民党によって台湾に持ち込まれた「党営事業」は、新天地での再スタートを切ったのである。 中国内戦と東西冷戦の結合を背景として、分裂国家の分裂体の一つとなった。それは東アジアにおける東西冷戦の 「前哨」として位置づけられ、アメリカの世界戦略の中に組み込まれて国家形成と経済発展を進めてきた。そんな中 本章では、蒋介石総裁時代(以下、蒋介石時代)の「党営事業」の発展過程について考察する。戦後台湾の国家は、

第一節 戦後台湾の国家と経済開発

一 中国国家としての国家形成

政権として中華民国を存続させた。まずは、その実効支配地域の大幅な縮小にも拘らず、大陸で編成された中華民国 華民国の内実とは、蒋介石、ついでその息子・蒋経国を領袖とする国民党による専制国家であった。国民党政権は 法統」の論理で以って台湾での自らの支配を正当化し、「大陸反攻」のスローガンを掲げつつ、中国を代表する正統 戦後の台湾では、国民党政権の下で正統中国国家としての国家形成が行われた。そうして誕生した台湾における中

ポストは、国民党政権とともに台湾に渡ってきた外省人によって独占された。 蒋介石・蒋経国親子に権力が集中するとともに、政策決定の中枢である党の中央常務委員会や行政院 され、強力な情報・治安機構が張り巡らされると同時に、言論や結社の自由が制限された。そして、政権内部では、 このような措置は共産党との内戦という「非常事態」を理由にとられたもので、その根拠は第一期国民大会開会中の 議員」「万年国会」とした。これにより、戦前から台湾に住む本省人が国家レベルの政治に参加する途は閉ざされた。 の中央政府機構を維持した。さらに、憲法が定める改選時期を迎えた大陸選出の国会議員を非改選とし、所謂「万年 一九四八年四月に大陸で制定され、台湾でも堅持された「臨時条項」の存在にあった。四九年五月には戒厳令が施行 (内閣)

民間部門との二重構造を持った経済体制が形成された。 するものとして正当化されたが、後述するように、「外来政権」であった国民党政権には、その存続にとって脅威で 基幹産業及び金融機構を、そのまま公営事業部門として維持した。これは国家の経済理念である「民生主義」を実現 ある本省人勢力の発展を抑制しようとする狙いもあった。この結果、公営事業による国家部門とその他の一般企業の さらに、台湾経済の「管制高地」は国家によって独占された。国民党政権は日本から接収した後に公営化していた

し、彼らに各地方において政権への支持を取り付ける役割を課した。彼らは選挙において、国民党公認の候補者を送 には、本省人からの支持を得ることが不可欠であった。しかし、国民党政権は「外来政権」であり、台湾の土着社会 「自由陣営」の一員として認知されるためにも、地方レベルでの選挙は実施した。台湾で安定した統治を続けるため (本省人社会)とのつながりをほとんど持たなかった。そこで、土着の地方勢力である地方派閥を代理人として育成 ところで、国民党政権は自らが掲げる「民主憲政」の実践をアピールするためにも、またアメリカの支持を受け

り出したり、国民党の候補者を応援することで、本省人社会から国民党政権への支持票を集めた。

享受した特権とは、「基層金融機構」と呼ばれる農漁会信用部・信用合作社や運輸などの地方独占的な事業、公営金 国民党政権は、彼らの勢力を当該地域に限定し、中央レベルへの進出や派閥間での連合を許さなかった。また、 閥とのクライアンティリズムを作り上げていった。しかし、地方派閥は国民党政権の強いコントロール下にあった。 融機関からの融資、公共事業の受注など地方政府の公権力を乱用することであった。こうして、国民党政権は地方派 その代価として、国民党政権は彼らに地方レベルでの政治権力と経済特権を与えた。朱雲漢によると、地方派閥が 同

省人と本省人のエスニックな亀裂はさらに構造化されることとなった。 アクセスにおける不平等は大きかった。その結果、一九四七年の二二八事件を起源とする「省籍矛盾」と呼ばれる外 このように地方レベルの政治・経済資源は土着勢力に分配されたとはいえ、外省人と本省人の間では国家資源への

地域内で複数の地方派閥を育成することで、相互に牽制させ、その過度な発展を抑制した。

二 政府による経済開発と民間企業の発展

めた農村の安定を図った。工業に関しては、五三年から第一次経済建設四ヵ年計画を実施し、これ以降民間企業の発 り組む条件が整っていた。農業については、政府は農地改革を実施し、農業生産力の向上と当時の人口の大部分を占 戦争終結直後のインフレは、政府が実施した高金利政策が功を奏して収束に向かい、戦争により低下した生産力にも 回復が見られ、アメリカからの経済援助(以下、「米援」)も始まったことから、一九五〇年代初頭には経済開発に取 台湾では、分裂体である領域内で事実上の国民経済が形成され、そこでは国民党政権による経済開発が推進された。

展を奨励するとともに、貿易・為替統制の下で輸入代替工業化を推進した。(ユ)

理委員会(以下、生管会)はその役目を終えた。これ以降、経済開発を推進する上で重要な役割を果たしたとされる われ、その代表的な人物が尹仲容であった。 援会)である。ここでは、当時蒋介石に次ぐ実力者であった陳誠を後ろ盾に親米派のテクノクラートが活躍したとい のが、アメリカの援助機関でもある中国農村復興連合委員会(以下、農復会)、経安会や米援運用委員会(以下、米 委員会(以下、経安会)が設置され、これに伴い混乱した戦後すぐの経済の舵取りを任されていた台湾区生産事業管 国家内部でも、経済行政に関わる権限が台湾省政府から中央政府へと移された。一九五三年には行政院に経済安定

尹仲容も、その弊害を自覚し経済改革の必要性を訴えた。改革の焦点は為替レートにあり、その一本化を主張した尹 支の悪化など、その限界が明らかとなった。また、一九五○年代後半からはアメリカも経済援助政策を転換し始め、⁽³⁾ の路線が支持され、五〇年代末以降政府は輸出指向工業化政策へと転換した。 仲容と複数レートを維持する立場をとった徐柏園との路線対立は、前章で触れたとおりである。最終的には、尹仲容 台湾に経済的自立を求めるようになっていた。このような状況下で、五○年代初期には介入主義的な政策を主導した の発展が見られるなど一定の成果があった。しかし、狭隘な国内市場はすぐに飽和し、その後成長率の鈍化や貿易収(ミ゚ さて、輸入代替工業化には、「米援」に支えられた基幹産業を占める公営事業の復興や新興産業における民間企業

国籍企業の海外進出が活発化し、またIMF・GATT体制の下での自由貿易が飛躍的拡大を遂げていた。こうした

この輸出指向工業化政策により、台湾の投資環境と輸出促進の条件が大きく整備された。一方、この頃先進国の多

国際環境も手伝って、台湾では一九六〇年代以降豊富で、低廉かつ良質な国内労働力を生かした労働集約的な輸出産

業が急速に成長した。輸入代替工業化政策の下で成長した民間企業は、中小企業を中心に輸出を急激に拡大させ、

湾経済の高度成長をもたらした。

という側面も否めない。 要なことは、中小企業が輸出市場に展開して発展したのに対し、大企業は主に国内市場を基盤に成長してきた。国内 が激しい国際市場での競争の中で成長してきたのに対し、これらの大企業は政府の手厚い保護の下で成長した。とは 導入と輸出拡大により民間部門の発展がもたらされた。この過程で一部の中小企業が急速に大型化し、大企業にまで 盤とした輸入代替工業化と一部の民間企業に対する政府の保護育成政策の下で中小企業が成長し、六〇年代には外資 えば公営事業であり、民間部門には中小及び零細企業のみで、特に後者が大多数を占めていた。それが国内市場を基 市場が公営事業と大企業に独占されていたことを思えば、中小企業は輸出市場に活路を見出すことを余儀なくされた 成長した。そして、これらの大企業は七〇年代にはビジネス・グループへと成長を遂げていく。それ以外の中小企業 いえ、産業と金融の「管制高地」は依然として国家に支配され、民間企業はそこからは締め出されていた。さらに重 このように、政府による経済開発の下で民間企業の発展が見られたわけだが、一九五〇年代においては大企業とい

先した。第二の課題は、民間資本の過度な集中を抑制することであった。「節制資本」を柱とする「民生主義」を経 済理念に掲げていたことに加えて、本省人系が中心の民間企業の経済力が政治力に転換されることへの警戒感から、 らの存続のために二つの課題に取り組んだ。第一の課題は、マクロ経済の安定を確保することであった。国民党政権 そして、台湾での経済開発を推し進める中で、少数派の外省人を中心とした「外来政権」である国民党政権は、 大陸での敗北の原因の一つがインフレによる経済混乱にあったとの認識から、戦後台湾ではインフレ抑制を最優

国民党政権には民間企業の無制限な発展を抑制する必要があった。(ミノ

特に貿易・為替管理についてはこれを専管する外貿会が行政院に設置されていた。ところが一時期を除き、金融行政 る。中央銀行がインフレ抑制的な金融政策を実施する際に、公営銀行であれば政府の方針から逸脱する恐れはなかっ めた。そして実は、彼らこそが国民党の財務を握り続けた人物だったのである。 を任されていたのは兪鴻鈞と徐柏園の二人のみであった。彼らは蒋介石の信頼が厚く、ともに中央銀行総裁の職を務 開以降は金融行政において財政部に対する優位性を確立していた。それ以前は台湾銀行が中央銀行の業務を代行し、 マクロ経済運営を統括する中央銀行は、総統府直属として独立性の強い位置に置かれ、特に一九六一年七月の業務再 た。また、民間企業を銀行経営から排除したことは、彼らが銀行部門を取り込んで発展することを防止しだ。さらに、 基幹産業や、金融システムの中核に位置する銀行の大部分が公営化されていたのも、そのためであったと考えられ

第二節 「党営事業」の再編と管理体制の確立

| 国民党の「改造」と「党営事業」

題とされた。それは、管理体制の改革と各企業の整理・統合の二つを柱としていた。 発を遂げた。「改造」では、「党営事業」の存廃問題は一切議論されず、今後の発展に向けた基盤整備がその中心的課 国民党は、台湾移転直後に「改造」と呼ばれる党改革を断行したが、このとき「党営事業」も事実上台湾での再出

第一に、管理機構レベルでは、「党営事業」の専管機構が特設された。文化・メディア部門を中心とした「文化事

業」と製造業・金融サービス業を含む「経済事業」の双方が、第七組の管轄下に置かれることになった。これは一種 の非常措置であるとともに、党が「改造」工作の中でも「党営事業」管理を重視する姿勢を示したものといえる。こ

CC派化が進められた。そもそも蒋介石が「改造」でCC派潰しを狙っていた以上、彼らの権力基盤であった財委会 のとき、管理機構レベルに止まらず、各企業レベルでも董事・監事などの大幅な人事異動が実施され、その際には脱

と「党営事業」の各企業もその標的とならざるを得なかったのである。

替管理が行われていた中で、裕台企業は設立当初から貿易業務を手がけていたことである。この背景としては、徐柏 また地理的移動に伴い混乱した「党営事業」は、こうして党の「改造」での再編を経て「党国体制」の中に組み込ま 園が当時貿易・為替管理の全権を握っていたことが挙げられる。いずれにせよ、大陸での内戦で多大な損失を被り、 立された (表3-1参照)。これは、一、二種類の事業に経営を集中させよ、という蒋介石の指示に沿った措置であ った。当時、斉魯企業はゴム生産工場を一つ抱えるのみであったが、注目に値するのは、政府による厳格な貿易・為。 企業)が営業を再開し、興台公司・樹華公司・安徽農産公司の三社を合併して裕台企業公司(以下、裕台企業) 第二に、企業レベルでは各社の整理・統合が行われた。一九五一年に大陸から移転した斉魯企業公司(以下、

二 「党営事業」の主管単位――財務委員会

れ、新天地台湾での第一歩を踏み出したのである。

造」の終結を象徴するものであった。この大会では新たな党規約が採択され、「改造」時期に作られたルールや組織 九五二年一〇月に開催された国民党七全大会は、国民党の台湾移転後最初の全国大会であると同時に、党の「改

表3-1 蒋介石時代の「党営事業」の展開

台湾工砿公司より払い下げ	雷管・導火索・爆薬・火薬の製造	100	払い下げ	斉魯企業南勢角工廠	1955.11
閉鎖(時期不詳)	漁撈業務	100	事業部新設	裕台企業漁業部	1955
裕台の投資事業(出資比率等不詳)	蓄電池生産			華達電器製造廠	1955
裕台の投資事業[寡占]。裕台(50%)、嘉 豊布廠(50%)	紡織	50	新会社設立	台湾裕豊紗廠公司	1955.9
中華印刷出版公司を附属事業化	印刷業務	100	事業部新設	裕台企業中華印刷廠	1955.4
斉魯が投資事業4社(東亜・国光・亜洲・ 台湾)を合併[寡占]。1959年10月、全株式 売却	電球生産		合併	中国電器公司	1955.2
中国広播 (ラジオ) 公司と共同販売。1967年閉鎖	無線電器材の輸入販売、 国産電器材料の販売	100	事業部新設	裕合企業電業部	1954.7
裕台の投資事業。1953年11月閉鎖	水牛底皮・金漆皮の製造	10		草屯裕台製皮公司	1953.3
裕台の投資事業[寡占]。光復初期は専売局が経営、1965年に木材加工兼営の「火柴木業公司」に改組	マッチ生産	50		台湾火柴公司	1951.7
興台公司・樹華公司・安徽農産公司の3社合併により設立。1954年、農場を売却。 財委会直属	貿易 印刷 農産物販売 木材加工	100	合併	裕台企業公司貿易部 興台印刷廠 境溝農場 埔重工作站	1951.3
ゴム製造工場再建。財委会直属[寡占]	ゴムタイヤ・その他ゴム製品の生産	100	再建	斉魯企業公司建台橡膠廠	1951.2
横巻	施設·業務項目	持株比率(%)	設立形態	企業名	設立時期

裕台(90%)、景徳大薬廠(10%)	西洋医薬品の製造・販売	90	買収	景徳製薬公司	1965.8
	農薬の輸入・加工販売	100	事業部新設	裕台企業彰化農業化工廠	1964
[寡占]	天然汽油液化ガスの缶詰	100	事業部新設	裕台企業天然汽油液化気灌装工場	1963.5
[寡占]	液化石油ガスの缶詰	100	事業部新設	裕台企業液化石油気灌装工場	1963.3
中央産保(60%)、中華開発(40%)。1969 年増資(5000万元)。このとき格台と大同公 司が1000万元出資	電化製品製造(クーラー・冷蔵庫・モーターなど)	60	分社化	中興電工機械公司	1962.7
裕台が出資				台湾証券交易所	1962.6
中国銀行が出資(出資比率等不詳)。第3 次経済建設計画。財委会直属[寡占]	党有財産の火災保険業務、 その他一般損害保険業務		新会社設立	中央産物保険公司	1962.3
斉魯の投資事業(出資比率等不詳)			新会社設立	台湾証券公司	1962
台湾火柴の投資事業(出資比率等不詳) 1968年増資(120万元)			新会社設立	永利証券公司	1962.2
1961年12月、中国石油が生産したプロバンガスの取次販売を開始[独占]	プロパンガスの取次販売	100	事業部新設	裕合企業液化石油気総経銷処	1961.12
斉魯・裕台・裕豊・松山の4社による出資 (500万元、6.25%)[寡占]	中長期融資	6.25	新会社設立	中華開発信託公司	1959.5
中央信託局より払い下げ。 [寡占]	石鹸・合成洗剤・甘油の生産		払い下げ	松山興記化工廠	1956.5
第2次経済建設計画	モーター・発電機の生産	100	事業部新設	斉魯企業中興電工廠	1956.5
[寡占]	セメント生産	100	事業部新設	斉魯企業建台水泥廠	1956.5

1966	斉魯企業貿易部	事業部新設	100	同社の機材・原料の購入、 為替決済手続	
1966.1	建台水泥公司	分社化	50	セメント生産	裕台と裕豊による共同投資事業。裕台・裕豊(50%)、東雲企業(50%)
1966	中華貿易開発公司	新会社設立	27.7	貿易(東南アジア)	斉魯·裕台·裕豊·中興·松山の5社による出資 (2200万元、27.7%)。「対匪経済作戦」
1966.7	港台貿易公司(香港)	新会社設立		貿易(香港)	「対匪経済作戦」
1966.8	台湾民生物産公司	新会社設立		貿易(香港)	「対匪経済作戦」
1967	裕台企業西薬部	事業部新設	100	西洋医薬品の輸入・販売	第3次経済建設計画
1967.9	台湾建業公司	払い下げ	56	蔗板 (バガス加工板)・ 吸音板生産	台湾糖業より払い下げ。裕台の投資事業。 裕台(56%)、台糖(41%)、民間(3%)
1967.11	興馬電器公司(シンガポール)	新会社設立		貿易 (シンガポール)	中興電工が、輸出政策とタイアップするため、シンガポール経済発展局・華僑商人との合弁で設立。「対匪経済作戦」
1968	中央再保険公司				中央産保が出資
1969.10	大星公司(シンガポール)	新会社設立		貿易(シンガポール)	「対匪経済作戦」
(出所) 中	国国民党中央委員会財務委員会 【本党	経営事業概況」	、台北、中国	国国民党中央委員会財務委員会、19	中国国民党中央委員会財務委員会「本党経営事業概況」、台北、中国国民党中央委員会財務委員会、1954年、中国国民党中央改造委員会編印「中国国

民党第七次全国代表大会党務報告下編』合北、中国国民党中央改造委員会、1952年、中国国民党第七届中央委員会編印「中国国民党第八次全国代表 民党第七次全国代表大会党務報告下編』合北、中国国民党中央改造委員会、1952年、中国国民党第七届中央委員会編印「中国国民党第八次全国代表 会、1969年、中国国民党党营事業管理委員会編印『党営経済事業的回顧與前瞻』、台北、中国国民党党营事業管理委員会、1994年、蕭峯雄編著『我国産 台北、中国国民党中央委員会秘書処、1963年、中国国民党中央委員会印「中国国民党第十次全国代表大会党務工作報告」、台北、中国国民党中央委員 業政策與産業発展」、台北、遠東経済研究顧問社、1994年、などの資料をもとに筆者作成。 大会党務工作報告』、台北、中国国民党第七届中央委員会、1957年、中国国民党中央委員会秘書処印『中国国民党第九次全国代表大会党務工作報告』、

継として一五年間にわたり主任を務めた。 を台湾に運び込んだ功績から蒋介石の信頼を得た人物であり、徐柏園は大陸時代には蒋介石が四銀行聯合弁事総処 蒋介石の信頼が厚い金融官僚であった。兪鴻鈞は大陸時代に中央銀行総裁を務め、国民党政権の台湾移転の際に黄金 たのは兪鴻鈞と徐柏園の二人だけであった。彼らは大陸時代には政学系に属すると目された人物であるが、いずれも では六〇年代末まで大きな人事異動が行われず、その顔ぶれは強い連続性と安定性を示した。とりわけ、主任を務め 状況の管理が財委会の管轄事項となった。そして、財委会の主任には兪鴻鈞、副主任には徐柏園が就任した。財委会 の監督・指導及びその主務人員の管理は第四組に移管され、「経済事業」の管理及び「文化事業」の一般人事と財務 む財務全般にわたって財委会による一元的管理が実施された。その後、六四年の九期二中全会において、「文化事業」 原理が正式に決定された。このとき党中央の組織編成が一部改められ、財務工作については、「党営事業」管理を含 (「四聯総処」)の主席を務めた時の秘書長であった。特に徐柏園は兪鴻鈞主任の下で副主任を務め、その後は彼の後

り続けた人物でもあった。 たらされた。蒋介石はその信頼厚い二人に党の金庫番を任せたわけだが、彼らは一時期を除いて国家の金融部門を握 発展にとって重要な意味を持つことになった。とりわけ兪鴻鈞と徐柏園の二人によって財委会が握られたことから、 - 党営事業」管理を含む党の財務管理全般と政府の金融行政及び貿易・為替管理との間にインフォーマルな関係がも さて、このような管理機構の再編に伴う新たな人事配置、及びその後の人事の連続性と安定性は、「党営事業」の

彼らはいずれも中央銀行総裁を兼任していたことである。当時の中央銀行は、総統府直属として独立性の強い地位に 表3―2は、党及び国家・統治機構での彼らによるポストの兼任状況を示したものである。とりわけ重要なのは、

表3-2 政府経済部門・国民党経済部門・中央銀行主管人事一覧(1950年-73年)

								-										
1966	1965		1963	1962	1961	1960	1958	1957	1956	1955	1954	1953	1952	1951	1950			
	٠		厳家淦	1963.12.10			陳誠	1958.7.4			兪鴻鈞	1954.5.26			陳誠	1950.3.10	行政院長	
				黄杰	1962.12.1			周至柔	1957.8.16		厳家淦	兪鴻鈞	1953.4.16		呉国楨	1949.12.31	省主席	
											〈北遊〉	兪鴻鈞	1953.4.16 1953.4.16 1953.7.1		呉国楨	1949.12.31	省生管会	
							〈廃止〉	1958.7			厳家淦	兪鴻鈞	1953.7.1		財経小組		経安会	
		(経合会)	厳家淦	1963.12.10		陳誠	1958.7.4	厳家淦	1957.8.22		兪鴻鈞	1954.5.26 1954.5.27			陳誠	1950.3.10	米援会	政府
	李国鼎	1965.1.13					楊継曾	1958.3.19	江杓	1955.11.4	尹仲容		張茲闓	1952.4.17	鄭道儒	1950.3.12	経済部	府
1967.11.29			数藰娰	1963.12.14			厳家淦	1958.3.19			徐柏園	1954.5.27			厳家淦	1950.3.12	財政部	
			預算張	1963.3.8 1963.1.24			陳慶瑜* 尹仲容	1958.7.14			_				龐松船	1950.8.25	主計処	
			徐柏園	1963.1.24			尹仲容	1958.3.19		徐柏園	1955.2.28						外貿会	
徐柏園	1966.4.28																力行小組	
				,						徐柏園	1955.4.4				兪鴻鈞	1950.8.5	財委会	党为国
							,						〈廃止〉		郭澄	1950.8.5	第七組	そ党
					〈復業〉	徐柏園	1960.7								兪鴻鈞 徐柏園	1950.1.26	中央銀行	中央銀行
1964.1.18	陳慶瑜	1963.3.9	周宏涛	1963.1.24		尹仲容	1960.7.21				張茲闓	1953.4.22	兪鴻鈞	1952.2.1	徐柏園	1950.3.16	台湾銀行	銀行

1973	1972	1970		1969	1968	1967	
	蒋経国	1972.5.26					
	謝東閔	1972.6.6		陳大慶	1969.7.5		
張継正	1973.8.1			蒋経国	1969.8.4		
		孫運璿	1969.10.1	陶聲洋	1969.6.25		
				李国鼎	1969.6.25	華国機	
					周宏涛	1968.12.31	
				〈廃止〉	1969.4.29		
				兪国華	1969.4.29		
兪国華	1972.5.15	李国鼎	1970.10.14				
	〈廃止〉	兪国華	1970.6.29	(文経会)			
				華国颁	1969.5		
	張継正	蒋経国 謝東閥 1973.8.1 張継正 俞国華	1972.5.26 1972.5.26 1972.5.26 第運 李国鼎 <	1972.5.26 1972.6.6 孫連璿 5.26 新東閣 1973.8.1 孫連承正 5.26 李国鼎 東経国 謝東閣 1973.8.1 張継正 6 東京 東京 京の10.14 東京 東京 <td rowspa<="" td=""><td>株 株 株 機大慶 存経国 機學洋 本国鼎 (廃止) 兪国華 (交経会) 兪国 1972.5.26 1972.5.26 1972.5.26 3 東経国 1973.8.1 本国鼎 金国鼎 本国鼎 金国鼎 金国鼎 金田県 1972.5.15 (廃止) 本国鼎 金田県 金田県 1972.5.15 (廃止) 金田県 <t< td=""><td>特別 1969.75 1969.84 1969.625 1969.625 1969.625 月余時 1969.429 1969.429 1969.429 1969.429 1969.429 1969.429 1969.429 1969.429 全額 大経会 新国 1972.526 1972.526 1972.526 1972.526 1973.8.1 新東閣 1973.8.1 新東閣 1973.8.1 1973.8.1 大田本 1972.515 大藤山 大田山 大田 <td< td=""></td<></td></t<></td></td>	<td>株 株 株 機大慶 存経国 機學洋 本国鼎 (廃止) 兪国華 (交経会) 兪国 1972.5.26 1972.5.26 1972.5.26 3 東経国 1973.8.1 本国鼎 金国鼎 本国鼎 金国鼎 金国鼎 金田県 1972.5.15 (廃止) 本国鼎 金田県 金田県 1972.5.15 (廃止) 金田県 <t< td=""><td>特別 1969.75 1969.84 1969.625 1969.625 1969.625 月余時 1969.429 1969.429 1969.429 1969.429 1969.429 1969.429 1969.429 1969.429 全額 大経会 新国 1972.526 1972.526 1972.526 1972.526 1973.8.1 新東閣 1973.8.1 新東閣 1973.8.1 1973.8.1 大田本 1972.515 大藤山 大田山 大田 <td< td=""></td<></td></t<></td>	株 株 株 機大慶 存経国 機學洋 本国鼎 (廃止) 兪国華 (交経会) 兪国 1972.5.26 1972.5.26 1972.5.26 3 東経国 1973.8.1 本国鼎 金国鼎 本国鼎 金国鼎 金国鼎 金田県 1972.5.15 (廃止) 本国鼎 金田県 金田県 1972.5.15 (廃止) 金田県 金田県 <t< td=""><td>特別 1969.75 1969.84 1969.625 1969.625 1969.625 月余時 1969.429 1969.429 1969.429 1969.429 1969.429 1969.429 1969.429 1969.429 全額 大経会 新国 1972.526 1972.526 1972.526 1972.526 1973.8.1 新東閣 1973.8.1 新東閣 1973.8.1 1973.8.1 大田本 1972.515 大藤山 大田山 大田 <td< td=""></td<></td></t<>	特別 1969.75 1969.84 1969.625 1969.625 1969.625 月余時 1969.429 1969.429 1969.429 1969.429 1969.429 1969.429 1969.429 1969.429 全額 大経会 新国 1972.526 1972.526 1972.526 1972.526 1973.8.1 新東閣 1973.8.1 新東閣 1973.8.1 1973.8.1 大田本 1972.515 大藤山 大田山 大田 大田 <td< td=""></td<>

済部門ほぼ全般にわたる要職を占めた。特に六○年代には、徐柏園が「党営事業」を含む財務工作を担う一方で、国 家・統治機構においては金融行政や貿易・為替管理の実権を一手に握っていた。この種の関係は、同じ蒋介石時代で 主任を務め、徐柏園も財政部長と貿易・為替管理を主務した外貿会の主任を兼任しており、党の財務官僚が政府の経 あるとともに、業務再開後は通貨政策を主務するだけでなく、金融政策をも一手に掌握していた。また、一九五四年 五月から五八年七月までの兪鴻鈞内閣では、兪鴻鈞が「行政の首長」たる行政院長と「米援」の運用を司る米援会の 陳果夫が財委会の主任を務めていた頃には存在しなかったものである。 *陳慶瑜は、1953年5月より69年3月まで財委会副主任を務めていた。 中国国民党中央委員会党史委員会『中国国民党職名録』、台北、近代中国出版社、1994年、国史館印行『中華民国行憲政府職名録(一)』、新店、国史館、 年. 徐柏園 「行政院対匪経済作戦画策小組 (力行小組) 工作報告 1、台北、行政院対匪経済作戦画策小組、1966年. 兪国華口述·王駿執筆 [財経巨擘----1988年、台湾省文献委員会編印「台湾文献」、南投、台湾省文献委員会、第46巻第3期(1995年)、台湾銀行編印「台湾銀行三十年」、台北、台湾銀行、1976

「党国体制」の下では、国民党総裁と中華民国総統を兼任する蒋介石が、中央銀行総裁を財委会主任に据えるとい

その結果として、台湾での蒋介石時代には、「党営事業」管理を含む党の財務工作と金融行政及び貿易・為替管理が 化が容認されていた。そして、人事の安定性を背景に、そのインフォーマルな関係は半ば制度化されることとなった。 六一年七月から七○年三月までの間に、中央銀行から財委会への無利息融資は一億八二○○万元に上り、そのうち ほぼ一体化していたといえる。実際、中央銀行は国家の銀行、銀行の銀行、そして「党の銀行」と化していた。一九 った政治的要因により両者のインフォーマルな関係が生まれ、またこのようなポストの兼任は領袖の一存により長期

運用といった、金融行政に関わるあらゆる資源を動員することができたと考えられる。(※) 担ったことを考えれば、「党営事業」管理のトップは、銀行部門からの資金や人材の調達や金融部門での許認可権の 「党営事業」の設備資金と運転資金に充てられた金額は八一四五万元に達していた。さらに、中央銀行が金融行政を

他方で、いわば金融部門を「縄張り」とする彼らにとって、製造業を中心とした産業部門は「守備範囲」ではなか

財務官僚の限界であり、それはまた「党営事業」それ自体の限界をも規定することになった。すなわち、「党営事業」 キャリアを持たず、その影響力は限られたと思われる。これは、金融官僚という彼らの特性によって規定された党の った。制度上、彼らが産業育成に関わる行政資源にアクセスすることは困難であり、また、彼ら自身もこの方面での

べく、民間企業との合弁といった形での民間活力の導入を図ることになる。 「モノ作り」に不向きな体質を持つことになったのである。後述するように、「党営事業」は、この限界を克服す

三 関連法規の整備

三年に「本党経営事業管理通則」(以下、「管理通則」)の修正を実施した。この「管理通則」は、「党営事業」管理の 国民党は「党営事業」の管理機構の再編を終えた後、今度はその関連法規の整備に取り掛かった。財委会は一九五

基本法ともいうべきものである。第一条には、党による「党営事業」の経営が、「党の経済的基盤を確立し『以党養

党』の目的を達成する」ものであることが明記されている。そして、同年「本党経営事業之轉投資事業管理暫行弁法」 が新たに制定された。この法規は「党営事業」が再投資した企業のうち、党の持株比率が半分以下のものを対象とし

たものである。過半数を超えるものは、「管理通則」の対象であった。蒋介石時代には中核的企業による再投資が繰

|管理通則||には、「党営事業」の組織、人事及び会計等に関する規定が記されている。中でも組織に関する規定で

り返されるが、この法規の制定はそのための準備作業であった。

ち股東会(株主総会)、董事会(取締役会)、監事(監査役)などの諸機関が存在する。(4) 私企業すなわち民間企業であり、各企業は株式会社である。そして各社には、その事業運営を行う会社機関、すなわ は、「党営事業」各社が会社法(「公司法」)に依拠して設立された企業である点が明確に示されている。企業形態は

管轄下にある国営事業との関係に相当している。第二に、各社の株式は実質的には政党(国民党)が所有している。 上級の管理機構(財委会)が存在する。「党営事業」の各企業は財委会による業務・財務・人事への一元的管理の下 に置かれていた。つまり、財委会と「党営事業」各社との関係は、ちょうど行政院の各主管部会(主務官庁)とその

その一方で、「党営事業」には一般の民間企業と異なる特徴も存在している。まず第一に、会社機関の上にさらに

とはいえ、当時国民党は法的には法人資格を有していなかった。会社法では、政府を除いて株式会社を設立できる

じたいわば間接的な所有であり、そこで登場したのが「党股代表人」(以下、「党株代表人」)である。これを決定す るのは党中央(財委会)であり、彼らは党員の中から選ばれた。一方、「党営事業」の各企業による出資は、法人に が、各社による出資はこの問題を解消する一つの手段となったのである。 よる出資とみなされた。つまり、 のは自然人ないし法人に限定されていた。国民党が合法的に「党資本」を所有するためにとった方策が、 財委会が直接出資する場合には、わざわざ「党株代表人」を立てなければならない 自然人を通

四 「党営事業」の株式所有と企業支配

代表により構成された。しかし、いずれにせよ、実質的に持株に応じた所有権を行使したのは国民党であった。「党 核的企業がほぼ出揃い、五〇年代末以降の新規事業の設立においては、一社ないし複数の中核的企業による出資が繰 廠、それに裕台企業が出資する台湾裕豊紗廠公司(以下、裕豊紗廠)などである。一九五○年代半ばにはこれらの中 が繰り返されていたことである(表3-1参照)。中核的企業を構成するのは、斉魯企業、裕台企業や松山興記化工 たが、実質的には党中央(財委会)による各企業に対する完全支配、ないし過半数支配が確立していたのである。 おり、その持株比率は五○%以上で一○○%がほとんどである。その結果、各企業における株式は表面上分散してい 株代表人」あるいは中核的企業の法人代表の持株を合わせることで、国民党がほぼすべての企業で最大株主となって 方、中核的企業による単独ないし共同出資のケースでは、この出資は法人による出資とみなされ、株主は複数の法人 り返されていった。財委会が出資する場合、株主は多数の「党株代表人」により構成され、株式は分散していた。一 この時期の出資形態の特徴は、財委会が直接出資する事業部の新設の場合を除くと、 数社の中核的企業による出資

ここで、ジョン・スコット(John Scott)の支配と統治の概念を手がかりに、財委会が「党営事業」の各企業をど

与された正当な所有権の権能を行使できるという潜在能力を、ある特定の株主(所有者)に与える構造的関係である。 の程度コントロールしようとしたのかについて考えてみたい。スコットによると、「支配」とは、株式会社の中に付 統治」とは、そのような支配構造によって制約されている戦略的意思決定の権能を現実的に行使することである。

で、その指示に従って決定されていた。しかし、各企業レベルでの日常の経営活動では、管理体制の職階毎に責任を 経理人らの人事は、形式上は会社法に則った手続きに従って股東会で選出されたが、実際には財委会の意向に沿う形 それでは、各企業を「統治」したのは誰なのか。各企業の「党株代表人」は党中央(財委会)が決定し、

これらの概念によると、「党営事業」各社を「支配」していたのは財委会であったといえよう。

職階を超えて各企業レベルの業務の執行にまで干渉することはなかった。従って、「党営事業」各社を「統治」して いたのは、株主から委託を受けた董事会や総経理などの経営者であったと考えられる。 おける重要措置の一つであり、財委会は各社の経営方式、投資の効果や収益についての監督・指導及び審査は行うが、 た権限と職責に基づいて事業運営を行うことが許されていた。これは、財委会による「党営事業」管理の実際業務に 負い、各企業の董事長と総経理は「管理通則」に示された経営の企業化という基本原則、及び各関連法規に定められ

ら指摘されていた。他方で、各企業は民間企業であるから、市場での同業者との競争は避けられなかった。このよう 営事業のそれによく似ており、その結果、株主や経営陣の資質の低下や経営上の非効率などの問題が党内でも早くか 限り経営の企業化を目指すことのできるものであったといえよう。しかし、このような管理体制はその基本構造が国

このように、「党営事業」の管理体制とは、各企業での財委会の所有権を確保するという枠内で、各企業が可能な

— 五

形でカバーするのに必要な経営資源を調達することが、財委会による「党営事業」管理の課題となったのである。 に、一方で国営事業的な非効率、他方で市場競争に対処せざるを得ない状況に直面して、これらの諸問題を何らかの

第三節 兪鴻鈞・徐柏園時代の「党営事業」の発展

一 兪鴻鈞内閣の誕生と製造業部門への進出

業と同様に、経済政策を通じて分配される資源を享受することができた。 営事業」は、政府による経済開発において民間企業の育成という政策路線が定着する中で、まずは他の一般の民間企 な経営資源を外部から調達することを迫られたが、その調達先とは国家であり、社会であった。民間企業である「党 意思はあっても、人材や資金といった経営資源が十分に存在したわけではなかった。そのため、「党営事業」は必要 「党営事業」は新天地台湾で再スタートを切ることになった。ところが、国民党には「党営事業」を営もうとする

経済行政資源を独占したまさにこの時期、「党営事業」は製造業部門の新規産業分野へ向けて積極的な展開を見せた。 政策の主務官庁の管轄下に置かれ、通常は金融官僚である彼らがアクセスできるものではなかった。党の財務官僚が 済行政全般に関わる資源を独占することを意味していた。産業育成などの開発行政に関わる資源は、 年の兪鴻鈞内閣の誕生は、「党営事業」の展開にとっては、兪鴻鈞・徐柏園という党の財務官僚が開発行政を含む経 その一方で、「党営事業」は「党国体制」の下では国家部門からの特権的な資源の調達が可能であった。一九五四 例えば、一九五五年五月に裕台企業は民間の嘉豊布廠との合弁により裕豊紗廠を設立、翌五六年五月には斉魯企業 制度的には産業

表3-3 「経済事業」による「米援」の獲得状況

企業名	借款年度	金額
斉魯企業公司	1955 1958	456,000元 32,000ドル
同社·建台水泥廠	1955	16,586.18ドル
同社·中興電工廠	1958	9,781.47ドル
裕台企業公司·興台印刷廠	1956 1958	35,584.75ドル 20,248.11ドル
中国電器公司	1957	3,697,781.92元

- (注) 「文化事業」の中央電影事業公司は、1956年から58年まで、併せて900,000元、及び 14,966.56ドルの借款を行っている。
- (出所) 行政院国際経済合作発展委員会編印『美援貸款概況』、台北、行政院国際経済合作 発展委員会、1964年、70頁、94頁、122頁、139頁、145頁、及び155頁。

充てられたことである

- 米援」の分配など、開発行政の資源を積極的に動員する形で、「党営事業

(表3-3参照)。このように、

許認可権の行使や

要なことは、については、

当時政府による厳しい参入制限が実施されていた。

さらに重

斉魯企業を中心に「米援」が分配され、各企業の設備資金に

り困難であり、 持たない彼らにとっては、 て制約されると同時に、 は製造業部門での企業の設立にこぎつけたのである。 あ った以上、その人物のキャリアにも影響された。産業方面でのキャリアを ったと考えられる。実際、 しかし、そのような経営資源の調達は、 経営上のノウハウといった資源の欠如は克服し難いもので ポストの兼任という人的要因に基づくものでもあ 適当な人材を国家部門から動員することはやは このあと製造業部門で経営不振に陥る会社が 国家・統治機構の諸制度によっ

て育成の対象とされた特定業種であった。そして、 の台湾の輸入代替産業であり、 社が設立された紡織、 が自社の事業部として建台水泥廠、 央信託局から松山興記工廠の払い下げを受けて、 れセメント産業、 電機産業の分野に進出した。 セメント及び電機といった産業は、 第一次・第二次経済建設四ヵ年計画にお 中興電工廠を相次いで設立し、 また同月には、 石鹸業界に進出した。 紡織、 セメントと石鹸 まさに五〇年代 財委会は中 それぞ

続出し、ついには倒産する企業までが現れることになる。

二 経済官僚における勢力均衡と金融サービス部門への傾斜

が営業を開始したが、その設立の際には中国銀行が出資しており、党の財務官僚の金融部門への影響力を窺い知るこ^(g) サービス業部門の会社は比較的容易に設立することができた。また資金調達の面でも、この時期には中央銀行からの く関わっていたが、この点については第六章で詳述する。このように、国家部門からの経営資源の調達により、金融 理に関する権限を一手に握る状況の中での設立であった。実は、この会社は国民党政権による「対匪経済作戦」と深 輸出企業の育成を図るため生産原料の輸入を主要業務としていたが、それは徐柏園が外貿会主任として貿易・為替管 とができる。さらに、六六年には中華貿易開発公司(以下、中華貿易)が設立された。この会社は国際貿易の発展と 中華開発)への出資が行われた。その後、六二年三月には損害保険会社である中央産物保険公司(以下、中央産保) 例えば、一九五九年五月に、斉魯企業、裕台企業、裕豊紗廠と松山興記化工廠の四社により中華開発信託公司(以下、 無利息融資をはじめ、「党営事業」各社に対して多額の銀行融資が行われていた(後述)。 らは依然としてそれらに関わる資源を掌握していた一方、開発行政に関わる資源を動員することは困難となった。 ワー・バランスが変化し、これを境に党の財務官僚は金融行政と貿易・為替管理を握るのみとなった。その結果、彼 これを反映する形で、この時期に設立された「党営事業」各社は、業種別で見ると金融サービス業が中心であった。 九五八年の陳誠内閣の成立から六一年七月一日中央銀行の「復業」(業務再開) にかけて、経済行政におけるパ

他方で、製造業部門ではこの時期に経営不振に陥る会社が続出し、最終的には倒産する企業まで現れた。例えば、

社との競争に敗れ閉鎖されることになった。これらのケースは、党の財務官僚が金融官僚であったことに起因する、(8) 斉魯企業の各事業部は軒並み業績不振に直面し、その子会社である中国電器公司は経営危機に陥り手放される始末で® あった。また、中央信託局から購入した松山興記化工廠は、業界で他の民間企業二社との寡占を形成しながらも、他 のである。そこで、業績不振の打開策として打ち出されたのが、民間企業との合弁という方針であった。 · 党営事業」の限界を反映したものといえよう。すなわち、「党営事業」は「モノ作り」に不向きな体質を持っていた

三 民間企業との合弁の実施

国民党の側から民間部門への資源調達のアプローチが図られたのである。 とともに、中には大企業に成長するものも現れた。つまり、民間部門の側にも経営資源が蓄積されていたからこそ、 部門の成長が見られ、その経済に占める割合が拡大した。六○年代には輸出指向工業化の過程で中小企業が発展する 民党の手詰まりに加えて、民間企業の成長が挙げられる。五〇年代末頃には、輸入代替工業化政策の成果により民間 事業の実施であった。つまり、党の財務官僚及び「党営事業」それ自体の限界を反映した業績不振の打開策として、 化に向けた改善が急務とされた。このとき、「党営事業」の企業化のために打ち出された方針が、民間企業との合弁 - 党営事業」は民間活力の導入という経済的な目的から、民間企業との合弁を模索したのである。この背景には、国 一九六○年代初頭、党内でもとりわけ製造業部門での「党営事業」の経営状況への不満が示され、経営管理の企業

立された。このとき、中華開発の出資と経営への参加を求めることで企業化が図られた。この中華開発との合弁は、

一九六二年七月には斉魯企業の事業部である中興電工廠を分社化して、中興電工機械公司(以下、中興電工)が設

資を要請、技術革新と業務拡大のため同社董事長の林挺生が董事長に就任した。 なかった。そこで、六九年にこの会社の増資・再編が行われ、これを機に大手民間電気メーカーの大同機械公司に出 れたのはやはり金融機関であり、党の財務官僚の限界から予期されるように、結局は経営陣の経営能力の欠如は否め 中興電工ではワシントン社、GE社やワールプール社などのアメリカ企業との技術協力が行われた。しかし、動員さ という政策路線に沿うものではあり、これには一応の成果があった。例えば、中華開発の出資の条件に応じる形で、 徐柏園が自らの影響力を行使して民間の金融機関を動員したものと理解できよう。確かに、これは民間企業との合弁

された。建台水泥廠では、その機械設備が老朽化し、年間生産量も二万トンに満たず、規模が小さい上にコストも割 へ進出した。このように、この時期の製造業部門では、「党営事業」の限界を克服するために民間活力の導入が積極 は民間製薬会社の買収により景徳製薬公司が設立され、第三次経済建設四ヵ年計画とタイアップする形で医薬品部門 指して分社化が実施された。そして、その際には既定路線として定着していた民間企業との合弁という方針に沿う形 メント産業が第三次経済建設四ヵ年計画において輸出振興の重点産業に指定されていたことから、事業の企業化を目 高であったために、経営は日増しに悪化していた。しかし、豊富な石灰岩の鉱源を有していたことに加えて、当時セ で、東帝士グループの創始者でもある在日華僑の鄭旺との合弁により新会社が設立された。このほか、六五年六月に また、一九六六年一月には、同じく斉魯企業の建台水泥廠の分社化により建台水泥公司(以下、建台水泥)が設立

国家部門から調達し得ない資源については、高度成長の過程で発展を遂げてきた民間部門へと依存し始めた。こうし 総じていえば、この時期の「党営事業」では、基本的には、国家部門からの特権的な資源調達が行われてきたが、 的に図られたのである。

て、「党営事業」は必要な経営資源を外部調達しながら、ビジネスの効率化を図ってきたのである。

四 保護された市場での独占的な資本蓄積

このことは「党営事業」の収益の拡大につながったことは間違いない。 僚が許認可権という行政資源を動員したことで、政府の政策的保護の下で各社は超過利潤を享受することができた。 先の表3-1によると、「党営事業」の多くの企業が市場において独占ないし寡占体制を形成している。党の財務官 特権的な資源調達に加えて、「党営事業」のビジネスの効率化を支えたもう一つの柱は独占的な資本蓄積であった。

設やプロジェクトの損害保険業務を独占し、政府機関の空調工事は中興電工が受注してきた。 党、行政院新聞局や僑務委員会などによる刊行物の印刷を一手に引き受けていた。中央産保は軍部及び政府の関連施 水泥のセメント、それに景徳製薬の医薬品は軍需物資として国防部に供給された。また裕台企業の中華印刷廠は国民 さらに、「党営事業」は様々な政府調達を独占することができた。例えば、斉魯企業が生産する火薬とゴム、建台

支えた中小企業が輸出市場に展開したのに対し、「党営事業」は主に国内市場をベースに成長してきたのである。こ の点について、「党営事業」の発展パターンは、民間部門の中でも一九七〇年代にビジネス・グループへと発展を遂 の民間中小企業が厳しい国際競争に晒されながら成長を遂げてきたのとは対照的である。そして、台湾の高度成長を このように、「党営事業」は国家による政策的保護の下で独占的な資本蓄積を進めてきたのであり、同じ頃、多く

げる一部の民間大企業と類似していたといえる。

第四節 「党営事業」の経営実績と党の資金調達

く増加させたという。これらの数字から、蒋介石時代の「党営事業」は小規模ながらも、その経営実績を着実に向上(5) 財委会が直接出資した企業である「直属事業」にそれらの会社が出資(再投資)した企業である「投資事業」を併せ 資産総額は、五二年の約六八〇万元から六六年には約六億一九〇〇万元へと九二倍近く増大したという。一方、表3 七年度について「文化事業」と「経済事業」のそれぞれの財務状況を示したものである。二つの表からは、この時期 委会報告によれば、「経済事業」は、その利益についても五二年の八八万元から六六年には二八〇〇万元と三二倍近 幅に拡大しており、そこからは六〇年代後半からの「党営事業」収入の急速な伸びの一端が窺えよう。先に触れた財 た、「経済事業」各社の収益状況を示している。数社の損益が赤字であるとはいえ、全体としては一年間で収益を大 の「党営事業」が着実にその資産を拡大させてきたことが看取できる。別の財委会の報告によると、「経済事業」の 3―4は、一九五九年度から六七年度までの「党営事業」全体の財務状況を示している。表3―5は、六五年度と六 ―6からは、「経済事業」の収益の伸びとともに、「党営事業」の収益全体におけるその重要性が窺える。表3―7は、 それでは、この時期の「党営事業」、とりわけ「経済事業」はどれだけの経営実績を上げてきたのであろうか。表

3−5参照)。一九六七年度では、二社を除いて軒並み八○%を超えており、「経済事業」全体でも八○%台に達して とはいえ、「経済事業」で目に付くのは、中央産保と斉魯企業を除いた各企業の負債比率の異常な高さである(表 させてきたといえる。

(単位	:	1.000元)

V

る。

このような状況からは、

								(単位	1,00076)
	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967
資産	236,516	260,525	329,795	450,997	543,534	641,177	817,122	1,063,147	1,379,244
負債	136,964	157,512	196,667	246,185	270,803	335,041	462,449	685,857	980,963
自己資本	99,552	103,013	133,128	204,812	272,731	306,136	354,673	377,290	398,281

(出所) 中国国民党中央委員会財務委員会編印『中華民国五十六年度本党経営事業業務検 討及決算審核報告摘要』、台北、中国国民党中央委員会財務委員会、1968年、17頁。

か。

持っていたからこそ実現したものと考えられる。 ことに加えて、 営事業」が「政権党の企業」であり、また金融部門がほほ公営金融機関に占められていた 機関 それでは、これだけの経営実績を上げた「党営事業」は、 (銀行) からの融資を引き出すことができたのである。これだけの多額の融資は、 財委会主任の徐柏園 (中央銀行総裁) が金融機関に対して絶大な影響力を 党財政にどれだけ貢献したの

ためである。さらに、「党営事業」各社は負債比率をここまでのレベルに高めるまで、

資本市場からの資金調達が選択肢とならなかったのは、

間接金融・融資依存型という「党営事業」

の資金調達の特

それ

国民党が「党営事業」各社の株式が分散するのを警戒した

未成熟であったことに加えて、徴が浮かび上がってくる。資本

において、「党営事業」収入は、 海外で支出する所謂「革命需要」が歳出の八割以上を占めていた。一方、歳入の大部分は 央の歳出は際限無く増大した。「内戦財政」ともいうべき構造を持つ党財政は、 政府委託業務収入」と呼ばれる政府補助金で賄われていた。このような党財政の歳入構造 一九六四年度には歳入総額のわずか四・七九%、® 中国大陸や 六八年度

収入であった。既に第二章で触れたように、党の資金需要は年々拡大の一途を辿り、 業」各社は毎年その利益の大半を財委会へ上納した。これが党中央にとっての「党営事業 党の活動への財政的支援を行うことであった。

国民党による「党営事業」経営の目的は、党の経済的基盤を確立すること、すなわち

運転資金など一部留保金を除いて、「党営事

表3-5 「党営事業」各社の財務状況(1965年度・67年度)

								1
		11	1965			1967	67	
	資産	負債	自己資本	負債比率	資産	負債	自己資本	負債比率
「文化事業」	ı							
中央日報	54,992	40,323	14,669	73.33%	67,116	20.168	46.948	30.05%
中華日報	. 30,532	6,437	24,095	21.08%	30,477	8.542	21.935	28.03%
香港時報	4,066	10,016	-5,950	246.34%	4,463	8.377	-3.914	187.70%
中央通訊社	21,650	7,346	14,304	33.93%	24,895	9,866	15,029	39.63%
中国広播	127,757	21,747	106,010	17.02%	138,212	30,045	108.167	21.74%
中央電影	108,716	47,202	61,514	43.42%	196,697	139,928	56,769	71.14%
正中書局	34,747	21,985	12,762	63.27%	42,040	29,828	12,212	70.95%
小計	382,460	155,056	227,404	40.54%	503,900	246,754	257,146	48.97%
「経済事業」								
裕台企業	108,896	73,660	35,236	67.64%	306,963	251,265	55,698	81.86%
斉魯企業	65,113	28,231	36,882	43.36%	78,922	31,515	47,407	39.93%
松山興記化工廠	52,293	47,380	4,913	90.60%	61,802	54,662	7,140	88.45%
中興電工	181,687	149,747	31,940	82.42%	406,392	378,731	27,661	93.19%
中央産保	26,687	8,369	18,318	31.36%	39,265	18,036	21,229	45.93%
小計	434,676	307,387	127,289	70.72%	893,344	734,209	159,135	82.19%
合計	817,136	462,443	354,693	56.59%	1,397,244	980,963	416,281	70.21%

¹⁹⁶⁶年、頁数不詳、及び同『中華民国五十六年度本党経営事業業務検討及決算審核報告摘要』、1968年、15頁、をもとに筆者作成。

(単位:1.000元)

								(I In-x	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967
「文化事業」	5,209	7,084	7,581	12,915	8,153	8,998	10,499	6,016	7,074
「経済事業」	15,023	9,491	9,765	11,230	15,568	21,421	43,068	28,489	44,114
合計	20,232	16,575	17,346	24,145	23,721	30,419	53,567	34,505	51,188

(出所) 中国国民党中央委員会財務委員会編印『中華民国五十六年度本党経営事業業務検 討及決算審核報告摘要』、台北、中国国民党中央委員会財務委員会、1968年、11頁。

表3-7 「経済事業 | 収支決算表 (1966年·67年)

(単位:1.000元)

		1966			1967	
	収入	支出	利益	収入	支出	利益
裕台企業	55,239	43,452	11,787	288,836	257,309	31,527
液化石油気総経銷処	17,321	5,351	11,970	192,429	173,138	19,291
興台印刷廠	8,198	9,237	-1,039	7,569	8,213	-644
中華印刷廠	_	—	_	17,394	15,230	2,164
農業化工廠	20,392	19,810	582	22,572	25,416	-2,844
景徳製薬	9,536	8,913	623	12,271	12,440	-169
台湾火柴木業		_	_	36,417	35,273	1,144
裕豊紗廠	156,899	152,777	4,122	163,321	157,952	5,369
台湾建業		_		20,364	15,934	4,430
斉魯企業	53,420	45,177	8,243	51,958	42,656	9,302
南勢角工廠	<u> </u>	_	_	34,312	23,004	11,308
建台橡膠廠	<u> </u>	_	_	13,500	13,426	74
中央産保	39,801	36,271	3,530	46,660	42,790	3,870
松山興記化工廠	67,850	65,532	2,318	73,299	71,593	1,706
中興電工	109,422	106,811	2,611	116,736	116,428	308
合計	538,078	493,331	44,747	1,097,638	1,010,802	86,836

(出所) 党営経済事業視察小組『本党経済事業五十六年度視察報告』、台北、党営経済事業 視察小組、1967年、及び同『本党経済事業五十七年度視察報告』、台北、党営経済事 業視察小組、1968年。

合は 盤 増大させていた。その はそのウエイトを着実に 費」の部分だけに注目す い額だったのである。 底追いつけるものではな 多少の業績アップでは到 事業」の経営規模やその 大のスピードも、 党財政の規模も、 にすぎなかった。つまり、 には七・七八%を占めた の確立には遠く及ばな 上納金は党の経済的基 しかし、「自己調達経 当時の「党営事業 「党営事業」収入 九六八年度の その拡 「党営

後半の実績を見る限りでは、「革命需要」に向けた資金が国庫から補助されるという前提の下で、「党営事業」が主要 れを介して党員とのクライアンティリズムを構築し得る可能性が見て取れる。 な自主財源となりつつある。そこからは、今後「党営事業」が経済発展の過程で成長を遂げるにつれて、国民党がそ

六・六七%から七一年度の八九・三六%と大幅に伸びており、党員費収入と比較してその重要性が窺える。六○年代®

中で、蒋介石時代の「党営事業」では、党単独による事業経営の限界が認識されたことで、特権的な資源調達と独占 求める党中央の圧力は相対的に小さく、「党営事業」が政治的な要請を受けることも少なかった。そのような状況の 的な資本蓄積を中心としながらも、民間活力の導入によるビジネスの効率化に向けた取り組みが始まったのである。 ーする必要はなかった。しかも、中央レベルでの選挙は行われていなかったため、「党営事業」に対して資金供出を この時期、財政面での党と国家の癒着という構造が存在したために、党財政全体を「党営事業」からの収入でカバ

- (1) 国民党は、中国大陸での内戦期に共産党やその他民主党派の反対を押し切る形で、一九四六年から四七年にかけて「中 の選出や政府首脳の選出など中央政府の編成を行った。この事実に基づいて主張される正統性を「法統」という。 華民国憲法」を制定・施行した。そして、これに則って国会に相当する立法院や国民大会の議員選挙を実施し、さらに総統
- (3)「民生主義」とは、孫文が国民革命の際に提唱した経済理念であり、国民党政権の経済政策の基本的方針とされる。その

――分裂国家と民主化』、東京大学出版会、一九九二年、七五―九三頁。

(2) 若林正丈『台湾-

趣旨は、「平均地権」と「節制資本」の二つに要約できる。「平均地権」とは土地の兼併を防ぎ、農民に土地を与えることで あり、「節制資本」とは民間資本の集中を抑制し、国家資本を発展させることである。

- 隅谷三喜男・劉進慶・凃照彦『台湾の経済――典型NIESの光と影』、東京大学出版会、一九九二年、二七頁。
- (5) 一九五〇年代より地方自治制度が一部変則的ながらも施行され、地方行政首長と議会議員選挙が実施された。ただし、 台湾省は最初から、台北市は一九六八年に、高雄市は七九年に行政院直轄とされ、台湾省政府主席と台北市長及び高雄市長
- (6) 朱雲漢「寡占経済與威権政治体制」、蕭新煌・朱雲鵬・許嘉猷・呉忠吉・周添城・顔吉利・朱雲漢・林忠正合著『解剖台 は、官選(閣僚待遇)とされた(若林、前掲書、一一頁)。
- 湾経済——威権体制下的壟断與剥削」、台北、前衛出版社、一九九一年、一五一頁。
- (7) 以上、地方派閥については特記以外、若林、前掲書、一二五―一四二頁。 (8) 若林正丈「台湾における国家・国民再編と中台関係」、『国際問題』、日本国際問題研究所、四八八号(二〇〇〇年一一月
- (9) 「米援」は年間約一億ドルで、一九五一年から六五年までの一五年間続いた。その規模は台湾の国民総生産(GNP)の 五~一〇%、資本形成の約四二%を占めており、輸入代替工業化期の重要な財源であった(隈谷、劉進慶、 凃照彦、前掲書

三六―三七ページ)。

号)、六—七頁。

- (1)) 農地改革は、一九四九年四月の小作料軽減(「三七五減租」)、五一年六月の官有農地払い下げ(「公地放領」)、そして五 れた四大公営事業(セメント・製紙・農林・工砿)の払い下げは、地主資本が商工業資本へ転換する契機となった。 二年一一月の自作農創設(「耕者有其田」)の三段階にわたって実施された。このとき、地主に対する補償の一環として行わ
- 佐藤幸人・川上桃子「台湾――国際加工基地の構造転換」、原洋之介編『アジア経済論』、NTT出版、一九九九年、一
- 厳演存『早年之台湾(再版)』、台北、時報文化、一九九一年、五二―五九頁。

一六——一七頁。

佐藤幸人「経済発展の軌跡と社会の変容」、若林正丈・谷垣真理子・田中恭子編『原典中国現代史第七巻 台湾・香港・

経済発展と構造転換』、勁草書房、一九九九年、五一六頁。 華僑華人』、岩波書店、一九九五年、四五頁、及び劉文甫「経済政策と開発計画」、施昭雄・朝元照雄編著『台湾経済論

の地位が逆転した(同上書、一〇一頁)。 公営事業が五六・二%、民間企業が四三・八%であったが、六三年には前者が四○・六%、後者が五九・四%となり、両者 隅谷・劉進慶・凃照彦、前掲書、一〇一―一一二頁。ちなみに、鉱工業部門における生産額の構成は、一九五二年には

- <u>15</u> 佐藤・川上、前掲論文、一一六―一一八頁。
- 16 佐藤、前掲論文、四五頁。
- <u>17</u> 隅谷・劉進慶・凃照彦、前掲書、一一三―一一四頁。
- 18 同上書、一一九—一二〇頁。
- <u>19</u> 隅谷・劉進慶・凃照彦、前掲書、一二九―一四八頁。民間大企業の系譜を辿ると大きく三つに大別できる。第一は、セ 王宏仁「戦後台湾私人独占資本之発展」、国立台湾大学社会学研究所碩士論文、一九八八年。

メント、製紙、食品、工砿の四大公営事業の払い下げを契機として誕生した本省人系企業であり、その代表的な存在は辜振

る。第三は、王永慶の台湾プラスチック公司をはじめとする、プラスチック、電器、ゴム、薬品その他の産業に展開した新 甫が率いる台湾水泥(セメント)公司である。第二は、徐有庠の遠東紡織公司など、紡織業を中心とした外省人系企業であ

興の本省人系企業である(同上書、一三七頁)。

(幻) Cheng, Tun-jen (鄭敦仁), "Guarding the Commanding Heights: The State as Banker in Taiwan," in Haggard, Stephan, Chung H. Lee and Sylvia Maxfield (eds.), The Politics of Finance in Developing Countries, Ithaca: Cornell University Press, 1993, pp. 57-59; and Fields, Karl J., Enterprise and State in Korea and Taiwan, Ithaca: Cornell

University Press, 1995, pp. 84-86, p. 240

- 22 佐藤幸人「台湾の民主化と金融システム――不良債権問題に焦点を当てて」、佐藤幸人編『新興民主主義国の経済・社会
- 政策』、日本貿易振興会アジア経済研究所、二〇〇一年、三五頁。
- 23 习曼蓬「央行的変貌」、『天下雑誌』、台北、一四一期(一九八五年二月)、一三六頁。
- (24)「中央改造委員会組織大綱」、『改造』、台北、中国国民党中央改造委員会、第一期(一九五〇年九月一日)、二七一二九頁。 委員のポストを宛てがわれ、趙棣華は副主任を務めた。しかし、第七期中央委員会の段階ではもはや彼らの名は見当たらな (劉維開編輯『中国国民党職名録』、台北、近代中国出版社、一九九七年、二七○−二七一頁、及び二八六頁)。 若林、前掲書、七六―七七頁。ただし、このときCC派が完全に排除されたわけではない。財委会では陳果夫に一応は
- 九五二年、一九三一二〇二頁。

中国国民党中央改造委員会編印『中国国民党第七次全国代表大会党務報告下編』、台北、中国国民党中央改造委員会、一

- (27) 中国国民党中央改造委員会編印『中国国民党中央改造委員会三十九年度工作報告』、台北、中国国民党中央改造委員会、 一九五一年、六三頁。
- 裕台企業股份有限公司編印『裕台十年』、台北、裕台企業股份有限公司、一九六一年、一—八頁。

28

同上書、二〇一頁。

- 30 一九九六年、九九——一一頁。 王雅瓊「台湾光復初期外匯政策之演進與決策研究(一九四五—一九六三)」、台北、国立中興大学経済学研究所碩士論文、
- 林養志編輯『中国国民党七至九届暦次中全会重要決議案彙編(下)』、台北、近代中国出版社、一九九四年、九二頁。

31

劉維開編輯、前掲書、二七五頁。

格に伴い陳漢平がその後継に就任した。その後六〇年一月に張式倫が増員された副主任に就任した。なお、財委会のメンバ 一九五三年に副主任の枠が二名に拡大され、これにより陳慶瑜が副主任として加わり、五五年には徐柏園の主任への昇

- ーが一新されるのは、七○年代に入り蒋経国が事実上党内での実権を掌握する第一○期中央委員会を迎えてのことである (劉維開編輯、前掲書、二八六頁、三○三─三○四頁、及び三一九─三二○頁)。
- 一九八六年、四〇八頁。 菊地一隆「重慶政府の戦時金融──『四聯総処』を中心に」、中国現代史研究会編『中国国民政府史の研究』、汲古書院、
- 35 張駿『創造財経奇跡的人』、台北、伝記文学出版社、一九八七年、一〇三―一五〇頁。
- (36) 劉維開編輯、前掲書、二六八頁、及び三三九頁。
- 行政院外匯貿易審議委員会、一九六九年、一頁。 国史館印行『中華民国行憲政府職名録』、新店、国史館、一九八八年、三一二─三二○頁、及び徐柏園『外貿会十四年』、
- 国民党之政策一 政策実施與検討 (一)』。 「中央財委会歴年基金差絀及負債節略」、国立台湾大学法学院三民主義研究所整理珍蔵『李国鼎先生贈送資料影本 中国
- 八日、「中国国民党中央改造委員会九三次会議紀録」、一九五一年三月五日、「中国国民党中央改造委員会一一四次会議紀録」、 勉修(松山興記化工廠董事〔五六―五九年〕)などである(「中国国民党中央改造委員会九二次会議紀録」、一九五一年二月二 年以降〕)、台湾銀行国外部経理(五九年以降は中華開発副総経理)の張心沿(裕台企業董事)、及び台湾土地銀行総経理の陳 行総経理の王鐘(裕台企業董事〔五二―五三年〕、常務董事〔五四年以降〕)、華南銀行董事長の劉啓光(裕台企業董事〔五四 (斉魯企業董事〔一九五二年〕)、交通銀行総経理(五六年以降は董事長)の趙志 垚 (斉魯企業董事〔五二年以降〕)、台湾銀 一九五二年三月一九日、「中国国民党第七届中央委員会常務委員会二二次会議紀録」、一九五三年四月二日、「中国国民党第七 一九五〇年代には公営銀行の役員が「党営事業」各社の経営陣に参加していた。例えば、中国農民銀行総経理の趙葆全

録」、一九五五年三月二三日、「中国国民党第七届中央委員会常務委員会二六五次会議紀録」、一九五六年四月九日、「中国国 届中央委員会常務委員会九三次会議紀録」、一九五四年四月七日、「中国国民党第七届中央委員会常務委員会一八〇次会議紀

八次会議紀録」、一九五八年五月五日、及び「中国国民党第八届中央委員会常務委員会一四四次会議紀録」、一九五九年六月 民党第七届中央委員会常務委員会三五〇次会議紀録」、一九五七年四月一六日、「中国国民党第八届中央委員会常務委員会四

- (40)「本党経営事業管理通則」、「中国国民党中央委員会常務委員会第七六次会議紀録」、台北、一九五三年一二月二三日。国 再修正が行われた。蒋介石時代を通じて、この五三年版の「管理通則」が「党営事業」管理の基本法とされた。 民党が「管理通則」を制定したのは大陸時代の一九四六年のことである。その後「改造」時期の若干の修正を経て五三年に
- (红)「本党経営事業之轉投資事業管理暫行弁法」、「中国国民党中央委員会工作会議第四七次会議紀録」、台北、一九五三年九

国国民党中央委員会設計考核委員会、一九七一年、二九三頁。

毛松年「党営事業管理問題之研究」、中国国民党中央委員会設計考核委員会編印『専題研究報告彙編

党務類

(四)」、中

 $\stackrel{\frown}{42}$

月四日

43 同上論文、二九三頁。

一九九四年二月、国民党は「社団法人中国国民党」の名義で法人登録を行った。

(4) 前掲資料「中国国民党経営事業管理通則」。

44

 $\widehat{46}$ ジョン・スコット、仲田正機、長谷川治清著『企業と管理の国際比較 英米型と日本型』、中央経済社、一九九三年、

- (47) 前掲資料「中国国民党経営事業管理通則」。
- 48 陳存恭訪問・官曼莉紀録『張式倫先生訪問紀録』、台北、中央研究院近代史研究所、一九八六年、二〇二―二〇三頁。
- (4) 毛松年、前掲論文、二九四頁。
- 3) 同上論文、二九四頁。

- <u>51</u> 資金すら賄うことができなかった(「中国国民党中央改造委員会第三四九次会議紀録」、台北、一九五二年六月四日)。 一九五一年度予算では、「党営事業」の創設資金として二〇万元が計上されたが、この金額では設備資金はおろか、
- (52) 裕台企業股份有限公司編印、前掲書、四頁。
- (53) 中国国民党第七届中央委員会編印『中国国民党第八次全国代表大会党務工作報告』、台北、中国国民党第七届中央委員会、 一九五七年、八八頁。
- (54) 同上資料、八八頁。
- <u>55</u> 劉進慶「台湾の経済計画と産業政策」、藤森英男編『アジア諸国の産業政策』、アジア経済研究所、一九九〇年、五〇―
- 「肥皀業會経的老大哥」、『商業週刊』、台北、二五期 (一九八八年五月一六日)、五二頁 徐瑞希『政商関係解読――台湾企業実用政治学入門』、台北、遠流出版公司、一九九一年、六一―六二頁、及び林文玲
- (5) 行政院国際経済合作発展委員会編印『美援貸款概況』、台北、行政院国際経済合作発展委員会、一九六四年、一二二頁、 員会秘書処編印『中国国民党第七届中央委員会第三次全体会議党務報告』、台北、中国国民党中央委員会秘書処、一九五三年、 して五五年に設立された会社である。しかし、五九年に斉魯企業はこの会社のすべての持株を放出した(中国国民党中央委 (同上書、五七頁、及び九四頁)。中国電器公司は、斉魯企業が一九五三年に投資した東亜、国光、亜州、台湾の四社を合併 一三九頁、一四八頁、及び一五五頁。このほかにも、「文化事業」では中央通訊社と中央電影事業公司が「米援」を獲得した
- 作報告』、台北、中国国民党中央委員会秘書処、一九六三年、二二八頁)。 党中央委員会秘書処、一九五五年、一〇七頁、及び中国国民党中央委員会秘書処印『中国国民党第九次全国代表大会党務工

三七頁、中国国民党中央委員会秘書処編印『中国国民党第七届中央委員会第六次全体会議党務工作報告』、台北、中国国民

一方で、開発行政の実権を握ったのは陳誠を後ろ盾とする尹仲容、厳家淦や李国鼎といった自由主義的な親米派経済官

僚であった。

(5) 斉魯企業、裕台企業、松山興記化工廠及び裕豊紗廠の四社が併せて五〇〇万元出資し、党全体の持株比率は六・二五% 発金融機構であるが、実際には政府(金融行政の主務官庁)によるコントロールが可能だったのである。ここに、中華開発 とである(劉進慶『戦後台湾経済分析』、東京大学出版会、一九七五年、三〇三頁)。つまり、中華開発は表面上は民間の開 たが、注目すべきことは、政府系銀行三行の持株比率を併せると一九・五%に達し、最大株主の持株比率を上回っていたこ 株主は上海商業儲蓄銀行(持株比率は一〇・三%)、ついでモルガン・ギャランティ・トラスト社(一〇・二%)となってい るが、それは民間企業の一社としての非常に限定的なものであったといえる。ちなみに、一九六二年時点で中華開発の最大 は、まさにアメリカ援助機関と親米派・自由主義的な経済官僚の主導で進められたため、「党営事業」も出資には参加してい であった(「中国国民党第八届中央委員会常務委員会第一二九次会議紀録」、台北、一九五九年四月一三日)。この会社の設立

員会秘書処、一九六二年、一一四頁。 中国国民党中央委員会秘書処印『中国国民党第八届中央委員会第五次全体会議党務工作報告』、台北、 中国国民党中央委

が政府金融官僚の資源と化す可能性が存在していたといえる。

- 「中国国民党第九届中央委員会常務委員会第一五〇次会議紀録」、台北、一九六五年八月二三日。
- (62) 中国国民党中央委員会秘書処印『中国国民党第九届中央委員会第三次全体会議党務工作報告』、台北、 員会秘書処、一九六六年、一六九—一七〇頁。 中国国民党中央委
- 「斉魯公司整理報告」、「中国国民党第八届中央委員会常務委員会第三一一次会議紀録」、台北、一九六一年七月一二日。
- (発行年等不詳)、及び前掲資料『中国国民党第九次全国代表大会党務工作報告』、二二八頁。 中国国民党中央委員会財務委員会『中国電器股份有限公司合作経営之始末』、台北、中国国民党中央委員会財務委員会
- 8) 林文玲、前揭論文、五一頁。

- (6) 「設計考核委員会対財委会五十年度工作検討結論研議意見」、「中国国民党第八届中央委員会常務委員会第三六七次会議紀 録」、台北、一九六二年四月一八日。
- 67 「中国国民党第八届中央委員会工作会議第一九三次会議紀録」、台北、一九六二年二月八日。
- 68 「中国国民党第八届中央委員会常務委員会第三六五次会議紀録」、台北、一九六二年四月四日。
- (69) 同上资
- 70 国民党第十次全国代表大会党務工作報告』、台北、中国国民党中央委員会、二三二頁。 前掲資料『中国国民党第八届中央委員会第五次全体会議党務工作報告』、一一四頁、及び中国国民党中央委員会印『中国
- (71)「中国国民党第八届中央委員会常務委員会第四四六次会議紀録」、台北、一九六九年三月一日。
- 四二―四四頁、及び前掲資料『中国国民党第九届中央委員会第三次全体会議党務工作報告』、一七〇頁。 中国国民党党営事業管理委員会編印『党営経済事業的回顧與前瞻』、台北、中国国民党党営事業管理委員会、一九九四年、
- (77)「中国国民党第九届中央委員会工作会議第一〇〇次会議紀録」、台北、一九六五年一二月二日。彼はその妹婿である陳清 徵信所、一九八八年、四四九頁)。 暁とともに東帝士グループを作り上げた人物である(中華徴信所『台湾地区集団企業研究一九八八・一九八九』、台北、中華
- 余政憲「有国民党的地方就有暴利存在?——国民党是台湾最大的営利事業機構」、『財訊』、台北、七四期(一九八八年五

(7) 中国国民党党営事業管理委員会編印、前掲書、四八頁。

- 財富大曝光」、『財訊』、台北、九二期(一九八九年一一月)、五九頁。 最大的控股公司――中央及光華投資公司轉投資知多少?」、同上書、一三二頁、及び同「国民党是超級大富翁 月)、一一七頁、梁永煌「財委会直轄的十家党営企業剖析——国民党生財有術」、同上書、一二〇—一二三頁、同「剖析全国
- 中国国民党中央委員会財務委員会『発展中之党営事業』、台北、中国国民党中央委員会財務委員会、一九六七年、一頁。

- 77 同上書、一頁。
- 78 負債比率の算出方法には、(負債合計〔他人資本〕÷資本合計〔自己資本〕)×一○○(%)で表わされる場合と、
- 部分を(負債合計+資本合計)で表される場合の二通りの方法があるが、本論では後者の算出方法を採用する。
- (8) 「五四年度中央党務経費・政府委託弁理工作経費総預算案」、「中国国民党第九届中央委員会常務委員会第四九次会議紀録」、 陳存恭訪問・官曼莉紀録、前掲書、二〇三頁。

台北、一九六四年六月一〇日。

- (81)「五八年度中央党務経費・政府委託弁理工作経費総預算案」、「中国国民党第九届中央委員会常務委員会第三八八次会議紀 中央委員会常務委員会第二一次会議紀録」、台北、一九六九年七月七日。 録」、台北、一九六八年六月二四日、及び「五九年度中央党務経費・政府委託弁理工作経費総預算案」、「中国国民党第一〇届 同上資料「五八年度中央党務経費・政府委託弁理工作経費総預算案」、及び「本(六〇)年度中央党務経費預算収支
- 民党之政策一 政策実施與検討 (一)』。 差絀及追加預算、如何籌補提請核議案」、国立台湾大学法学院三民主義研究所整理珍蔵 台湾における欠員と人口増による定員不足を補うという名目で、一九六九年に「欠員補充選挙」が実施されたのみであ 『李国鼎先生贈送資料影本 中国国

る (若林、前掲書、一八二頁)。

第四章 蒋経国主席時代の「党営事業」

このように蒋経国時代の「党営事業」を取り巻く環境は、政治的にも経済的にもこれまでとは大きく異なっていたの 出指向工業化により高度成長を遂げた台湾経済は、労働力不足の段階へと突入し、産業構造の高度化を迫られていた。 中接近」に伴い、未曾有の外交危機に直面した国民党政権は、新たな領袖・蒋経国の下で政権の外部的権威の失墜を 補塡するために、政治改革や経済建設を通じた台湾内部での政治基盤の拡大を図ることになる。一方、六〇年代の輸 本章では、蒋経国主席時代(以下、蒋経国時代)の「党営事業」の発展過程を考察する。一九七〇年代初頭の「米

第一節 蒋経国による権力継承と政治基盤の拡大

一 蒋経国の権力継承

されてきた仕事は、特務系統の再編と統括や軍内部での政治工作など、いわば「裏の仕事」であった。このため、彼 蒋経国は、一九六〇年代後半から蒋介石の後継者としての地位を徐々に固めつつあった。それまで彼が蒋介石に任

はまずは行政院の要職を歴任して、「表舞台」でのキャリアを積み重ねることになった。

財経金融会報」の召集人となり、八月には国際経済合作発展委員会(以下、経合会)の主任に就任した。これらのポ は国防部長に就任し、蒋介石に次ぐ地位にまで上り詰めた。さらに、同年七月には経済関係閣僚会議である「行政院 そのスタートは、一九五九年の陳誠内閣での政務委員(無任所大臣)としての閣僚入りであったが、六五年一月に

ストはいずれも通常は行政院長が兼任する職務であった。

た。これにより、蒋介石は存命であったが、蒋経国が実質的に最高権力を掌握したのである。 していた。そして、一九七二年五月に彼が行政院長に就任すると、政策決定の重心もまた行政院院会(閣議)に移っ 日本とタイにも一度訪問している。この時点で情報・治安系統、軍事及び行政機構の権力が、ほぼ蒋経国一人に集中 また、蒋経国はこの頃には蒋介石総裁の代行として世界各国を歴訪し、国防部長時代にはアメリカ、韓国に数回

二 中国国家の「台湾化」

政治改革と経済開発による台湾内部での政治基盤の拡大を図った。しかし、それは共産党との内戦態勢が恒常化され る権力継承の最終段階とほぼ時期を同じくしていた。蒋経国は、外部的に失墜した政権の権威を内部的に補うべく、 たまま正統中国国家の建前が掲げられる中で行われた。 九七○年代初頭の劇的な「米中接近」は、「中華民国」を未曾有の外交危機へと追いやった。それは蒋経国によ

(以下、「増加定員選挙」)の導入であった。そして、それは中国国家たる「中華民国」の「台湾化」を進めるもので 政治改革の柱は、党や国政レベルでの本省人の積極的登用、そして所謂「万年国会」への「自由地区増加定員選挙」

た。また中央委員会レベルでも、同様に本省人委員の比率が増大していった。 本省人の登用が始まるが、これは党歴の旧い委員はそのポストを維持し、本省人を新たに要職に登用する形で行われ 六年に国民党主席に就任すると、国民党の上層部にも本省人が登用された。例えば、七九年以降中央常務委員会への あった。前者では、蒋経国は一九七二年に行政院長に就任すると政府高官への本省人の抜擢を行った。また、彼が七

れは中国国家の「台湾化」を意味するものであった。 国政レベルで新たな政治競争の領域を開くことになり、「党外人士」と呼ばれる反国民党勢力の形成にもつながった。 部分的であれ、台湾の有権者のみによる投票を通じて政権の正統性の調達が図られることを意味した。また一方で、 政権の実効支配地域での議員を増員し、かつその部分のみの定期改選が実施された。この「増加定員選挙」の導入は、 いずれにせよ、これらの政治改革は本省人エリートの取り込みを通じた政権の政治基盤の拡大を図るものであり、そ 後者では、大陸選出の国会議員を非改選とし「万年議員」の地位を維持したままで、「自由地区」すなわち国民党

三 経済行政における権力集中と経済ブレーン

行政に関わる権力を自らに集中させる一方で、その傍らには参謀的な数人のブレーンを配したのである。 彼が「表舞台」でのキャリアを積み重ねる過程で既に整えられていた。経済領域での経験を持たない蒋経国は、経済

蒋経国は、政治改革に加えて、経済開発を推進することでも政権の政治基盤の拡大を図った。これを支える条件は、

経済・財政・金融政策の計画立案、協調、執行と審議を行うグループとして、行政院に彼を召集人とする「財経金融 一九六九年七月の行政院副院長就任から、蒋経国による経済政策に関わる権力の掌握が始まった。同月三一日には、

会報」が設置された。さらに八月には厳家淦が経合会主任を辞任し、その後継に蒋経国が就任した。これにより、 制

度上経合会と「財経金融会報」が並立していた経済部門での政策決定は蒋経国の下で一元化された。 そして一九七二年に蒋経国が行政院長に就任すると、これまでの経合会に代わる閣僚級会議として行政院に「五人

この経建会の主任には中央銀行総裁の兪国華が就任した。そして七八年三月、蒋経国は第六代中華民国総統に選出さ れたことに伴い行政院長を辞任、経済部長の孫運璿がその後継に就任した。(3) 済建設委員会(以下、経建会)を成立させた。「五人小組」の権限と機能はこれに移管され、経設会は廃止された。 された。その後七七年一一月、経済建設の計画、指導監督及び審査工作の密接な連携を図るため、蒋経国は新たに経 され単純な計画・研究単位となり、各経済関連官庁の次官級が参加する経済設計委員会(以下、経設会)へと格下げ ブレーンを集めて、経済領域での政策決定の新たな核心を作り出すことにあった。これと同時に経合会の権限は縮小 小組」が設置された。その目的は、行政院長就任に伴い経合会主任の職を離れた蒋経国が、自らの傍らに精鋭の経済

であった。そして、蒋経国は彼らに支えられながら国家主導型の経済開発を推進していったのである。 運璿、李国鼎、周宏涛、費驊、張継正といった経済ブレーンであり、その中でも突出した地位にあったのが兪国華 このように蒋経国が着々と権力の座を上り詰めていく間に、経済分野に不案内な彼を脇で支えたのが、兪国華、孫

経済開発による政治基盤の拡大

安定と政権の政治基盤の拡大を図った。それには、国民党政権が外交危機に直面して国際的に減退した正統性を国内 台湾が国際的孤立を深めていく中、蒋経国は「十大建設」と呼ばれる大規模な国家投資を推進することで、人心の

ジェクトのうち造船は失敗したものの、鉄鋼と石油化学はそれなりの成果を収めた。 建設」には彼の介入主義的な姿勢が反映されることとなった。例えば重化学工業化は、従来の輸出指向工業化に比べ 務はブレーン達に委ねられたとはいえ、蒋経国が行政院長として自ら采配を振るう形で進められたことから、「十大 た。そのため、「十大建設」には七つのインフラストラクチャー建設と三つの分野での重化学工業化が含まれた。実 構造の高度化を迫られていた。また、高度成長の結果生じたインフラストラクチャーの不備の改善も課題となってい 輸出指向工業化による高度成長を経験した台湾経済は、労働力不足の状態に入り賃金水準も上昇し続けており、 的に補充しようとする狙いがあった。さらに、「十大建設」は経済的要請にも応えようとするものであった。 て造船、鉄鋼、石油化学を対象とした産業特定性が強い、市場に対する介入的な政策であった。そして、三つのプロ

開設され、八三年には、機械産業と情報電子産業が戦略産業に指定された。しかし、電子工業研究所の成果が花開い 所はⅠC産業の育成に力を注いだ。八○年代になると、行政院長の孫運璿は従来の重化学工業化路線を放棄し、ハイ たのは八〇年代末のことであり、また新竹科学工業園区についても八〇年代半ばまでは否定的な評価が強かった。 テク産業の振興という路線を打ち出した。八〇年には、技術水準の高い産業の発展を促すために新竹科学工業園区が この時期の台湾の経済発展により大きく寄与したのは、むしろ既存の労働集約型産業を中心とした民間部門の輸出 さらに、技術水準の向上を図る措置も講じられた。一九七三年には工業技術研究院が設立され、その電子工業研究

産業であり、その担い手は中小企業であった。中小企業の効率的で柔軟な生産体制は、アメリカをはじめとする海外 んど無関係に展開したのである。(8) 市場のニーズに合致し輸出の一層の増大をもたらした。そして、このような中小企業の活動は、政府の政策とはほと

かなかったのである。これとパラレルな関係は産業部門にも見られ、民間企業は川中部門には進出できても川上部門のなかったのである。 進出できたのは金融システムの「周辺」的領域に限られていた。彼らは、国家にとってマージナルなパートナーでし 家が金融業に進出する機会となった。しかし、台湾経済の「管制高地」は依然として国家に支配されており、 べく証券金融会社の復華証券金融公司(以下、復華証金)が設立された。新たな金融機関の創設は、 せるために信託投資会社が七社設立された。さらに、民間企業の運転資金の調達と金融機関による資金調達の市場と (BA)などを専門的に扱う票券金融(短期金融)会社三社が設立された。また八○年には証券市場の活性化を図る して貨幣市場が創設され、七六年から七八年にかけてコマーシャル・ペーパー(CP)、短期国債、銀行引受手形 金融システムについても、民間企業のニーズに応えるべく多角化が図られた。一九七一年には中長期融資を拡充さ 一部の民間資本

第二節 「党営事業」改革の推進 新たな管理体制の構築

への上昇は許されなかった。

一 「党営事業」の主管単位の再編

常的な資金難に陥っていた。このため、党の主要財源である「党営事業」への期待は高まる一方であり、財政難を克 服するには「党営事業」の経営を効率化させ収益を拡大させる必要があった。こうして、国民党は兪国華の指揮の下 経国との関係が深く、その信頼厚い人物であった。国民党は新たな領袖の下で新時代を迎えた一方で、財政的には恒 蒋介石から蒋経国への権力継承に伴い、党の財務及び「党営事業」の管理は兪国華の手に委ねられた。彼もまた蒋

で「党営事業」改革に向けて動き出したのである。

化」の一環と見ることができよう。 あったことから、それは六○年代の民間企業との合弁の延長線上に位置づけられる措置であった。さらに、双方とも 営事業」管理の主管単位に進出を果たした画期的な出来事であった。経営の効率化に向けた民間活力の導入が狙いで スチックグループの王永慶が加わったことである。これは、「党営事業」の歴史上、民間経済エリートが初めて「党 が、財委会主任には李国鼎が就任した。さらに注目されるのは、文経会委員として大同グループの林挺生と台湾プラ 果、「党営事業」管理は財委会から切り離された。このとき、文経会主任には当時中央銀行総裁を務めていた兪国華 理委員会(以下、文経会)が増設され、これが「党営事業」全体の管理とその発展を統括することになった。その結 比較的国民党と近い民間資本家であるものの、いずれも台湾人であることから、これは蒋経国による国民党の「台湾 改革の第一点は、管理機構レベルでの制度改革であった。一九七〇年四月の一〇期二中全会で中央文化経済事業管

管理工作は再び党の財務工作の一環として位置づけられたのである。 会に、「経済事業」の管理業務は財委会に帰属するという「二頭馬車」体制に復帰することとなった。「経済事業」の 九七二年三月の一○期三中全会において文経会は廃止された。これに伴い「文化事業」の管理業務は新設の文化工作 の元老級の人物が多く、文経会が容易に手出しできない状況にあった。結局、一元的管理体制は効果が上がらず、一 四組に握られ、文経会の職責や権限もこれと重複する部分が多かった。さらに、「文化事業」各社の管理職には党内 な管理を目指して増設されたのが文経会であったが、それはあくまでも増設であった。当時は「文化事業」全般が第 **「党営事業」管理の一元化が図られた背景には、「文化事業」の深刻な経営難があった。「党営事業」のより効率的**

という人事の安定性以上に、その人物が兪国華であったことが大きな意味を持ったのである。この点については、次 遂げてきたといえる。さらに、「党営事業」の発展という角度から見た場合には、同一人物がその管理を担い続けた も引き続き存在したものと思われる。こうして、蒋経国時代の「党営事業」は、兪国華の一貫した指揮の下で発展をいる。 になった。後任の主任には行政院主計長の鐘時益が就任したが、兪国華の「党営事業」管理工作への影響力はこの後(③) 九七九年一二月の一一期四中全会において、彼は中央常務委員に選出されたことに伴い財委会主任を辞任すること 財委会主任には兪国華が就任し、引き続き党の財務及び「党営事業」管理工作を指揮することとなった。その後、

二 「本党経営事業管理通則」の修正と持株会社体制の導入

節で触れることにする。

的根拠が生まれた。第二は、持株会社の設立が謳われた点である。この方針はすぐに具体化され、まずは中央投資公的根拠が生まれた。第二は、持株会社の設立が謳われた点である。この方針はすぐに具体化され、まずは中央投資公 による政府の経済政策とのタイアップ、あるいは政府による経済政策手段としての「党営事業」の動員を裏付ける法 して、党の経済的基盤の確立に加えて、国家の経済発展との連携が掲げられたことである。こうして、「党営事業」 面的な修正を図った。この修正には二つの注目すべき点がある。第一には、国民党が「党営事業」を経営する目的と 文経会は、現行の「管理通則」には実情にそぐわない部分が多いとの認識から、「党営事業」の管理強化に向けた全 管理機構レベルでの改革が進む中で、「党営事業」管理のいわば基本法ともいうべき「管理通則」の修正が行われた。 (以下、中央投資)、さらに光華投資公司 (以下、光華投資) という二つの純粋持株会社が誕生した。

持株会社の設立は、企業レベルでの「党営事業」改革の柱であった。その目的は、節税のほか、現代的な企業管理

と資金の集中管理・運用の下で投資効率と収益性を高めることにあった。持株会社体制の導入により、国民党による(3) 法人代表が子会社の経営に参画するか否かは、基本的には持株比率の多寡に応じて決まることになり、これにより 格を持たないものの、持株会社の設立により事実上会社法人としての地位を得ることができた。そして、持株会社の で錯綜した株主の権利関係は整理され、分散した株式も集中されることになった。また、国民党は法的には法人の資 株式保有という形態から、持株会社による子会社の株式保有を通じたコントロールが中心となった。これまでの複雑 「党株代表人」問題を克服することができた。 (®) 「党営事業」の管理方式には変化が生じた。すなわち、従来の財委会による直接的な出資や数社の中核的企業による

中央投資へと段階的に移された。 て行われていた。とはいえ、財委会による経営管理の多くが中央投資によって代行処理されており、各企業の持株も(8) 年八月には光華投資が設立された。当初、持株会社を柱とする管理体制は新設の「党営事業」各社に導入されたに止 「党営事業」最初の持株会社である中央投資は一九七一年六月に設立され、その後持株を分散させる必要から七九 旧来の管理体制の枠組みが並存していた。また、設立当初の光華投資では、一切の業務と経営が財委会によっ

二 「党営事業」の株式所有と企業支配

|4―1は、この時期の「党営事業」の展開を示したものである。この時期に新設された企業の特徴は、

その大半が中央投資あるいは光華投資という二つの持株会社を通じた出資をベースにしていること、第二に、 態に従来とは異なるパターンが見られることである。持株会社の子会社では、公営銀行各行や一部の国営事業及び行

門では民間企業の法人代表が名を連ねていたことである。このことは、経営資源の調達という角度から見た場合、 株主構成の特徴は、国民党の持株会社の法人代表に加えて、数社の国営事業や公営銀行の政府代表、さらに製造業部 次節で触れることにする。また、石油化学川中部門の子会社では、いずれも民間企業による出資が見られる。つまり、 背景には、兪国華が金融行政と開発行政の双方に大きな影響力を行使できたことが挙げられるが、この点については れた。国営事業では、中国石油公司と台湾糖業公司が代表的であった。このような国家の資源の投入が可能となった 呼ばれる第一銀行・彰化銀行・華南銀行などの省営銀行をはじめ、 法人代表に分散しているが、従来の「党株代表人」が株主であった場合ほど広くは分散しておらず、比較的集中して れだけ国家部門や民間部門からの資源調達が可能であったことを意味する。そして、各社の株式は基本的には数人の 政院開発基金 いる。国民党による株主の権利の行使もまた、多数の「党株代表人」や複数の中核的企業の法人代表によるものでは (以下、開発基金)といった国家部門による出資も行われていた。銀行では、台湾銀行や「三商銀」と 国営の交通銀行、さらには民営の中華開発が含ま そ

可能であった。後述するように、この時期の新会社の設立は、 の合弁が実現したという側面がある。 の政府代表が保有する株式の比率を加えると、国民党と国家の持株により各企業への少数支配あるいは過半数支配が のように「党資本」だけで完全支配ないし過半数支配が確立されていたわけではない。しかし、 そして、各子会社における中央投資と光華投資の持株比率は必ずしも過半数を超えていない。従って、 消極的であった民間部門の投資を補完する形で行われ、その結果として、国民党と国営事業ないし公営銀行と いずれにせよ、各子会社では国民党と国家による支配が可能となる株式所有構 国家による新規産業の育成に向けた意気込みとは対照 国営事業や公営銀行 蒋介石時代

持株会社二社を通じたものに一本化された。

表4-1 蒋経国時代の「党営事業」の展開

台湾銀行(20%)、第一銀行、彰化銀行、 華南銀行、土地銀行、上海商業銀行(各4%) [寡占]	短期金融	60	中央	中興票券金融公司	1976.5
中国石油 (5.6%)、遠東紡織 (11.7%)、開発基金 (18.5%)、アメリカ・ユニオン・カーバイド社 (25%) [寡占]	エチレングリコール(EG) 生産	24.9	中央	東聯化学公司	1975.12
中華開発が出資、中央投資が開発基金を代行	カーボン・ブラック生産			中国合成橡膠公司	1973
退輔会との合弁	トランジスター生産			萬邦電子公司	1973
退輔会との合弁[寡占]	天然ガス販売		中央	欣隆天然気公司	1972.4
	メーター生産			中興電表公司	1972
	グラス・ファイバー生産			中央玻璃繊維公司	1972
中国銀行民営化の際、開発基金がその持株 の管理を中央投資に委託	外国為替銀行			中国国際商業銀行	1971.12
中央投資が中華貿易の持株を購入[寡占]	投資信託	52.2 (1985)	中央	中聯信託投資公司	1971.10
裕台の液化石油気総経銷処及び関連事業部 を分社化	プロパンガス販売			瑞華企業公司	1971
退輔会との合弁[寡占]	天然ガス販売		中央	欣欣天然気公司	1971
	持株会社			中央投資公司	1971.6
1990年1月に、欣興電子公司に改組	プリント回路生産			新興電子公司	1970
備老	施設·業務項目	持株比率(%)	持株会社	企業名	設立時期

情報通信	10	中央	華経資訊公司	1982
メチルエチルケトン(MFK) 牛産	18:	* 基	台湾万化合成公司	1982.4
半導体(ウェハー加工)	10	光華	聯華電子公司	1980.5
証券融資	47.2	光華	復華証券金融公司	1980.4
スチレンモノマー(SM) 生産	30	中央	台湾苯乙烯公司	1979.11
			光華投資公司	1979.8
土木建築	40	中央	中鼎工程公司	1979.5
ポリプロピレン(PP)生産	49	中央	永嘉化学公司	1979.4
短期金融	36.7 (1988)	中央	中華票券金融公司	1978.12
製鉄	18 (1987)	中央	中国鋼鉄結構公司	1978.2
短期金融			国際票券金融公司	1977.1
ポリアミド(PA) 生産			聯成石化公司	1976
テレフタル酸(PTA) 生産	25	中央	中美和石油化学公司	1976.7
	テレフタル酸 (PTA) 生産 ポリアミド (PA) 生産 短期金融 製鉄 短期金融 ボリプロピレン (PP) 生産 土木建築 土木建築 土木建築 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		25 18 (1987) 36.7 (1988) 49 47.2 10 18.	中央 25 中央 18 (1987) 中央 36.7 (1988) 中央 49 中央 30 光華 47.2 光華 10 中央 10

プス電子、燿華玻璃との合弁		i			
開発基金、オランダ・フィリップス社、台湾フィリッ	半導体生産	3.68	中央	台湾積体電路公司	1987
朱安雄·呉徳美夫妻が経営[寡占]	製鉄(圧延)	15 (1988)	中央	安鋒鋼鉄公司	1986
	契約鑑定、建築融資、 不動産鑑定·評価	53.3 (1992)	中央	大通建築経理公司	1985
退輔会(30%)、民間(40%)[寡占]	プロパンガスの販売	30	光華	欣泰石油気公司	1985
財務構造改善のため特別株方式により資本 参加	運動用品	21	中央	光男企業公司	1985
台北世界貿易中心、交通銀行、中国農民銀行 とともに資本参加	貿易センタービル	27.78	中央	台北世界貿易中心 国際貿易大楼	1985
開発基金と交通銀行の要請により、業務拡大 と財務構造改善のため資本参加	NC機械の設計・製造	14.6	中央	見達福益電子公司	1985
開発基金(8.02%)、交通銀行(12.82%)、中華 開発(12.82%)、技術株(20%)、宏大創投 (4.81%)、アメリカ・国善電子(28.72%)	メモリー生産	12.8	中央	国善電子公司	1984
交通銀行、開発基金、生物技術中心、雑糧基 金会及び民間株	製薬	8.33	中央	保生製薬公司	1984
	証券投資信託	22.4	中央	国際証券投資公司	1983.8
退輔会(30%)、民間(40%)[寡占]	石炭ガス販売	30	光華	欣南媒気公司	1983
退輔会(30%)、民間(40%)[寡占]	石炭ガス販売	30	光華	欣高媒気公司	1983
交通銀行(25%)、その他民間企業・財団法人(30%)	情報通信	45	光華	華興資訊公司	1983

(新田) (新田) 中边版同览已会史六	1988.8	1988.6	1988.6	1988.1	1987.1
中国国民党中央委員会党史委員会編輯『中国国民党六十五年工作紀実』、台北、近代・日国国民党中央委員会党史委員会編輯『中国国民党六十七年工作紀実』、台北、近代中国出版社、580年、同『中国国民党六十九年工作紀実』、台北、近代中国出版社、1981年、同『中国国民党六十九年工作紀実』、台北、近代中国出版社、1981年、同『中国国民党七十一年工作紀実』、台北、近代中国出版社、1985年、同『中国国民党七十四年工作党七十三年工作紀実』、台北、近代中国出版社、1985年、同『中国国民党七十四年工作党七十三年工作紀実』、台北、近代中国出版社、1987年、陳師孟等『解構党国資本主義』、台北、澄社会学研究所領土論文、1993年、中国国民党党营事業管理委員会編印『党营経済事業的央投資公司編印「中国国民党参與投資事業的」、台北、中央投資公司、1995年、邓麗珍央投資公司編印「中国国民党参與投資事業的」、台北、中央投資公司、1995年、邓麗珍大」、台北、国立台湾大学政治学研究所領土論文、1997年、などの資料をもとに筆者作成。	中信投資公司	全球創業投資公司	中加投資公司	環宇投資公司	国際創業投資公司
中国国民党六十七年工作,六十七年工作,六十七年工作,六十七年工作,行紀实了、台北府紀典。近代中国出版版社、1985年、版社、1985年(新版社、1985年(新版社、1985年等等等,次解師孟等「解党督事業管理、深简介」、台北、计論文、1997年	中央	中央	中央	中央	中央
十五年工作 行記実』、台北、近代中国I 、近代中国I 社、1983年 計一国国I 間「中国国」 機党国資オ 機党国資利		6.98 (1991)	4.5	10	10.96 (1991)
紀実』、台北、近代中国出版社、江代中国出版社、近代中国出版社、1979年、同江版社、1979年、同于四国民、同「中国国民、同「中国国民党七十二年工华、同「中国国民党七十二年工作紀実」、台北、定社、1991年。京主義」、台北、茂社、1991年、清、江美」、台北、茂社、1995年、邓麗珍「国民党学社会公に筆者作成。	持株会社	ベンチャー・キャピタル	持株会社、海外投資	持株会社	10.96(1991) ベンチャー・キャピタル
中国国民党中央委員会党史委員会編輯『中国国民党六十五年工作紀実』、台北、近代中国出版社、1977年、同『中国国民党六十六年工作紀実』、台北、近代中国出版社、1978年、同『中国国民党六十六年工作紀実』、台北、近代中国出版社、1978年、同『中国国民党六十八年工作紀実』、台北、近代中国出版社、1980年、同『中国国民党六十八年工作紀実』、台北、近代中国出版社、1980年、同『中国国民党六十八年工作紀実』、台北、近代中国出版社、1982年、同『中国国民党七十一年工作紀実』、台北、近代中国出版社、1982年、同『中国国民党七十一年工作紀実』、台北、近代中国出版社、1982年、同『中国国民党七十一年工作紀実』、台北、近代中国出版社、1984年、同『中国国民党七十三年工作紀実』、台北、近代中国出版社、1984年、同『中国国民党七十三年工作紀実』、台北、近代中国出版社、1984年、同『中国国民党七十五年 党七十三年工作紀実』、台北、近代中国出版社、1985年、同『中国国民党七十四年工作紀ま』、台北、近代中国出版社、1986年、同『中国国民党七十五年 工作紀実』、台北、近代中国出版社、1987年、陳師孟等『解構党国資本主義』、台北、澄社、1991年、許甘霖『党資本的政治経済学』、台中、私立東海大学社会学研究所碩士論文、1993年、中国国民党党营事業管理委員会編印『党营経済事業的回顧與前瞻』、台北、中国国民党党营事業管理委員会、1994年、中央投資公司編印『中国国民党党营报资事案等理委員会、1994年、中央投资公司編印『中国国民党参奥投资事案简介』、台北、中央投资公司、1995年、邓麗珍『国民党党营経済事業発展歴史之研究——一九四五—一九九央投资公司編印『中国国民党参奥投资事業简介』、台北、中央投资公司《1995年、邓麗珍』国民党党营経済事業発展歴史之研究——一九四五—一九九央投资公司編印《日本记》、1997年、文化の資料を8とに筆者作成。					

造が存在していたことから、国営事業及び公営銀行の法人代表の支持を得る形で、事実上の国民党による支配が確立 されていたと考えられる。

らかではない。とはいえ、「管理通則」では企業化経営の基本方針が堅持されており、各企業レベルでは経営者の職 権強化とともに、その経営責任を明確にする方向で改革が進められた。また、財委会と国家部門ないし民間部門のパ

従って、各企業において「支配」していたのは、やはり国民党であったといえるが、「統治」の実態については明

各企業の経営陣が各社の経営活動を「統治」していたと考えて差し支えなかろう。ただし、その場合でも、以前と比 ートナーの間には、企業を経営する限りは利潤最大化の追求というコンセンサスが存在したと考えられる。そのため、

一四九

各企業の「統治」における民間活力の導入が一層拡大されたことである。 べて顕著な特徴は、石油化学川中部門のケースに代表されるように、経営陣への民間資本家の参加が相対的に増加し、

第三節 兪国華時代の「党営事業」の発展

一 兪国華時代の到来

がより密接となった。それは、国家の行政部門において兪国華が占めた位置と大きく関わっていた。 制度化されていた。しかし、蒋介石時代以上に、「党営事業」管理が行政と関わる範囲が拡大し、しかも双方の関係 兼任という政治的要因であった。この時期も、兼任の長期化に伴う人事の安定性によりインフォーマルな関係は半ば 蒋経国時代において、財委会と国家・統治機構との特別な関係をもたらしたものは、蒋介石時代と同様にポストの

にも及ぶこととなった (表4―2参照)。彼は、「党営事業」管理工作と金融政策の担い手であると同時に、産業政策 と国家における経済部門の要職を兼任したことを背景に、兪国華の影響力は金融行政の範囲を超えて開発行政の領域 る「力行小組」の召集人のポストにも就いていた。このように、財委会主任、中央銀行総裁及び経建会主任という党 あった。なお、彼は徐柏園の後を継いで、六九年六月から八四年五月までの長期にわたり「対匪経済作戦」を主管す 二月から八四年五月の行政院長就任までは経建会主任を務めた。いずれも当時の産業育成に関する政策決定の核心で 年間の長きにわたりこの職を務めた。また、七二年七月から七七年末までは「五人小組」の召集人となり、七七年一 兪国華は、財務部長在任中の一九六九年六月に、徐柏園の後を継いで中央銀行総裁に就任しており、このあと一五

中での経営資源の調達が可能であったと同時に、金融政策ないし産業政策の執行段階において「党営事業」が動員さ れるという可能性も存在したのである。ただ、いずれにせよ、兪国華の金融部門への絶大な影響力を背景にして、 の決定を左右できるだけの人物でもあった。それゆえに、「党営事業」管理の立場からすれば、このような枠組みの

「党営事業」管理における金融資源の動員の基盤は依然として安泰であった。

党の財務官僚は蒋介石時代と同様の限界に直面し、それはまた「党営事業」の限界を規定することになった。すなわ やはり民間活力の導入が不可欠であった。 とはいえ、この時期の「党営事業」もやはり限界を抱えることになった。兪国華もまた金融官僚であったために、 「党営事業」はモノづくりに不向きな体質を持つことになったのである。そして、この限界を克服するためには、

二 経済発展とのタイアップ

機構内部において経済発展を推進する立場にあった。その結果、この時期の「党営事業」は政府の保護・育成分野に アップが掲げられていた。この修正は、当時文経会主任であった兪国華の主導により進められ、さらに彼自身が国家 既述のとおり、文経会時代に「管理通則」が修正され、「党営事業」の新たな目標として国家の経済発展とのタイ

集中的に進出することになった。具体的には、石油化学川中部門とノンバンク金融部門である。

- 1) 石油化学川中部門への進出
- 対象の一つであり、「党営事業」はその川中部門に集中的に進出したのである。 九七〇年代に入ると、国民党政権は「十大建設」の一環として重化学工業化に取り組んだ。石油化学産業はその

表4-2 政府経済部門·国民党経済部門·中央銀行主管人事一覧(1967年—89年)

1978	1977		1976	1975	1974	1973	1972		1971	1970			1969	1968	1967			
徐慶鍾	1978.5.19						蔣経国	1972.5.26			副院長就任)	(蒋経国、	厳家淦	1969.6.25			行政院長	
(経建会)	華国渝	1977.12.1			兪国華	少盤」	\succeq	1972.7				蒋経国	1969.8.4	厳家淦	(経合会)		経建会	
	P-1,-1)	設計	経済	1973.8							7				
1978.5.29											孫運璿	1969.10.1	陶聲洋	1969.6.25	李国鼎	1967.11	経済部	政府
1978.5.29			費驊	1976.6.9									李国鼎	1969.6.25	兪 国華		財政部	
													兪 国華			徐柏園	力行小組	
														周宏涛	1968.12.31	張導民	主計処	
						(財委会)	華国學	1972.5.15		李国鼎	1970.10.14					徐柏園	財委会	国民党
						(財委会に一本化)	華	1972.5.15		桑国 華	1970.10.14						文経会	党
													華国領	1969.4.29		徐柏園	十大数门	+ + 41

			<廃止>				1989.5.30	1989
	徐立徳			郭婉容	陳履安	銭復		1988
	1988.8.3			1988.7.20	1988.7.20	1988.7.20	•	1987
		于建民						1986
		1986.12.29		銭純	李大海			1985
				1985.8.12	1985.3.13			-
五米張			周宏涛	陸潤康	徐立徳	趙耀東	兪 国華	1984
1984.5.30				1984.5.28	1984.5.28	1984.6.1	1984.5.25	1983
					-			1982
				徐立徳	趙耀東			1981
				1981.11.25	1981.11.25			
	(兪国華、中常委就任)							
行政院直属)	鐘時益							1980
(1979.11.1,	1979.12.19	鐘時益					孫運璿	1979
		1978.5.29		張継正	張光世		1978.5.26	

⁽出所) 国史館印行 『中華民国行憲政府職名録(一)』、新店、国史館、1988年、国史館印行 『中華民国行憲政府職名録(二)』、新店、国史館、1991年、劉維開編輯『中国国民党職名録』、台北、近代中国出版社、1994年、王駿採訪・執筆「台湾経済奇跡的見証――兪国華的央行総裁生涯(五)」、『工商時報』、1995年12月10日、などの資料をもとに筆者作成。 「行政院財経五人小組」:(1972.7—76.7)中央銀行総裁·兪国華、財政部長·李国鼎、経済部長·孫運靖、主計長·周宏涛、秘書長·貲驛.(1976.7—77.11)中 央銀行総裁·兪国華、財政部長·費輝、経済部長·孫運塔、主計長,周宏涛、秘書長·張継正。行政院経済設計委員会:主任委員は張継正 (1973.8—76.6)、楊 家麟(1976.6—77.12)。

(注)

そして、各企業の経営権は基本的には国民党が握っていたが、実際の経営については民間資本家に委ねられていた。 ことである(表4-1参照)。これは、兪国華自身がその経営資源を導入する必要性を強く認識していたことによる。 学)、翌年七月には中美和石油化学公司(以下、中美和石化)が設立された。さらに、七九年四月には永嘉化学公司 行使という開発行政に関わる資源を党の財務官僚が動員したものと見ることができる。それが可能だった理由は、 占・寡占体制が確立されていた。そこでは「党営事業」各社の超過利潤が保証されたといえるが、これは許認可権の こうして、「党営事業」の限界を克服しようとしたのである。第二に、各企業の製品市場では、巧妙に設計された独 を生産する会社であった。これらの会社の特徴は二つある。第一に、「党営事業」と民間企業との合弁が実施された 嘉化学と台湾 苯乙烯 はそれぞれポリプロピレン(PP)、スチレンモノマー(SM)といった石油化学産業の中間財 国華が産業政策の決定において強い影響力を行使できる立場にあったこと、とりわけ「十大建設」における石油化学 石化はそれぞれポリエステル繊維の原料となるエチレングリコール(EG)、テレフタル酸(PTA)を生産し、永 (以下、永嘉化学)が、ついで一一月には台湾苯乙烯公司(以下、台湾苯乙烯)が設立された。東聯化学と中美和 国民党がその傘下の持株会社を通じて投資した企業では、まずは一九七五年一二月に東聯化学公司(以下、

(2) ノンバンク金融部門への展開

コンビナートの建設では彼がその責任者だったからである。

市場が存在せず、民間企業による短期の資金需要に十分応えられなかった。また、石油危機に伴うインフレが引き起 業化に伴う輸出拡大は、台湾の外貨準備高を増大させ、それはまた通貨供給量を拡大させた。しかし、台湾には貨幣 ノンバンク金融部門では、「党営事業」は票券金融及び証券金融といった金融機関の設立に関わった。輸出指向工

きる。この点については次章で詳述する。 ある。ただし、他の二社についても国民党による間接的な出資が行われるなど、ほぼ「党営事業」と見なすことがで 立された。これら三社のうち、明らかな「党営事業」といえるのは、中央投資の持株比率が六○%の中興票券のみで 掲げていた。そこで、一九七六年の中興票券金融公司(以下、中興票券)を皮切りに、七七年一月には国際票券金融 公司(以下、国際票券)、七八年一二月には中華票券金融公司(以下、中華票券)の票券金融会社三社が相次いで設 こした経済危機の教訓から、蒋経国行政院長の指示を受けた政府は貨幣市場の創設を金融安定のための最重要課題に

門でも超過利潤を獲得し得たものと考えられる。しかし、石油化学のケースと比べた場合、民間企業・金融機関との 辜振甫・辜濂松の中国信託投資公司(以下、中国信託)の参加が見られるが、いずれも非常に限定的である。 合弁はほとんど行われなかった。一部、中華票券への華僑系銀行の出資や、復華証金の設立には政権との関係が深い より独占的に行われ、光華投資は八八年の時点でその株式の四七・二%を保有する大株主であった。 われなかった。そこで、証券融資専門の金融機関として復華証金が設立されたのである。証券金融業務はこの会社に 七四年からは信用取引が開始され、信用買いに対する融資業務は行われたものの、信用売りに対する貸し株業務は行 年に証券取引所である台湾証券交易所が設立され、翌年には正式に開業していたが、証券融資業務は行われていなか 民間企業による長期的な資金調達を支援するため、証券市場の活性化を図ることを目的に設立された。台湾では六一 った。このため、証券市場は活性化どころかむしろ不安定で、株価は頻繁に暴騰・暴落する有様であった。その後、 このように、票券金融での寡占体制、及び証券金融での独占体制の確立により、「党営事業」はノンバンク金融部 また一九八○年四月には国内初の証券金融会社として、光華投資の出資により復華証金が設立された。この会社は、

融部門では「党営事業」の限界に直面することなく、民間部門に依存する必要もなかったのである。 門の意思と関係なく、兪国華は国家が掌握する金融部門から必要な経営資源を引き出すことができた。このため、

これらのケースは、いずれも「党営事業」が国家の政策を補完したものであったが、この点は次章で詳述する。しか そこでは、「党営事業」は「民間企業の顔」を前面に押し出して経済政策を通じて分配される資源を享受すると同時 に、不足する経営資源は民間部門を含む外部から調達した。そうして「党営事業」の限界の克服が図られた。実は、 し、その一方で、特権的な資源調達と独占的な資本蓄積という特徴がさらに強まり、また民間部門への依存も一層深 こうして、政府の経済政策と連携する形で、「党営事業」は石油化学川中部門とノンバンク金融部門に参入した。

三 退輔会、地方派閥との提携――ガス販売業務での「党営事業」

まった。この点については、次に見るガス販売業務においても同様である。

軍退除役官兵輔導委員会(以下、退輔会)及び地方派閥との合弁を展開したことである。 兪国華時代の「党営事業」のもう一つ特徴的なことは、プロパンガス・天然ガスの供給販売業務において行政院国

「党営事業」によるガス販売の歴史は一九六○年代初頭に遡る。六一年一二月に裕台企業が液化石油気総経銷処を

設立、プロパンガスの販売を開始した。この業務は国民党の「党営事業」による収入を急速に拡大させた。財委会に よると、当初中国石油公司から支払われた手数料収入は毎月わずか二一万七○○○元であったが、六九年には毎月七 は、この収益であった。そして七〇年代初頭には、プロパンガス販売業務の管理強化と企業化を実施するために、液 四五万元、年間で約七〇〇〇万元にも達した。実際、六〇年代後半以降、「党営事業」収入の大幅な拡大を支えたの

はプロパンガス販売が退輔会による専売業務となったため、瑞華企業は閉鎖された。ところが、「党営事業」とガス 化石油気総経銷処及び関連の事業部を分社化して瑞華企業公司(以下、瑞華企業)が設立された。その後、七八年に(5) 販売業務との関係がこれで途絶えたわけではなかった。この点は天然ガス販売業務を見れば明らかである。

たことで、退輔会との提携関係が生まれたのである。 は「党営事業」に安定した収益をもたらしたという。こうして、「党営事業」がガス会社の設立と運営に関わり続け た九社の天然ガス会社に出資している。天然ガスの販売は、草創期には各社とも短期的な赤字に陥ったが、長期的に 司、翌年には欣隆天然気公司を退輔会との合弁により設立した。その後八○年代には、光華投資が「欣」の字の付い 天然ガスの販売業務は一九六八年に退輔会へ移管されていたが、「党営事業」は中央投資が七一年に欣欣天然気公

方で、経済的利益を共有することで彼らを取り込み政治的な同盟を強化したのである。 てはそれぞれ欣雲天然気公司、欣欣天然気公司の董事長を務めた経験がある。このガス販売業務は、地方派閥に安定 委員を務めた高育仁は欣営石油気公司の董事長に就任した。また、立法委員の廖福本、前台湾省議員の陳塗則もかつ 関係の深い政治家であった。例えば、高雄市議会議長の陳田錨は欣高石油気公司の董事長、台湾省議会議長及び立法 した財源を提供した。国民党は、「党営事業」との合弁を通じて地方派閥が独占する地域社会での資源に依存する一 ガス会社は、「党営事業」、退輔会と民間出資者との合弁により設立・経営されたが、民間出資者の多くが地方派閥と もう一つ注目すべき点は、「党営事業」が退輔会に加えて、この時期から地方派閥との提携を開始したことである。

第四節 鐘時益時代の「党営事業」の発展

一 軍部関係者の「党営事業」への進出

業」の負担を軽減したといえる。しかし、経済政策の立案及び実施において、彼が占める位置はいわば周辺的なもの う状況が存続したものと思われる。国庫からの資金調達が容易であったことは、党財政への貢献という点で「党営事 と関わる範囲は大幅に縮小した。彼が行政院主計長を兼任していたことで、依然として「党庫は国庫に通じる」とい 価され、その後は台湾省財政庁長、行政院主計長及び審計部審計長を歴任した。そして、一九七九年一二月に兪国華 務めていたし、兪国華時代には退輔会と「党営事業」との合弁でガス会社の経営が行われていた。この時期には、軍 営事業」はモノ作りに不向きな体質という、これまでと同様の限界を抱えることになった。第三に、軍部関係者の の側から経済政策手段として動員されるという可能性も減少した。第二に、彼が財政の専門家であったが故に、「党 であった。そのため、「党営事業」による国家部門からの行政資源の調達は大幅に制約されるとともに、それが行政 の推薦を得て、蒋経国主席の下では二人目の、そして軍部の経済部門出身では最初の党の「大番頭」に抜擢された。 「党営事業」への進出が顕著に見られた。軍部関係者では、早くは退輔会秘書長の趙聚鈺が松山興記化工廠董事長を 鐘時益の財委会主任への就任は、「党営事業」に対して三つの帰結をもたらした。第一に、「党営事業」管理が行政 兪国華の中央常務委員就任に伴い、その後継には行政院主計長の鐘時益が就任した。彼は財政の専門家であると同 軍部関係者でもあった。彼は国防部主計長を務めていた頃、当時国防部副部長であった蒋経国にその手腕を評

先」となっていった。ただし、彼らの多くは軍部の経済部門出身であり、その専門性の高さから見て、「党営事業」 主計局長を歴任した陸軍中将の張厳、ついで国防部主計局副局長を務めた陸軍少将の姚正中が加わった。また企業レ 部関係者がさらに管理機構レベルへと歩を進めたのである。鐘時益主任の下では、副主任に陸軍経理署署長や国防部 人事の政治的運用は経営効率化という枠内での限定的なものであったといえよう。 ベルでも、軍需物資の供給を独占している斉魯企業や建台水泥などでは、その管理職のポストが退役軍人の「天下り

二 鐘時益による「党営事業」改革

はいえ、基本的には、兪国華路線を継承する形での「党営事業」改革が進められた。 鐘時益在任中の八年間には、兪国華時代のような形で積極的にビジネス・チャンスが求められたとは言い難い。 ح

の向上、経営規模の開拓、作業システムのコンピューター化が進められた。 図られた。そして「第三期計画」では、六ヵ年計画の推進強化に加えて、中長期的な経営目標が検討され、管理効率 正、管理情報制度の確立、経営効率の増進、新たな投資機会の研究、新事業の創設と幹部訓練、及び人材育成などが ともに、人事管理制度の健全化、給与体系の調整、QCサークル活動の推進、生産と販売管理の革新、 目標と経済システム全般の研究が行われた。「第二期計画」では、「党営事業」の六ヵ年経営発展計画を完成させると 向上を図るため、学者や専門家を招いて三期にわたる「発展計画」を実施した。「第一期計画」では、長期的な発展 第一に、「本党経済事業管理改進方案」に基づく「発展計画」の推進である。鐘時益は、事業管理の効果と業績の 会計制度の修

第二に、投資管理制度の確立に向けて、中央投資と光華投資の経営の実質化が行われた。専門職員の充実と彼らへ

場に向けた準備作業でもあり、それはこのあとの徐立徳時代に実現されることとなる。

⑧ 率をアップさせるため、建華投資公司と啓聖実業公司という持株会社二社が新設された。これら一連の作業は株式上 の経営責任の委譲が進められ、中央投資の総経理には専門経営者が招聘された。また、投資項目の増加に伴い作業効

三 経済発展とのタイアップ――ハイテク産業への投資

鐘時益時代にも、「党営事業」が国家の経済発展とタイアップしたケースが見られた。その代表的なものが、 電

子・情報産業などハイテク産業への投資である。

の結果、それまでの「十大建設」以来の重化学工業化路線は放棄され、政府による産業育成の重点は電子・情報産業 済の継続的発展に向けてハイテク産業を育成する重要性を訴え、彼らの主張は蒋経国の支持を得ることになった。そ 九八〇年代に入ると、政府は経済政策の路線を転換させた。当時の孫運 璿行政院長と趙耀東経済部長は、

や機械産業へと移された。

間企業との合弁により設立されている。つまり、ハイテク部門においても、経済政策により分配される資源を享受す 関連企業への出資が行われた。基本的には、各企業は「党営事業」と国家部門の交通銀行や開発基金、及び関連の民 八三年の華興資訊公司、八四年の国善電子公司、そして八七年には台湾積体電路公司(TSMC)といったハイテク には、中央投資と光華投資によって、一九八〇年五月の聯華電子公司(UMC)を皮切りに、八二年の華経資訊公司 このような政策転換を受けて、「党営事業」は新たな経済政策と連携する形でハイテク部門へと進出した。具体的

ると同時に、民間部門からの資源調達を通じて「党営事業」の限界の克服が図られていたのである。

会主任を務めていた兪国華も、ハイテク産業の育成に向けた経済政策を主導する立場にはなかった。従って、ハイテ 産業の継続的発展を指向していたことが考えられる。また、行政院主計長を兼任していた鐘時益も、さらに当時経建 的に消極的であったといえる。この背景の一つとしては、前財委会主任の兪国華を筆頭に、党の財務官僚が石油化学 あり、しかも各企業での経営権を握るには遥かに及ばない。そのため、財委会はハイテク部門への投資に対して相対 されたものとは言い難い。この点も持株会社による投資の消極性につながったと考えられる。 ク部門への「党営事業」の展開は、国家の経済発展とタイアップしたものとはいえ、政府の経済政策手段として動員 ただし、一九七○年代の石油化学川中部門への投資と比較した場合、ハイテク部門での投資額は明らかに小規模で

鎖された。その一方で、聯華電子公司や台湾積体電路公司のその後の成長を考えると、ある程度の貢献を評価できる(8) のものに維持したことに限定されていたといえよう。 であろう。ただし、そこでの「党営事業」の貢献とは、資金提供による民間部門の負担軽減と合弁関係を民間レベル は経営難に陥り、宏碁グループの総帥・施振栄が半年間総経理を務め経営改善に当ったが、その効果なく八八年に閉

そして、経済政策とのタイアップの成果を考察した場合、必ずしも成功したとは言い難い。例えば、国善電子公司

第五節 「党営事業」の経営実績と党の資金調達

ると、「経済事業」の資産は約四倍に増加し、一部の企業を除いて各企業の負債比率もかなり減少している。つまり、 |4-3は、一九七三年度の「経済事業」の財務状況を示している。前章の表3-5で見た六七年度の状況と比べ

				(単位・カル)
	資産	負債	自己資本	負債比率
「直属事業」				
中央投資	25,648	4,191	21,457	16.34%
斉魯企業	14,449	4,240	10,209	29.34%
裕台企業	49,853	36,492	13,361	73.20%
中央産保	17,409	12,370	5,039	71.06%
中興電工	54,694	45,223	9,471	82.68%
瑞華企業	41,921	9,180	32,741	21.90%
小計	203,974	111,696	92,278	54.76%
「投資事業」				
新興電子	13,259	10,268	2,991	77.44%
裕豊紗廠	58,211	40,473	17,738	69.53%
建台水泥	31,852	7,988	23,864	25.08%
台湾建業	19,911	8,354	11,557	41.96%
景徳製薬	5,754	2,817	2,937	48.96%
中央玻璃繊維	16,440	7,823	8,617	47.59%
中興電表	4,809	3,661	1,148	76.13%
小計	150,236	81,384	68,852	54.17%
合計	354,210	193,080	161,130	54.51%

(出所) 中国国民党中央委員会財務委員会『六十三年度党営経済事業視察報告』、台北、中 国国民党中央委員会財務委員会、1974年、8—9頁。

方で、国営事業及び公営銀行や民間企業との合弁が積を有利な条件で引き出すことも容易であった。その一融部門への影響力を背景に、財委会が銀行からの融資

る資金調達は、基本的には間接金融・融資依存型であ

ったことに変わりはない。中央銀行総裁・兪国華の金

善が見られたといえる。この時期の

「党営事業」によ

七〇年代初頭の段階で「党営事業」の財務状況には改

極化したことで、国民党の資本負担が軽減された側面 を来との合弁が増加した背景には、六〇年代の台湾経 を業との合弁が展開され始めており、民間企業と民間 にそれだけの能力が蓄えられていたのである。そして、 にそれだけの能力が蓄えられていたのである。そして、 国民党にとって合弁には幾つかのメリットがあった。 にそれだけの能力が蓄えられていたのである。そして、 関企業との合弁が展開され始めており、民間企業には既 に、出資の際の資本負担が軽減され、第二に、民 第三に、とりわけ人事面で法的制約が回避できたこと である。公営事業ないし金融機関との合弁を通じて、 のある。公営事業ないし金融機関との合弁を通じて、 のある。公営事業ないし金融機関との合弁を通じて、

「経済事業」の税引き前利益(1971年度-73年度)

(単位:万元) 1971 1973 1972 「直属事業 | 中央投資 140 1.352 斉魯企業 1,373 1.206 1,776 裕台企業 1.464 1,865 1,183 中央産保 814 1,017 1,478 中興電工 206 1,038 2,637 瑞華企業 12,811 20,574 27.011 「投資事業」 新興電子 -78223 916 裕豊紗廠 626 1,237 7.046 建台水泥 2.771 3.991 6,215 台湾建業 568 178 1,011 景徳製薬 49 427 670 中央玻璃繊維 1,221 1,476 2,291 中興電表 646 合計 21.825 32.690 54.914

(出所) 中国国民党中央委員会財務委員会「六十三年度党営経済事業視察報告」、台北、中 国国民党中央委員会財務委員会、1974年、2-4頁。

企業によるプロパ

財委会直属の企業及びその投資先の企業を含む「党営事業

るが、

「経済事業」の業績アップの牽引役となったのは瑞華

ンガスの販売であった。

七三年度には

示している。

税引き前利益

は二年間で倍以上に拡大して

業」の税引き前利益を、

4

5は七三年度の収支状況を

点では、 できる。 超 行 万元に達し、 以 過 収入総額は約三九億元、 わ 利 降はより れておらず、 潤が保証 実際、 まだ石油化学や票券金融及び これは創設以来の最高記録であった。 七〇年代末には、 層 されていたことを考慮すれば、 これらの業種では独占・寡占体制 の急速な収益拡大が見られたものと推測 税引き前利益は約五億四〇〇〇 「党営事業」 証券金融 の生産規模は 七〇年代後 の 、投資は この による

诗

利であった。

そして、

表

4

ĺ

4

は 九 表

七()

年代初頭数年

間

0)

経

済

た犯 員

国家公務員法の規定に抵触することなく、 このことは国 を政府代表として新会社の管理職につけることができ 一家部門からの経営資源の調達にとって有

優

n

た

「従政党

倍に増加したという。

			(半位・カル)
	収入	支出	税引き前利益
「直属事業」			
中央投資	1,809	457	1,352
斉魯企業	9,224	7,448	1,776
裕台企業	23,583	21,718	1,865
中央産保	22,305	20,827	1,478
中興電工	61,669	59,032	2,637
瑞華企業	176,686	149,675	27,011
「投資事業」			
新興電子	5,955	5,039	916
裕豊紗廠	35,209	28,163	7,046
建台水泥	31,864	25,649	6,215
台湾建業	9,910	8,899	1,011
景徳製薬	4,177	3,507	670
中央玻璃繊維	6,941	4,650	2,291
中興電表	3,651	3,005	646
合計	392,983	338,069	54,914

中国国民党中央委員会財務委員会『六十三年度党営経済事業視察報告』、台北、中 (出所) 国国民党中央委員会財務委員会、1974年、4-6頁。

なかったものと思われる。 党営事業」は党中央から資金供出を強く求められることも 選挙戦での競争はさほど激しいものではなかった。

従って、

は小さく、

かし、 事業」からの収入でカバーする必要もなかった。また、 中央に上納できる資金の範囲は大幅に拡大したと考えられ 営事業」では高収益が安定的に確保されるようになり、 からの補助金で賄われていたため、それらの項目を「党営 る。ただし、権威主義体制期には、党財政の大部分が国庫 財政への「党営事業」の貢献を判断することは難しい。 当時の党の財務状況は必ずしも明らかではないため、 以上の数字から判断すると、一九七〇年代以降

一党

党

挙資金という点でも、大陸選出の国会議員は非改選とされ

選

ていたし、六〇年代末から導入された一部改選もその規模

しかも新規政党の結成は禁止されていたため、

また、

八〇

当時の年平均GNPの六・二%を占めていた。

年代に財委会主任を務めた鐘時益の在任中には収益が二五

蒋介石が理想とした党員の犠牲によるのではなく、党から党員への利益供与によって保たれるようになった。それは、 の活動資金に関する規定は党員に厳しい財政負担を求めるものではなくなっていた。つまり、党の凝集力は、 役員ポストの分配による幹部党員との同様の関係を構築することができた。その一方で、既にこの時期には、「総章」 の職員としての雇用や各種サービスの提供などを通じた一般党員とのクライアンティリズムと、「党営事業」各社の 党の資源を使って党員に利益供与を行うことを可能にしたといえる。その結果、国民党は「党営事業」を介して、党 このような「党営事業」の発展に伴う党中央の収入の拡大と企業数の増加は、朱雲漢が指摘したように、国民党がで もはや

ジネスの効率化という課題との矛盾は最小限に抑えられたものと思われる。 湾の政治・経済構造の変化に対応しつつ、ビジネスの効率化を追求した。それと同時に、次章以下で見るように、 「党営事業」は政府による政治的要請への対応も迫られることとなった。しかし、その経営実績を見る限りでは、ビ いずれにせよ、蒋介石時代と同様に、この時期の「党営事業」は台湾社会に対する正当化を迫られることなく、台

まさに「党員養党」から「党養党員」への回帰であったといえよう。

1 同上書、一八一—一八二頁 以上の記述は、若林正丈『台湾 ·分裂国家と民主化』、東京大学出版会、一九九二年、一七八—一八一頁、を参照した。

2

- 3 本省人閣僚をそれまでの三名から七名(副院長、 政務委員四名、内政部長、交通部長)に増やし若返りを図ると同時に、
- 台湾省主席にも初めて本省人の謝東閔を任命した。これ以降、閣僚やその他の要職に占める本省人の数は着実に増大した

- (同上書、一八七—一八八頁)。
- を占めるに至った (同上書、一八七―一八八頁)。 では四五%と漸増し、李登輝時代に入った八八年の一三期一中全会には過半数を超え、九三年の一四期一中全会には五八% の一一期四中全会及び八一年の一二期一中全会では三三%、八四年の一二期二中全会では三九%、八六年の一二期三中全会 中央常務委員会における本省人委員の比率は、一九七三年の一四%から、七六年の一一期一中全会では一八%、七九年
- (5) 中央委員会における本省人委員の比率も、一九七三年から八八年の間に一七%から約四○%に増大し、国民党の党員全 体に占める本省人の比率は六八年の六○%から、八○年代半ばには 二三五万人とされる国民党員の七○%以上に拡大した (Tian, Hung-mao (田弘茂), The Great Transition: Political and Social Change in Republic of China, Stanford: Hoover
- (6) 若林、前掲書、一八二—一八六頁。

Institution Press, 1989, p. 40)°

- (7) 王昭明『王昭明回憶録』、台北、時報文化、一九九五年、九七頁。
- 8 経合会秘書長の張継正、秘書長の蒋彦士、及び主計長の周宏涛であった(兪国華口述・王駿執筆『財経巨擘 召集人を除くその他のメンバーは、財政部長の李国鼎、経済部長の陶声洋、交通部長の孫運 璿、中央銀行総裁の兪国華、 兪国華生涯

行腳』、台北、商智文化、一九九九年、九八頁)。

- (9) 康緑島『李国鼎口述歴史――話説台湾経験』、台北、卓越文化出版、一九九三年、一九三頁。これは、厳家淦が蒋介石の 経験があまりないことから、厳家淦が自分の経合会主任のポストを彼に譲り渡したのだという。 意図を汲んだものといわれる。蒋介石は蒋経国を自分の後継者にと考えていたが、蒋経国にはこれまで経済領域に関与した
- 10 の五名であった(王駿採訪・執筆「台湾経済奇跡的見証-メンバーは、兪国華(中央銀行総裁)、李国鼎(財政部長)、孫運璿(経済部長)、周宏涛 (主計長)、及び費驊(秘書長) -兪国華的央行総裁生涯(五)」、『工商時報』、一九九五年一二月

- 留まるとともに、新たに行政院秘書長に就任した張継正が加わった(兪国華口述・王駿執筆、前掲書、二六二―二六三頁)。 一○日)。その後、一九七六年七月の小規模な内閣改造を受けて、政務委員となった李国鼎が離れ、費驊が財政部長として
- (11) 兪国華口述·王駿執筆、前掲書、二六二頁。
- (12) 同上書、二六二―二六三頁、及び三一六―三一七頁。
- (3) この内閣の交代に伴い、秘書長の費驊、主計長の周宏涛が政務委員となったが、兪国華の招聘により二人は経建会副主 任となった。また、主計長の後任には台湾省財政庁長の鐘時益が就任した(同上書、三二一一三二三頁)。
- (4) 同上書、二三二―二三三頁。
- (15) 佐藤幸人「経済発展の軌跡と社会の変容」、若林正丈・谷垣真理子・田中恭子編『原典中国現代史第七巻 華僑華人』、岩波書店、一九九五年、五九─六○頁、及び佐藤幸人・川上桃子「台湾──国際加工基地の構造転換」、原洋之 台湾・香港・

介編『アジア経済論』、NTT出版、一九九九年、一二一一二二三頁。

- (16) 王振寰「国家機器與台湾石化業的発展」、『台湾社会研究季刊』、台北、第一八期(一九九五年二月)、二〇頁、及び王振 寰【誰統治台湾?——転型中的国家機器與権力結構】、台北、巨流図書公司、一九九六年、一〇三頁。
- 18 <u>17</u> 佐藤、同上論文、六〇頁、及び佐藤・川上、同上論文、一二二―一二三頁。 佐藤、前掲論文、六〇頁、及び佐藤・川上、前掲論文、一二三頁。
- <u>19</u> 伊藤和久「財政金融システム」、施昭雄・朝元照雄編著『台湾経済論――経済発展と構造転換』、勁草書房、一九九九年、
- Lee and Sylvia Maxfield (eds.), The Politics of Finance in Developing Countries, Ithaca: Cornell University Press, 1993, p. Cheng, Tun-jen, "Guarding the Commanding Heights: The State as Banker in Taiwan," in Haggard, Stephan, Chung H.

- 21 蒋経国と兪国華との関係については、兪国華口述・王駿執筆、前掲書、を参照のこと。
- 22 国民党之政策一 政策実施與検討 (一)』。 「中央財委会歴年基金差絀及負債節略」、国立台湾大学法学院三民主義研究所整理珍蔵『李国鼎先生贈送資料影本 中国
- 23 李雲漢『中国国民党史述第四編』、台北、中国国民党中央委員会党史委員会、一九九四年、四八四頁。
- 24 劉維開編輯『中国国民党職名録』、台北、近代中国出版社、一九九七年、三四一頁。
- 草案』之処理意見」、国立台湾大学法学院三民主義研究所整理珍蔵『李国鼎先生贈送資料影本 施與検討 (二)』。 「整頓党営文化事業方案草案第三案」、「整頓党営文化事業方案草案與同志所発表的意見」、「関於『整頓党営文化事業方案 中国国民党之政策二
- <u>26</u> 兪国華口述・王駿執筆、 前掲書、二四一頁。
- 27 劉維開編輯、前掲書、三二六—三二七頁。

28

同上書、三四七頁

- 29 ある(兪国華口述・王駿執筆、前掲書、三一八―三二〇頁)。 これは、国民党の党内規定により、中央委員会の秘書長及び各工作会の主任は中央常務委員を兼任できなかったためで
- 30 劉維開編輯、前掲書、三六八頁。
- (31) 兪国華には事前に蒋経国から中央常務委員就任の話が伝えられており、その際彼本人が後継の財委会主任として鐘時益 を推薦し、蒋経国もこれを受け入れたという(兪国華口述・王駿執筆、前掲書、三一八―三二〇頁)。
- 央委員会工作会議第一○二次会議紀録」、台北、一九七一年七月一日、及び「中国国民党第一○届中央委員会工作会議第一○ 九次会議紀録」、台北、一九七一年八月二六日)。 このほかにも、主義政策の宣伝と人民に奉仕するという精神の発揚といった目標が掲げられた(「中国国民党第一○届中

- 33 任の制限、及び監査、会計や人事主管のローテーション制度の導入などが挙げられている。 同上資料。このほかの企業レベルでの改革としては、経営者の職権強化と経営責任の明確化、 董監事の人数の削減や兼
- 34 「中国国民党第一○届中央委員会工作会議第八十三次会議紀録」、台北、一九七一年二月四日。
- 35 中央投資や光華投資は事業活動を一切行わない純粋持株会社であった。 の機能は、いわば子会社の株式を保有する一方で、生産・販売など自ら事業を兼業する事業持株会社に相当したのに対し、 法人株主による会社支配という点では、中核的企業による出資の場合も同じであった。ただし、この場合の中核的企業
- 36 この会社が独立運営を開始するのは、一九九二年九月に持株会社による分業体制が確立されてからのことである。
- <u>37</u> 六〇頁。 中国国民党党営事業管理委員会編印『党営経済事業的回顧與前瞻』、台北、中国国民党党営事業管理委員会、一九九四年、

38

名録(二)』、新店、国史館、一九九一年、四四七頁。 国史館印行『中華民国行憲政府職名録』、新店、国史館、一九八八年、五九五頁、及び国史館印行『中華民国行憲政府職

中国国民党中央委員会党史委員会編輯『中国国民党七十四年工作紀実』、台北、近代中国出版社、一九八六年、七四四頁。

- $\widehat{40}$ 兪国華が主任を務めた頃の経建会については、兪国華口述・王駿執筆、前掲書、一三八―三二〇頁、を参照のこと。
- $\widehat{41}$ は周宏涛であった。 同上書、二四○頁。なお、兪国華の行政院長就任後から「力行小組」が廃止される八七年まで、その召集人を務めたの
- (纪) 中国国民党党営事業管理委員会編印、前掲書、六三--六五頁。
- 43 徐有庠口述・王麗美執筆『走過八十歳月』、台北、聯経出版公司、 一九九四年、一八〇頁。
- る台湾プラスチックに委譲されていた。 その最たる例が永嘉化学である。国民党はこの会社の株式の五一%を取得していたが、実際の経営は四九%の株式を握

- <u>46</u> 徐有庠口述・王麗美執筆、前掲書、一八〇頁。 許甘霖「党資本的政治経済学——石化業個案研究」、台中、私立東海大学社会学研究所碩士論文、一九九三年、五二頁。
- <u>47</u> 黄石生「台湾地区貨幣市場之研究」、『台湾銀行季刊』、台北、第三五巻第二期(一九八四年六月)、一三〇頁、及び中国
- 国民党党営事業管理委員会編印、前掲書、六三--六五頁。 邱靖博「台湾地区資本市場発展之研究」、『台湾銀行季刊』、台北、第三六巻第二期(一九八五年六月)、一七—一八頁、

及び中国国民党党営事業管理委員会編印、同上書、六五―六六頁。

- 八次会議紀録」、台北、一九七〇年一月一九日、附件〔二])。 「党営事業」に委託したのだという(「財委会向六十三次常会所提之報告」、「中国国民党第一○届中央委員会常務委員会第六 財委会の報告によると、当時中国石油公司総経理であった金開英と朱謙偕が財委会主任の徐柏園を訪ね、この業務を
- 総額四二○○万元のうち三六○○万元(八五・七%)を占めた。 うち三○○万元(三三・三%)、六八年度には総額一○○○万元のうち四八○万元(四八%)、六九年度には総額一五○○万 元のうち一〇〇〇万元(六六・六%)、七〇年度には総額二〇〇〇万元のうち一五〇〇万元(七五%)、そして七一年度には は以下のとおりである。一九六六年度には総額七五○万元のうち一○○万元(一三・三%)、六七年度には総額九○○万元の 党中央の各年度予算における「党営事業」収入の総額のうち、ガス販売による収益を含む裕台企業からの上納金の金額
- (51) 「中国国民党第一○届中央委員会工作会議第六十四次会議紀録」、台北、一九七○年八月二七日、及び「中国国民党中央 委員会常務委員会第一二四次会議紀録」、台北、一九七〇年八月三一日。
- 中国国民党中央委員会党史委員会編輯『中国国民党六十七年工作紀実』、台北、近代中国出版社、一九七九年、八二一頁。
- 樹林、三峡及び林口の欣泰天然気公司を除いて、いずれの会社も雲林県以南に存在する(梁永煌・田習如等編著『拍売国民 欣嘉、欣雲、欣屏、欣営、欣南、欣高、欣泰、欣雄及び欣芝の九社。このうち、台北県三芝の欣芝石油気公司と台北県

- 党——党産大清算』、台北、財訊出版社、二〇〇〇年、一四二頁)。
- (54) 同上書、二四六頁。
- に参加した(中国国民党中央委員会党史委員会編輯『中国国民党七十二年工作紀実』、台北、近代中国出版社、一九八四年 長を務めていた趙聚鈺は退輔会秘書長(後に副主任、代理主任)であった(「中国国民党第八届中央委員会常務委員会第四 人との合弁で欣高と欣南の二社の石炭ガス会社を設立したほか、同年、国民党は退輔会の要請を受けて欣欣水泥公司の増資 十八次会議紀録』、台北、一九五八年五月五日)。また、このほかの提携関係では、一九八三年に光華投資が退輔会及び民間 「党営事業」と退輔会との関係は、早くは国民党が中央信託局から購入した松山興記化工廠に見られた。この会社の董事
- <u>56</u> 通常、各社では退輔会が退役軍人を董事長に派遣し、総経理には「党営事業」を含む民間からの人物が就任したという
- (57) 同上書、五一頁。

(梁永煌・田習如等編著、前掲書、二四六頁)。

- めていたが、さほど重要な役割を果たしたわけではなかったという(梁永煌・田習如等編著、前掲書、五一―五三頁)。 公司の董事長と中央投資董事を務めた。なお、兪国華時代には国防部財務署副署長を務めた王紹堉少将が財委会副主任を務 劉維開編輯、前掲書、三六九頁、及び三九〇頁。その後、張厳は中央投資董事長と光華投資董事を、姚正中も環宇投資
- (5) 例えば、一九八八年の時点では、斉魯企業董事長には張駿徳(元聯勤財務署副署長)、総経理には游傑士(元兵工署長)、 委会直轄的十家党営企業剖析 元国防部主計局副局長の林得梁、景徳製薬董事長は元国防医学院主任の金明儒であった(余政憲「有国民党的地方就有暴利 建台水泥董事長には劉戈崙(元国防総政戦部副主任、元警備総部副総司令)が就任していた。このほか、中央産保総経理は -国民党是台湾最大的営利事業機構」、『財訊』、台北、七四期〔一九八八年五月〕、一一七—一一八頁、梁永煌「財 -国民党生財有術」、同上書、一二二―一二五頁、梁永煌「剖析全国最大的控股公司

及光華投資公司的転投資知多少?」、同上書、一三二頁)。

- 60 中国国民党党営事業管理委員会編印、前掲書、一六—一七頁。
- 61
- <u>62</u> 梁永煌・田習如等編著、前掲書、五一頁。
- 63 物科技公司の設立に出資しているが、いずれも先端医療関係の会社である(中国国民党中央委員会党史委員会編輯『中国国 このほかにも最先端分野への投資が行われている。例えば、一九八四年に中央投資が保生製薬公司、光華投資が永進生
- 民党七十三年工作紀実』、台北、近代中国出版社、一九八五年、五七七頁)。
- 64 <u>65</u> 九九七年、一〇四—一〇八頁。 王振寰、前掲論文、一六—一九頁。 邱麗珍「国民党党営経済事業発展歴史之研究——一九四五—一九九六」、台北、国立台湾大学政治学研究所碩士論文、
- 66 王振寰、前揭論文、二二—二五頁。

67

邱麗珍、前揭論文、一〇七頁。

- <u>68</u> 佐藤幸人「台湾の半導体産業における国家と社会」、東茂樹編『発展途上国の国家と経済』、日本貿易振興会アジア経済
- <u>69</u> 研究所、二〇〇〇年、八〇一九〇頁。 例えば、復華証金には省営銀行七行からの無担保融資が行われ、その総額は一九八九年の時点でこの会社の資本金の四
- 或是経済資源的壟断者?」、『卓越雑誌』、台北、五五期〔一九八九年三月〕、五〇頁)。 倍に相当する八一億六〇〇〇万元以上に達していたと報道されている(張文権「官方事業功與過 -是経済奇跡的催生者?
- 70 呉若予『戦後台湾公営事業之政経分析』、台北、業強出版社、一九九二年、一四三—一四四頁。
- 「中国国民党第八届中央委員会工作会議第二○○次会議紀録」、台北、一九六二年四月五日。

- $\widehat{72}$ 劉開維編輯『中国国民党党務発展資料――党務工作報告』、台北、近代中国出版社、一九九七年、四三一頁。
- 73 『中央日報 (国際版)』、一九九三年九月二〇日。

75 $\widehat{74}$ 朱雲漢「寡占経済與威権政治体制」、蕭新煌・朱雲鵬・許嘉猷・呉忠吉・周添城・顔吉利・朱雲漢・林忠正合著『解剖台 中国国民党党営事業管理委員会編印、前掲書、一六頁。

湾経済――威権体制下的壟断與剥削』、台北、前衛出版社、一九九一年、一三九―一四一頁、及び一四八―一五〇頁。

では、東アジア諸国の経済的成功は、国家による積極的な経済への介入によるものと解釈されている。そして、ここ これまで、台湾を含む東アジアの国家は「開発指向型国家」(developmental state) と評価されてきた。この議論

家に対する姿勢からも国家の動員能力は制約されると考えられる。そんなとき、台湾の国家には「国家が動員できる を指摘している。一方、フィールズは国家が民間部門に対する警戒感から動員を抑制したことを強調している。しか さが示されている。ところが、国家の動員能力と関わる国家と民間部門との協調という点では、ウェードがその弱さ 自律性」を指摘している。彼によれば、官僚制の自律性と、情報の収集や政策の実施を容易にする国家と民間部門と ある。エバンス(Peter Evans)はこの議論を更に発展させ、「開発指向型国家」の重要な要素として「埋め込まれた での国家のイメージは、長期的展望を持って民間企業を戦略産業に投資させることのできる、強力で自律的な国家で の密接なネットワークの二つが、「開発指向型国家」の「埋め込まれた自律性」をもたらす要素である。 台湾の国家の自律性については、ウェード(Robert Wade)やフィールズ(Karl Fields)らの研究によってその高 国家が民間部門を動員しようとしても、民間部門がそれに応じるかどうかはわからない。つまり、民間部門の国

『民間』資源」である「党営事業」が存在したのである。本章では、このような視点から、国家主導による産業構造

の高度化と金融システムの多角化のケースを取り上げ、国家によって動員された「党営事業」が果たした役割とその

第一節 石油化学産業の育成と「党営事業

意味について考察する。

政府による石油化学産業の育成

を、政府が経済開発を通じて国内的に補完しようとしたという政治的な要因があった。 経済が産業構造の高度化を迫られていたという経済的な要因に加えて、外交危機に直面して国際的に減退した正統性 九七○年代に入ると、国民党政権は「十大建設」の一環として重化学工業化に取り組んだ。この背景には、台湾

展に高い関心を示していた。そこで、石油化学コンビナートでは、ナフサ分解は国営事業の中国石油公司(以下、中 国石油)が行うものの、その誘導品の大部分は民間企業が生産することになっていた。 しようとした。また民間部門でも、一九六○年代の経済発展の過程で成長したビジネス・グループが川中部門への発 ナフサ分解工場の計画及び建設に加えて、民間企業との共同によるコンビナートの建設を企画し、自らもこれに投資 当初、政府は民間部門との協力による重化学工業化を計画していた。特に、石油化学部門では、 政府は川上部門の

しまい、政府は彼らの協力を十分に引き出せなかったのである。その結果、第三石油化学コンビナートの建設計画は と撤退、あるいは出資の延期を決定した。つまり、経済危機による先行き不透明感から民間企業の投資意欲は薄れて しかし、一九七三年に発生した石油危機とその後の経済不況の中で、計画への参加を予定していた民間企業が次々

は第四ナフサ分解工場計画として先送りされた。 変更を余儀なくされた。計画は二期に分割され、 前期は第二ナフサ分解工場と同様の内容として継続されたが、

二 石油化学川中部門の「党営事業」

東聯化学公司、中美和石化公司、永嘉化学公司、台湾苯 乙烯公司及び台湾石化合成公司の五社であった。 業の資本構成を示したものである。このうち、国民党がその傘下の中央投資ないし光華投資を通じて投資した企業は、 5-1、及び表5-2はそれぞれ第二・第三ナフサ分解工場、及び第四ナフサ分解工場の建設に併せて設立された企 の参入が見られたのは、第三・第四ナフサ分解工場に併設される石油化学コンビナートが建設されたときである。表 このような状況の中で、「党営事業」は石油化学産業の川中部門へと集中的に進出することになった。「党営事業」

党が間接的に投資した企業と見ることができる。両者とも「党営事業」が出資する中華開発に加えて、開発基金によ る投資が行われていたが、それは当時中央投資によって代行されていた。従って、財委会はこれら二社に対してもあ このほか、中国合成橡膠公司(以下、中国合成橡膠)と聯成石化公司(以下、聯成石化)の二社についても、

る程度の影響力を行使し得たものと考えられる。

う。さらに、各誘導品の市場では、巧妙に設計された独占・寡占体制が確立されていた。許甘霖によれば、各誘導品(語) て、第四ナフサ分解工場の建設に併せて設立された企業の場合も、その資本構成には同様のパターンが見られたとい 及び「党営事業」と民間企業による合弁事業が中心で、国家は主に国営事業による再投資の形で出資していた。そし 王振寰によれば、第二ナフサ分解工場の建設以降に新設された企業には、純粋な国営事業は存在しなかった。

表5一1 第2・第3ナフサ分解工場建設時に設立された企業

4.Tt	超级显然阻塞		資本構	資本構成(%)		计
五江七	1米米用处理规划	国民党	国家	民間企業	多国籍企業	三
福聚	1973	0	6	30	64	民間企業
群隆現代	1979	0	0	100	0	民間企業
	1977	0	0	100	0	民間企業
台湾合成橡膠	1975	0	0	85	15	民間企業
中国合成橡膠	1973	*	3.68	96.32	0	「党営事業」
国喬石化	1975	0	0	100	0	民間企業
東聯化学	1978	24.9	24.1	26.0	25	「党営事業」
中美和石化	1976	25	66	0	9	「党営事業」
聯成石化	1976	*	27.97	59.11	12.92	「党営事業」
亜光聚合	1979	0	0	59	41	民間企業
(注) * 中華開発を	*中華開発を通じた国民党に12間接的な投資が行われている	的な特徴が行われてい	×			

(注) *中華開発を通じた国民をによる同様的な投資が行われている。 (出所) 王振賞「国家機器與台湾石化業的発展」(『台湾社会研究季刊』、台北、第18期 [1995年2月])、18頁、表2-3。

表5一2 第4ナフサ分解工場建設時に設立された企業

タギや	タ 温		資本構	成(%)		林
五日	3米米用妇丐为	国民党	国家	民間企業	多国籍企業	室
台湾苯乙烯	1980	40	0	48	10.5	「党営事業」
高雄塑脂	1978	0	40	0	60	₽
永嘉化学	1979	49	2	49	0	「党営事業」
台湾石化合成	1982	18	40	42	0	「党営事業」
(出版) 计声域(国象)	国なな様々な様との記録が回		日 大小 株10帯(100m(左9円))	[在9月]) 10百 丰g 4		

(山州) 土城镇 | 国家倭谷央台湾石化案的笼展] (| 台湾在会研究李刊] 、 台北、第 18期 [1995年2月])、 18貝、安2-4。

民間企業がすでに生産を始めている製品の市場には、「党営事業」だけが参入することができたという。そこでは の市場では、「党営事業」が最初に生産に着手した製品については、その他の民間企業の参入は許されず、 - 党営事業」各社の超過利潤が保証されていたのである。 また他の

三 石油化学川中部門への「党営事業」の進出

働きかけたが、それでも資金が十分に集らないときには、政府は中央投資に出資するよう指示したのだという。 ても、リスクを恐れて参加を願い出る民間企業は少なかった。このため、政府は彼らにプロジェクトへの参加を強く ように述べている。当時、国内の産業界は新たな技術の開発には消極的であり、政府が新規プロジェクトを打ち出し また、東聯化学の設立に加わった遠東紡織公司(以下、遠東紡織)の徐有庠は、「党営事業」が出資した経緯を次の が投資意欲を失っている状況において、国営事業と「党営事業」はこれを代替する役割を果たしたと指摘している。 それでは、なぜ「党営事業」は石油化学川中部門に進出したのか。王振寰は、石油危機に伴う不況のため民間企業

う。以上のことから、石油化学川中部門に「党営事業」が進出したのは、投資に消極的であった民間企業を代替した(5) させ、投資計画を白紙撤回した。そこで、政府は中央投資に出資させることで不足する資金を埋め合わせたのだとい ニオン・カーバイド社と接触し、プロジェクトへの参加についての同意を得た。さらに、この計画の責任者であった 兪国華は、川中部門への発展に関心を示す遠東紡織に参加を求めた。当時、遠東紡織のほか、台湾プラスチック公司 東聯化学のケースもその一例であった。新会社の設立には民間企業の参加が不可欠と考えた政府は、アメリカのユ 台湾プラスチック)も彼の要請を受け、参加の意向を示していた。ところが、その後同社は突如態度を一変

ものであったといえよう。民間企業が投資するはずであった資金を、「党営事業」の資金で補塡したのである。

しまうわけにもいかなかった。なぜなら、政治的にも経済的にも、国家には一般の民間企業の参加を促す必要があっ 企業の顔」という「党営事業」の資源を動員する必要があった。とはいえ、国家と「党営事業」で新会社を設立して 場合、新会社は行政上の手続きなどの制約を受けることになる。そうならないためには、国家は資金に加えて「民間 しなかったのは、新会社が国営事業化(公営事業化)するのを避けようとしたためと考えられる。国営事業化された 資源を有していたのに、なぜわざわざ「党営事業」が加担する必要があったのか。国家が単独で民間企業を肩代わり それでは、なぜ国家が単独で民間企業を代替しなかったのか。換言すれば、国家はそれが可能なだけの膨大な国家

資を個別に要請し、徐有庠が東聯化学の董事長に就任したのもこのためであり、また永嘉化学の経営が台湾プラスチ 必至であり、新会社の経営と生産には関連の民間企業の参加が不可欠であると考えていた。彼が遠東紡織に対して出 ックの王永慶に委託されたのも同じ理由によるものであった。 ら調達する必要があった。兪国華は、国営事業と「党営事業」だけで新会社を設立したのでは経営が行き詰まるのは わけにはいかなかった。経済的には、国家も「党営事業」も必要な経済資源を欠いていたために、これを民間部門か する以上、新たな経済活動の領域を民間部門に開放しておく必要があり、それを国営事業と「党営事業」で独占する ートからの政権に対する政治的支持を期待することができた。国民党政権が経済開発を通じて正統性を調達しようと 政治的には、民間企業が参加してこそ、産業政策を通じた彼らへの利益配分が可能となり、その結果民間経済エリ

いずれにせよ、国家は民間部門から資源を引き出すことができず、しかも不足する資源を国家資源で埋め合わせる

れた独占・寡占体制が形成・維持された結果、許甘霖のいう「党資本共生体」が形成されたのである。※ よる問題解決を図ったのである。上述したような政治的・経済的事情から生まれたのが、王振寰が指摘した国家及び わけにもいかなかった。このような「国家も民間もダメ」という状況に追い込まれた国家は、「党営事業」の動員に 「党営事業」と民間企業による合弁事業であった。その新会社もまた「党営事業」となった。そして、巧妙に設計さ

四 「形式上は民営、実質上は公営」の企業

となった。各社は法的には民間企業であったが、実質的には国家がこれをコントロールすることができた。民間の新 をスムーズに展開することができた。しかも、独占・寡占体制による超過利潤が保証されていた。 会社が設立されたことで、表向きにはまずは民間との協力による形での石油化学産業の育成が実現した。そして、各 社は公営事業を拘束する経営上の諸制約からも解放され、経営を委託された民間資本家は利潤追求に向けた経営活動 国家が「党営事業」を動員したことで、新会社はいずれも「形式上は民営、実質上は公営」という特徴を持つ企業

を堅持した人物であったことからもわかる。企業レベルでは、「党営事業」各社の資本構成を見ると、国民党はその(8) 標は民間資本の発展を図りつつも、その過度な集中を抑制することにあった。国家の指導者が「節制資本」の目標を 持株と政府株を合わせることで、大株主ないし過半数支配が可能であった。さらに、各誘導品の市場では、巧妙に設 堅持していたことは、後述するように蒋経国行政院長の姿勢からも窺えるし、兪国華が「節制資本」のイデオロギー は「節制資本」を柱とする「民生主義」が経済発展を図る上での最高原則であった。このため、政府の経済運営の目 その一方で、国家によるコントロールは、個々の企業レベルでも、また業界レベルでも確保された。国民党政権で

計された独占・寡占体制が形成され、その下で「党営事業」各社が民間企業との合弁事業であったことは、政府によ る業界及び各企業に対するモニタリングをより効果的なものにしたと考えられる。

学を設立したのである。 崩された。永嘉化学の設立のケースも同様である。当時、プラスチックの原料となるポリプロピレンは福聚公司によ り独占生産されていた。そこで、七九年四月、蒋経国の指示を受けた中央投資が台湾プラスチックとの合弁で永嘉化 実業や台橡公司ら川下業者との共同出資により台湾 苯乙 烯を設立した。これにより、大徳昌公司による独占体制は 設立するよう財委会に指示した。そこで、中央投資は一九七九年にスチレンモノマーの消費者である台達公司、奇美 り、その価格も高値が続いていた。当時、行政院長であった蒋経国は一社による独占を快く思わず、二社目の企業を 台湾 苯乙烯 が設立される以前には、張伯英が経営する大徳昌公司によるスチレンモノマーの独占生産が行われてお また業界レベルでも、国家は民間企業の行きすぎた拡大を抑制する手段として「党営事業」を動員した。 例えば、

する一方で、「節制資本」のイデオロギーを堅持していた。こうした政治的・制度的背景から、「党営事業」は産業政 った上に、石油化学コンビナートの建設ではその責任者であった。また彼自身も石油化学産業の発展を積極的に支持(&) を受けていたのが兪国華であった。彼は当時経建会主任として産業政策の決定に大きな影響力を行使できる立場にあ もあったからである。国家の最高権力は事実上蒋経国に集中しており、当時その経済ブレーンの中でも、絶大な信頼 下で、事実上国家の経済行政全般を一手に握っていた兪国華が、財委会主任として「党営事業」を動員できる立場に きよう。それでは、国家はなぜをそれ動員することができたのか。端的にいえば、最高領袖・蒋経国の絶大な支持の これまでの考察から、国家はそれが主導する産業政策を補完するために、「党営事業」を動員したと見ることがで

策の執行段階において国家によって動員されたのである。

持すると同時に、国民党にも膨大な収益を保証するものであったが、その一方で、川下部門の発展にネガティブな影 帰結は、「党資本共生体」による石油化学川中部門の独占であった。それは、国民党政権による経済支配を補完し維 しかし、このように「党営事業」が動員され、そして巧妙に設計された独占・寡占体制が形成・維持されたことの

五 「党営事業」の利益集団化

響をもたらし得るものでもあった。

ジルの国営事業の研究で指摘したように、たとえ国民党政権の下であっても、その利益は国家(政府)の利益と必ず である。従って、民間企業側も「党営事業」を通じて、政府や国民党に対する直接的な利益表出のルートを獲得した 彼らの同意と協調を引き出すためのルートを獲得したといえる。しかし、両者の関係とはあくまでも相互作用の関係 のである。さらに、そのような「党営事業」各社は、各業界における企業の一つであるから、かつてエバンスがブラ 石油化学川中部門の「党営事業」では民間企業との合弁が行われた。国家はここでの民間部門との関係を通じて、

石油化学産業は台湾の主力産業としての地位を失い、その他産業の補助産業へと退くことになった。 済部長が就任したことで、政府の経済政策の路線が転換されたときのことである。重化学工業化路線は放棄され、石 油化学産業の拡張には抑制が加えられた一方、政策の重点は電子・情報産業、機械産業へと変更された。これにより、 このような国家と「党営事業」との利益の対立が顕在化したのは、一九八〇年代前半、孫運璿行政院長と趙耀東経 しも一致するとは限らなかった。

説を行った。このとき、川下業者は価格引き下げと安価な中間財の輸入を求めたが、彼らはこれに強く反対した。 始し、台湾での輸入価格は国産品よりも安価であったため、川下業者は中間財の輸入を開始した。しかし、これは 「党営事業」を含む川中業者の生存を脅かすものであった。双方の利害が対立する中、川中業者は国家への陳情や遊 当時、石油化学業界は熾烈な国際競争に直面していた。アメリカは国内不況を背景に基本財のダンピング輸出を開

で、川中業者の協力を引き出そうとしたのである。(タ) 協議制度を発足させた。こうして政府は業界の秩序形成を図りつつ、川下業者には安価な輸入原料を放棄させること 化学原料の輸入を許可することを決定した。さらに八二年には、川中業者と川下業者との間での生産と販売に関する が強化されることを期待したのである。翌年一〇月には、川下業者の国際競争力向上のために、川中業者による石油 政府は中国石油が川中業者のコストを補塡することで、間接的に川下業者のコスト負担が軽減され、その国際競争力 このような状況の下で、一九八〇年九月、経済部は中国石油の基本財価格を五・三%引き下げることを決定した。

を行わなかった。しかも、彼らは国家内部にも業界の利益の代弁者を持ち得たのである。当時、新たな政策路線への る姿勢を見せなかった。基本財の価格引き下げにも拘らず、川中業者は政府の期待をよそに中間財の価格の引き下げ ハイテク産業重視という政府の新たな発展戦略が川中業者の利益と衝突するものであったため、彼らはそれを支持す さぼる利益分配の構造が形成された。そもそも、協議制度では、川中業者と川下業者の間で合意された価格は一年な ーブ型利益分配モデル」と呼ばれる、川上業者の中国石油と川下業者が損失を被り、川中業者だけが膨大な利益をむ いしは四半期毎に決定されたため、国際価格の変動を反映させることができなかった。しかし、それだけではなく、 しかし、その結果は「党営事業」を含む川中業者による利益独占とその拡大であった。石油化学産業では、「オリ

兪国華であった。 長と趙耀東経済部長に対して、石油化学産業の立場を代弁する勢力が存在しており、その中心的存在が経建会主任の 転換について、国家内部でも見解が一致していなかった。ハイテク産業や自動車産業の発展を指向する孫運璿行政院

政権の下でも、政府の政策が業界の利益を脅かすに至ったため、「党営事業」が国家に対する不満や反対を表明する おいて独占・寡占体制が形成されていたことは、彼らの集合行為を助長した。このケースは、これまでと同じ国民党 益集団化して、政府に対して「党資本共生体」による集合行為が行われたものと捉えることができよう。この業界に かったケースは、 ルートとして、今度は民間部門の側から動員されたものと見ることができる。 その結果、孫運璿内閣では国家と「党営事業」との利益の対立が顕在化したのである。中間財の価格を引き下げな 川中部門の「党営事業」各社と他の民間企業との利益が一致し、「党営事業」を含む川中業者が利

第二節 貨幣市場の創設と「党営事業」

一 貨幣市場の創設

は貨幣市場の創設と金融の安定を目的として、まずは七三年一○月に初の乙種国庫券(TB:短期国債)を発行した。 できなかった。また、中央銀行も通貨供給量のバランスを調整するための有効な手段を持たなかった。そこで、政府 大につながった。しかし、当時の台湾には貨幣市場が存在せず、民間企業による短期の資金需要に十分応えることが 九六〇年代に高度成長を遂げた台湾経済では、輸出拡大により外貨準備高が増加し、それはまた通貨供給量の拡

これにより中央銀行は公開市場操作の手段を獲得した。

重要課題とするように指示しだ。これを受けて、同年三月に台湾銀行が国内先物信用状業務を開始して銀行引受手形 視察した際に、石油危機に伴うインフレが引き起こした経済危機の再燃を防ぐために貨幣市場の創設を経済政策の最 ら中央研究院の院士六名が政府に対して貨幣市場の創設を建議した。その後七五年初頭、蒋経国行政院長は財政部を (BA) を発行、八月からは譲渡可能定期預金証書を発行し、短期金融市場における取引手段の充実が図られた。 さらに一九七四年には、当時の石油危機に端を発したインフレとそれに伴う経済の混乱に鑑みて、 劉大中、蒋碩傑

場操作の手段が整っていたが、票券金融会社の設立によりそのルートが開かれたのである。 八年一二月の中華票券の合計三社が設立された。国庫券に続き政府公債やCPが発行されたことで、台湾では公開市 券金融公司準備委員会」を組織した。そして、七六年五月の中興票券の設立を皮切りに、七七年一月の国際票券、七 立準備を指示した。これを受けて、台湾銀行は公営及び民間の金融機関に民間企業を加えた七社に要請して「中興票 そして同年一二月には、政府は台湾銀行、中国国際商業銀行(以下、中国商銀)及び交通銀行に票券金融会社の設

二 票券金融部門の「党営事業」

による出資は行われていなかった。 た。設立当初の資本金は二億元で、最大株主は中央投資で持株比率は六〇%、ついで台湾銀行の二〇%、残りの第一 三社のうち、中興票券は国民党の中央投資と政府系及び民間の金融機関 彰化銀行、華南銀行、土地銀行と上海儲蓄商業銀行はそれぞれ四%となっており、その他民間企業や個人株主 (銀行) 六社との共同出資により設立され

率も一〇%未満であった。 に、台北市銀行一○%、台湾省合作金庫一○%、財団法人中小企業信用保険基金一一%となっており、金融機関が合 民間企業及び個人による出資が行われたため、株式は分散した。設立時点での持株比率は、中国商銀の二〇%を筆頭 わせて五一%の株式を保有していた。残りは民間企業及び個人株主の間で分散されているが、いずれの株主の持株比 国際票券は中国商銀を中心に設立された。資本金二億元のうち、金融機関四社がその半分を出資し、残りの半分は

九%については、台湾プラスチック公司、南亜プラスチック公司や遠東倉儲といった民間企業が出資した。 したほか、彰化銀行、世華商業銀行、華僑商業銀行及び台湾中小企業銀行の各銀行が各五%ずつ出資した。残りの三 ○%)で、その他国営事業である台湾電力公司(一○%)やアメリカのテアトル・ナショナル銀行(一○%)が出資 中華票券は、他の二社と同じく資本金は二億元で、交通銀行が中心となって設立された。最大株主は交通銀行(二

能であった。中華票券についても、一九八〇年代末以降は同様の状況が見られた。つまり、票券金融会社三社では、 (望) さらに初代董事長には、かつて経済部長や台湾銀行董事長を歴任した張茲闓が就任していた。国際票券については、 を通じたコントロールがほぼ確立されていた。中興票券の場合には、中央投資が単独で過半数支配を確立していた。 による大株主支配が確立されていたと考えられる。さらに、公営金融機関と財団法人との協調により過半数支配が可 最大株主である中国商銀がその株式の六○%を中央投資が管理する事実上の「党営事業」であったことから、国民党 を超えていない。従って、いずれも民間金融機関として設立された。その一方で、各社では国民党による「党資本」 「党営事業」による直接的ないし間接的な投資が行われており、いずれも「形式上は民営、実質上は公営」の金融機 このように、三社とも複数の公営金融機関ないし国営事業による出資が行われたが、その出資比率の合計は五○%

調達するとともに、民間経済関係によって外交関係を代替しようとする国民党政権の狙いがあったものと思われる。⑻ めのものであったという。さらに、華僑系銀行と外資系銀行の出資が見られるが、これには華僑からの政治的支持を 共生体」が形成された。また、銀行が主要株主となり、各社の株式が分散したのも、その経営体質の健全化を図るた 過当競争を懸念して設立を制限したためであったといわれる。ただ、いずれにせよ、この業界では金融版の「党資本®) ちなみに、三社による寡占体制が形成されたのは、台湾の貨幣市場が未熟で小規模であることを理由に、 兪国華が

三 票券金融会社の設立と「党営事業」

う指示し、その上で国内主要銀行の参加を求めたのである。このエピソードから、民間部門が慎重な姿勢を示してい る状況下で、政府はその資源を引き出すことができなかったことが窺える。 投資する者がなかった。そこで、中興票券の設立に際して、中央銀行総裁の兪国華は中央投資に率先して出資するよ れ自体が政策的色彩の強い金融業務であった。このため、国内の金融業界はなお模様眺めで、敢えてリスクを冒して 票券金融会社の設立準備がスタートした当時、この業務は台湾の金融業界にとっては新興の業種であり、しかもそ

投資を動員したのか。 を中心に大部分が公営金融機関だった。それゆえ、彼は公営銀行などの金融機関を容易に動員できたはずであった。 ていたことを背景に、「党営事業」は国家の金融政策を補完する形で動員されたのである。それでは、彼はなぜ中央 当時、中央銀行は金融行政全般を一手に掌握しており、その管轄下に置かれた金融部門も銀行

このように、票券金融会社の設立のケースでは、兪国華が中央銀行総裁と財委会主任という二つのポストを兼任し

票券金融会社設立の際にも、これと同様の認識が政府に存在したものと思われる。 由として、関係法令に拘束される公営銀行では、経済発展のニーズに十分に応えることができないことを挙げている。 あったものと思われる。例えば、次章で詳述するが、一九七一年に中国銀行の民営化を決定した際、 しかし、当時の政府には、票券金融会社が公営事業化した場合、その金融機関としての柔軟性が失われるとの認識が 財政部はその理

そうである以上、戦後インフレ抑制を最優先課題に掲げてきた政府が、金融の安定という重責の一端を担う票券金融 資本の台頭を抑制しようとした。そして、これは「民生主義」にある「節制資本」の原則によって正当化されていた。 存在したからである。政権の外来性と「省籍矛盾」により、政府は経済力が政治力に転換されるのを警戒して民間大 面して、その打開策として「党営事業」を動員したのである。 会社の運営を民間に委ねられるはずがなかった。このように、国家はここでも「国家も民間もダメ」という状況に直 とはいえ、完全民営化を想定していたとも考えられない。なぜなら、政府には国内の民間資本家に対する不信感が

という角度から見れば、国民党は国家に代わり資本を投入した。ただし、国家に完全に取って代わったわけではなく、 う「周辺部」でしかなく、彼らは国家のマージナルなパートナーでしかなかった。「党営事業」が「国家を代行する」 資を受け入れることを可能にした。国内民間企業にも僅かながら金融部門の門戸が開かれたが、それは票券金融とい ば張茲闓 が中興票券董事長を務めたように、金融業務に関わる人材や技術といった経営資源も含まれた。 国家部門からも必要な経営資源の調達が行われた。そこには、公営銀行の出資という形での資本だけではなく、例え しかも、民間企業ないし金融機関の参加の余地を残したことは、政治的な配慮から華僑系及び外資系の金融機関の出 三社はいずれも「形式上は民営、実質上は公営」の金融機関となったことで、まずは業務上の柔軟性が確保された。

のにした。金融版「党資本共生体」は、国民党政権による金融システムへの支配を補完し維持したのである。 で寡占体制が確立されたことは、国民党の超過利潤を保証するとともに、国家によるコントロールをより効果的なも 国家が業界全体、ひいては金融システム全般へのコントロールを維持することにもつながった。そして、業界 国家による実質的なコントロールが確保されたことは、各社による政府の金融政策との連携を保証すると同

第三節 資本市場の発展と「党営事業」

一資本市場の発展

れ、信用買いに対する融資が開始されたが、依然信用売りに対する貸し株は行われなかった。そこで、政府は証券金 間の金融機関と企業各社の共同出資により株式会社として設立され、六二年二月に正式に開業した。 融専門の金融機関の設立を決定し、八〇年四月には台湾初の証券金融会社として復華証金が設立された。 制の整備に取り掛かった。そして、七四年四月から土地銀行、台湾銀行及び交通銀行の三行による信用取引が実施さ 騰・暴落する有様であった。政府は、経済発展のためには証券市場の活性化が必要であるとの認識から、証券金融体 済部に証券行政を主管する「証券管理委員会」(以下、証管会)が設置されていた。台湾証券交易所は、公営及び民 ところが、一九七○年代以前は証券金融業務が実施されておらず、そのため証券市場は不安定で、株価は頻繁に暴 九六一年、台湾唯一の証券集中取引市場として台湾証券交易所が設立された。これに先立ち、六〇年九月には経 開業当初は

融資業務のみであったが、同年七月には貸し株業務、翌八一年九月には証券の集中保管業務が開始された。これによ

り、台湾でも証券金融制度が確立され、株式売買が円滑に行われるようになった。8

二 証券金融会社の設立と「党営事業」

に鑑みて証券金融会社の設立を決定した。 声が高まっていた。そこで、融資業務と貸し株業務は証券金融の両輪であると考えていた兪国華は、このような状況 この復華証金もまた「党営事業」であった。国内では、すでに一九七○年代後半には証券金融制度の確立を求める

して、民間の金融機関として復華証金を設立したのである。 ⁽⁸⁾ には光華投資による出資を決定するとともに、台湾銀行、土地銀行、中国信託及び台湾証券交易所の出資参加を要請 り巻く国際情勢が悪化する中で、当時の台湾国内では民間部門の投資意欲が冷め切っていた。そこで、兪国華は同年 一〇月に専門の作業グループの設置を指示し、証券金融会社設立に向けた準備作業に取り掛かった。そして、最終的 しかし、台湾は一九七八年にはついにアメリカとも断交し、国際社会における孤立化を一層深めていた。台湾を取

社の初代董事長には、中央銀行金融業務検査処長の陸久如が就任した。さらに、復華証金が証券金融業務を独占した そして、光華投資が出資に参加したことで、復華証金は「形式上は民営、実質上は公営」の金融機関となり、 民間部門から資源を動員することができず、その金融政策を補完するために「党営事業」を動員したことがわかる。 ことで、国民党がその独占利益を享受することを可能にしたと同時に、国家による業界全体へのコントロールをより 民間の証券金融会社の設立を実現すると同時に、この会社を実質的にコントロールすることができた。なお、この会 このような経緯から、証券金融会社の設立のケースでも、外交危機を背景とした先行き不安が広がる中で、

有効なものにしたのである。

政治的・制度的に「党営事業」を政策手段として動員できる立場にあったわけだが、このケースからも当時の彼が経 専門に扱う「行政院証券指導小組」が行政院に設置され、その召集人を務めたのが兪国華であった。このため、彼は 証管会であり、それは経済部の管轄下に置かれていた。ところが、証券金融会社の設立問題については、特にこれを ここで、「党営事業」の動員を可能にした政治的・制度的な背景を確認しておく。当時、証券行政を管轄したのは

第四節 三つのケースの比較

済行政を一手に握る主導的地位にあったことが窺える。

一 共通点と相違点

ここでは、三つのケースの分析を踏まえた上で、それらの共通点と相違点を確認しておきたい。

応える必要があった。そこで国家は「党営事業」を動員したのである。 調達するためには、新たな産業領域を国家部門が独占するわけにはいかず、また金融面では経済界のニーズに柔軟に 政府はその政策目標に向けて民間部門の資源を動員することができなかった。とはいえ、経済界から政権の正統性を 柱とした国家主導による経済政策を実施しようとした。ところが、外交危機と経済危機による先行き不透明感から、 は、当時の経済的要請に加えて、台湾社会、とりわけ経済界からの政治的支持を獲得するために、民間部門の育成を 共通点として、第一に、国家は「国家も民間もダメ」という状況に直面していた。国際的孤立を深める国民党政権

これらの政策の推進を一手に担っていたが、同時に彼は「党営事業」を動員できる立場にもあった。 第二に、そのような動員を可能にする政治的・制度的な要因が存在した。兪国華は、蒋経国の絶大な信頼を背景に

ことで、民間経済エリートからの政治的支持の調達を図ると同時に、彼らの経済力の過度な集中を抑制しつつ、国家 ある。国民党政権は、経済発展の過程で生まれた新たな経済領域を「党資本共生体」ないし「党営事業」で独占する の高度化と金融システムの多角化という目標を達成すると同時に、各部門への実質的なコントロールを確保したので 民営、実質上は公営」の企業ないし金融機関が新設された。これにより、国家は表向きには民間部門による産業構造 第三に、国家は「党営事業」を動員することで、二つの課題を同時に実現した。各部門では、いずれも「形式上は

による経済支配を補完し維持したのである。

代董事長も中央銀行出身であった。つまり、票券金融会社や証券金融会社の設立にあたっては、 ぞれ徐有庠と王永慶が務めた。これに対してノンバンク金融部門では、国家は資本に加えて金融に関わる人材や技術 造業部門での「党営事業」は「モノづくり」に不向きな体質という限界を抱えることになった。これを克服するため 弁が行われたのに対して、ノンバンク金融部門では民間企業・金融機関との合弁は非常に限定的なものになった。 持って対処できたといえよう。その結果、石油化学川中部門ではほぼ全ての企業で国民党、国家と民間企業による合 といった、より多くの資源を自己調達することができた。中興票券の初代董事長には張茲闓が就任し、復華証金の初 企業との合弁が積極的に行われたのである。東聯化学も永嘉化学も、董事長はいずれも民間企業から派遣され、それ に必要な人材や技術といった経営資源は、民間部門に頼らざるを得なかった。その結果、石油化学川中部門では民間 しかし、兪国華の「縄張り」が金融部門であったことが、三つのケースの間での相違点をもたらした。つまり、製 国家は比較的余裕を

二 合弁の政治的帰結

結をもたらしたと考えられる。 そして、もとは民間活力の導入という経済的目的から実施された民間企業との合弁は、さしあたり二つの政治的帰

業」を通じてパートナーの支持を得ることができたのである。 の下で業界に有利な政策が実施されている限り、業界全体の政権に対する支持に加えて、国民党それ自体も「党営事 長期的には国民党及びその政権は彼らからの政治的支持を調達することができたと考えられる。つまり、国民党政権 の段階から国民党が直接民間企業と市場において利益を共有する「党資本共生体」という持続的な関係が形成され、 第一に、「党営事業」が党と民間経済エリートとの直接的な同盟の醸成装置となった。一旦合弁が実現すると、そ

政権下の国家にとって、国民党の「党営事業」は諸刃の剣だったのである。 そのような「党資本共生体」による集合行為は独占・寡占体制が形成されていたことで助長された。つまり、国民党 体の利益が脅かされた場合には、「党営事業」はそれ自体が一つの企業として他の民間企業とともに利益集団化し、 油化学川中部門における「党営事業」は、民間部門に利益表出のルートを与えるものでもあった。このため、業界全 第二に、「党営事業」の利益集団化である。国家と民間部門との関係とは、あくまでも相互作用の関係である。石

前は当該業界の利益に反する政策が実施されることはなかったことである。ただし、石油化学川中部門での経験は、 これには、さしあたり二つの理由が考えられよう。まず第一に、金融当局による当該業界に対するコントロールはタ イトであったこと、第二に、独占・寡占体制を背景に金融機関各社の超過利潤が保証されていた上に、金融自由化以 他方で、ノンバンク金融部門では、「党営事業」の利益集団化や「党資本共生体」の集合行為は顕在化しなかった。

本共生体」が集合行為を行う可能性は生まれてくると考えられる。 融業者の参入が起これば、既存の「党営事業」各社と新規業者が業界の利益を共有するようになる。そのような状況 それ以降の当該業界の展開にある種の示唆を与えるものと思われる。金融自由化に伴い当該業界が開放され、民間金 の下では、政府の金融政策次第ではノンバンク金融部門でも「党営事業」が利益集団化して、新たに拡大した「党資

- (→) Johnson, Chalmers, "Political Institutions and Economic Performance: A Comparative Analysis of the Government-Business Relationship in Japan, South Korea, and Taiwan," in Frederic C. Deyo (ed.), The Political Economy of the New Asian Industrialism, Ithaca: Cornell University Press, 1987.
- (\alpha) Evans, Peter, Embedded Autonomy: States and Industrial Transformation, Princeton: Princeton University Press,
- (∞) Wade, Robert, Governing the Market: Economic Theory and the Role of Government in East Asian Industrialization, Princeton: Princeton University Press, 1990
- Fields, Karl J., Enterprise and State in Korea and Taiwan, Ithaca: Cornell University Press, 1995
- (15) Wade, op. cit.
- (©) Field, op. cit.
- び佐藤幸人「台湾の経済発展における政府と民間企業」、服部民夫・佐藤幸人編『韓国・台湾の発展メカニズム』、アジア経 王振寰「国家機器與台湾石化業的発展」、『台湾社会研究季刊』、台北、第一八期(一九九五年二月)、一六—一九頁、及

済研究所、一九九六年、九六頁。

- (8) 谷浦孝雄「プラスチック産業」、谷浦孝雄編『台湾の工業化 二七五一二八〇頁 国際加工基地の形成』、アジア経済研究所、一九八八年、
- (9) 王振寰、前掲論文、一六―一九頁、及び佐藤幸人、前掲論文、九六頁。ちなみに、第四ナフサ分解工場が完成したのは 九八四年四月のことであった。
- (10) このような捉え方をしている研究は、許甘霖「党資本的政治経済学――石化業個案研究」、台中、私立東海大学社会学研 聯成化学は聯成実業グループの関連企業である(中華徴信所『台湾地区集団企業研究七十七・七十八年度版』、台北、中華徴 究所碩士論文、一九九三年、王振寰、前掲論文、及び邱麗珍「国民党党営経済事業発展歴史之研究――一九四五―一九九六」、 台北、国立台湾大学政治学研究所碩士論文、一九九七年、などである。厳密にいえば、中国合成橡膠は中国信託グループ、
- <u>11</u> してからのことである(邱麗珍、前掲論文、一一頁)。 最大株主となるのは、一九八六年前後にアメリカのモルガン・ギャランティ・トラスト社(モルガン銀行)の保有株を購入 国民党は、中華開発の設立当初から財委会直属の中核的企業を通じて出資参加していた。ただし、国民党が中華開発の

信所、一九八七年、二〇〇—二〇四頁)。

- (12) 許甘霖、前揭論文、四三頁。
- 15 役割を担ったのであり、 王振寶、前掲論文、一七―一八頁。さらに、王振寰は国家と「党営事業」は市場に介入して石油化学産業を発展させる これはウェードのいう国家が「市場をリードする」(lead the market) タイプの産業政策の典型で

- 16 徐有庠口述・王麗美執筆『走過八十歳月』、台北、聯経出版公司、一九九四年、一八〇―一八一頁。
- 17 同上書、一八〇頁。

18

同上書、一八〇頁

- 19
- 王永慶 [王永慶看台湾工業未来勝算]、『財訊』、台北、二一〇期 (一九九九年九月)、二一六頁。
- 20 許甘霖、前揭論文、二八—三二頁。
- 21 梁永煌「国産、党産、私産不分?」、『財訊』、台北、八六期(一九八九年五月)、一〇七頁。
- 22 李国鼎『台湾経済快速成長的経験』、台北、正中書局、一九七八年、三五三頁。
- 23 際経済合作発展委員会、一九六五年、一—五頁。 同上書、三五三頁、及び行政院国際経済合作発展委員会編印『中華民国第四期台湾経済建設四年計画』、台北、 行政院国
- 王振寰『誰統治台湾?——転型中的国家機器與権力結構』、台北、巨流図書公司、一九九六年、一二三頁。
- (육) Shafer, D. Michael, Winners and Losers: How Sectors Shape Developmental Prospects of State, Ithaca: Cornell

University Press, 1994, pp. 25—27.

- 中国国民党党営事業管理委員会編印『党営経済事業的回顧與前瞻』、台北、中国国民党党営事業管理委員会、六九―七一
- 28 兪国華の下で副主任を務めた胡新南は、一九六一年から七六年までは中国石油の総経理、これ以降は董事長を務めてい

27

同上書、七一頁。

- 兪国華口述・王駿執筆『財経巨擘 兪国華生涯行腳』、台北、商智文化、一九九九年、三一九頁。
- 徐有庠口述・王麗美執筆、前掲書、一八〇頁。

- (31) 中国国民党党営事業管理委員会編印、前掲書、六八頁。
- (32) 王振寰、前掲書、一二三頁。
- Princeton University Press, 1982, p. 267 Evans, Peter, Dependent Development: The Alliance of Multinationals, State, and Local Capital in Brazil, Princeton:
- (34) 王振寰、前揭論文、二四頁。
- (35) 同上論文、二〇頁、及び王振寰、前掲書、一〇三頁。
- (36) 同上論文、二〇頁、及び王振寰、同上書、一〇三頁。

同上論文、二一頁、及び王振簑、同上書、一〇三―一〇四頁。

<u>37</u>

- (林長華「官僚資本」、段承璞編著『台湾戦後経済』、台北、人間出版社、一九九二年、一九一頁)。一方、川中業者は一九八 当時、中国石油はエチレンをアメリカの国際市場向け価格で販売した結果、毎年平均で二○億元の損失を被ったという
- ○年一二月から八五年四月の間に、総額五四億元の利益を享受したといわれる(王振寰、前掲書、一○四頁)。 王振簑、前掲論文、二一―二二頁、及び王振簑、同上書、一〇四―一〇五頁。
- (40) 台湾の貨幣市場については、黄石生「台湾地区貨幣市場之研究」、『台湾銀行季刊』、台北、第三五巻第二期(一九八四年 六月)、を参照
- $\widehat{41}$ 同上論文、一三〇頁、及び中国国民党党営事業管理委員会編印、前掲書、六三頁。
- (42) 同上論文、一三〇頁。

 $\widehat{43}$

同上論文、一三〇頁。

月四日、中央銀行は初の公開市場操作に踏み切った。この日、中興票券と国際票券を通じて国庫券及びCPが購入され、そ 王駿「台湾経済奇跡的見証 兪国華的央行総裁生涯(七十五)」、『工商時報』、一九九六年二月二六日。一九七九年一

の総額は六億八九〇〇万元に上った(兪国華口述・王駿執筆、前掲書、三三〇頁)。

- <u>45</u> 王駿「台湾経済奇跡的見証——兪国華的央行総裁生涯(四十六)」、『工商時報』、一九九六年一月二三日。
- <u>46</u> 美窯業及び関係者(六%)、益華サラダ油(五%)、謝国城(三%)、応昌期(二・五%)となっていた(王駿「台湾経済奇跡 設立当初の民間株主は、新光企業及びその代表(九%)、辜濂松及び国達公司 (九%)、偉成企業及び謝文欽 (六%)、栄

的見証——俞国華的央行総裁生涯〔四十七〕」、『工商時報』、一九九六年一月二四日)。

- (47) 同上論文。
- (48) 同上論文。
- 49 目の大株主である交通銀行の一八・八%を遥かに上回っている(梁永煌「国民党壟断金融事業総清算」、『財訊』、台北、九二 [一九八九年一一月]、六二頁)。 一九八八年時点では、中央投資が中華票券の最大株主であり、その持株比率は三六・七%となっている。これは、二番
- 50 王駿、前揭論文「台湾経済奇跡的見証 兪国華的央行総裁生涯(四十六)」。
- (51) 兪国華口述·王駿執筆、前掲書、二九二頁。
- HLLee and Sylvia Maxfield (eds.), The Politics of Finance in Developing Countries, Ithaca: Cornell University Press, 1993, Cheng, Tun-jen, "Guarding the Commanding Heights: The State as Banker in Taiwan," in Haggard, Stephan, Chung
- (5) 中国国民党党営事業管理委員会編印、前掲書、六三―六四頁。
- (54) 『中央日報』、一九七一年一二月一六日。
- (년) Cheng, op. cit, pp. 58—59.
- 5) *Ibid.*, p. 74.

- <u>57</u> 業の中には「党営事業」の裕台企業も含まれていた。 設立当初の資本金は一〇〇〇万元で、このうち政府株は三九%、民間株は六一%を占めた。ちなみに、出資した民間企
- <u>58</u> 邱靖博「台湾地区資本市場発展之研究」、『台湾銀行季刊』、台北、第三六巻第二期(一九八五年六月)、一八頁。
- (9) 中国国民党党営事業管理委員会編印、前掲書、六六頁。
- 60 兪国華口述・王駿執筆、前掲書、三三〇頁。

61 六年二月二七日)。 メンバーによって構成されていた(王駿「台湾経済奇跡的見証-この作業グループは中央銀行によって招集され、台湾銀行、 土地銀行、台湾証券交易所、中国信託及び中央投資という —兪国華的央行総裁生涯〔七十六〕]、『工商時報』、一九九

- <u>62</u> 湾銀行、土地銀行及び中国信託がそれぞれ一五・二%、台湾証券交易所が二・四%であった(梁永煌、前掲論文、六○頁)。 同上論文。なお、設立当時の資本金は四億元で、一九八八年末の時点で各株主の持株比率は、光華投資四七・二%、台
- 63 王駿「台湾経済奇跡的見証——兪国華的央行総裁生涯(七十六)」、『工商時報』、一九九六年二月二七日。
- 64 証管会は、一九八一年七月一日より財政部の管轄に改められ、その結果株式市場も財政部によって管理されることにな
- <u>66</u> <u>65</u> より一般的にいえば、「党営事業」と国家(政府)との利益の衝突が起こるか否かは、二つの変数によって決まると考え 兪国華口述·王駿執筆、前掲書、三三〇―三三一頁。
- 二に、その業界に対する政府の政策は業界の利益を促進するものであるのか否か、である。 られる。それは、第一に、国民党が「党営事業」による資金調達を行う上で、どの業界に大きな利益を持っているのか。第

第六章 中国共産党との抗争と「党営事業」

において「国家としての顔」を失ったのである。 との抗争において、台湾の国家はそれが独占するはずの軍事的決定権を奪われたに等しかった。七〇年代に入ると、 地位を確保していたが、軍事的手段による「大陸反攻」はアメリカによって「封じ込め」られた。このため、共産党 東西冷戦の「前哨」として位置づけられ、アメリカの世界戦略の中に組み込まれて反共国家として形成されていった。 「米中接近」により国民党政権はその国際的地位を奪われ、共産党政権との立場が逆転する。台湾の国家は国際社会 一九五〇年代から六〇年代を通じて、アメリカの支持を背景に、中華民国は正統な中国国家として国際社会における 国共内戦と東西冷戦の結合により、戦後台湾の国家は中国国家の分裂体の一つとなった。それは東アジアにおける

考察する。

第一節 中国国家の分裂国家化と「封じ込め」られた国共内戦

一 台湾海峡への東西冷戦の波及と中国国家の分裂国家化

とき国民党政権にも「大陸反攻」に向けた行動を停止するよう求めていた。 隊を台湾海峡へと派遣した。それと同時に国民党政権への軍事・経済援助も再開された。ところが、アメリカはこの すると、トルーマン大統領は直ちに台湾海峡不介入声明を破棄するとの声明(「台湾中立化宣言」)を発表し、第七艦 不介入の声明を出した。中国人民解放軍による「台湾解放」も時間の問題と思われたが、同年六月に朝鮮戦争が勃発 『中国白書』を発表して蒋介石政権の腐敗と無能を批判し、五〇年一月民主党のトルーマン政権はいわゆる台湾海峡 九四九年一二月、大陸での内戦で共産党に敗北を喫した国民党政権は台湾に撤退した。同年八月、アメリカは

中国の分裂国家化が固定化されたのである。 東アジアの冷戦体制の最前線に組み込まれていった。東西冷戦が台湾海峡にも波及して中国内戦と結合したことで、 軍事・経済援助などによる直接的なテコ入れを行った。このほか、アメリカは日本にも中華民国との講和を強く求め、 五二年四月に「日華平和条約」が締結されると、五四年には自らも米華相互防衛条約を締結した。こうして、台湾は は国連での国民党政権の中国代表権を防衛するとともに、五一年には正式に「相互防衛協定」を締結して、台湾への 相互援助条約を締結していた。これに対して、アメリカは国民党政権(中華民国)との関係強化に乗り出した。まず 方、共産党側ではこれに先立ち一九四九年七月に毛沢東が「向ソー辺倒」を宣言し、翌五○年には中ソ友好同盟

二 アメリカによる国共内戦の「封じ込め」

地域に対する様々な攪乱工作を活発化させた。 をとると、国民党政権は「大陸反攻」の前線基地として占領し続けていた大陸沿岸の島嶼に正規軍を配置して、沿岸 権に対する「解き放し」政策が打ち出された。アメリカが国民党政権による中国への軍事行動を事実上黙認する姿勢 九五三年一月に共和党のアイゼンハワー政権が誕生すると、二月には「台湾海峡中立化」が解除され、蒋介石政

する権限を与える決議(所謂「台湾決議」)を採択し、二月には上院が米華相互防衛条約を批准した。 米華相互防衛条約が調印された。また五五年一月にはアメリカの上下両院が大統領に台湾防衛のために軍事力を使用 砲撃し、第一次台湾海峡危機が発生した。これはアメリカと国民党政権との防衛条約締結に弾みをつけ、一二月には それに対し、中国側も一九五三年七月に朝鮮戦争の休戦が実現すると反撃を開始した。翌年九月初めには金門島を

国民党政権による「大陸反攻」の防止を図ったのである。 り、アメリカはこの条約の締結によって台湾介入を正当化する根拠を得る一方で、中国による「台湾解放」の抑止と った。それは台湾・澎湖諸島の防衛を公式に明確にするとともに、条約の本質を「防衛」にあると定めていた。つま ところが、この米華相互防衛条約の締結は、アイゼンハワー政権の中国政策における一つの転換点を示すものであ

反攻」を抑える行動にも出ていた。五八年一〇月に彼は急遽台北を訪れ、「大陸の回復は原則的には三民主義の適用 国務長官が「台湾決議」を引用しつつ中国側による金門島砲撃を非難した。他方で、彼はこのとき国民政府の「大陸 国軍が金門島を激しく砲撃し、第二次台湾海峡危機が勃発した。アメリカは再びこれに介入し、九月四日にはダレス 一方、一九五七年六月の「反右派闘争」の開始以来、中国は急進路線に転じていたが、ついに五八年八月末には中

の武力反攻を止めることを約束した。 により、武力行使によらない」との趣旨の共同声明を蒋介石に迫っていた。蒋介石もついに折れて共同声明で大陸へ

念させた。さらに、六三年五月にはケネディ自らが「大陸反攻」を逸る国民党政権に対してクギをさした。 湾政策に掲げる民主党のケネディ政権は、このような動きに対して厳しい警告を発して国民党政権の国防税構想を断 とともに、「大陸反攻」の軍事費を捻出するための国防税の徴収を決定した。しかし、「大陸反攻」の抑止の徹底を台 から「大陸反攻」の準備を開始した。国民党政権は国軍の特務に福建省、広東省の沿岸部での攪乱工作を開始させる しかし、その後中国がソ連との亀裂を深め、「大躍進」の失敗で混乱するのを見るや、蒋介石は一九六二年初め頃

それゆえ、アメリカによる中国内戦の「封じ込め」は、国民党政権を「大陸反攻」か、アメリカの支持か、というジ 位を護るためには、国民党政権にとってアメリカの支持が不可欠であったが、「大陸反攻」もまたその悲願であった。 レンマに陥らせるものだったのである。 解放」だけでなく、国民党政権の中国に対する軍事行動をも「封じ込め」るものであった。政権の正統性と国際的地 このように、覇権国アメリカの力によって中国内戦は台湾海峡で「封じ込め」られたが、それは中国による「台湾

第二節 「戦闘体」としての国民党

「戦闘体」への「改造」

国民党の「改造」の目的は、腐敗し弛緩した無能な組織を一気に建て直し、「反共抗ソ」の「戦闘体」に作り直す

することが必要であると考えていた。 肩にかかっているとの認識から、当時蒋介石は「反共抗ソ」という「神聖な任務」を達成するためにも党を「改造. (空) ことであった。「中華民国憲法」の施行以来、「憲政」の実施と「共匪」(共産党)の討伐という二重の責任が党の双

ころが、これはあくまでも政府間の公式なレベルでの話であった。また、アメリカは国軍による軍事行動の停止を要 国民党政権にとって、「戦闘体」と化した党はそのための絶好の選択肢であった。 な主体による、非軍事的手段を用いた「大陸反攻」工作が可能となる余地が存在したのである。ジレンマに直面する 求したのであり、それ以外の手段による行動は必ずしもその限りではなかった。ここに、非公式レベルでの、非公式 歯止めをかけていた。これにより、国民党政権は軍事的手段による「大陸反攻」を「封じ込め」られたのである。 攻」という目標を掲げる国民党政権に対し、アメリカは「台湾海峡中立化」の方針に基づいてそのための軍事行動に そして、党が「反共抗ソ」の「戦闘体」に生まれ変わることは、国民党政権にとっても好都合であった。「大陸反

は存在しなかった。 戦工作の四つである。特に、中国大陸におけるゲリラ工作や政治作戦・心理作戦を行う機関は、大陸時代の国民党に る。ここで非軍事的手段による「大陸反攻」と呼ぶ活動とは、大陸工作、海外工作、宣伝工作及び政治作戦・心理作 大陸時代の党組織と比較した場合、その最大の違いは非軍事的手段による「大陸反攻」工作を担う諸機関の存在であ さて、「戦闘体」へと変貌を遂げたことが最も顕著に表れているのは、党組織である。「改造」以前、すなわち中国

「大陸反攻」工作と関連したのは、第二組、第三組、第四組及び第六組の四つの機関であった。第二組は中国大陸向 **「改造」時期に準備された「大陸反攻」工作の組織的な枠組は、一九五二年の七全大会で恒久化された。党による**

昌煥、第二組の主任には鄭介民、そして第六組には張炎元がそれぞれ就任した。(ユタ ぞれ担当した。そして、第六組は中国大陸を中心とした海外情勢の研究、及び政治作戦・心理作戦を担当した。主任 けのゲリラ工作を担当し、第三組は海外各地の華僑に対する工作を、第四組は海外向けを含む文化・宣伝活動をそれ については、第三組主任には蒋経国に近い所謂「太子派」の鄭彦棻、第四組主任には蒋介石の個人秘書であった沈

二 党による政府工作の代行

時費、情報業務費及び維持費の各項目、海外工作費が行政院僑務委員会僑務支出、宣伝工作費は行政院新聞局補助支 助金という形で受領していた(表2-5a、b参照)。事業費の各項目の資金は、大陸工作費が国防部情報局国防臨 が政府を代行する」工作であるという理由で、それに必要な経費を国家予算に計上して、政府の各関係機関からの補 ことが窺える。これらの資金の出所が国庫であったことは、既述のとおりである。国民党は、毎年四つの工作は「党 ている。このように多額の資金が注ぎ込まれていたという事実から、国民党政権が四つの工作を非常に重視していた に入ると四○%以上に増大している。また海外工作費の規模も一時減少したものの、六○年代後半には大幅に拡大し けた所以がある。中でも大陸工作費の割合が最も大きく、一九五○年代は三○%台で推移していたものが、六○年代 以上を占めており、その規模は年を追う毎にほぼ右上がりに拡大している。ここに、党財政を「内戦財政」と特徴づ 業費に占める割合である。第二章に掲載した表2−3によると、四つの工作の経費は事業費全体の六○%から七○% 戦工作は各主管機関によって様々な形で展開された。これを裏付けるものが、四つの工作に関わる経費が党財政の事 七全大会以降、「大陸反攻」工作に関わる活動が本格化し、大陸工作、海外工作、宣伝工作及び政治作戦・心理作

出と反共抗俄宣伝補助費の各項目から捻出されていた。(2)

このような各機関の競合ないし重複関係は、前述した「大陸反攻」に関わる各工作の資金の出所を説明するものでも 領域と曖昧に重なり合っていた。結果として、外交部は中央党部に対して従属的地位へと追いやられていたのである。 ずれも国家安全局長あるいは国防部情報局長による兼任であった。さらに、第六組が第二組、第三組、第四組の管轄 央党部に置いた窓口に過ぎないといわれ、実際に一九五〇年代初めから六〇年代末までその主任を務めた三名は、い れる。華僑工作を指導する第三組は、行政院の僑務委員会と全く同じ活動を行った。そして、第二組は特務機関が中 が外交部門へと進出し、外交部の影響力が極力排除される形になっていたのである。これは、蒋介石が外交政策にお が占めており、さらに彼らの多くが所謂「官邸派」の人物であった。つまり、「官邸派」を中核とした党の宣伝官僚 た。その幹部は宣伝担当の党官僚(以下、党の宣伝官僚)、かつての国民党中央宣伝部、その後身の新聞局の出身者 交分野においては、行政院の外交部(外務省に相当)と競合する形で、行政院の新聞局と国民党第四組が存在してい 第三組主任を務めた鄭彦棻は当時僑務委員会主任を兼任していたし、第四組主任を務めた沈錡は当時新聞局長を兼 ある。とりわけ、第二組の場合はポストの兼任という点からもより明確である。その他の機関についても、例えば、 いて宣伝の役割を重視したことに加えて、それを自らが決定を下すべき重要分野と認識していたためであったといわ そして、「大陸反攻」工作を担った党の四つの機関は、事実上、政府の対外政策と深く関わる部門でもあった。外(四)

導者にとっては幾つかのメリットがあったと考えられる。とりわけ「大陸反攻」工作との関わりで重要なことは、同 さて、このように同じ専門領域において類似した機関を競合させたことは、大きな欠陥をもたらし得る一方で、指

家と政党の「二枚看板」を意識的に使い分けていたことは、資金調達のケースからも明らかである。※ る。政府が表立って行うに相応しくない工作は、政党を使って実施すればよかったのである。実際、国民党政権が国 非公式な党機関か、である。つまり、国民党政権は国家(政府)と政党の「二枚看板」を使い分けることが可能とな じ工作を進める上で、その担い手として複数の選択肢を持ち得たことである。その選択肢とは、公式な政府機関か、

党政権は政府に代えて党を利用したのである。 際に、民間部門の資源を動員することができなかった。このような「国家も民間もダメ」という状況において、国民 のであり、その遂行を民間部門に任せられるものではなかった。その意味で、国民党政権はこれらの工作を遂行する ができる。しかも、大陸工作、海外工作、宣伝工作や政治作戦・心理作戦工作といった活動は極めて機密性の高いも て処理していたものと考えられる。大陸工作についても、国軍の特務による政党の「看板」を使った活動と見ること できない海外工作、宣伝工作や政治作戦・心理作戦工作といった、いわば「裏の仕事」を、彼らは党の各機関を使っ これまでの考察から、国民党政権の外交部門は党の宣伝官僚によって掌握されており、その活動の中で公には展開

を事実上奪われたに等しい国民党政権は、「戦闘体」に造り変えた政党という非軍事的な武器を動員することができ 抗争において、党による非軍事的手段を通じた「大陸反攻」を試みた。国家が独占するはずの軍事的な意思決定能力 政府による軍事的手段を用いた「大陸反攻」を「封じ込め」る中で、国民党政権はいわば「国際化」した共産党との このように、戦後の台湾では、国民党は「政府を代行する」形で国共内戦を闘う「戦闘体」であった。アメリカが

たのである。

「対匪経済作戦」の展開と「党営事業」

「対匪経済作戦」と「力行小組」の成立

構想は、既に六○年代初頭から国民党内部に存在したが、それを実現に向かわせたのは蒋介石総裁の指示であった。◎ 広げられた共産党との貿易戦のことである。これは経済的手段による「大陸反攻」工作と捉えることができる。この 戦が貿易戦を柱とすることから、「力行小組」の召集人には外貿会主任の徐柏園が就任した。 心に共産党による大陸製品・物資のダンピング輸出が拡大しており、彼の認識はこの状況に対する危惧を反映したも 理作戦や社会作戦に加えて、文化作戦と経済作戦を展開することが重要である、との認識を示した。当時、香港を中 れた。ただし、機密保持の見地からこの正式な名称は伏せられ、対外的には「力行小組」とされた。そして、この作 「大陸反攻」の好機と考えていたのである。そこで、翌六五年八月、行政院で「現段階対匪経済作戦方略」(以下、 のであった。今後、党の活動は経済闘争と一体となって、共産党の貿易攻勢を食い止めることに重点を置く必要があ 「作戦方略」)が制定され、これと同時に「経済作戦」を主務する統一機構として「対匪経済作戦画策小組」が設置さ った。さらに、「大躍進」の失敗による混乱、ソ連との亀裂の深まりといった当時の中国の状況を捉えて、蒋介石は 一九六四年一一月に開催された九期二中全会において、蒋介石は、今後の海外での共産党との闘争では、従来の心 |対匪経済作戦」(以下、「経済作戦」)とは、一九六○年代後半以降、香港を中心に東南アジアや日本を舞台に繰り

さて、「経済作戦」の基本方針をまとめた「作戦方略」によると、「経済作戦」は貿易戦を中心として、香港を含む

東南アジア、日本など北東アジアが重要拠点とされた。そして、その活動には二つの側面があった。如何に台湾製品(8) 阻止する上でも重要であるとされた。つまり、「経済作戦」では台湾からの輸出拡大と同時に、共産党による貿易攻 如何に有効に取り締まるのか、という消極的な側面である。とりわけ、後者は共産党の地下工作や心理作戦の企みを の輸出を拡大して共産党の海外市場に打撃を与えるか、という積極的な側面と、共産党の製品が台湾に侵入するのを

勢を食い止めることが課題だったのである。

烈に批判した。さらに、一九六六年三月の九期三中全会の席でも、会場に集まった中央委員らを前に「対匪経済闘争 と指示し、その二週間後には、「保守静止の苦境に自ら陥り、開拓創造の精神を欠いている」と党の最高幹部らを痛 ける政治作戦との相乗効果を期待していた。このため、「経済作戦」が遅々として進まない状況に対して、彼は幾度 の言動から、当時を「大陸反攻」の好機と捉えた蒋介石が、「経済作戦」の遂行を相当重視していた姿勢が窺える。 は、未だ実施に取り掛かれていない」と露骨に不満の意を表すとともに、推進強化を強く指示したのである。これら となく不満を示した。二中全会で指示を下した数週間後には、計画を「切実に進め、もはや引き延ばしてはならない」 蒋介石は、「経済作戦」が形式的なものにならないように注意を促すとともに、海外での共産党との闘争工作にお

二 「先鋒」としての「党営事業」

ネシアを中心とした対東南アジア貿易の推進、そして中興電工によるシンガポールとの技術協力などのケースが挙げ 路の拡大を目指した香港台湾貿易公司(以下、港台貿易)の設立、中華貿易による対香港およびマレーシア、インド さて、このような共産党との貿易戦で「先鋒」を務めたのが「党営事業」であった。具体的には、香港における販

うれる®

香港で販売される物品を調達する台湾香港貿易公司が台北に設立された。港台公司の董事長には、蒋介石の直々の指 売部門として台湾民生物産公司が設立された。そして、翌六七年には港台公司の台湾側のカウンターパートとして、 (*) に台湾の物産や工業製品の陳列室を設置すれば台湾経済の成果を宣伝できる、と考えたのである。また、翌月には小 うべき港台公司が設立された。この会社には大規模な台湾製品の陳列室が設置されていた。当時、台湾の多くの物資 遣や業務の展開の上で多くの困難を強いられた。そのような状況の中で、一九六六年七月、貿易戦の「前哨」ともいい。 しかし、共産党側がダンピングを続けたことに加えて、台湾がイギリスとの外交関係を持たなかったため、人員の派 作の重点は、如何にして香港に台湾製品の販売網を築いて、共産党の貿易攻勢に打撃を与えるか、という点にあった。 会社を極めて重視していたこともあり、香港在住の何世禮に董事長への就任を要請したのである。 香港政庁は台湾が香港に人員を派遣して何らかの工作を行うことに厳しい制限を加えていた。さらに、蒋介石がこの 名により何世禮が就任した。彼は香港の名望家の出身であり、かつては国防部常務次長を務めた人物であった。当時、 が香港で販売されていたが、台湾産であることを必ずしも明記しているわけではなかった。そこで、蒋介石は、香港 中でも香港は、共産党によるダンピング攻勢の中心地であり、貿易戦のいわば主戦場であった。「力行小組」の工

当時、台湾を訪れたマレーシア商業訪問団は、事実上マレーシアの外貨で中国を援助しているに等しい現状を改善す るために、台湾に対し両国間の貿易拡大を要請した。そこで、「力行小組」が打ち出した方策の一つが「連合輸出措 の時点で、マレーシアによる中国製品の購入額は二億ドルに達しており、その中心は紡織製品と缶詰食品であった。 対東南アジア貿易のケースでは、例えば、マレーシアとの貿易で中華貿易が中核的な役割を果たした。一九六五年

については、政府が運転資金として五○○○万元を優遇金利で中華貿易に融資した。対インドネシア貿易でも、 必要な資金を捻出できるように、外貿会はこの会社にタイからのトウモロコシの輸入(五○○○トン)を特別に許可 は、中華貿易は対マレーシア貿易を事実上独占することになったのである。また、この会社が宣伝及び陳列室開設に ここで、台湾政府の指定を受けた貿易会社が「党営事業」の中華貿易であった。つまり、上記の二つの商品について ーパートの貿易会社を設立して二つの品物を台湾から集中的に購入し、市場動向などの情報を提供することになった。 置」であった。まずは、台湾がマレーシア向けに輸出する商品が紡織製品と缶詰食品に絞られた。そして、台湾側で し、この販売収益をマレーシア貿易の開拓に充当させた。さらに、マレーシアでの「経済作戦」の遂行に必要な経費 は政府が指定した輸出業者がマレーシア向けに輸出する全商品を統一的に処理する一方、マレーシア側でもカウンタ

貿易は同様の指定を受けた。 を設けて、台湾製品の販路拡大と現地の華僑の支持獲得を図る政策を推進していた。大星公司の設立は、このような 公司が設立された。当時、「力行小組」召集人の徐柏園は、台湾が外交関係を持たない東南アジアの国と地域に拠点 発展局、イギリスの電器メーカー及び現地の華僑系企業との合弁で興馬電器公司を設立した。六九年一〇月には大星 このほか、シンガポールにおける「経済作戦」では、一九六六年に「党営事業」の中興電工が、シンガポール経済

国家を代行する形でその政策的任務を果たしたのである。それは、主務組織の名称が伏せられたほど機密性の高いも のであり、その遂行を一般の民間企業に任せられるものではなかった。他方、国家(政府)が正面切って出て行くわ このように、「経済作戦」では「国家も民間もダメ」という状況を背景に、「党営事業」は国民党政権に動員され、 政策的任務を背景としたものであった。

動員が可能であったのは、「力行小組」召集人の徐柏園が制度的に「党営事業」を動員できたからである。そして、 けにもいかなかった。いずれも、海外を舞台に展開したという意味で、いわば「国際的」動員であった。このような づけられるものであった。 よる経済的な「大陸反攻」工作であり、大陸工作、海外工作、宣伝工作や政治作戦・心理作戦工作の延長線上に位置 「経済作戦」の遂行とは、まさにそのようなジレンマへの対処策の一環であったと見ることができる。それは、党に 「大陸反攻」か、アメリカの支持か、というジレンマに直面していた当時の国民党政権にとって、「党営事業」による

事業」全体での収益の拡大は、中華貿易一社の赤字を補塡して余りあるものだったのである。 府によって補塡されることになっていた。しかも、第三章及び第四章で見たように、権威主義体制下における「党営 であったといわれる。しかし、「作戦方略」の規定によれば、「経済作戦」の遂行に伴い企業側に発生した損失は、政(等) 限に抑えられたものと思われる。確かに、企業レベルでは、政策的任務による負担が中華貿易の経営を圧迫した一因 一方、このような政治的動員は、ビジネスとしての「党営事業」にネガティブな影響をもたらしたが、それは最小

第四節 台湾の国際的地位の喪失と国民党政権

国際的地位の喪失と「総体外交」の推進

史的な中国訪問が実現して「上海コミュニケ」が発表された。これに先立ち七一年にはニクソン訪中日程の公表を受 九六〇年代末、アメリカと中国はソ連に対するそれぞれの思惑から接近を始め、七二年二月ニクソン大統領の歴

けて、アメリカ議会が五五年の「台湾決議」を全会一致で廃棄していた。この米中接近は、国民党政権の「中華民国」

と共産党政権の中華人民共和国の立場を逆転させることになった。

て、中華民国代表は中国代表権の表決を待たずに国連脱退を宣言した。これ以降、「中華民国」は国連の附属機関を 一九七一年秋に開催された国連総会では、アメリカなどの提案した「重要事項指定」の動議が否決されたのを受け

日本が台湾との国交を断絶、その他西欧の主要国も次々と北京政府との外交関係を樹立した。公式の外交関係の上で はじめとして、政府参加の主要な国際機関から追われることになった。また、七二年九月には日中国交正常化により

は、「中華民国」は国際社会で著しい孤立に陥ったのである。

諸国との「民間関係」を認めざるを得なかった。ここに、「中華民国」の著しい国際的孤立にも拘らず、「台湾」が国 った。また、中国は外交関係を結んだ日本や西欧諸国に対しても対台湾全面断交を強制することができず、これらの しかし、劇的な米中接近が行われたとはいえ、ニクソン訪中後直ちに両国間の外交関係が樹立されたわけではなか

や団体が積極的に国際事務に参与していくことを奨励する「総体外交」を推進していった。(ミリ 国民党政権は断交した諸国と経済、文化、技術協力などの多面的な「実質関係」を強化し、政府に限らず民間の個人 際社会においてインフォーマルな存在として、独特な国際的地位を保持し続け得る余地が存在したのである。そこで、

年五月に行政院長に就任した蒋経国は、その就任早々「法統」体制の堅持、「漢賊不両立」、自由主義陣営の一員とい いう対外政策の基本路線に基づいていた。国連脱退後、国民党政権はその対外政策の見直しを迫られたが、一九七二 ただし、この「総体外交」という外交戦略は、あくまでも「漢賊不両立」(自由中国と共産中国は両立しない)と

う対外政策の三つの基本原則を示した。これに合わせて、蒋経国は、「法統」派として知られ、その後「漢賊不両立」

基づいた「総体外交」が推進されることになったのである。 (8) 経国による施政報告で「中共を承認して、わが国と国交のない国について、民主国家であれば緊密な交流を築く」と の原則に基づく「断交外交」の中心人物となる沈昌煥を外交部長に据えている。その上で、九月末には立法院での蒋 いう方針が確認された。こうして蒋経国のイニシアチブの下で、台湾の対外政策は「漢賊不両立」という基本路線に

防衛の条約上の義務を放棄したものの、国内法という形で北京との外交関係保持という条件の下での最大限の保護を リカ議会では七九年四月にアメリカの対台湾関係を律する法律として「台湾関係法」が制定された。アメリカは台湾 台湾に約束したのである。 カは「中華民国」と断交し、米華相互防衛条約は七九年末日をもって破棄されることとなった。これを受けて、アメ 九七八年一二月一六日、アメリカ・中華人民共和国両政府は七九年元日からの外交関係樹立を宣言した。アメリ

る中で、国民党政権の対外政策が受動的・消極的なものへとつながる要因となっていった。 民党政権の対外政策の基本原則は、あくまでも「漢賊不両立」であった。このことが、共産党政権との立場が逆転す が残されていたし、アメリカからは「台湾関係法」に基づく一定の安全保障上の保護が与えられていた。ただし、国 失っていった。しかし、そこには台湾がインフォーマルな存在として各国との「実質関係」を構築し得るだけの余地 このように、「米中接近」に端を発した外交的逆境の中で、台湾の国家は国際社会における「国家としての顔」を

一 共産党政権の新たな政治攻勢と国民党政権の対応

「米中接近」とともに、中国側では「文化大革命」で中断されていた対台湾工作が復活した。この動きは、毛沢東

いう国家の方針の大転換とともに、これと密接に関連して台湾政策の大転換も行われた。このとき、「台湾解放」の いった。一九七八年一二月一八日から開催された共産党の一一期三中全会では、近代化に向けた「改革・開放」へと が死去して「四人組」が打倒された後、近代化優先路線を掲げて鄧小平が復活すると、新たな政治攻勢へと発展して

スローガンに代わり、新たに「祖国の平和統一」を謳った大会コミュニケが採択され、「一国両制」(「一国家二制度」)

構想に基づく国家統一を優先するという、鄧小平の指導の下での新たな台湾政策が示された。

の社会経済制度は変更しない、といった共産党の基本的な立場が示された。 合作、そのための国共両党の対等な立場での交渉、統一後の台湾は高度な自治権を持つ「特別行政区」となる、現行 会委員長の葉剣英による国家統一に向けた「九項目提案」が行われた。ここでは、祖国統一実現のための第三次国共 唱された。そして、辛亥革命七〇周年にあたる八一年の国慶節前夜(九月三〇日)には、全国人民代表大会常務委員 告げる書」が発表され、祖国統一のための「三通四流」(通郵・通航・通商、学術・文化・体育・工芸の交流) さらに、翌一九七九年元日には、アメリカとの国交樹立と同時に全国人民代表大会常務委員会により「台湾同胞に

った。しかし、今や国際社会においては共産党政権こそが「中国の正統政権」なのであり、「漢賊不両立」の基本原 則の下での「三不政策」はその後も堅持され、国民党政権は国際社会での中国との共存を拒絶する政策を採用してい 年四月に開催された国民党の一二全大会では「三民主義による中国統一」を決議した。こうした「漢賊不両立」の原 接触せず、交渉せず」といった「三不政策」をとった。また、共産党側の「祖国の平和統一」に対抗して、一九八一 共産党の新たな台湾政策に対して、国民党政権は蒋経国総統兼国民党主席が提起した「(共産党とは) 妥協せず、

則を堅持する限り、国民党政権の対中政策を含めた対外政策は受動的なものにならざるを得なかったのである。

な状況の中で「党営事業」は共産党との抗争のいわば「防御面」でも動員されたのである。 九七○年代以降、国際社会における立場の逆転を背景に、中国は台湾への外交攻勢を強めていったが、そのよう

第五節 中国銀行の民営化と「党営事業」

一 中国銀行の民営化の背景

国銀行の民営化であった。 かつ緊急の課題の一つが、国家の海外資産の確保であった。そして、そのための具体的な措置が、国営銀行である中 国際的地位の喪失、さらには共産党政権による外交攻勢が強まることが予測される中で、国民党政権にとって重要

府の台湾移転に伴い総管理処を台北へと移転させた。台湾での中国銀行は、国内業務を暫時停止しており、営業が再 に「四聯総処」に統合された。抗日戦争の終結後、再び中国銀行として上海で業務を再開したが、四九年には国民政 による全国統一後には、中国銀行は外国為替銀行に指定されたが、三七年に中央銀行、交通銀行及び農民銀行ととも 銀行が設立される以前には、通貨発行や国庫管理などその業務を一部代行していた。二八年、北伐が終わり国民政府 発行権を有するとともに、国庫金の管理や政府公債の代行発行といった業務を行った。中国銀行への改組後も、中央 一九〇四年に設立された戸部銀行に遡り、一九〇九年に大清銀行に改称された後には、事実上の中央銀行として通貨 中国銀行は、中華民国が建国された一九一二年二月五日に、大清銀行を改組して上海に設立された。その前身は、

開されたのは六○年一○月のことであった。ただし、その間もニューヨーク、東京、大阪、バンコク、サイゴン、そ

してシドニーといった世界各地に支店を構えて、海外業務は引き続き行われていた。85

ることを要求するのを恐れて、これを未然に防ぐために緊急に中国銀行の民営化作業に着手したのである。 在した。このため、政府は中華人民共和国が国連に加盟して後、「中国銀行」の名義により台湾の海外資産を接収す 資産の確保が再優先されるべき課題であった。当時、中国銀行は国営の外国為替銀行として海外に多くの支店を設け プについては、当面の間はアメリカの支持によってその確保が望める状況にあった。そのため、政府にとっては海外 さて、台湾は国連を脱退したとはいえ、その附属機関である国際通貨基金(IMF)や世界銀行でのメンバーシッ 台湾の外貨資産を処理していた。ところが、共産党政権の支配地域である中国大陸にも同名の「中国銀行」が存

たのである。 注目を集めた。政府が中国銀行の民営化を決定したことには、二つの理由があった。第一に、当時の急速な経済発展 ビスが提供できないこと、であった。そこで、政府はまずは対外貿易との関係が最も深い中国銀行の民営化を決定し 国内の銀行はなお多くが国営であるため、関連法令の拘束を受ける公営事業では、経済発展のニーズに合わせたサー において、国内産業の発展あるいは対外貿易の拡大を問わず、すでに民間企業が主導的な地位にあること、第二に、 中国銀行の民営化は、台湾では戦後初めて国営の金融機関が民間に開放されるケースとして、当時は各方面からの

政府がそれに代わって投資する目的で運用されるものであった。中国銀行の資本金は七億二○○○万元で、そのうち プロジェクトで、民間部門に投資する能力あるいはその意思がない場合、または民間企業に資金が不足する場合に、 金」(開発基金)を設置することが決定されていたことである。この開発基金とは、政府の経済建設計画に含まれる 注目を集めたもう一つの理由は、中国銀行が民営化された際には、政府保有株の売却益を拠出して「行政院開発基

三分の二は政府株であったから、その売却益の五億元はすべて開発基金に充てられることになっていたのである。

二 中国銀行の「党営事業」化

することを決議、 可決、翌日には総統がこれを公布した。一二月一七日には、中国銀行は株主総会を開催し、資本金を一○億元に増資 るよう指示した。緊急作業の後、同月一四日には立法院が「中国銀行条例」の改正案である「中国国際銀行条例」を 行われた。一九七一年一二月一日、財政部は中国銀行に対し株主総会を招集し、民間金融機関への組織改変を準備す した。そして、董事長には当時台湾水泥公司及び中華開発の董事長を務めていた林柏寿、総経理には魏宗鐸を選出し 中国銀行の民営化に向けた作業は、当時中央銀行総裁であった兪国華のイニシアチブの下で非常に迅速に 同時に定款を修正して社名を「中国国際商業銀行」(中国商銀)と改め、民間金融機関へと衣替え

月一七日に行われているが、その後八八年時点で当該企業への投資額の合計は五六億五九〇〇万元となっており、こ する。これは、開発基金の委託を受けて、中央投資がある企業に投資したものである。この項目の投資は七一年一二 投資による投資先が中国商銀だったのである。つまり、中国銀行は表面上民営化されて中国商銀という民間金融機関 のうち中央投資による投資額が三七億三六○○万元で、その比率は六六・○三%を占めている。実は、ここでの中央 である。開発基金の一九八八年度決算資料には、その長期投資の明細に「委託中央投資公司投資」という項目が存在 た。実際には、開発基金が「党営事業」の中央投資に中国商銀への投資を委託する、という手続きがとられていたの しかし、中国銀行の政府保有株は民営化に伴い市場で売却されて、その収益が開発基金に充当されたのではなかっ

よって管理されていたのである。 へと様変わりしたが、実際には、もともと政府が保有した中国銀行株の比率に相当する中国商銀の株式は中央投資に

まり、このときの中国銀行の民営化とは、事実上の「党営事業」化であったといえる。「形式上は民営、実質上は公 と、国家財産を保護するために、やむを得ず「形式上は民営、実質上は公営」という方式を採用したのだという。つ 投資が政府保有株の管理を委託されたのだと説明している。そして、当時財政部銭幣司長の職にあった趙既昌による この件について、中央投資の総経理であった殷文俊は、当時政府が表に出ていくには不都合があったために、中央

営」、これはすなわち「党営」だったのである。 中華民国の国連脱退後、国際社会において「国家としての顔」を失った国民党政権にとって、中国による海外資産

した人物が兪国華であったことが、それを可能にしたといえる。金融政策を主導した中央銀行総裁と財委会主任を兼 権は「党営事業」を動員することで、国家の能力を補完したといえよう。そして、この中国銀行の民営化過程を主導 行はいうに及ばず、金融システム全般へのコントロールを堅持することができたのである。ここでもまた、国民党政 方、この銀行は「実質上は公営」であったため、政府は海外資産を引き続き管理することができたと同時に、この銀 たことで、国営金融機関の民営化を達成すると同時に、国家の海外資産も表向きは民間の資産として確保された。 手から守るために、共産党との抗争のいわば「防衛面」で動員されたといえよう。新銀行が「形式上は民営」となっ 民党政権は「党営事業」を動員することで対処したのである。ここでは、「党営事業」は国家の海外資産を共産党の のでは、国家資産が民間の手に渡ってしまうことになる。このような「国家も民間もダメ」という状況に対して、国 の接収を防ぐためには、中国銀行を民営化することが唯一の選択肢であった。とはいえ、一般の民間金融機関化した

任したことで、彼は「党営事業」を政策手段として動員し、海外資産の喪失の危機という難局を乗り切るとともに、

金融システムに対する国家の支配を維持したのである。

- 1 若林正丈『台湾――分裂国家と民主化』、東京大学出版会、一九九二年、六八一六九頁。
- 2 障法(MSA)に基づく一般経済援助(所謂「米援」)として六五年まで総額約一五億ドルが供与された。このほか、公式の 軍事援助は、一九五○年から始まり七四年に打ち切られるまで総額約二五万六六○○万ドル、経済援助は、相互安全保

軍事援助顧問団(MAAG)の派遣も再開された(同上書、七○頁)。

3 同上書、七〇—七一頁。

(一九九八年)、八四頁。

- (4) 松本はる香「台湾海峡危機(一九五四―五五)と米華相互防衛条約の締結」、『国際政治』、日本国際政治学会、一一八号
- (5) 若林正丈「中台関係四十年略史」、岡部達味責任編集『岩波講座現代中国六-九九〇年、二四二頁 中国をめぐる国際環境』、岩波書店、一
- 6 ·同上論文、二四二—二四三頁。
- 7 松本、前揭論文、九八—九九頁。

若林、前揭論文、二四四頁。

8

(9) 衛藤瀋吉・岡部達味・鳥居民・松本繁一・向井寛夫共著『中華民国を繞る国際関係 一九四九年——一九六五年』、アジア

政経学会、一九六七年、六七—六八頁。

<u>10</u> 同上書、六九—七九頁。

- $\widehat{11}$ 中国国民党中央執行委員会秘書処編印『本党改造案』、台北、中国国民党中央執行委員会秘書処、一九五〇年、三頁。
- (12) 同上書、四頁。
- 五〇年、二一三頁 同上書、四—五頁、及び中国国民党中央改造委員会印『本党現階段政治主張』、台北、中国国民党中央改造委員会、 一 九
- 第七期中央委員会の成立に伴い大陸工作が第一組から分離され、新たに第二組が設置された。 当初、「改造」時期には、大陸向けのゲリラ工作は「自由地区」と呼ばれる台湾での工作とともに第一組が担当したが、
- (15)「中央改造委員会組織大綱」、『改造』、台北、中国国民党中央改造委員会、第一期(一九五○年九月一日)、二七─二九頁、 下編』、台北、中国国民党中央改造委員会、一九五二年、及び劉維開編輯『中国国民党職名録』、台北、近代中国出版社、一 「中央改造委員略歴」、同上資料、一九―二五頁、中国国民党中央改造委員会編印『中国国民党第七次全国代表大会党務報告
- 劉維開編輯、同上書、二七四―二七五頁、及び二八一―二八四頁。

九九四年、二六七—二六九頁。

- <u>17</u> 央委員会、一九五七年、などを参照のこと。 例えば、中国国民党第七期中央委員会編印『中国国民党第八次全国代表大会党務工作報告』、台北、中国国民党第七期中
- (18)「中国国民党第八期中央委員会常務委員会第六五次会議紀録」、台北、一九五八年七月九日。
- <u>19</u> 以下、特記以外、衛藤・岡部・鳥居・松本・向井共著、前掲書、二五--三〇頁。
- 例えば、曹聖芬 (第二組主任)、沈昌煥 (第四組主任・外交部長)、沈錡 (第四組主任・外交部政務次長)、沈剣虹
- ちなみに、国防部情報局とは、戦争中に最も大きな権力を握っていた軍統局(国民政府軍事委員会調査統計局)の後身であ 第二組主任を務めた三名のうち、鄭 介民は国家安全局長、張炎元と葉翔之はいずれも国防部情報局長を兼任していた。

- に創設された国家安全局の指揮下に置かれた。 海軍と交通部に分配され、軍統局の首脳部は一九四六年に国防部保密局を創設した。その後、保密局は国防部情報局と名称 る。戦後、軍統局は大幅に改組され、軍事情報業務は軍令部第二庁(後の国防部第二庁)、警察は内政部警政司、武装部隊は 調査局(司法行政部調査局、その前進は中国国民党中央執行委員会調査統計局〔中統〕である)とともに五四年
- る(衛藤・岡部・鳥居・松本・向井共著、前掲書、二七頁)。 きよう。また、指導者は、それそれの機関の影響力を相殺して、彼個人の決定に重みを加え、その威信を高めることにもな 相互間の競争により各々の作業能率は高まり、相互間の監視により世論と議会による審査、規制の欠如を補うことがで

劉維開編輯、前掲書、三〇〇一三〇一頁。

- (24) このほかにも、「二枚看板」を使い分けていたと見なすことのできるケースがある。例えば、香港で国民党政権の情報局 しての言い回しであると思われるが、国民党政権側もこの「二枚看板」を利用していたものと考えられる(同上書、四八頁)。 の大陸向け工作員が捕らえられたとき、香港政庁は国民党第二組の人員として発表していた。これはイギリスの中国を考慮
- 四五—五四頁 張維亜『専題研究報告(七○三)反共戦略経済因素之研究』、台北、中国国民党中央委員会設計考核委員会、一九六二年、 徐柏園『行政院対匪経済作戦画策小組(力行小組)工作報告』、台北、行政院対匪経済作戦画策小組、一九六六年。

25

- (28) このような見解に基づき、蒋介石が一九六二年に「大陸反攻」準備を開始したことは既に触れた。さらに、六五年一月 (27)「中国国民党第九届中央委員会常務委員会第九二次会議紀録」、台北、一九六四年一二月九日。
- を示している(「中国国民党第九届中央委員会常務委員会第九八次会議紀録」、台北、一九六五年一月九日)。 六日の九期中央常務委員会第九八次会議において、共産党及び大陸情勢に関する報告を聞いた後にも、蒋介石は同様の見解
- (②)「中国国民党第九届中央委員会常務委員会第一五二次会議紀録」、台北、一九六五年九月一日。「力行小組」のメンバーは、

行政院主計長、国家安全局局長、中央信託局局長、そして行政院長が招聘した委員数名であった(徐柏園、前掲書、五頁、 主任委員を務める外貿会主任のほか、国防部長、財政部長、経済部長、交通部長、僑務委員会委員長、国際経合会副主任、

及び「行政院対匪経済作戦画策小組組織規程」、同上書、附件〔二〕)。

「現段階対匪経済作戦方略」、同上書、附件(一)。

30

- 31 「中国国民党第九届中央委員会常務委員会第一五二次会議紀録」、台北、一九六五年九月一日。
- 「中国国民党第九届中央委員会常務委員会第一五四次会議紀録」、台北、 一九六五年九月一五日。
- 33 中国国民党中央委員会秘書処印『中国国民党第九届中央委員会第四次全体会議党務工作報告』、台北、中国国民党中央委 「中国国民党第九届中央委員会常務委員会第一五六次会議紀録」、台北、 一九六五年九月二九日。
- 員会秘書処、一九六六年、一七九頁
- <u>35</u> 36 徐柏園、前掲書、七一一五頁、及び一九頁。 同上書、七頁、及び「推動台港貿易実施計画綱要」、同上書、附件(三)。
- 37 王駿採訪・執筆「台湾経済奇跡的見証――兪国華的央行総裁生涯(五)」、『工商時報』、一九九五年一二月一〇日。
- 38 中央投資公司編印『中国国民党参与投資事業簡介』、台北、中央投資公司、一九九五年、三〇—三一頁
- <u>39</u> $\widehat{40}$ 侃如「他們說、他們不是党営事業」、『商業周刊』、台北、二二期(一九八八年四月二五日)、一二—一三頁。 徐柏園、前掲書、八頁 朱侃如「『台港貿易』党営身分再受質疑」、『商業周刊』、台北、二九期(一九八八年六月一三日)、一四―一五頁、及び朱
- にも適応できる人物が適任であると考えられていた。なお、総経理には元中央信託局副局長の林芳伯が就任した(朱侃如 小組」では、港台公司の董事長にはビジネスへの理解に加え、絶対的な忠誠心の持ち主で、また現地の言語習慣などの条件 王駿採訪・執筆「台湾経済奇跡的見証― ——兪国華的央行総裁生涯(六)」、『工商時報』、一九九五年一二月一一日。「力行

前揭論文「他們説、他們不是党営事業」、一三頁)。

- (42) 徐柏園、前掲書、一一一二頁。
- $\widehat{43}$ 同上書、一一―一三頁、及び「中華貿易開発公司接受政府委託推展馬来西亜貿易計画修正草案」、同上書、 附件 四。
- (4) 同上書、一四頁。

 $\widehat{46}$

中央投資公司編印、前掲書、二九頁。

- <u>45</u> 中興電工への低利融資を提供する形で計画を支持した(同上書、一九頁)。 この計画は、もともと財委会から提出されたものであったが、「力行小組」は「経済作戦」と方向性が一致すると判断し、
- 年二月一七日)。 成しなければならないと認識されていた(「中国国民党第九届中央委員会常務委員会第一〇八次会議紀録」、台北、一九六五 「対匪経済作戦」では、政府がまず先に政策を確立することが必要であり、状況次第では経済手段によって政治目的を達
- <u>48</u> 林静容「中華貿易反敗為勝」、『商業周刊』、台北、第二〇期(一九八八年四月一一日)、五二―五三頁。
- 「現段階対匪経済作戦方略」、徐柏園、前掲書、附件(一)。

 $\widehat{49}$

- (50) 「中華民国」と外交関係を保つ国は、サウジアラビア、韓国、南アフリカなどの反共国家のほかには、ラテンアメリカ、 アフリカや南太平洋の二〇数ヵ国の小国を残すのみとなった。
- <u>51</u> 以上の記述は、若林、前掲書、一七五―一七七頁、及び若林、前掲論文、二四六―二四八頁、による。
- <u>52</u> 究刊行会、第三三号 (一九九七年夏季号)、一四四—一四五頁。 陳桂蘭「蒋経国時代の『実務外交』の形成と展開」、『法学政治学論究』、慶應義塾大学大学院法学研究科内法学政治学論
- (53) 若林、前揭論文、二五一頁。
- (5) 若林、前掲書、一九九―二〇〇頁。

- <u>55</u> 以上の記述は、若林、前掲書、一七五―一七七頁、一九九―二〇四頁、及び若林、前掲論文、二四六―二四八頁、二五
- <u>56</u> 厳雋寶『銀行発展四○年』、台北、中華徴信所、一九九一年、一一一--一一二頁。

] —二五六頁。

- 57 兪国華口述・王駿執筆『財経巨擘 ——兪国華生涯行腳』、台北、商智文化、一九九九年、二五一頁。
- (5) 同上書、二五一―二五二頁、及び王駿採訪・執筆「台湾経済奇跡的見証――兪国華的央行総裁生涯(十三)」、『工商時報』、
- (5) 『中央日報』、一九七一年一二月一六日、及び梁永煌「国産、党産、私産不分?」、『財訊』、台北、八六期(一九八九年五 月)、一〇六頁。 一九九五年一二月一八日。
- <u>62</u> <u>61</u> 兪国華口述・王駿執筆、前掲書、二五一―二五二頁、及び王駿採訪・執筆、前掲論文「台湾経済奇跡的見証· 『聯合報』、一九七一年一二月一六日。

(6) 『中央日報』、一九七一年一二月一六日。

- 的央行総裁生涯(十三)」。
- (6) 同上論文、一〇五—一〇七頁。

第七章 政治的民主化と「党営事業」

権交代なき民主化という点で特徴的であった。二〇〇〇年の総統選挙で政権が交代するまで、国民党は政権党として 中に位置づけられるが、ラテンアメリカや東ヨーロッパ諸国の民主化のケースと比較した場合、それは平和的かつ政 の地位を保持し続けたのである。しかし、その結果として、台湾の民主政治には幾つかの「権威主義の遺物」が残さ 九八〇年代末以降の台湾の政治的民主化(以下、民主化)は、「第三の波」と呼ばれる民主化の世界的な潮流の

れたといわれ、国民党の「党営事業」もその一つに数えられている。 展が、台湾の国内政治の民主化とどのように関わっていたのかを分析する。 事業」の活動にも影響を与えたものと思われる。そして、このような「党営事業」の展開はまた、台湾の民主化、及 えられる。それは、党の財源としての本来的な役割を果たすべく、経営の効率化を図ろうとする企業としての「党営 大を遂げていた。そのため、民主化の過程で、国民党はその政権維持のために「党営事業」を最大限に活用したと考 とりわけ、「党営事業」は、企業という形をした政治資源であり、しかも、それは権威主義体制期に相当な規模に拡 びその後の民主政治のあり方を何らかの形で特徴づけたに違いない。そこで本章では、「党営事業」の存在とその発 民主化に伴い「党国体制」が解体する中で、国民党にとって、これまで以上に党の資源の相対的重要性は高まった。

第一節 民主化と「党営事業」の外的環境の変化

一 台湾政治の民主化

定に従い本省人の李登輝が総統に就任し、民主化は彼のリーダーシップの下で進められることとなった。 ばれた反国民党勢力は、これを受けて政党の結成がいまだ許されない中で、同年九月に民進党の結成を強行した。こ 戒厳令(四九年五月施行)がついに解除された。さらに八八年には蒋経国が死去したことで、「中華民国憲法」の規 のとき国民党政権がこれを黙認したことで、台湾は実質的に複数政党が競争する時代へと突入した。そして翌年には、 九八六年三月、蒋経国は一二期三中全会において「政治革新」を指示し、民主化に着手した。当時「党外」と呼

開かれるや否や、立法院を中心に大挙して進出した。国民党政権は、彼らに依存することで政権維持を図ったが、そ 党政権に対する彼らの自律性と政治力を高めることになった。とりわけ、地方派閥は民主化に伴い中央政界の門戸が れは彼らに対するコントロールを失うことにもつながった。地方派閥は互いに連携し、国民党政権に圧力を加えるよ 過程で、李登輝が党内保守派に対抗するために本省人中心のビジネス・グループと地方派閥に依存したことは、国民 と、民主化及び「台湾化」の推進を期待した民進党の暗黙の支持を背景に、彼は中華民国総統兼国民党主席の強大な 人事権限を巧みに使って、次第に外省人エリートの政敵を追い落とし党の主導権を握った。この党内での権力抗争の 李登輝は、それまで全く党内基盤を持たなかった。しかし、「歴史上初の台湾人総統」の誕生に好感を抱いた世論

うにもなっていった。

台湾の民主化では、体制内現職者の改革派である李登輝が主導する漸進的な「憲政改革」路線(「中華民国憲法」の その一方で、体制移行が開始された時点で、体制側と反体制勢力との間には大きな力量の差が存在した。このため、

廃止され、共産党との恒常的な内戦態勢が解除された。そして、民意に支えられながら「万年国会」が解消され、九 常的な支出の削減は困難であった。人件費だけでも、九五年度には三九億元、九八年度には四五億元ともいわれた。 める比率が大幅に上昇した。 長・高雄市長の民選を実現させた。こうした一連の「出発選挙」を経て、九六年三月には総統直接選挙が実施され、 修正による民主化)が選択され推進された。一九九一年五月には「中華民国憲法」を棚上げしていた「臨時条項」が 従って、「党営事業」はより一層の資金供出を求められ、これまで以上に高収益を上げることが必要となった。しか 動員型の組織戦を展開する国民党にとって、党の組織力を維持するためには、人件費や党員の福利厚生費といった経 九八年末の台北市長・高雄市長・立法委員のトリプル選挙には六○億元の資金が必要だったと報じられている。また、 需要は大幅に高まった。まずは選挙資金の増大であり、一九九六年の総統選挙に備えた資金は一○億元以上、そして まり、また民進党という強力な野党の出現により選挙戦は回を重ねる毎に激しさを増した。その結果、国民党の資金 「憲政改革」は一応の完成をみた。また、この間に「台湾化」も進展し、政権上層部のエリートにおいて本省人が占 一年末には国民大会代表、翌年末には立法委員の全面改選が実施された。さらに九四年末には、台湾省長・台北市 このような民主化は、「党営事業」を取り巻く環境に変化をもたらした。まず第一に、選挙の重要性が飛躍的に高 二 「党営事業」を取り巻く外的環境の変化

取引先の企業の票までもが動員の対象となった。そのうえ、とりわけ激戦区である都市部において、国民党系地方派 な集票マシーンであった。激しい選挙戦を制するには、「党営事業」各社の従業員とその家族はいうに及ばず、その 第二に、国民党による「党営事業」の政治的動員の必要性が増した。党にとっては、「党営事業」それ自体が巨大 選挙が実施される頻度が高まり競争が激しくなるにつれて、資金調達にはスピードも要求されることになった。

閥の基盤を強化する必要に迫られると、国民党は「党営事業」を大いに活用して、彼らに対する経済資源の供与を試

業」にとって無関係ではなかった。「党と国家との癒着」という批判への対応として、財委会主任による行政ポスト さらに、台湾の民主化にとっての大きな課題の一つとされた「党国体制」の解体、すなわち党政分離も、「党営事

うに国家部門から直接的に資源を調達することが困難となった。また、従来国庫からの補助金に依存していた資金も 自己調達を迫られることになり、やはり「党営事業」にはより一層の利益獲得が求められた。 の兼任が解消された。その結果として、「党営事業」は政府の政策手段と化すことはなくなった反面、これまでのよ ただし、困難となったのは特権的な資源調達だけではなく、独占的な資本蓄積についても同様であった。「党営事

場での激しい競争に晒されることになった。 ほぼ時期を同じくして進められた経済の自由化により、「党営事業」は新たなビジネス・チャンスを得る一方で、市 業」がこれまで政府調達を独占していた実情が暴露され、また国内市場におけるその独占性が批判された。そのうえ、(3)

ジネスに携わること自体、それほど問題にはならなかった。「党営事業」のあり方に対する批判も存在したが、それ そして、何よりも民主化とともに「党営事業」の正当化の問題が浮上してきた。権威主義体制下では、政権党がビ

ものへの批判が、野党、知識人やマスコミといった各方面から噴き出した。政党間競争では政党のイメージが重視さ 当化する必要はなかった。ところが、民主化の過程で「党営事業」の経営のあり方や収益の用途、さらには存在その らず、ましてや一般の民衆はその実態を知る由もなかった。国民党は、これまで台湾社会に向けて「党営事業」を正 は一部の政治エリートによるものに限られていた。また、国民党内でもその経営状況は一般の党員には公開されてお(3) れるため、国民党は政権党によるビジネスを正当化するための方策を講じる必要に迫られたのである。

られる。そして、そのような対応は民主化のインパクトの下で構築された新たな管理体制の下でとられたのである。 正当性の獲得という三つの課題を果たすことを同時に要請され、それらに向けた複合的な対応を迫られたものと考え 従って、民主化の過程における「党営事業」は、ビジネスの効率化と党の政策的任務の遂行に加えて、社会からの

第二節 「党営事業」の管理体制

党管会)の設置であった。 しが行われた。具体的には、 - 党営事業」の管理体制は、民主化に伴う外的環境の変化への対応に加えて、党内の権力構造の変化に伴って手直 企業レベルでの持株会社体制の確立と管理機構レベルでの党営事業管理委員会(以下、

徐立徳の財委会主任への就任と持株会社体制の確立

李登輝は、 一九八八年七月の一三全大会において正式に党主席に選出された。彼は、蒋経国の生前に選ばれた後継

え、これまで外省人エリートが支配的であった体制内部では、本省人の彼自身が周辺的なエリートであった。 め、党内に十分な権力基盤や人脈を持たない李登輝は、当初「党営事業」の管理を外省人の徐立徳に任せて、 者としての正統性を持ち、またそれゆえに中華民国総統兼国民党主席という強力な権限を握ることができた。 とはい 彼自身 そのた

は権力抗争に精力を集中せざるを得なかった。

がいわばその権力を奪い取るためのコマとして徐立徳を起用したことである。かつて、保守的なスタンスをとり続け 事であったといえる。もう一つ象徴的であったことは、蒋経国時代に党の経済部門を握っていた兪国華から、 **擢したことは、外省人エリート達に対してある程度の心理的効果を持ち得たと考えられる。それと同時に、外省人で** といった微妙なバランスの中で行われる必要があったものと思われる。そのため、李登輝が財委会主任に徐立徳を抜 た兪国華に対して、政府内部でも民間企業の発展に対して好意的だったのが徐立徳であり、経済部長のポストを務め 力に依存せざるを得なかった。つまり、徐立徳の起用は、党主席たる李登輝の党内での権力関係の実情を反映した人 あるとはいえ、徐立徳は経済部長や財政部長などを歴任した経済行政の実務経験者であり、そのため李登輝は彼の能 つ、他方で、大多数を占める外省人エリートらに本省人による党の資源の奪取といった疑念を抱かせぬようにする、 |党営事業||管理を主務する人物の人選は、一方で、党の資源の中核たる「党営事業」を党主席の手元に確保しつ

の「企業化」という新たな方針を掲げ、資金の集中運用による投資効率のさらなる向上を図るために持株会社化を推 業」への一元的管理が維持され、大枠での変化は見られなかった。しかし、企業レベルでは、 さて、全般的な「党営事業」の管理体制に目を向けると、管理機構レベルでは財委会による党の財務及び「党営事 財委会は「党営事業」

た彼は、民間企業とも良好な関係を持つ人材でもあった。

分業体制が形成された。ただし、持株会社体制への移行は既定路線であったことから、ここでの「企業化」とは、基 社とは、中央投資(石油化学・金融・総合)、光華投資(ハイテク・エネルギー)、啓聖実業(建設・開発)、建華投 し進めた。党のすべての事業は七つの純粋持株会社の下に統合・再編され、一九九二年九月に完成した。七大持株会 資(特別プロジェクト)、景徳投資(保険)、悦昇昌投資(海外投資)及び華夏投資(文化)であり、各持株会社間

| 党管会の成立と劉泰英による「党営事業」管理

本的には蒋経国時代の路線を継承し、それをより前進させた形での改革が目指されたといえる。

的にも経済的にも「党営事業」にとって重要な意味を持つものであった。 機構として党管会を設置した。これは、「党営事業」の管理体制の枠組みを根本的に改める大変革であり、また政治 その後、五年間にも及ぶ権力抗争の末、党内での主導権を握った李登輝は、一九九三年六月に「党営事業」の専管

が「党営事業」を握ったことで、李登輝は「党営事業」の管理を日常的には彼の代理人である劉泰英に一任するとは 管理のトップにまで達したのである。さらに、彼が李登輝主席の意中の人物であったということが重要である。腹心 とに加えて、本省人が初めてその管理を主務することを意味した。つまり、「台湾化」の流れが、ついに「党営事業 いえ、今後は彼の意思を党のビジネスに反映させることが容易になったのである。なお、以下では、このような管理 第一に、主任委員には本省人の経済学者である劉泰英が就任した。この人事は、専門性の高い人材の起用であるこ

第二に、党管会の設置に伴い、党の財務を管轄する財委会から「党営事業」管理が制度的に切り離された。このこ

体制を「李登輝・劉泰英体制」(以下、「李・劉体制」)と呼ぶことにする。

るものであった。それは、「李・劉体制」による党のビジネスの運用を保証する制度的基盤であり、劉泰英の起用と とは、党主席に直属する「党営事業」の専管機構の誕生を意味すると同時に、事実上「党営事業」を党務から隔離す

併せて政治的な重要性を持つものでもあった。

民党と彼らとの関係が制度化された。後述するように、彼らは主に地方派閥と関係の深い人物や、そうでなくとも政 治的な動員力を持った「財団」と呼ばれる新興のビジネス・グループのトップが中心であった。 このように民主化のインパクトの下で構築された新たな管理体制の下で、「党営事業」は三つの要請への対応を迫 そして第三に、人材の招聘を目的とした「専門化」を理由に、党管会の委員には多数の民間資本家が招聘され、 国

第三節 企業としての「党営事業」の対応

られたのである。

| 「党営事業」の正当化

許水徳の言葉のとおり、「党営事業なくして国民党はない」というのが実情であったし、その一方で、党のイメージ をクリーンに保つ必要もあったからである。 社会に向けた「党営事業」の正当化は、国民党にとって無視し得ない課題であった。なぜなら、党秘書長を務めた

例えば、徐立徳主任は自らマスコミを前に、「党営事業」は一般の民間企業と同じであり、何ら特権的な存在ではな そのため、民主化の初期の段階から、「党営事業」のネガティブなイメージを払拭しようとする動きが見られた。

れ、これに併せて「党営事業」を含む党資産に対して法人としての国民党の所有権が認められた。 づいて、その財務資料の公開が始まった。一九九四年二月には「社団法人中国国民党」の名義で党の法人登録が行わ よう。さらに、「党営事業」のあり方をも正当化すべく、党管会の成立後には、「財務の公開化・透明化」の方針に基 いことを強くアピールした。これは、社会に対して「党営事業」の存在を正当化しようとする動きであった。当時いことを強くアピールした。 「党営事業」と民間企業との合弁事業が積極化したことは、彼の主張を裏付けようとしたものであったとも解釈でき

が、このような動きは立法院で過半数を占める国民党によってその都度握りつぶされた。そのため関連法規の整備も 業の経営を制限ないし禁止すべく、国会の場で「人民団体組織法」の修正や「政党法」などの法案成立を訴え続けた ネスを営むことの是非という本質的な問題には触れようとはしなかった。もちろん野党・民進党は政党による営利事 の資産を法的に確保しようとする、いわば防御的性格の対応であった。民主化の過程を通じて、国民党は政党がビジ 一向に進まなかった。ここに林佳龍が指摘するように、「党営事業」問題の解決が台湾の民主主義定着にとっての課 ただし、これら一連の正当化作業は、既存の法的枠組みの範囲内で経営の正当性を主張し、また現有の「党営事業」

二 ビジネスの効率化

題となる一因があったといえる。

髙まり、そして民間部門からの経営資源の調達という三つの側面から確認することができる。なお、民間企業との関 |党営事業| によるビジネスの効率化に向けた対応は、経営活動から投資活動への重点の移行、株取引への依存の

係については、次項で触れることにする。

民主化の初期の頃、「党営事業」は当時のバブル経済による不動産ブームと大型公共事業「国家建設六ヵ年計画」

当時は各事業での投資先の企業において国民党の持株比率は比較的高く、ほほ全てにおいて経営権が握られていた圏 の参入を見越した建設業や、経済自由化に対応した証券会社や銀行の設立など新規分野への積極的な展開を見せた。劉

金融証券業を中心に投資が一層拡大した。一九九三年二月の時点で九四社であった七大持株会社による投資先は、九 (表7-1参照)。そして、「李・劉体制」の下では、バブル経済崩壊後の台湾経済の牽引役となったハイテク産業と

ける持株比率は低減しており、経営権を握らない形での投資が大部分を占めるようになった。つまり、民主化に伴い 六年末には一五九社、九七年末には二一六社、九八年末には二八二社へと激増しだ。その一方で、投資先の企業にお 「党営事業」の投資は全体としては拡大しつつも、投資先は分散していったのである。

元の売却益を得た。党管会成立後には、株式売却への依存の度合いが急激に深まっていった。この時期、七大持株会 株式を上場し、その売却により収益を上げていた。八七年から五年間に一億九○○万株が売却され、財委会は九四億 さらに、株取引への依存も強まった。すでに一九八〇年代末には、バブル経済の波に乗る形で「党営事業」数社の

社の純利益の拡大を支えていたのは、株式・基金などを含む証券の売却益であった。九二年から九八年までに、七大

九七年末にはそれぞれ一四八億一○○○万元、六七億五○○○万元へと大幅に拡大した。また、七大持株会社全体で を見ると、九七年には一六五億九○○○万元のうち一五七億四○○○万元、九八年には一二二億一○○○万元のうち た。中央投資と光華投資による短期的な投資は、九三年末の時点でそれぞれ七億一三〇〇万元、一三億元であったが、 持株会社が証券の売却により手にした金額は総額一九三億三〇〇〇万元に達した。純利益に占める証券の売却益の額 一三○億八○○○万元を占めた。さらに九○年代末頃には、利鞘の獲得を目的とした短期的な株取引も大幅に増加し

表7-1 徐立徳時代の「党営事業」の展開

X	深山高野1/2/ 光百学米]2/成第	*1 */12(17)	
	企業名	国民党の出資比率	民間企業との提携関係
建設業	金泰建設	光華投資(45%)	東雲(30%)
	興業建設	光華投資(45%)	東雲・潤泰建設(52%)、李成家(2%)
	漢谷開発顧問	中央投資(20%)	豊群集団(5%)、華熊営造、鹿島建設、郭茂林
	澧水営造	啓聖実業(85%)	
	潤福生活事業	啓聖実業	潤泰建設、潤泰紡織
	漢洋建設		
	昭麥工程顧問	啓聖実業	
環境事業	衛字環保	環字投資・中央投資(各50%)	
	衛宇科技	衛字環保	
	華禹実業	中央投資、中華開発、環字投資	聯合機械(シンガポール)
	皓華公司	衛宇環保	
	清字環保	中央投資、建台水泥、中加投資、衛宇環保	
金融 サービス業	環字投資	中央投資(20%)	温氏兄弟 (シンガポール) 49%、永豊余グループ、新光グループ、 豊群グループ (各5~7%)
	中加投資	中央投資	永豊余グループ (阿寿川)、東帝士グループ (陳由豪)、 台湾プラスチックグループ (王永慶)、和信グループ (辜振甫)、 遠東グループ (徐旭東)、東和鋼鉄 (候貞雄)、 台湾石化合成 (呉澄清) 等
	大華証券	建華投資(45%)	錦安投資(潤泰グループ)25%、中国商銀·世華聯銀·

			華橋銀行(各10%)
	華信銀行	中央投資·建華投資·啓聖実業(各5%)	宏国グループ、永豊余グループ、東帝士グループ、潤泰グループ
	環宇財務顧問	環宇投資	
	国際創業投資	中央投資(11.5%)	交通銀行、華登、長興石化、台元紡織等
	国際証券投資信託	中央投資(49%)	•
	大華創業投資	中央投資	交通銀行、台湾苯乙烯、東聯化学
	華信証券投資顧問		
	幸福人寿	中央投資·光華投資·景德投資·啓聖実業(合計70%) ロンドン生命保険(カナダ)30%	ロンドン生命保険(カナダ)30%
【商業	周刊』、台北、109期(1989)年12月25日)、26頁、178期(1991年4月7日)、27一台	「商業周刊」、台北、109期(1989年12月25日)、26頁、178期(1991年4月7日)、27—28頁、55頁、中央投資公司編印『中国国民党参与投資事業簡介』、台北、 中中部次のコーロのディー中国日本光光市等が加速日々信仰『光光のジャー発作日間由光光』、「中国日本光光市等光体である日々、1995年では1995年

も九六年末の一四一億二〇〇〇万元から九七年末には二三六億元へと増加した。

中央投資公司、1995年、中国国民党党営事業管理委員会編印「党営経済事業的回顧與前瞻」、台北、中国国民党党営事業管理委員会、1995年、などの資

とはいえ、党管会の新たな経営方針は、幹部党員からの不満や反発を誘発することになった。彼らは、「党営事業 った。そのためには、党資源を利用したクライアンティリズムに、より多くの経済資源をつぎ込むことが求められた。 より効率的な利益の獲得が図られた。選挙に勝利するためには、党の凝集力を維持し、さらにそれを高める必要があ このように民主化の過程で、「党営事業」では投資の規模と範囲を大幅に拡大し、株取引を活発化させることで、

持することが大切であり、それが優先されたといえよう。選挙に勝つためには、数が重要だったのである。 のクライアンティリズムの機能を多少犠牲にしても、大多数を占める一般党員とのクライアンティリズムの効果を維 各社の管理職ポストというパイが縮小することに警戒感を抱いたのである。しかし、党中央にとっては、幹部党員と

_ 三 ニ

府に対し異議を唱えるという政治的帰結をもたらした。一九九九年初頭に白熱化した当該税率の引き下げを巡る攻防 る集合行為であったと見ることができよう。 籍立法委員らとともに税率引き下げを要求した。この動きは、株取引に利害を共有する「党営事業」と民間企業によ では、税収確保を理由にこれを拒む政府(蕭萬長内閣)に対し、「党営事業」は経済界やその利益を代弁する国民党 そしてまた、「党営事業」が株取引への依存を深めたことは、証券取引税問題においてそれが利益集団化して、政

三 民間部門との関係の深まり

護された国内市場での独占的な資本蓄積が困難となった「党営事業」が、競争的な市場において彼らとの提携という はなく一件あたりの民間企業の参加数も増加した。これは、経済自由化の流れの中で、もはや特権的な資源調達や保 新たな戦略に乗り出したものと見ることができよう。そして、「李・劉体制」の下では、「党営事業」による投資が拡 に、「党営事業」は大型ビジネス・グループを中心とした民間企業との合弁事業を一気に拡大させ、その件数だけで 民主化の過程では、「党営事業」と民間部門との関係が量的に、さらには質的にも変化していった。民主化ととも

た、台湾の企業番付の上位にランキングされるようなビジネス・グループがそのパートナーに名を連ねていた(表7 な理由によるものであった。民主化の初期の頃には、台湾プラスチック、新光、和信、遠東、永豊余や東帝士といっ - 1参照) 。彼らは戦後製造業を足場に着実に成長を遂げてきた企業であり、いずれも豊富な経営資源を持っていた。 そもそも、「党営事業」が民間企業との合弁事業に乗り出したのは、民間部門からの経営資源の調達という経済的

大かつ分散したことで、国民党と民間企業との関係は自ずと拡大し、さらに複雑化した。

源への依存は、国民党がビジネスの柱を経営から投資へと移行させるにつれて、ますます深まっていった。 このような大型の民間企業との合弁が実現した背景としては、彼らが各業種への新規展開を企図していたことに加え、 徐立徳がこれまで民間企業との間で培ってきた関係や人脈が重要であったと考えられる。こうした民間企業の経営資

たことは、彼らの政権への政治的支持へとつながったと考えられる。合弁事業一件あたりの参加企業数が増加したこ そして、両者の関係は政治的な効果を持つことになった。民間企業が「党営事業」を通じて政権党と利害を共有し

これまでに見られたものと変わらなかった。ところが、民主化が進展するにつれて、「党営事業」と民間企業との関 係には量的な変化に加えて、質的な変化も見られるようになった。そこでは政治的考慮が「党営事業」のビジネスの がった。 党との経済関係を有する民間企業を増加させ、それだけ国民党が民間部門に対して影響力を浸透させることにもつな し、それが合弁事業の実施及びそれに基づく経営資源の調達という「党営事業」の企業レベルの活動である点では たが、これは公営事業・金融機関に代替する形で民間企業との提携が大幅に拡大したものと見ることができる。しか 線の枠内での変化に止まっていた。確かに、民間企業との合弁の件数や合弁一件あたりの民間企業の参加数は増加し とで、それだけ多くの経済エリートを選択的に取り込むことができた。そして、「党営事業」の投資の拡大は、政権 ただし、民主化初期の段階での民間企業との関係は、量的には変化したが、質的には変わらず、その意味で既存路

効率性に優先されることにもなったのである。

第四節 「党営事業」の政治的動員

一 地方派閥との提携

争が一層激しさを増す中で、国民党は依然として地方派閥に依存して選挙戦を戦わざるを得なかった。しかし、地方 国的に展開していた。そこで、李登輝は「党営事業」を利用した利益供与を行うことで、経済力を高めた地方派閥と 権運営が求められた。それには選挙で野党に勝利して政権を維持することに加えて、党内では地方派閥との関係を立 のコントロールが効かなくなっていた。李登輝が「憲政改革」路線による民主化を完成させるためには、安定した政 始めていた。他方、国民党内では権力抗争の長期化に伴い、党中央による地方派閥やそれを後ろ盾とする国会議員へ 派閥は野党・民進党の勢力が一段と拡大し、地方派閥間の競争も激しさを増したことで、その集票能力に陰りを見せ 政治的支持を背景に安定した政権運営を行おうとしたのである。 であった。李登輝は、経済資源の供与と引き換えに、彼らの政治資源を利用して選挙戦を勝ち抜くとともに、彼らの の提携を図った。地方派閥にとっても、それは派閥運営のためのより安定的で強力な基盤を得ることにつながるもの て直す必要があった。当時、地方派閥はバブル経済期にビジネス・グループと結合して、金融業や建設業を中心に全 民主化の進展に伴う政治環境の変化は、国民党に「党営事業」の政治的動員を迫るものとなっていた。選挙での競

ス・グループとの「戦略提携」であった。表7―2は、党管会委員のリストである。委員として加わった民間資本家 「党営事業」の政治的動員による地方派閥との提携のうち、代表的なケースが「党営事業」と党管会委員のビジネ

表7-2 党管会委員名簿(2000年1月現在)

氏名	職名	現職	備考
劉泰英	主任委員	中華開発工業銀行董事長	
殷文俊	副主任委員	復華証券金融公司董事長	
謝振華		啓聖実業公司董事長	
張鐘濮		光華投資公司董事長	
周康美		華夏投資公司董事長	
簡松棋		中央投資公司董事長	
陳鑫		悦昇昌投資公司董事長	
劉大貝	執行秘書	建華投資公司董事長	
沈世雄		景徳投資公司董事長	
張平沼		金鼎証券グループ総裁	1994年1月加入、前立法委員
尹衍樑*		潤泰グループ総裁	
李成家 *		美吾髪公司董事長兼総経理	
楊天生*		長億グループ董事長	
何寿川*		永豊余グループ董事長	
陳哲芳		耐斯グループ総裁	
沈慶京		威京グループ主席	1993年8月加入
林謝罕見		宏国建設董事長	1996年5月加入
陳建平		大衆銀行副総経理	1996年5月加入、前立法委員
郭金生		高雄区中小企業銀行名誉董事長	1994年8月加入、前立法委員
厳凱泰		裕隆グループ執行長	1999年加入
蘇伯顕		政治大学企業管理中心主任	
(委員歴任	者)	-	
許水徳		華夏投資公司董事長	
朱 靖		景徳投資公司董事長	
丁善理		悦昇昌投資公司董事長	
宋心濂	最高顧問	総統府国策顧問	1994年1月加入
王述親			•
張国安*		豊群グループ董事長	1997年他界
黄俊英		国立中山大学教務長	
林信義		裕隆グループ董事長	1997年5月—99年
馬永駿		啓聖投資公司董事長	
楊宗哲		中央投資公司董事長	

⁽注) 太字は民間資本家のメンバーである。特に、*印は党管会設立時のメンバーである。

⁽出所) 「財訊」、台北、135期(1993年6月)、146—151頁、174期(1996年9月)、211—214頁、198期(1998年9月)、124—128頁、「天下雑誌」、台北、168期(1995年5月)、174—182頁、「新聞」、台北、480期(1996年5月19日—5月25日)、90—93頁、「商業周刊」、台北、298期(1993年8月9日)、16頁、352期(1994年8月22日)、13頁、「中央日報(国際版)」、1994年1月19日、中国国民党投資事業管理委員会編印「鋭意創新迎向新世紀—中国国民党投資事業管理委員会成立六週年特刊」、台北、中国国民党投資事業管理委員会、1999年、32頁、梁永煌・田習如等編著「拍完国民党——党産大清算」、台北、財訊出版社、2000年、108頁、などの資料をもとに筆者作成。

主要人物ないしはそれと関係の深い人物、または地方派閥に属さずとも政治的動員力を備えた人物であった。彼らは「ਿま」 と民間企業との関係の中に「党管会ブロック」ともいうべき核心が形成された。 委員らのビジネス・グループであった。「党営事業」の「戦略提携」では彼らが中核的なパートナーとなり、 は、いずれも李登輝ないし劉泰英との関係が深い人物であった。彼らは資本家としての顔を持つ一方で、地方派閥の いたことが窺える。「李・劉体制」の下で、民間企業の中でも特に「党営事業」との結びつきを強めたのは、党管会 いずれも野党勢力の台頭著しい都市部を地盤としており、都市部での地方派閥の集票能力の強化が課題と考えられて 国民党

営権を獲得した。このような「党営事業」株の放出の結果、各企業では国民党の影が薄れる一方、実質的には「党管 このほか、九七年には華信銀行、九八年には中央産保の株式が売却され、それぞれ潤泰グループと耐斯グループが経 公司、中華印刷廠も特定人への株式譲渡が行われ、それぞれ威京グループ、永豊余グループの傘下の事業となった。 託投資公司(以下、中聨信託)の株式が安価で宏国グループ(宏国建設)に譲渡されたのを皮切りに、昭凌工程顧問 て大量に売却したが、その際株式を引き受けたのが党管会委員のビジネス・グループであった。一九九四年に中聯信 7-3参照)。特に注目すべきは、「党営事業」の株式の譲渡である。党管会は「党営事業」の株式を特定対象に対し 業での合弁、党管会委員のビジネス・グループへの資金援助や金融支援など、様々な形での利益供与が行われた 党管会委員のビジネス・グループとの「戦略提携」では、「党営事業」株の安価での売却、土地開発などの新規事

行の株式を購入した。このとき、高雄市選出の国民党籍立法委員で、この銀行の副董事長でもある郭金生が、党管会 このほかにも、党管会は一九九四年八月に十数億元の巨額の資金を投じて、経営状況の悪化した高雄区中小企業銀 会ブロック」によるコントロールが確保されたが、この点については後述する。

表7一3 国民党と党管会委員との「戦略提携」

張平沼 金鼎証券グループ 中央産保、華信銀行、中華開発 大華証券、興業建設、華夏租賃、華開 幸成家 美吾髪公司 裕合企業西薬部、華信銀行、中国電視 世正開発、香港光華創投、尹書田紀、 楊天生 長億グループ 中国電視 長生国際、汎亜銀行 中海印刷廠、華信銀行、中国電視 大華証券、環字投資、大通建経、海外 東哲芳 耐斯グループ 中央産保、中華開発、中国電視
金鼎証券グループ 調泰グループ 美吾聚公司 長億グループ 永豊余グループ 成東グループ 成東グループ 局
金鼎証券グループ 中央産保、華信銀行、中華開発
金鼎証券グループ 中央産保、華信銀行、中華開発 美吾髪公司 裕台企業西薬部、華信銀行、中国電視 長億グループ 中国電視 中国電視 中国電視 中事印刷廠、華信銀行、中国電視 耐斯グループ 中央産保、中華開発、中国電視 成京グループ 中央産保、中華開発、阳凌工程顧問 見 宏国建設 中聯信託
金鼎証券グループ 中央産保、華信銀行、中華開発 美吾髪公司 裕合企業西薬部、華信銀行、中国電視 長億グループ 中国電視 中国電視 中華印刷廠、華信銀行、中国電視 中華印刷廠、華信銀行、中国電視 中央産保、中華開発、中国電視 中央産保、中華開発、昭凌工程顧問
金鼎証券グループ 中央産保、華信銀行、中華開発 漢吾髪公司 裕合企業西薬部、華信銀行、中国電視 長億グループ 中国電視 水豊余グループ 中華印刷廠、華信銀行、中国電視 耐斯グループ 中央産保、中華開発、中国電視
金鼎証券グループ 中央産保、華信銀行、中華開発
金鼎証券グループ 中央産保、華信銀行、中華開発
金鼎証券グループ 中央産保、華信銀行、中華開発 潤泰グループ 中央産保、華信銀行、中華開発 美吾髪公司 裕合企業西薬部、華信銀行、中国電視
金鼎証券グループ 中央産保、華信銀行、中華開発
氏名 ビジネス・グループ 株式譲渡の対象となった「党営事業」

社、2000年、108頁、などの資料をもとに筆者作成。

とで経営権を支配することができた。こうした「党管会ブロック」の影響力によって、郭金生の派閥運営のための基 実際に、このときの株式取得には党管会委員の楊天生も加わっており、中央投資と党管会委員二名の持株を併せるこ 銀行に目をつけ、「党営事業」による出資を通じて郭金生を支援して、この銀行の経営権の掌握を図ったのである。 委員に招聘された。当時、前年末の県市長選挙において高雄県で敗北を喫した国民党は、年末の高雄市長選挙を前に この地域での基盤強化が課題となっていた。そこで、国民党は中小企業層への幅広いネットワークを持つこの

盤も一層強化されたのである。

髙めることができたといえるのである。 事業」という資源を握っていた李登輝は、それだけ地方派閥をコントロールすることができ、彼らに対する影響力を なる政治的支持を与えることになり、その「至高の領袖」としての地位を支えたのである。見方を変えれば、「党営 ることで、地方派閥が送り出した候補者の当選可能性は大いに高まった。その結果、彼らは李登輝主席に対してさら の動員票という政治資源もあった。自らが有する社会ネットワークを通じて得た資源に、「党営事業」の資源を加え さらに、「党営事業」が地方派閥に提供した資源には、「党営事業」各社の従業員とその家族、ひいてはその取引先

力なリーダーシップを発揮することを可能にした。地方派閥との提携とは、民主化の過程で機能低下に陥った国民党 が主導する民主化を実現してきたのである。しかし、それだけではなく、「党営事業」は李登輝が民主化の過程で強 る。民主化の過程で、国民党は「党営事業」を最大限に活用しながら選挙を勝ち抜き、政権を維持し、そうして自ら

従って、「党営事業」の存在は、国民党による政権の維持とその安定した運営を支えた要因の一つであったといえ

政権と地方派閥とのクライアンティリズムを、「党営事業」を介した李登輝個人と彼らとのクライアンティリズムで

主化を推し進め、それを完成させることができたのである。それゆえに、彼にとって「党営事業」は手放しがたい資 に加えて、「党営事業」が存在したからこそ、李登輝は強力なリーダーシップを発揮して「憲政改革」路線による民 響力が回復されたわけではなかった。つまり、中華民国総統兼国民党主席という地位により制度的に支えられた権力 党主席である彼個人の影響力を高めたが、それは党務工作から独立した形で行われたため、組織としての党中央の影 登輝は彼らが必要とする新たな経済資源の唯一の供給者だったのである。そのため、「党営事業」の政治的な動員は 補完しようとしたものであったと見ることができる。地方派閥が安定した派閥運営の基盤を求める状況において、李

その一方で、「党営事業」を介しつつ、李登輝が地方派閥とビジネス・グループを利用しながら民主化を進めたこ 台湾の民主政治には金権政治が広がり、「党営事業」もまた「権威主義の遺物」として残された。それは、平

源だった。

和的かつ政権交代なき民主化という、いわば台湾政治の「奇跡」の裏側だったのである。

二 政策手段の二つのオプション――中華開発と七大持株会社

った。しかし、実際には株式が国民党から党管会委員に移転されたに過ぎず、各企業に対しては「党管会ブロック」

ところで、「党営事業」株の売却により各企業における国民党の持株比率は低減し、表向きには党の影は薄れてい

による実質的なコントロールが維持されていた。その代表的なケースが、世間では「党営事業」の代表格として扱わ れていた中華開発である。

中華開発では、一九五九年の設立当時から国民党の出資が行われていたが、その持株比率が大幅に高まったのは八

会ブロック」を通じた影響力の確保を背景に、党管会が実質的にコントロールする金融機関として、党が経営権を握 になっていた。しかし、特に九七年以降党管会が手放した大量の株式を引き受けたのは、威京グループ、耐斯グルー(si 六年前後のことである。そして、劉泰英の党管会主任就任後は「党営事業」管理のトップが同社の董事長でもあると (®) る「党営事業」に限りなく近い存在となった。 色彩を弱めつつも、劉泰英による董事長の兼任、さらに潤泰グループ、威京グループ及び耐斯グループによる「党管(8) プといった党管会委員のビジネス・グループであった。その結果、中華開発は表面的には党が出資する企業としての いう状況が続いた。この間、党管会は中華開発株の売却を続け、九九年時点での国民党の持株比率はわずか二・六%

開発自ら編成した投資チームとその参加チームがそれぞれ権利を落札した。(%) 資した四社すべてが携帯電話事業の免許を獲得した。さらに、BOT方式による大型公共事業への参加にも積極的で 公司の民営化の財務企画顧問に加え、五社の株式売却を請け負った。また、通信事業自由化の際には、中華開発が投 加わったビジネス・グループにも利益をもたらした。例えば、公営事業の民営化過程では、中国石油公司・中華電信 あり、台北国際金融大楼と台北・中正国際空港間を結ぶ新交通システム(MRT)の二つのプロジェクトでは、中華 中華開発は、自前の実績と競争力を生かす形で、役員を務めた党管会委員のほか、それが出資するプロジェクトに

経営権を握っておらず、党管会のこの会社に対する影響力はあくまでも人的要因に基づくものであった。そのため、 たことである。両者とも党管会の実質的なコントロール下に置かれており、金融機関である中華開発は、政策手段と しては持株会社と同等ないしそれ以上の機能を果たし得るものであった。しかし、法人としての国民党は中華開発の ここで注意すべきは、「李・劉体制」の下では、中華開発が七大持株会社とは異なる政策手段のオプションとなっ

中華開発の経営は事実上党の財務工作とは切り離されており、財委会からは独立した存在であった。つまり、 をもたらす一因になったものと思われる。 れていたが、中華開発ではその経営手腕と実績に左右された。この点は、両者の政策手段としての運用の仕方に違い のみだったのである。また劉泰英の影響力についても、持株会社に対しては党管会主任としての地位によって保証さ 社は収益の大部分を党中央に吸い上げられたが、中華開発は党のわずかな持株比率に応じた配当を持株会社に支払う

三 政治的動員のビジネスへの影響

た資金はそのうちの最低七割から八割を占めていたという。このため、既に九六年頃には七大持株会社の収益の伸び(®) は一九九五年の五四億元から九八年には経常支出だけで七二億元に達したといわれるが、「党営事業」から上納され たのが、アジア経済危機であった。 が党財政の資金需要に追いつかなくなり、経営を維持するために各社では負債が増え始めた。これに追い討ちをかけ た。その一方で、財委会が「党営事業」(党管会)に要求する資金の額はうなぎ上りに増加した。国民党の歳出総額 った。その本質が利益供与にある以上、このような傾向は潜在的にビジネスにネガティブな影響を及ぼすものであっ 野党・民進党の勢力が拡大の一途を辿る中で、国民党による「党営事業」の政治的な動員にはますます拍車が掛か

中華開発や七大持株会社による救済を受けたのは、「党営事業」と提携関係にある企業の中でも安鋒グループ、長億 営の行き詰まりが相次いで発生した。このとき「党営事業」は「機動的な救済者」としての役割を果たした。ただし、 アジア経済危機の台湾経済に対する影響は限定的ではあったが、一九九八年後半からは企業・金融機関の破綻や経

表7-4 中華開発財務資料(1996年-2000年)

(単位:億元)

	1996	1997	1998	1999	2000
営業収入	90.7	124.2	163.9	206.8	214.0
税引き後利益	49.1	72.5	93.5	114.3	138.0
資産	679.9	1083.8	1427.3	1789.9	1806.9
負債	381.9	415.0	673.7	742.8	673.6
自己資本	298.0	668.8	753.6	1047.0	1133.2

中華開発工業銀行編印『中華開発工業銀行中華民国八十九年年報』、台北、中華開 (出所) 発工業銀行、2000年、1頁。

表7-5 七大持株会社財務資料(1992年-98年)

(単位:億元)

	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998
資本金	57.8	58.6	93.4	93.4	169.0	185.5	318.0
税引き後利益	26.1	52.8	79.3	66.0	87.5	165.9	122.1
資産	464.4	558.3	598.4	744.0	916.5	1145.7	1470.1
負債	203.8	239.4	220.6	351.7	397.3	533.0	787.1
自己資本	260.6	318.9	377.8	392.3	519.2	612.7	683.0

梁永煌·田習如等編著『拍売国民党——党産大清算』、台北、財訊出版社、2000年、 (出所) 138頁、表9。

者と目されていた前台湾省議会議長の劉炳偉

(板橋劉

海山グループ)には救済の手が差し伸べられなかっ

法院副院長の選挙に出馬し、

前台湾省長の宋楚瑜の支持

た犯

担 開発は銀行団と協調する形で緊急融資を実施し、その負 ただし、 営事業」 中央からの圧力と景気後退の影響を受け始めていた「党 (を比較的分散させていた。その結果、 このような地方派閥 マン スの違いである。 注目すべきは、 の経営に、 大きな打撃を与えるものであった。 中華開発と七大持株会社のパ の政治的救済は、ただでさえ党 金融支援が行われた際、 経営に対する影 フ

グル このうち、 の直後に国民党に入党した。 法委員であったが、「党営事業」による救済を受け、 るいはそれとの関係が深い人物の企業が中心であった。 といった李登輝の政治運営を支持する地方派閥、 ププ 宏総建設の林宏宗は高雄市選出の無所属の立 尖美建設、 宏総建設や宏福建設 他方、 党の規律に反して立 (台北県三重

あ

各社は経営を続けるための資金を求めて銀行融資への依存を一層深めていった。銀行側も相手が「政権党の企業」で 業がいつまた経営破綻するか知れない潜在的なリスクを孕んでいた。さらに、党中央に資金を供出した後、持株会社 圧迫する二つの圧力、すなわち、財委会の資金需要と党管会による政治的動員の板ばさみとなった。各社単独で行わ 響は最小限に抑えられ、業績の悪化は免れた(表7-4参照)。これに対し、七大持株会社の場合には、その経営を あったため、比較的有利な条件で融資に応じていた。こうして、七大持株会社は収益率の高さにも拘らず、多くの れた金融支援が多額の資金を必要としたことに加えて、引き受けた株式は「地雷株」と呼ばれるほど、救済先の各企

Okulahoma Press, 1991 Huntington, Samuel P., The Third Wave: Democratization in the Late Twentieth Century, Norman: University of

「地雷株」を抱え込み、その経営体質を悪化させていったのである(表7―5参照)。

- (\sim) Lin, Chia-lung, "Paths to Democracy: Taiwan in Comparative Perspective," doctoral diss., Yale University, 1998
- (3) 以上の記述は、若林正丈『東洋民主主義——台湾政治の考現学』、田畑書店、一九九四年、四二—五一頁、及び若林正丈 頁、を参照した。 「台湾における国家・国民再編と中台関係」、『国際問題』、日本国際問題研究所、四八八号(二○○○年一一月号)、八─一○
- (4) 『中国時報』、一九九六年三月二日。
- (5) 『工商時報』、一九九八年一〇月三〇日。
- o) 『自由時報』、一九九六年八月一一日。

- (7) 『聯合報』、一九九八年一月二二日。
- (8) 『聯合報』、一九九三年一一月五日。
- 9 Chu, Yun-han, Crafting Democracy in Taiwan, Taipei: Institute for National Policy Research, 1992, pp. 20-23

永煌「国民党是超級大富翁!——党営事業財富大曝光」、同「国民党壟断金融事業総精算 同「剖析全国最大的控股公司——中央及光華投資公司轉投資知多少?」、『財訊』、台北、七四期(一九八八年五月)、及び梁 方就有暴利存在?——国民党是台湾最大的営利事業機構」、梁永煌「財委会直轄的十家党営企業剖析——国民党生財有術」、 例えば、張俊宏『台湾工商人――-不落日工商帝国』的締造者』、台北、自立晩報社、一九八九年、余政憲「有国民党的地 ——特権把持利益、金融自由化淪為

- 口号」、『財訊』、台北、九二期(一九八九年一一月)、を参照のこと。。 されたが、これに掲載された三三の産業、四○の企業のうち「党営事業」は八社を占めた(黄煌雄・張清渓・黄世 鑫主編 翁!——党営事業財富大曝光」、五七頁)。また、九三年二月には行政院公平交易委員会により「独寡占事業リスト」が公開 おり、その中心は金融サービス、石油化学、天然ガスの各分野であると指摘した(粱永煌、前掲論文「国民党是超級大富 梁永煌は、一九八九年時点で「党営事業」とされる約六○社のうち、二○社余りが独占的ないし寡占的な経営を行って ──国民党党産何去何従?』、台北、商周出版、二〇〇〇年、一三七頁)。
- (12) 例えば、一九八〇年代末以降、台湾では一連の金融自由化政策が実施された。八八年に証券会社の新設が許可されると、 することになった。なお金融自由化、とりわけ新銀行の設立は民主化とも無関係ではなかった。この点については、 である華信銀行が含まれていた。その一方で、九二年以降には証券金融部門における復華証金による独占体制、票券部門に おける中興・国際・中華の三社による寡占体制が崩れ、損害保険業界でも企業数の増加に伴い中央産保が激しい競争に直面 国民党は「党営事業」株の上場に備えて大華証券公司を設立し、また九一年に設立された新銀行一六行の中にも「党の銀行」 「台湾の民主化と金融システム――不良債権問題に焦点を当てて」、佐藤幸人編『新興民主主義国の経済・社会政策』、日

本貿易新興会アジア経済研究所、二〇〇一年、を参照のこと。

第二章で触れたとおり、批判の矛先が向けられたのは、「党営事業」の存在そのものではなく、むしろその特権性であっ

(4) 民主化初期の一般市民の「党営事業」に対する認識については、呉桂林「党営事業――応順勢迎向競争市場的洗礼」、

『経済前瞻』、台北、中華経済研究院、第一一巻第一期(一九九六年一月)、一四八頁、を参照のこと。

<u>15</u>

<u>16</u> 党管会は、一九九六年九月に「投資事業管理委員会」(投管会)と改称されるが、本論では表記を党管会に統一する。

「党営事業」に対する各方面からの批判については、黄煌雄・張清渓・黄世 鑫主編、前掲書、が詳しい。

- <u>17</u> 18 孔昭奇「劉泰英是国民党的工商総司令」、『財訊』、台北、一三五期(一九九三年六月)、一四七頁。 Noble, Gregory W., Collective Action in East Asia, Ithaca: Cornell University Press, 1998, pp. 86-89.
- <u>19</u> 中央投資公司編印『中国国民党参与投資事業簡介』、台北、中央投資公司、一九九五年、八—九頁。
- 20 21 届中央委員会常務委員会第八十三次会議紀録」、台北、一九七一年二月四日)。 党管会成立前後の時期の派閥抗争については、若林、前掲書、を参照のこと。 持株会社の設立は、すでに一九七○年代に当時の財委会主任であった兪国華により着手されていた(「中国国民党第一○
- 委員会籌備会」が設立されていた。 一九九三年六月の成立に先立ち、三月に中央常務委員会において李登輝主席による提議が通過する形で「党営事業管理
- 23 許介鱗『戦後台湾史記』、台北、文英堂、一九九七年、二七一—二七二頁。
- 孔昭奇、前揭論文、一四七—一四八頁。

『中国時報』、一九九五年三月一〇日。

卓越雑誌編集部「国民党中央財委会主委徐立徳:党営事業要当做民営弁」、『卓越雑誌』、台北、一〇〇期(一九九二年一

- 二月)、二二八一二三三頁。
- (27) 中国国民党党営事業管理委員会編印『党営経済事業的回顧與前瞻』、台北、中国国民党党営事業管理委員会、一九九四年、
- (28) 中国国民党ホームページ・中央組織・中央財務処(http://www.kmt.org.tw/center/money-board.html)。
- 〈2〉 民進党は、一九九○年に発表した「民主大憲章」の中に、既に政党による営利事業の経営を禁止する内容を盛り込んで 体組織法」の修正案や「政党法」「政党財産管理条例」「政治献金法」「政治資金管理法」などの諸法案が提出された。国民党 庫」と国庫の癒着や「党営事業」の特権性を糾弾するとともに、政党による営利事業を禁止する内容を盛り込んだ「人民団 政権の下では当該問題に関する法制化は進まなかったが、九六年一二月に開催された国家発展会議では、「党営事業」は、① いた。その後、同党籍立法委員の彭百顯、陳水扁、謝長廷、黄煌雄といった人物が中心となって、国会の場で国民党の「党

投資してはならない、とする所謂「四不決議」が行われた。なお、詳細な経緯については、黄煌雄・張清渓・黄世鑫主編 独占的事業を経営してはならない、②公共事業を受注してはならない、③政府調達の入札に参加してはならない、④大陸に 前掲書、第二編「追討党産的歴史奇跡――一九八八―二〇〇〇」、を参照のこと。

(3) Fill obert

- 中国国民党党営事業管理委員会編印、前掲書、一一二―一二七頁。
- 邱麗珍「国民党党営経済事業発展歴史之研究——一九四五—一九九六」、台北、国立台湾大学政治学研究所碩士論文、一
- 田習如等編著『拍売国民党-全体の二二%を占めており、ハイテク産業への投資総額は九八億二〇〇〇万元で全体の一〇・六%を占めていた(梁永煌 一九九八年末の時点では、金融証券業への投資総額は二六○億四○○○万元に達し、これは総額九二六億元の長期投資 一党産大清算』、台北、財訊出版社、二○○○年、一五○頁)。

- <u>34</u> 『中央日報(国際版)』、一九九三年一一月六日。

梁永煌・田習如等編著、前掲書、一三七頁

35

- 36 営権を行使できる企業は五五社であると算出されている。ちなみに、国民党側の発表では国民党の持株比率が五〇%を超え 一九九八年末の時点で、七大持株会社の投資事業は合計二八二社であったが、梁永煌等によると、そのうち国民党が経
- <u>37</u> 梁永煌「国民党売股票大賺九十四億元」、『財訊』、台北、一二六期(一九九二年九月)、六三—七一頁。

経営権を行使できるとされる企業は二七社である(同上書、一四九頁)。

38 梁永煌・田習如等編著、前掲書、一六五頁。

同上書、一六二—一六五頁。

39

- <u>40</u> 蔡致中「劉泰英三年賺進二百億-|国民党也有『賺銭神仙』]、『財訊』、台北、一七一期 (一九九六年六月)、八〇頁。
- 41 田習如「党営事業瘋狂大躍進-党資事業暴増為二一六家、股市成国民党発財聖地」、『財訊』、台北、一九七期(一九九

八年八月)、一五九頁。

- $\widehat{42}$ 期 (一九九五年四月二日—四月八日)、三八頁。 譚淑珍「専訪国民党党営事業管理委員会主委劉泰英-——我不是政治人物、根本不該是鬥争対象」、『新新聞』、台北、 四二
- (4) 株価の低迷が続く中、一九九九年初頭には経済界や投資家から証券取引税(固定利率○・三%)の減税や暫時徴収停止 萬長行政院長が従来の立場を強調する中、総統府は立法院の国民党議員団との間で当該税法を改正して税率の機動的な修正 統が「民衆の信頼回復」を理由に介入したことから、この問題は旧正月明けの二〇〇〇年二月末に大きな進展を見せた。蕭 を求める声が高まっていたが、税収の大幅な減収を懸念する政府は減税を行わない姿勢を貫いていた。ところが、李登輝総

劉泰英が示した提案と同じもので、当時既にそれは李登輝総統の見解を代弁したものではないかとの憶測が流れていた。劉 を可能にすることで合意し、また国民党内でも同様の決定がなされた。ちなみに、この方針は同年一月初めに投管会主任の

前までに立法院に送られることはなかった(『中国時報』、一九九九年一月七日、二月二一日、二月二二日、二〇〇〇年二月 改正案(税率は○・三%を基準に上下五○%の範囲で調整)は同年一一月末に閣議で了承されたものの、翌年の政権交代以 該税法の改正で合意がなされた。こうして政府がその立場を一転させたことで、当該税法は改正に向けて動き出した。なお、 泰英が改めて税率の引き下げに賛成する立場を強調した直後、邸正雄財政部長と王金平立法院長らによる会談が行われ、 一六日、及び『工商時報』、一九九九年一月七日、二月二二日、二月二三日、及び一一月二三日)。

- <u>44</u> 邱麗珍、前揭論文、一三三—一四〇頁。
- 45 Andrew MacIntyre (ed.), Business and Government in Industrializing Asia, Ithaca: Cornell University Press, 1994, p. 138.) 摘している(Chu, Yun-han, "The Realignment of Business-Government Relations and Regime Transition in Taiwan," in 台湾の政治学者・朱雲漢は、当時のビジネス・グループ上位一○社のうち八社は国民党のパートナーになっていたと指
- (46) 同様のケースは、すでに一九六〇年代の中興電工と建台水泥の設立に始まり、七〇年代以降は石油化学川中部門で集中 的に見られた。
- <u>47</u> 議席(約三分の一)を獲得し、得票率でも初めて三割を超えるなど大幅な躍進を遂げていた。 一九九二年末の立法委員選挙では、九一年末の国民大会代表選挙で惨敗した野党・民進党が、全一六一議席のうち五一
- 48 若林、前掲書、一二八—一二九頁。
- 代政治と派閥主義』、東洋経済新報社、一九九八年、二五六--二六二頁)。 陳明通『派閥政治與台湾政治変遷』、台北、月旦出版社、一九九五年、二三六—二四二頁(邦訳:若林正丈監訳『台湾現
- 50 な政治的なケースも含まれる。 例えば、張平沼(台中市張派)、楊天生(台中県第三勢力・楊派)、陳芳哲(嘉義市林派)、郭金生(高雄市外来嘉義幇)、 いわゆる strategic allianceとは異なり、党管会のいう「戦略提携」の実態を見る限りでは、党の経済的損失を伴うよう

51

允晨文化、一九九七年、一六四—一六九頁)。 陳建平(高雄市在地陳家)や林謝罕見(台北市三重幇)がこれに該当する(廖忠俊『台湾地方派系的形成発展與質変』、台北、

- 「国民党党管会的秘密之一——大財団擠進党管会能得到什麼利益?劉泰英這部賺銭機器価値美金五十三億」、『新新聞』、台北· 補)と黄大洲(台北市長候補)を支援して北部、中部と南部の各地で投資家を動員する大規模な集会を開催した(譚淑珍 例えば、沈慶京と楊天生は一九九四年の台湾省長・台北市長・高雄市長選挙の際に、国民党公認の宋楚瑜 (台湾省長候
- 53 习曼蓬「財団接管国民党?」、『天下雑誌』、台北、一六八期(一九九五年五月一日)、一七五—一七六頁。

四八〇期〔一九九六年五月一九日—五月二五日〕、九三頁)。

- (54) 梁永煌・田習如等編著、前掲書、一一三―一一四頁。
- 六六期 (一九九四年一一月二八日)、三八頁。 年八月二二日)、一三頁、及び同「劉泰英下条子大買高企股表――省市長大選牽動高企経営権之争」、『商業周刊』、台北、三 趙甫平「郭金生主掌国民党高雄金庫——国民党企図入主高銀、作為選戦基地」、『商業周刊』、台北、三五二期
- (57) 本論では、中華開発を中華開発信託股份有限公司及び中華開発工業銀行の略称として用いる。中華開発信託股份有限公 十專業有成——中華開発成立四十週年特刊』、台北、中華開発工業銀行、一九九九年)。 司は、一九九九年一月に国内最初の工業銀行・中華開発工業銀行となった(中華開発成立四十週年特刊編輯委員会『開発四

『聯合報』、一九九三年一一月五日。

(∞) 張文権「国民党党営事業集団」、『卓越雑誌』、台北、一○九期(一九九三年九月)、一五八頁。『中国国民党七十四年工作 株)を中央投資を通じて購入することを決定している(中国国民党中央委員会党史委員会編輯『中国国民党七十四年工作紀 紀実』によると、一九八五年に財委会は金融事業における党の持株比率を高めるため、アメリカのモルガン・ギャランテ ィ・トラスト社(モルガン銀行)が保有する中華開発株(一○一七万株)、及び中華貿易が保有する中聯信託株(一○二八万

実』、台北、近代中国出版社、一九八六年、七四四頁)。

- 筆頭株主の中央投資一一・五一%をはじめ、斉魯企業一・九五%、裕台企業一・一一%、及び啓聖実業○・七七%を合わせ ループ四席、交通銀行・中国商銀各二席、台湾銀行・上海商業儲蓄銀行各一席であった(中華開発信託股份有限公司編印 儲蓄商業銀行○・八九%、潤泰グループー・四二%であった。ちなみに、董事職二一席については、啓聖実業九席、 て合計一五・三四%であった。その他法人代表は、交通銀行五・六〇%、台湾銀行二・五七%、中国商銀二・三四%、上海 『中華開発信託股份有限公司公開説明書』、台北、中華開発信託股份有限公司、一九九二年一一月一三日、 劉泰英は党管会主任就任前の一九九二年五月に、啓聖実業代表人として董事長に就任した。当時の国民党の持株比率は、 五頁、及び摘要
- 60 編印『中華開発工業銀行公開説明書』、台北、中華開発信託股份有限公司、一九九九年七月一二日、二一頁、及び摘要、頁 比率は、交通銀行二・三四%、台湾銀行二・三二%、中国商銀一・九五%につぐ四番目である(中華開発信託股份有限公司 光華投資一・○七%、中央投資一・○五%、建華投資○・三四%、及び啓聖実業○・一四%であった。光華投資の持株
- 田習如「劉泰英、 尹衍樑是最壞示範— 投管会委員『瓜分』党産変本加厲」、『財訊』、台北、 一九八期 (一九九八年九
- <u>62</u> 銀行・上海商業銀行各一席であった(摘要、中華開発信託股份 有限公司編印『中華開発信託股份 有限公司公開説明書』、台 るかに上回っていた。このとき、董事職二一席の内訳は、啓聖実業九席、潤泰紡織三席、交通銀行・中国商銀各二席、 はわずか○・○二%にすぎなかったが、国民党全体の持株比率は六・五二%であり、筆頭株主の交通銀行の三・一七%をは 一九九五年五月以降、劉泰英は昌泰投資公司代表人という身分で董事長を務めている。当時、昌泰投資公司の持株比率

中華開発信託股份有限公司、

一九九七年七月八日、頁数不詳)。

- 京グループ・耐斯グループ各一席であった(中華開発工業銀行編印『中華開発工業銀行公開説明書』、台北、中華開発工業銀 一九九九年七月一二日、一七頁、及び摘要、頁数不詳)。 一九九九年五月の時点で、董事職二一席の内訳は、啓聖実業四席、潤泰グループ三席、交通銀行・中国商銀各二席、威
- 後には、この施設の所有権は政府に引き渡されることになる。 内は、その民間の会社がこのインフラ施設を保有、運営することで資金を回収しかつ利潤を獲得する。協議の期限が切れた 契約を締結してその会社から資金を調達し、インフラ整備を行うことである。双方の協議に基づいて決定された一定の期間 BOT(Build-Operate-Transfer すなわち「建設―経営―引き渡し」)方式とは、政府が民間部門のプロジェクト会社と
- 北、五〇四期 (一九九七年七月二一日)、魏賓干「劉泰英得償夙願-信所、一九九九年、三五九頁。 (一九九八年六月)、一○八頁、及び周添城「民営化・産業政策與財団化」、周添城主編『台湾民営化的経験』、台北、中華徴 以上、中華開発の展開については、古聿「透視中華開発的雄心和版図――中華開発是『無敵軍団』?」、『商業周刊』、台 -中華開発誰與争鋒?」、『卓越雑誌』、台北、一六六期
- 66) 『自由時報』、一九九六年八月一一日。
- (67) 『聯合報』、一九九八年一月二二日。
- の利息を支払うという形のものがあり、その金額は毎年約一○○億元に達していたという(『工商時報』、二○○○年三月三 いう。また彼によれば、「党営事業」の党中央への貢献には上納金のほか、七大持株会社が党中央から受けた融資に対し高額 納金の金額は、就任前の一九九二年には二八億九○○○万元であったが、彼が在任した七年間に総額四一八億元に達したと 年一月三日)、三四頁。劉泰英が党管会主任を退任する直前に明らかにしたところでは、党管会から党中央(財委会)への上 彭杏珠「党営事業是国民党主要的金主― ―劉泰英:『我知道党需要多少銭!』」、『商業周刊』、台北、三一九期(一九九四

(田)。

- (9) 『聯合報』、一九九七年一月一〇日。
- 70 安部誠・佐藤幸人・永野護著『経済危機と韓国・台湾』、日本貿易振興会アジア経済研究所、一九九九年、五二―五三頁。
- <u>71</u> 派系與政商関係研究工作室・立委簡錫堦弁公室「《黒金政治怪獣篇——党営事業》:KMT救援危機企業的政治収編魔術」、
- (72) 同上論文、及び中華開発工業銀行編印『中華開発工業銀行中華民国八十九年年報』、台北、中華開発工業銀行、二〇〇〇 台北、一九九九年。

年、一頁。

第八章 「実務外交」と「党営事業」の海外投資

において国際的に動員されることとなった。 的な関係の構築を柱としたものにならざるを得なかった。このような状況下で、「党営事業」は台湾の「実務外交」 湾の国家が国際社会において「国家としての顔」を持たない以上、それは台湾の経済力を背景とした、各国との実質 和共存」を掲げるとともに、台湾の国際的な地位の向上を目指した積極的な戦略への転換でもあった。とはいえ、台 と密接に関わっていた。九〇年代以降、台湾は「実務外交」と呼ばれる外交政策を展開した。それは、中国との「平 外投資を積極化させたが、その新たな海外投資戦略は民主化の進展、さらにそれを背景とした新たな外交政策の展開 本章では、民主化以降の「党営事業」による海外投資の展開について考察する。一九九○年代に入ると国民党は海

第一節 「実務外交」と「党営事業」

李登輝政権下の「実務外交」とその背景

台湾人として初の総統に就任した李登輝は、現存する「政治実体」としての台湾の国家主権を国際社会に認知させ

を可能にしたのは、台湾の対中政策における基本路線の転換であり、それは国内の民主化と深く関わっていた。 「実務外交」を駆使して、インフォーマルな国際的な相互依存のネットワークを形成してきた。このような外交戦略 あった。国連に議席を持たないインフォーマルな存在としての台湾は、李登輝総統のイニシアチブの下で多角的な るべく「実務外交」を展開した。これは、台湾の経済力を背景として、その国際的地位の向上を目指した対外政策で

は「臨時条項」が廃止され、台湾はこれによって中台間の「内戦状態」が終了したと一方的に宣言した。 (5) 国民党の従来の立場に修正を迫るものであった。そこで、国民党と共産党の双方の位置づけを再定義する必要から、 ていた。このことは、必然的に共産党を「共匪」、すなわち正統中国国家である中華民国に対する反乱集団と見なす、 家全体を恒常的な内戦態勢に置いていた「反乱鎮定動員時期」の解除(つまりは、「臨時条項」の廃止)を前提とし 一九九一年二月に台湾側の対中政策の最高方針となる「国家統一綱領」が定められた。これを踏まえて、同年五月に さて、「国家統一綱領」のポイントは、新たな対中政策が「一つの中国、二つの対等な政治実体」という考えに基 李登輝が打ち出した「憲政改革」路線とは、「中華民国憲法」の修正による民主化であったが、その改革方針は国

あっても、国際社会に対してゼロ・サム・ゲームを突きつけるため、積極的な政策を採用することは困難であった。 社会での中国との共存を拒絶する政策をとってきた。そこでは、台湾は中国に対して受動的に抵抗することは可能で 両立」の原則の下では、台湾は『(中国とは) 接触せず、交渉せず、妥協せず」という『三不政策』を堅持し、 あり、その結果、外交政策の方針も受動的な消極姿勢から能動的な積極姿勢へと転換されることになった。「漢賊不 づけられたのである。これは、旧来からの対中政策の基本路線であった「漢賊不両立」という方針を放棄するもので づく点にある。すなわち、共産党はもはや「共匪」と見なされるのではなく、台湾当局と対等な「政治実体」と位置

そして、このような「三不政策」の下で現状維持を図ろうとしても、国際社会での立場はますます悪くなっていった。

治実体」として独自の「国際的生存空間」を求めるという新たな生き残り策を打ち出したのである。 た台湾住民が、その実力に見合った国際的地位を求める感情が表面化したものであった。そこで、李登輝総統はこの 膠着状態を打破するために、一方では中国との「平和的共存」という新路線へと転換を図るとともに、他方では「政 既に台湾内部に「国際社会復帰」を求める声が高まっていた。これは、経済発展と民主化の一定の進展で自信をつけ はあったものの、台湾の国際社会における孤立化の打開策とはなり得なかった。ところが、蒋経国時代の末期には、 政策が実施され、それなりの成果を上げていた。しかし、それは台湾と諸外国との準公式なネットワークを保つ効果 事実、蒋経国政権の下でも、「民間」や「経済」レベルでの実質的関係の強化を狙う「総体外交」と呼ばれる対外

はAPECという国際経済組織への加盟が実現し、その後GATT(現WTO)への加盟準備が整うなど、台湾は ンデュラス、エルサルバドル、パラグアイ)を訪問している。さらに、「実務外交」の具体的成果として、九一年に 六月には画期的なアメリカ訪問という形で展開された。また九七年九月にも、李登輝総統は中米四ヵ国(パナマ、ホ リカ(南アフリカ、スワジランド)の訪問、九五年五月の中東「巡礼の旅」(アラブ首長国連邦、ヨルダン)、そして SEAN三ヵ国(フィリピン、インドネシア、タイ)の歴訪、同年五月には中米(ニカラグア、コスタリカ)・アフ 国訪問では、一九八九年三月に「実務外交」の先駆けとなるシンガポール訪問が行われた。その後、九四年二月のA 「実務外交」は、非公式・私的な形での各国訪問など様々な形で推進されてきた。例えば、李登輝総統の私的な外

経済実体」としての国際的承認を獲得するに至ったのである。 しかし、こうした李登輝政権の外交戦略は、冷戦後の国際関係の現実に照らした場合、その実践に多くの困難が伴

ニブ

になった。また、APEC加盟などによる「経済実体」としての国際的認知の獲得が、台湾の求める「政治実体」と 「金銭外交」という強い非難をするとともに、外交面で台湾の地位向上を阻止することを狙った活動がとられること うものであった。中国の立場からすると、台湾の「実務外交」は「一つの中国」という原則に反するものであるから、 しての国際的承認に直結するわけでもなかった。

が大きかった。とはいえ、中国側の圧力に晒されながらも、台湾では李登輝総統のイニシアチブの下で「政治実体_ 従って、台湾の「実務外交」の成果は、中国側の譲歩という台湾にとって外在的、他律的な要因に依拠するところ

を果たしたのである。 としての国際的承認を勝ち取るべく努力が続けられてきた。そして、そこでは「党営事業」が少なからず一定の役割

二 外交政策手段としての「党営事業」

資源」であり続けたのである。ただし、これまでと異なるのは、国家元首たる総統の政策手段となったことである。 よって兼任されていた。このため、李登輝によるポストの兼任を背景に、「党営事業」は「国家が動員できる『民間』 しかし、民主化の過程を通じて、「党営事業」は依然として「政権党の企業」であり、国家の総統は国民党の主席に 前章で触れたように、民主化に伴い党政分離が進む中で、「党営事業」管理と行政との直接的な関係は失われた。 李登輝総統自身が主導した「実務外交」では、「党営事業」が外交上の政策手段として動員されることになった。

その意味で、「党営事業」を動員し得る国家とは、民主化に伴い行政院から総統府に変わったのである。 このように、民主化後も党主席=総統が「党営事業」を動員できる制度的条件が存在したわけであるが、実際にそ

確立し、「党営事業」を主管する人物を彼の腹心に据えることであった。これらの条件が整ったのは、 れが行われるためには政治的な条件が必要であった。その条件とは、李登輝が党内で「至高の領袖」としての権威を での主導権を握り、劉泰英が党管会主任に就任した一九九三年のことであった。後述するように、「党営事業」が 李登輝が党内

「実務外交」とタイアップした形で海外投資を積極的に展開するのも、この年以降のことである。 台湾の経済力を背景とした「実務外交」は、国交のない国々との貿易・投資の拡大や経済協力の供与など経済レベ

る企業であること、第二に、それが民間企業であること、である。 して「党営事業」を動員するのには二つのメリットがあった。それは、第一に、「党営事業」が経済活動の担い手た ルでの実質的な交流を柱としていた。そして、このような外交活動の枠組みの中では、 台湾の国家が外交政策手段と

あるいは民間部門の資源を動員する必要がある。前者の場合、国内的には頻雑な行政上の手続きや立法院の監視とい った制約を受けることになる。ここで、「党営事業」は民間企業であるから、これらの制約を回避することができる。 まず、第一のメリットについて検討する。国家が「実務外交」を展開するためには、国家部門の資源を利用するか、

このため、例えば公営事業と比較した場合、「党営事業」を動員することは相対的に容易であり、それはまた外交活

動の機動性・柔軟性を高めることにつながる。

方、相手国にとっても、「党営事業」が名目上は民間企業であることは政治的に受け入れ易いというメリットが 台湾の「実務外交」の対象となる国々は、ほぼすべてが中国と正式な国交関係を結んでいる。このため、相手

ある。 国」を認めるものであるとの非難を招きかねないからである。このことは、台湾の国家が国際社会においては国家と 国側も台湾政府の経済活動に対してはその受け入れに慎重にならざるを得ない。というのは、中国側から「二つの中

限されている台湾の国家にとって、「党営事業」はその能力を補塡する格好の資源だったのである。 において動員することは困難であることを示している。このような形で、いわば他律的に国家としての対外機能が制 して正式に承認されておらず、また中国が「一つの中国」という原則を堅持する以上、それが自らの資源を外交活動 つぎに、第二のメリット、すなわち「党営事業」が民間企業の一つであるという点についてである。「実務外交」

代わりに「党営事業」を動員することで、その能力を補塡することができる。そして、「党営事業」が台湾企業の先 上での格好の政策手段として動員されることになった。その際の「党営事業」は、元首の外国訪問の「露払い」役を、 陣を切って飛び出すことで、国家は表向きは民間レベルで「実務外交」を推進することができるわけである。 極的な姿勢で応えるかもしれない。このように民間部門の資源を引き出す能力を欠いていた場合にも、台湾の国家は の要は民間レベルでの経済交流であり、これを推進するためには、国家は民間部門の資源を動員する必要がある。し このように、国家が動員しうる制度的・政治的条件が存在したことから、「党営事業」は「実務外交」を推進する 政府が民間企業の投資を奨励しても、先行き不透明あるいは高いコストを要する投資に対して、民間部門は消

待されたのである。次節では、「党営事業」の海外投資について考察し、その役割について検討する。

あるいは台湾企業の「先鋒」として現地に進出して、その他の民間投資の「呼び水」としての役割を果たすことを期

第二節 国民党の海外投資

| 一九九〇年代初頭の海外投資

額の投資計画は国民党に実質的な収益をもたらさなかった。 (ユ) 資総額一億ドルで協福電廠を建設した。しかし、輸出加工区への台湾企業の誘致活動が思うように進まず、これら巨 の新市街地建設を計画した。さらに、輸出加工区と新市街地の電力需要を賄うために、新世界グループとの合弁で投 チミン市政府との合弁で資本金六○万ドルの富美興公司(PMH)を建設し、同市南部に総面積二六○○ヘクタール ループとの合弁でホーチミン市に総面積三〇〇ヘクタールの輸出加工区の建設が進められた。また、九三年にはホー 昌投資公司(以下、悦昇昌投資)が七五%の株式を保有する、国民党によるベトナム投資の主力企業であった。 委会主任の徐立徳は海外進出を目的として中央貿易開発公司(以下、中央貿易開発)を設立した。この会社は、悦昇 ベトナムへの投資計画のうち、代表的なものはタントワン輸出加工区のケースで、一九九一年から香港の新世界グ 国民党の海外投資は一九九〇年代以降活発化したが、当初その重点はベトナムに置かれていた。八九年一〇月、財

の結果、台湾産バナナの輸出市場を脅かすこととなり、台湾のバナナ栽培農家の批判が高まったことから、国民党は た。農村の豊富な労働力を利用して世界最大のバナナ農園を経営し、この投資はかなりの成果を収めた。しかし、そ であるリベリアの福茂公司とベトナム華僑の張哲発との合弁により設立された、ベトナム最初の「党営事業」であっ 比較的成功したケースは、越盛香蕉蔬果出口公司によるバナナ栽培であった。この会社は、中央貿易開発の子会社

この会社への出資から撤退した。

黒字に転じた。翌年党管会主任に就任した劉泰英は、当初の評価作業の杜撰さを批判し、この会社の増資への国民党 の参加を認めなかった。九四年一月には「ベトナム王」と称された丁善理を悦昇昌投資の董事長から解任した。 このように大胆な投資を続けた中央貿易開発はほぼ毎年赤字を計上し、一九九二年になってやっと四四〇〇万元の

計画は、台湾企業に有利な条件で新たな生産拠点を提供しようとしたものであった。 年からは東南アジア諸国への投資の促進及び同地域内での経済協力関係の強化に乗り出した。「党営事業」のベトナ 働力を求めて海外への生産拠点の移転を迫られた。そこで、政府は八七年に外国為替管理を緩和するとともに、八九 湾元高米ドル安傾向と賃金水準の上昇などにより、労働集約型の輸出産業は国際競争力を失い、台湾企業は低廉な労 ム投資もこのような流れの中に位置づけられると考えられる。タントワン輸出加工区やその関連施設の建設への投資

イアップしたものであった。その目的は、台湾企業による海外投資を支援することにあった。一九八○年代後半、台

政府の政策との関わりから見た場合、この時期の「党営事業」の海外投資は外交政策よりも、むしろ経済政策とタ

二 「李・劉体制」下での海外投資

「李・劉体制」下での「党営事業」による海外投資の最大の特徴は、政府の外交政策と連携する形で展開されたこ

とである。その結果、「党営事業」は「実務外交」の中核的担い手となった。

方向性を示したが、その一つが「経営の国際化」であった。さらに、彼は「将来、党営事業は国際的に著名な企業と(8) 一九九三年一二月、「党営事業」の歴史上初の「業務研討会」の席上、李登輝主席は「党営事業」の今後の発展の

戦略提携を進めて、ハイテク技術を台湾に導入し、また政府の政策とタイアップして、台湾をアジア太平洋のオペレ ーションセンターにしなければならない」と、「党営事業」が果たすべき任務を明確に示した。

針が打ち出された。こうして、「李・劉体制」の下で体制作りが着々と進められた「党営事業」は、国家の外交手段 洋地域を「党営事業」の主要投資地域とした。また、九六年には「先進国の後進地域」を新たな投資の拠点とする方 させた。そして、劉泰英は「無時差経済地域」という概念を提唱し、台湾を中心とした時差三時間以内のアジア太平 として動員されていった。 に悦昇昌投資の資本金を一五億元に増資し、貿易業務中心の事業持株会社から海外投資専門の純粋持株会社へと転換 こうした党主席の指示に応える形で、「党営事業」では国際化に向けた体制作りが行われた。まずは、一九九四年

(1) 「元首外交」と「党営事業」

開くという役割も期待されたのである。 外交上の閉塞状態に大きな突破口を開くものと受け止められていた。そのため、「党営事業」には元首訪問への道を による非公式なものであれ、総統が正式な国交関係を持たない国々を訪問することは、台湾(中華民国)が置かれた 様々な形で展開された「実務外交」の中でも、李登輝総統による「元首外交」はとりわけ重要であった。私的身分

は、一九九四年初頭の東南アジア三ヵ国歴訪と翌九五年春の中東歴訪である。前者のケースでは、「党営事業」がそ ンドネシア、フィリピンへの投資計画を積極的に打ち出した。このケースについては次節で詳述する。 の実現に少なからず寄与したと思われるだけでなく、総統訪問前後には政府の「南向政策」とタイアップする形でイ 李登輝総統は在任中に六度の外国訪問を実現させているが、その中で「党営事業」が深く関わったケースといえる

訪れた。このとき、彼はイスラエルの政府首脳と接触し、ラビン首相との間ではハイテク技術、航空・宇宙産業及び ここに置かれることになった。一九九四年八月の光華投資率いる視察団の訪問に続いて、一〇月には劉泰英が現地を 実現に向けて奔走した。中でも、最も重視されたのがイスラエル訪問であり、「党営事業」 による海外投資の重点も 英は、「党営事業」による中東地域での大規模な投資計画を矢継ぎ早に打ち出すとともに、李登輝総統の中東訪問の 後者の中東歴訪のケースでは、「党営事業」はその最大の目標であったイスラエル訪問を実現できなかった。

軍事協力にわたる幅広い意見交換が行われた。

設であった。当時、台湾はアメリカからF16戦闘機の購入を間近に控えており、IAI社との合弁にはそのメンテナ まとめたが、その柱はイスラエル航空機会社(IAI)との合弁による、台湾での航空機メンテナンスセンターの建 は実現したものの、このときイスラエルへの訪問は見送られ、総統の訪問中にIAI社と契約合意でサインしたいと や銀行への投資、及びアラブ首長国連邦との金融協力などがあり、その投資総額は一○○億ドルを超えるといわれた。 しかし、IAI社との合弁計画は、中国側の妨害を受けて暫時凍結とされた。その後、李登輝総統の中東二ヵ国訪問 ンス技術を導入する狙いもあった。このほか、中東地域で計画された事業には、イスラエルでのハイテク基金の設立 そして、総統の中東歴訪に向けて弾みを付けるべく、「党営事業」は光華投資を中心に中東三ヵ国への投資計画を

き継いだ労働党政権との友好な関係を維持し、イスラエルとの実質的な外交関係を強化することに力点を置いた。劉 一九九六年の台湾での総統選挙後には、頓挫していた航空・宇宙産業での合弁計画を展開し、ハイテクの導

同年一一月のラビン首相の暗殺は「党営事業」に大きな衝撃を与えた。しかし、国民党はその後もペレス首相が引

いう国民党側の思惑も外れてしまった。

事業」のイスラエル投資計画も大幅に後退することとなった。 する可能性を模索していたといわれる。しかし、同年五月にネタニアフ率いるリクード党政権が誕生すると、「党営 入と銀行への投資を進めるとの方針を示した。当時、彼は民選総統に就任した李登輝の最初の訪問国をイスラエルと

(2) 外交関係の維持ないし樹立と「党営事業」

ことから、この計画も取り消しとなった。 工業区の建設計画を打ち出していた。しかし、南アフリカが九七年一二月末日をもって台湾との国交断交を決定した 収入も拡大し、この投資は比較的成功したケースとなった。さらには、「党営事業」は中国石油との合弁で石油化学 当時、南アフリカ政府の優遇措置に加え、経済制裁の解除に伴う外資企業の進出ラッシュを背景に、オフィスの賃貸 れるもので、国民党は台湾企業の進出拠点として、ヨハネスバーグ近郊の一等地に台湾貿易センタービルを建設した。 湾側は、経済交流による外交関係の強化を図った。「党営事業」による南アフリカ投資はその一環として位置づけら した。大統領就任式典には李登輝総統自らが出席したとはいえ、中国との深い関係を持つ新政権の動向を懸念した台 ラオへの投資である。一九九四年五月、南アフリカではアフリカ民族会議(ANC)のマンデラ率いる新政権が発足 「党営事業」による投資を通じて、外交関係の維持ないし樹立を狙ったケースといえるものが、南アフリカ及びパ

った。前年には遠東航空が直行便を就航させており、さらに宏国グループも「党営事業」に続いて現地へ進出する計 は、観光産業の発展を通じてパラオとの実質的な外交関係を確立し、ひいては国交樹立につなげたいとする思惑があ の建設を決定した。総投資額は一〇〇〇万ドルで、このうち中央投資と悦昇昌投資が八〇%を出資した。この背景に 方、パラオへの投資は、これとは対照的な展開を見せた。一九九五年、国民党はパラオでの高級リゾートホテル

する批判が起こったが、最終的には九九年一二月末に台湾とパラオの外交関係が樹立されるに至った。圏 台湾との外交関係には一向に進展が見られなかった。そのため、国民党内部でも経済的負担の大きいパラオ投資に対 画を打ち出した。国民党のリゾートホテルは九八年に完成したが、パラオ政府は中国の圧力の下で態度を明確にせず、

(3) 「無時差経済地域」への投資

的なケースであった。そのほかにも、ロシア、日本及び北朝鮮への投資が挙げられる。 れたものであった。次節で詳述する政府の「南向政策」とタイアップした東南アジア投資は、この方針に沿った典型 「無時差経済地域」への重点投資という方針は、李登輝主席が指示した「党営事業」の任務を実現すべく打ち出さ

社設立の目的は、台湾企業によるロシア進出と現地での技術移転の支援、及び両国間の貿易関係の促進であった。窓 狙いから、華夏租賃公司がスイスのEURASCO社との合弁による「華俄貿易開発公司」の設立を発表した。新会 資源はすでに注目されていた。さらに翌年には、ロシアが保有する旧ソ連の宇宙開発関連のハイテク技術を導入する 事業」がウラジオストックで台湾物産展を開催した。前年には視察団がシベリアを訪問しており、現地の豊富な天然 ロシアとの貿易・投資関係については、台湾企業のロシアとの貿易ルートを開拓するため、一九九四年秋に「党営

年には四億五〇〇〇万元もの赤字を出した。 田に台湾貿易センター(「台湾貿易開発株式会社」)を設立した。しかし、この会社はまもなく経営不振に陥り、九八 また日本との関係では、対日貿易赤字の削減を図るために、一九九三年に台湾企業の日本進出の拠点として東京三

九六年から裕台企業と北朝鮮の国営事業との間で、台湾側の米や大豆など民生物資と北朝鮮側の鋼鉄やアルミニウム 北朝鮮への投資も「無時差経済地域」への投資計画の一貫として早い段階から打ち出されていた。実際には、一九

な危機管理により五○○○万ドルを超える大きな損失を出すことになった。 プを確立していた。ところが、九八年には大水害が原因で北朝鮮側の貨物引渡しが滞ったことから、裕台企業は杜撰 とのバーター貿易がスタートした。これにより、裕台企業は北朝鮮側との窓口として、当該国政府との実質的なパイ

(4)「先進国の後発地域」への投資

みに突いて、中央政府への交渉力を高める狙いもあったと考えられる。 域」の地方政府に直接接触したことである。このような投資戦略には、国内地域格差を巡る中央と地方との矛盾を巧 の強化につなげようとする思惑があった。さらに、外交戦略的に巧妙な点は、計画を進める際に、国民党が「後発地 'の投資による開発支援には、国民党が当該国政府の抱える経済的負担を事実上肩代わりすることで、実質的な関係 この方針の特徴的な点は、実質的な関係の強化を図るターゲットとして先進国を特定したことである。「後発地域」

スカ漁業加工処理センターとの合弁による漁業加工工場の建設が進められた。 の沖縄県への投資計画がある。アラスカ州では、同州政府の加工業発展局(AIDEA)の融資を受ける形で、アラ 具体的なケースでは、一九九六年からのアメリカのアラスカ州、オーストラリアのノーザン・テリトリー及び日本

及びノーザン・テリトリー州政府との合弁で実施する方向で話が進められていた。しかし、一九九七年に投資がスタ 含む大規模なプロジェクトであった。その中でも柱は、ノーザン・テリトリーの首都ダーウィンからアリス・スプリ ートしたものの、まず実現したのは大規模なエビの養殖であり、鉄道建設を通じた開発支援は将来的な構想とされた。 ングスに至る全長一四〇〇キロの鉄道建設計画であり、総額八億米ドル規模のこの計画は、オーストラリア連邦政府 オーストラリアでの「北オーストラリア総合開発計画」は、農牧業、漁業、鉱業から鉄道建設及びその沿線開発を

その後、エビ養殖業の開発は順調に進み、九九年には投資拡大の一環として天然ガス開発の計画が打ち出された。 「無時差経済地域」でもある沖縄への投資計画も、「先進国の後発地域」への投資の一環として位置づけられよう。

米軍基地利用問題に関する議論が高まった。このとき、日本政府と沖縄県は軍用地強制使用の手続き更新を巡って対 立を深めていた。そこで、日本政府はその打開策として「沖縄振興政策」を打ち出し、これに対し沖縄県も翌九六年 九九五年九月沖縄で米軍兵士による少女暴行事件が発生、これを契機として日本国内では日米安保条約の見直しや

八月に「国際都市形成構想」を提案した。

投資と引き換えにビザなし渡航や航空路線の増設などが実現すれば、日台関係のさらなる進展につながるものであっ 政策」に期待し、沖縄への投資を日台関係の突破口にしようとしたものであった。いうまでもなく、 「党営事業」の沖縄投資には、九七年の香港返還を控えたリスク回避という側面もあった。香港を経由した中台両岸 た。また、沖縄県に政治的要求を提出することで、沖縄県から日本政府に圧力をかける好機でもあった。さらに、 民党の投資は「国際都市形成構想」の実現に向けた資金導入や企業誘致のチャンスであった。一方、台湾にとっては、 いた。しかし、当初は順調と思われた投資計画も、直行便、ビザ及び関税面での問題があり、九七年七月には暫時保 の経済交流が深まる中で、中国へ集中する台湾企業の投資を分散させるためにも、台湾は香港の代替地を必要として このような状況の中で、同年一○月、国民党は「沖縄投資計画」を発表した。これは、日本政府による「沖縄振興 沖縄にとって国

れた役割とは、元首の外国訪問の「露払い」役であり、台湾企業の「先鋒」として現地に進出することであった。 このように、「実務外交」が繰り広げられる過程で、「党営事業」は様々な場面で動員されていった。そこで期待さ 留が決定された。

を優先したものであった。そのため、政治的な成果が達成できなければ、直ちに投資からは撤退し、計画は破棄され にとっても、決して利益をもたらすものではなかった。そもそも、「李・劉体制」下での海外投資は、政治的な目的 えよう。ただし、これまで見たように、その外交上の成果は限定的であった。しかも、ビジネスとしての「党営事業」 「実務外交」を推進しようとする国民党政権にとって、このような外交手段が存在したことの意味は大きかったとい

次節では、特に「南向政策」のケースを取り上げて、「党営事業」の役割とその意味について検討する。

た。それに、既に指摘したように、投資が実現されても、損失を重ねるケースが多かった。

第三節 「南向政策」の推進と「党営事業」

「南向政策」の背景とその展開

替管理が緩和され年間五○○万ドルまでの海外への持ち出しが可能となり、八九年には政府が東南アジアとの投資及 ある中小企業は安価な労働力を求めて生産拠点の海外移転を余儀なくされた。これに対処すべく、八七年には外国為 激化した。その結果、台湾は労働集約型製品の輸出向け生産基地としての存立基盤を失うことになり、その担い手で 上昇していた。さらに、八七年の戒厳令解除前後からは、環境保護運動など様々な社会運動が活発化し、労働運動も は、八五年のプラザ合意以降に台湾元高米ドル安傾向が定着し、また急速な経済発展に伴い国内での賃金水準は年々 ○年代後半以降の台湾企業による海外投資の急増と、それに伴う中台経済関係の急速な深まりがあった。台湾経済で 「南向政策」とは、台湾企業による海外投資を東南アジアへ誘導しようとする政策である。その背景には、一九八

び経済協力関係の強化に乗り出した。その結果、台湾企業による海外投資は東南アジアを中心に急激に拡大した。

月に経済部主導で台湾企業の海外投資を東南アジアへ誘導する構想が打ち出された。これが「南向政策」の原点であ 中国への投資が急速に伸び、九三年以降は東南アジアへの投資を大幅に上回った (表8-1参照)。中国との貿易も な状況に対して、台湾では海外投資が中国に集中して経済の対中依存度が高まることに警戒感が強まり、九三年一一 八〇年代末から急増し、台湾の対中輸出依存度は九三年には一六・四七%に達していた(表8-2参照)。このよう ところが、東南アジア向けの投資は一九九〇年、九一年にはほぼピークを迎えた。その一方で、九〇年代に入ると

たが、その対象範囲はミャンマーとラオス、オーストラリアとニュージーランドにまで拡大された。 政策」の第二段階として「加強対東南亜及澳・紐地区経貿工作綱領」が制定された。実施期間は同じく三年間であっ 確立への協力、といった内容が挙げられていた。そして、九七年五月には第一段階を継続・発展させる形で、「南向 作発展基金」の運用による各国との実質的な関係の強化、及び台湾企業による海外投資への間接的支援と販売拠点の 南アジア投資計画と台湾企業によるタイアップの指導、各国政府との投資保護協定及び二重課税免除協定の締結の推 及びベトナムの六ヵ国であった。この綱領には「南向政策」の具体的な戦略が示されていた。例えば、政府による東 六年一二月までの三年間を実施期間とし、その対象はタイ、マレーシア、フィリピン、インドネシア、シンガポール 第一段階というべき「加強対東南亜地区経貿工作綱領」が制定された。この綱領は同年一月に遡って発効されて、九 「南向政策」が正式にスタートしたのは、李登輝総統の東南アジア歴訪後のことであった。一九九四年三月、その |両国の中小企業の交流・協力及び戦略提携の促進、企業による海外投資に対する金融支援の拡充、「海外経済合

					- 120	1	,10	100					1,011	5)														N PI
3	23 25 25 25	7 1 4	457	2.	9 795	2 27 2	13.6 9163	2	456	1 4	481	33	7	25.0	11 75	22	7/1/	49	1 4009	30	904	16	7 536	2 17	5.63	25	1171	要計
2 100	4,522	4 2.3	104	1.3	3 61	3 40.3	1,823	9.8	445	4.7	214	2.2	7 100	3 27.7	3 1,253	0.8	35	0.3	5 14	3 2.5	2 113	7 0.2	6 7	0.6	2 29	5 7.2	325	1999
100	5,331	0.8	45	0.6	2 34	8 38.2	2 2,038	11.2	599	0.7	ည္	1.3	69	4 38.2	2,034	0 2.1	011	0.4	20	1 2.5	4 131	0 0.4	$\frac{7}{20}$	0.7	0 39	3.0	3 158	1998
_ප.	(+2,720)													_පි.	(+2,720													
8 100	4,508	1 2.2	101	1.3	59	9 30.4	1,369	12.1	547	0.8	36	31	3 142	35.8	1,615	1.9) 85	5 1.9	<u>8</u>	3 1.3	2 58	6 1.2	<u>8</u> 56	7 2.8	1 127	5.1	7 230	1997
5 100	3,395	1.4	49	0.4	5 12	2 34.5	1,172	8.0	271	0.4	15	1.8	8	9 36.2	1,229	0 2.9	100	2.8	1 94	1 2.1	4 71	3 2.4	2 83	2.2	9 74	5 4.9	165	1996
100	2,450	1.7	42	2.4	<u>0</u>	22.0	539	10.1	248	1.7	42	4.1	100	3 44.6	1,093	8 4.4	108	7 2.7	67	1 2.1	3 51	2 1.3	5 32	1.5	36	$\frac{2}{1.3}$	32	1995
9 100	2,579	1.8	47	0.9	7 22	32.7	844	5.6	144	1.3	34	4.9	3 127	2 37.3	962	8 4.2	108	1 3.9	2 101	7 2.2	8 57	1 0.8	4 21	0.4	9 10)1 3.9	101	1994
100	4,829	0.0	1	5.3	256	4.4	211	11.0	529	1.4	68	3.4	162	8 65.6	3,168	8 3.3	158	1.3	65	9 2.3	5 109	6 0.5	1 26	0.1	4 7	9 1.4	8 69	1993
100	1,134	1.9	22	4.1	6 46	5 22.6	256	17.0	193	0.5	6	4.8	2	7 21.8	3 247	1.8	8 20	6 13.8	3 156	3 7.3	5 83	0 3.5	1 40	0.1	8 1	0.8	9	1992
100	1,830	0.4	7	33	7 60	19.7	361	16.3	298	0.5	10	10.9	200	9.5	174	0.9	2 17	2 24.2	7 442	6 4.7	7 86	8.7	1 160	0.1	7 1	3 0.7	13	1991
100	1,552	0.9	14	6.2	4 96	26.4	3 410	27.6	429	0.1	2	2.1	33			<u>'</u>	<u>9</u>	5 11.9	5 185	9.6	0 149	2 4.0	0 62	4 8.0	1 124	8 3.1) 48	1990
100	931	0.9	∞	0.2	2	5 12.5	7 116	54.7	509	0.4	4	11	10	İ	1	i	<u></u>	9 17.1	5 159	2 5.6	0 52	0.0	1 0	5 7.1	5 66	0.5	5	1989
100	219	3.2	7	5.5	12	3.2	7	56.2	123	0.9	2	3.7	8	1	1	Ť	<u></u>	1.4	<u>ن</u>	2 5.5	9 12	0.9	.4 2	5 16.4	7 36	3 2.7	<u> </u>	1988
100	375	2.7	10	1.3	5	4.8	1 18	62.1	233	3.2	12	2.7	10	1	<u> </u>	0.3	1	3.5	5 13	1 5.6	7 21	9 7.7	5 29	3.5	9 13	1 2.9	2–87	1952–87
%	投資額	%	投資額	%	投資額	%	投資額	%	投資額	%	投資額	%	投資額	%	教資額	# %	投資額	※	5 投資額	續 %	6 投資額	續 %	6 投資額	簡 %	6 投資額	(編)	手 投資額	年
合計	mk	その他		ヨーロッパ		その他 アメリカ 地区	チンチ	アメリカ		その他 アジア計	かが	香港	mN4	中国 大陸	-	ベトナム	λ,	47-	.1	74		インドネシア		フィリピン		シンガ ポール	M	

⁽注) 1997年5月の「両岸人民関係条例」の修正後、同年に事後的に申請された投資総額はカッコ内に算入した。また、端数計算のため、合計は必ずしも一致しな

⁽田所) 経済部投資審議委員会「中華民国華僑及外国人投資·対外投資·対外技術合作·対大陸間接投資·大陸産業技術引進統計月報」、台北、経済部投資審議委員会、1996年1月、41—45頁、59頁、及び2000年1月、54—60頁、80頁より筆者作成。

表8-2 台湾の対中貿易の推移

表8一2	台湾の対中貿易の推移	(易の推移					(単位	単位:100万ドル・%)
	輸出	Ė	輸入	Ţ	貿易統計	統計	++===++	台湾の対外
年度	金額	依存度	金額	依存度	金額	依存度	对于复数状义	貿易総収支
1981	384.8	1.70	75.2	0.35	460.0	1.05	309.6	
1982	194.5	0.88	84.0	0.44	278.5	0.68	110.5	1
1983	201.4	0.80	89.9	0.44	291.3	0.64	111.5	I
1984	425.5	1.40	127.8	0.58	553.3	1.06	297.7	l
1985	986.8	3.21	115.9	0.58	1,102.7	2.17	870.9	I
1986	811.3	2.04	144.2	0.60	955.5	1.49	667.1	1
1987	1,226.5	2.28	288.9	0.83	1,515.4	1.71	937.6	1
1988	2,242.2	3.70	478.7	0.96	2,720.9	2.47	1,763.5	1
1989	3,331.9	5.03	586.9	1.12	3,918.8	3.31	2,745.0	1
1990	4,394.6	6.54	765.4	1.40	5,160.0	4.23	3,629.2	12,495.2
1991	7,493.5	9.84	1,125.9	1.79	8,619.4	6.20	6,367.6	13,299.1
1992	10,547.6	12.95	1,119.0	1.55	11,666.6	7.60	9,428.6	9,479.3
1993	13,993.1	16.47	1,103.6	1.43	15,096.7	9.32	12,889.5	7,869.8
1994	16,022.5	17.22	1,858.7	2.18	17,881.2	10.02	14,163.8	7,697.2
1995	19,433.8	17.40	3,091.4	2.98	22,525.2	10.46	16,342.4	8,116.3
1996	20,727.3	17.87	3,059.8	3.02	23,787.1	10.95	17,667.5	14,704.4
1997	22,455.2	18.39	3,915.4	3.42	26,370.6	11.15	18,539.8	7,639.4
1998	19,840.9	17.94	4,110.5	3.93	23,951.0	11.13	15,730.4	5,917.0
1999	21,312.5	17.52	4,522.2	4.09	25,834.7	11.12	16,790.3	10,939.8

(出所) 行政院大陸委員会【両岸経済統計月報】、台北、行政院大陸委員会、71期、2000年1月、20-22頁、より筆者作成。

質的な関係を開拓することにつながると考えられた。そこで政府は「南向政策」の推進を一層強調するとともに、 うな状況下で、東南アジアへの経済協力や支援の強化は、台湾企業による投資を東南アジアへ分散させ、各国との実 政治的には対中関係に具体的な改善が見られないにも拘らず、経済的には対中依存度は高まる一方であった。そのよ ぞって台湾に経済的な協力や支援を求めた。台湾政府にとっても、それはまたとないチャンスであった。台湾では、 南アジア諸国と現地の台湾企業に対するより積極的な支援を展開しようとしたのである。 は軒並み深刻な経済危機に陥ったが、台湾経済は比較的安定した状態を保っていた。そのため、東南アジア諸国はこ アジア経済危機の発生は、「南向政策」を一気に積極化させることになった。一九九七年夏以降、東南アジア諸国

援に関する措置など、五項目の具体的な措置が示された。これに基づいて、東南アジア投資公司の設立など、台湾は、 の貿易の促進、台湾企業による東南アジア向け投資の促進の強化、金融安定のための国際協力の実施、その他経済支 動対東南亜経貿合作行動方案」を発表した。ここでは、現地の台湾企業の資金調達に対する支援、東南アジア諸国と れ、各国の首脳や指導者らと会談して経済支援策について話し合った。これを踏まえて、同年三月に政府は した。これを皮切りに、蕭萬長行政院長や経建会主任の江丙坤など台湾の指導者が短期間に東南アジアを集中的に訪 九九八年一月、連戦副総統はシンガポールを訪問し、現地の台湾企業に向けて「南向政策」の実施を改めて強調

| 「南向政策」と「党営事業」

東南アジア諸国と現地の台湾企業に対する積極的な支援策を展開していったのである。

「南向政策」には、台湾企業による海外投資を東南アジアへ誘導するという経済的課題とともに、 経済交流を柱と

とより東南アジア諸国との「実務外交」と深く結び付いており、「党営事業」はこれと密接に連携して活動を展開し した同地域内の各国との実質的な関係の構築・強化を図るという政治的狙いもあった。このため、「南向政策」はも

すべき点は、彼がその際の「党営事業」の役割を「奉仕的なもの」と位置づけたことである。すなわち、彼によれば、 外交政策手段として動員された「党営事業」は、まさにこのような役割を果たすことになった。 者の協力関係を民間レベルの活動として維持させるのである。経済外交を柱とした「実務外交」という枠組みの中で、 資の促進を図る。その一方で、公営事業が出て行くと不都合な場合には、「党営事業」はこれと協力することで、両 わり投資に参加するのだという。また、「党営事業」は率先して投資を行い範を示すことで、中小企業による海外投 民間企業に投資への意欲がない場合、あるいは民間企業がその力量を欠いている場合には、「党営事業」がこれに代 ち駒にする狙いがあったといわれる。また、劉泰英も「南向政策」との全面的なタイアップを明言していたが、注目 李登輝主席には、「党営事業」を「南向政策」と連携させることで、総統である彼自身による経済外交の重要な持

地で行われていたともいわれる。そして、劉泰英は二月三日に李登輝主席に対して「党営事業」のインドネシア投資 実現にも少なからず寄与していたといえる。当時、APEC議長国であったインドネシアへの訪問がとりわけ重視さ シアのスハルト大統領、そしてタイのプミポン国王との歴史的な会談が実現した。「党営事業」は、この元首訪問の れていた。同年一月には劉泰英は視察目的でインドネシアを訪れたが、このとき総統訪問の実現に向けた根回しが現 ンドネシア、タイの三ヵ国を訪れた。現地では、非公式ながらも李登輝総統とフィリピンのラモス大統領、インドネ 九九四年二月、李登輝総統の東南アジア訪問が実現した。総統は旧正月の「休暇」を利用して、フィリピン、イ

設計画に着手するとともに、タイでの投資計画についても積極的な検討作業にはいった。このように、三ヵ国への数 に関する報告を行い、計画への党主席の同意を得ると同時に、彼が三月に中国石油公司、台湾電力公司や台湾糖業公 司など国営事業の責任者とともに現地視察を行うことが決定した。このほか、フィリピンでのスービック湾工業区建

多くの投資計画が打ち出されたことは、元首訪問の実現にとってポジティブな効果を持ったと考えられる。 そして、李登輝総統の訪問後も、「党営事業」は「南向政策」と積極的にタイアップしていった。総統の東南アジ

うち、代表的なものが石油化学コンビナートと火力発電所の建設であった。 示し、国営事業が技術面を中心に経済協力を行う可能性を見出していた。そして、現地視察後に示された投資計画の『⑧ の会談でも議論が交わされていた。劉泰英も、現地での石油、電力、製糖、肥料や製塩などの事業への投資に関心を 樹久も国営事業を率いて現地を訪れた。両国間の貿易、投資や経済協力については、李登輝総統とスハルト大統領と れを受けて、三月末には劉泰英を筆頭に「党営事業」の視察団がインドネシアを訪問、四月初めには経済部次長の李 民間企業の側でも、台湾水泥公司、東帝士グループや統一企業による一連の東南アジア投資計画が打ち出された。こ 中国石油公司、台湾電力公司や台湾糖業公司といった国営事業を中心に経済協力に関する具体案の検討が進められた。 ア歴訪は、官民手を携えた形での「南向政策」の推進に弾みを付けた。政府では経済部に専門グループが設置され

彼はその実現のために「党営事業」と国営事業が「先鋒」としての役割を果たすことを期待していた。中国石油もま た。インドネシア訪問中に、彼は現地の低廉な労働力、豊富な土地と天然資源を利用して、スマトラ島のマダンに石 油化学コンビナートを建設する構想を打ち出した。現地の政府当局者もこの提案に積極的な姿勢を示したことから、

「党営事業」は石油化学コンビナートの建設に最も熱心であったが、これはもともと李登輝総統自身の提案であっ

このほか、外資系企業との合弁による火力発電所の建設も計画された。⁽⁸⁾ 後には、台湾国内の川中業者及び川下業者の進出も期待できると考えられていた。さらに、現地政府がスマトラ島に た豊富な石油と天然ガスに注目し、現地でのエネルギー資源の開発に強い関心を示していた。そこで、「党営事業」(a) 建設を計画していた石油輸送のパイプラインについても、「党営事業」が建設工程を請け負う方向で話が進められた。 が打ち出した計画は、中国石油の第二ナフサ分解工場の移設による石油化学コンビナートの建設であった。その完成

た。このほかにも、一九九三年末には建台水泥が八二〇〇ヘクタールの石灰石採掘権を購入し、年産一五〇万トンの(8) 目のケースとなった。 水泥公司もそれぞれ現地での工場建設計画を打ち出した。その後、九六年末には中華開発と中聯信託が、現地に進出 セメント工場及び関連施設の専用埠頭と発電所の建設を計画した。総統訪問後には、民間企業の台湾水泥公司や幸福(ss) 合弁で管理顧問会社を設立し、フィリピン政府のスービック湾管理局との間に合弁契約を締結した。また、中華開発 総統のフィリピン訪問前に着手されていたスービック湾工業区の開発計画である。これは「南向政策」の第一弾とし 定した。中華開発にとっては、これはインドネシアでのPT Tamara銀行に次いで東南アジアで銀行に投資した二番 した台湾企業の資金需要に応えるべく、フィリピン華僑との合弁で亜太銀行(Asia Pacific Banking Co.)の設立を決 は遠東航空によるスービック湾への直行便の開設を主導し、現地でのビジネスに携わる台湾企業の交通手段を整備し インドネシアとともに「党営事業」の投資の拠点とされたのが、フィリピンであった。代表的なケースは、 当時の江丙坤経済部長が先頭に立って積極的に推進した計画である。劉泰英率いる中華開発は世正開発公司との

このような「党営事業」による「南向政策」との積極的なタイアップの背景には、「実務外交」と深く関わる政治

考えられていた。フィリピンへの投資についても、同様の考慮が働いていたものと思われる。 係がさらに緊密になることは、東南アジア地域の経済発展のみならず、台湾の経済発展と安全保障にも有益であると 間で地域的な産業連関を構築するという構想を抱いていた。地域的な産業連関を通じて台湾とASEAN諸国との関 ることは重要であるとの認識があった。特に、劉泰英は「党営事業」による投資を通じて、台湾とインドネシアとの これと関わっていた。さらに後者の実現にとっても、ASEAN内での大国であるインドネシアとの経済関係を深め 能性をほのめかしていた。総統の東南アジア歴訪後に「党営事業」の投資の力点がインドネシアに置かれたことも、 は、一九九三年のシアトルでの閣僚会議閉幕の際に、劉泰英が既に翌年のインドネシアでの会議への総統の参加の可 地域フォーラム(ARF)へのオブザーバーないしダイアローグ・パートナーとしての参加であった。前者について 的な狙いがあった。それは、APECの非公式首脳会議への李登輝総統の出席、さらには台湾のASEAN及びその

資の実情は、当初の政府の思惑とは大きくかけ離れていたといわざるを得ない。 ジネスに成果があったとは言い難い。いずれにせよ、「南向政策」全体から見た場合、台湾からの東南アジアへの投 事業の重点投資国であったが、両者による大型投資計画もうやむやにされてしまった。そのため、「党営事業」のビ 経済政策としての「南向政策」との関係でも、「党営事業」の評価は難しい。フィリピンのスービック湾工業区には 国系住民への排斥事件が頻発したことにより、台湾企業による投資が後退した。当初、この国は「党営事業」や国営 中国大陸への投資のリスクを懸念して進出する台湾企業が見られたものの、インドネシアでは、現地の民族対立や中 PEC非公式首脳会議への出席はついに実現しなかった。台湾とASEANとの関係についても同様である。また、 しかし、現実には一九九四年一一月のボゴール会議、また九六年一一月のマニラ会議においても、 李登輝総統のA

三 アジア経済危機後の「南向政策」と「党営事業」

対し、またアメリカや日本の支持も得られなかった。その結果、国際的地位の向上を目指した台湾による経済協力は、 アジア太平洋地域における金融危機を処理するための基金の設立を提唱していた。しかし、中国はこの提案に強く反 響力の拡大を図った。一九九七年一一月に開催されたAPECバンクーバー会議で、台湾はAPECの枠組みの中で やはり二国間レベルで進められることとなった。政府は改めて「南向政策」の推進を強調し、劉泰英率いる「党営事 アジア経済危機の発生後、台湾はまずは多国間レベルでの地域協力のための制度的枠組みを通じて、その経済的影

業」もまたこれと積極的にタイアップしていった。

政府との間でベトナム開発銀行の設立計画を進め、これは九八年九月にベトナム総理府の同意を獲得した。 のを支援すると同時に、台湾の貿易・投資を分散できると考えていた。当時、中華開発はアジア開発銀行とベトナム(マタ ECでの提案の代替案でもあった。劉泰英は、この計画を実現させることで、東南アジア諸国が金融危機を克服する アジア諸国の政府と合弁で開発銀行を設立する「銭進東南亜計画」を打ち出した。これは、台湾が模索していたAP 九九八年一月、連戦副総統のシンガポール訪問に同行した劉泰英は、新たな「南向政策」に呼応する形で、東南

ピン、インドネシアを訪問し、東南アジアへの投資に向けて動き出した。訪問先では華僑系企業を中心に現地のビジ ネス・グループとの交渉が行われ、幾つかの具体的な成果が見られた。例えば、中華開発は、タイではバンコク第 信託(BFIT)の二五%の株式を購入し、マレーシアでは金獅グループ傘下の商業銀行への資本参加を決定したこ して積極的に海外投資を展開した。一九九八年三月半ばには、劉泰英が視察団を引き連れタイ、マレーシア、 このように、アジア経済危機以降の「南向政策」では、劉泰英が董事長を務める中華開発が、「党営事業」の柱と フィリ

に合意した。 とに加え、RHB(Rashid Hussain Berhad)グループと一億リンギットのベンチャー・キャピタルを創設すること

的な役割を果たしたのは中華開発であった。 主任の江丙坤が民間企業に持株会社の設立を呼びかけ、民間企業側がこれに応じる形で動き出したが、ここでも中心 貿合作行動方案」を受けて、台湾企業による東南アジア向け投資を拡大すべく設立された会社である。 もう一つの重要なケースは、東南アジア投資公司の設立である。これは、政府の打ち出した「加強推動対東南亜経

は胡定吾(中華開発総経理)が就任し、初期の経営スタッフも中華開発からの人材が中心となった。図 会社は一九九八年九月に設立され、一一月に正式に業務を開始した。資本金は当初の予定額二〇〇万元を上回る三〇 機関の実際の出資額が減額された場合に、不足分を中華開発自らが補塡する構えを崩さなかった。最終的には、 〇万元となり、また予定数を超える二八社の民間企業及び金融機関が出資に参加した。董事長には劉泰英、 中華開発は、東南アジア投資公司の設立を積極的に主導した。その設立過程では、出資を予定していた企業や金融 総経理に

なった。このほか、タイのアユタヤ銀行への投資計画も明らかにされた。 億バーツを出資し、その結果東南アジア投資公司はその持株比率を一五・七%とし、同社における民間の最大株主と **農民銀行及びタイ投資証券会社(TISCO)、フィリピンのEquitlbat銀行、シンガポールでは華僑銀行、大華銀行** などの金融機関に加えて電子・情報産業となっている。とりわけ、タイの大手証券会社であるTISCO社には一一 点で投資総額は四○億元に達している。主な投資先は、マレーシアのマレー銀行と大衆銀行、タイのバンコク銀行、 そして、東南アジア投資公司は、一九九九年初頭より東南アジア各地で投資活動を展開しており、 同年五月末の時

くなく、経営状態を悪化させた。ここでも、前章で見た状況と同じように、二つの政策手段の間で経済的成果におけ その利益が優先された感がある。一方、悦昇昌投資は、「実務外交」とタイアップした他のケースでの成果が思わし 見られた「党営事業」の影響力は、もはや失われたかに見える。 時期も対中投資は依然として増加した。従って、経済政策としての「南向政策」との関わりでは、権威主義体制期に うが、それが台湾企業による投資の「呼び水」となったかどうかは疑わしい。実際に、表8-1が示すとおり、この 言い難い。それは、各国の金融機関の救済、そして現地で台湾企業を支援するための基盤整備にはつながったであろ る明暗が分かれた。そして、かくも積極的に展開された「党営事業」による投資は、台湾と東南アジア諸国との関係 ジア諸国に進出した。しかし、その担い手は専ら中華開発であり、七大持株会社、とりわけ悦昇昌投資の出番はなか の現状から見ても、各国との政治的関係の進展、あるいは台湾の政治的地位の向上につながる成果が収められたとは った。「党営事業」の投資は、東南アジア投資公司の展開を含め、中華開発自らが効率性を重視する形で展開され このように、アジア経済危機後も「党営事業」は「南向政策」と連携する形で、台湾企業の「先鋒」として東南ア

- が、本論では「実務外交」に統一しておく。 李登輝政権下の「実務外交」は、例えば「現実外交」、「弾力外交」、「柔軟外交」、「休暇外交」など様々な呼び方がある
- (2) 許介鱗『戦後台湾史記』、台北、文英堂、一九九六年、二七三―二七四頁、及び松田吉貴「国民党の沖縄投資とその展望」、 **『台湾史研究』、台湾史研究会、第一五号(一九九八年)**。
- (3)「実務外交」は、実際面でも広範な内容を持ち、また多様な形で展開されている。なお、「実務外交」については、

年、井尻秀憲編著『中台危機の構造――台湾海峡クライシスの意味するもの』、勁草書房、一九九七年、及び張慧英『李登輝 秀憲『台湾経験と冷戦後のアジア』、勁草書房、一九九三年、張慧英『李登輝和他的務実外交』、台北、時報出版、一九九六

(4) このような「憲政改革」の方針は、既に同年五月の総統就任演説の中に盛り込まれている。就任演説については、若林 正丈・谷垣真理子・田中恭子編『原典中国現代史第七巻――台湾・香港・華僑華人』、岩波書店、一九九五年、一一二―一一

一九八八─二○○○執政十二年』、台北、天下文化出版、二○○○年、などを参照のこと。

四頁、を参照のこと。

- (5) 井尻秀憲編著、前掲書、一〇七頁。
- (6) 同上書、一〇七頁。
- 『法学政治学論究』、慶應義塾大学大学院法学研究科内法学政治学論究刊行会、第三三号(一九九七年夏季号)、を参照のこと。 数は二九ヵ国である。なお、蒋経国時代の「実務外交」については、陳桂蘭「蒋経国時代の『実務外交』の形成と展開」、 その後、李登輝時代に国交数は増加したが、その一方で韓国や南アフリカとの断交などもあり、二〇〇〇年末時点での国交 蒋経国時代が幕を閉じた一九八八年一月までに、台湾の国交数は二二ヵ国という史上最低ともいえる数字を記録した。
- (8) 若林正丈「中台関係四十年略史」、岡部達味編集責任『岩波講座現代中国六― ―中国をめぐる国際環境』、岩波書店、|
- (9) 井尻秀憲編著、前掲書、一○五頁。 九九○年、二五九―二六○頁。
- 時に承認し双方と外交関係を結ぶような「二重承認」の容認方針に基づく外交関係の樹立、及び国連のメンバーシップの復 だわらない国際組織への参加、共産主義国や社会主義国との貿易や交流への積極的な取り組み、第三国が中国と台湾とを同 蒋経国時代の「実務外交」との根本的な違いは、中国との「平和的共存」を求める政策展開、中華民国という呼称にこ

帰を目指す活動展開、といった点にあるといわれる(陳桂蘭、前掲論文、一五一頁)。

- <u>11</u> 書、を参照のこと。 一月一日に発効した。なお、「実務外交」の具体的な成果については、例えば、井尻秀憲、 台湾のWTO加盟は、二○○一年一一月一一日のカタールでの閣僚会合において、前日の中国に続いて承認され、 前掲書、及び井尻秀憲編著、 前掲
- (12) 例えば、一九九二年八月の韓国と中国との国交樹立は「二重承認」ではなく、台湾との断交によってしか実現しなかっ たが、これは当時ニジェールとの国交など多角的な「実務外交」を展開する台湾に打撃を与えるように中国によって企図さ

れたものであった(井尻秀憲、同上書、二四三頁)。

- (3) 蒋介石時代・蒋経国時代のいずれにおいても、党総裁(党主席)と総統の兼任が行われており、その意味では総統が 業」が総統自身によって動員されることはなかったと見ることができる。 はそれを失いつつも、「漢賊不両立」の外交方針の下で積極的な外交攻勢に打って出ることはなかった。このため、「党営事 「党営事業」を動員できる制度的な条件は存在していた。しかし、蒋介石時代には国際的地位を保持しており、蒋経国時代に
- (4) アメリカの対ベトナム貿易解禁前、国民党がベトナムへの最大の投資家と評されたことからも、当時の国民党の積極的 その投資総額は五億ドルを超えていたという(江柏宣「国民党越南投資第一名」、『財訊』、台北、一四四期〔一九九四年三月〕、 姿勢が窺える。ベトナム政府による統計では、当時外資による十大投資プロジェクトのうち国民党による投資は三つを占め、
- 15 陳得明「徐立徳南進、劉泰英北伐」、『商業周刊』、台北、二九三期(一九九三年七月五日)、二〇―二一頁。

一二五頁)。

- $\widehat{16}$ 梁永煌・田習如等編著『拍売国民党――党産大清算』、台北、財訊出版社、二〇〇〇年、二〇三―二〇四頁。
- <u>17</u> 陳得明、 前掲論文、二一頁、江柏宣、前掲論文、一二五―一二七頁、及び梁永煌・田習如等編著、同上書、二〇四頁。
- (1) 梁永煌・田習如等編著、同上書、二〇四頁。
- 19 政府は、 一九八九年を東南アジアへの直接投資の行動年と定め、「東南アジア地域に対する投資業務の推進方案」を制定

- した(陳俊勲「台湾の経済発展と海外直接投資」、谷口興二編『台湾・韓国の海外投資の展開』、アジア経済研究所、一九九
- 〇年、五八頁)。
- 20 『中央日報』、一九九三年一二月一九日。
- 21 同上資料。
- 22 梁永煌・田習如等編著、前掲書、二〇二頁
- 中国国民党党営事業管理委員会編印『党営経済事業的回顧與前瞻』、台北、中国国民党党営事業管理委員会、一九九四年、
- 『中央日報』、一九九六年七月二五日。
- 必要はなかった。そして、経済大国アメリカに対しては、そもそも経済外交という手段は有効ではなかった。 ずれの国も台湾と正式な外交関係を持っており、国家はその外交資源を利用できたために、敢えて「党営事業」を動員する 段として動員することは困難であったといえる。また、九四年の中米・アフリカ訪問、及び九七年の中米歴訪では、当時い 合、一九八九年のシンガポール訪問の時点では「李・劉体制」は確立されておらず、その意味で「党営事業」を外交政策手 許介鱗、前掲書、二七四頁。その他のケースを「元首外交」の実現に向けた「党営事業」の動員という角度から見た場
- 『聯合報』、一九九五年一月五日、三月二九日、三月三一日、及び『経済日報』、一九九六年一月二四日。
- 28 『経済日報』、 一九九六年四月二二日

『工商時報』、一九九七年一二月二四日。

『経済日報』、一九九六年一月二四日、及び一一月一五日。

29

- 『経済日報』、一九九八年八月二四日、八月二五日、及び『中国時報』、一九九八年一二月三一日。
- **『聯合報』、一九九四年九月一六日。**

- 32 陳得明、前揭論文、二〇頁:
- 33 『聯合報』、一九九五年五月二三日。
- 34 梁永煌・田習如等編著、前掲書、二〇五頁。
- 35 『中央日報(国際版)』、一九九四年一月二一日。
- <u>37</u> 36 **『経済日報』、一九九八年四月二七日。** 『聯合報』、一九九六年七月二八日、及び『経済日報』、一九九六年七月三〇日。
- 38 **『中国時報』、一九九六年五月三日**。
- 39 『中国時報』、一九九七年五月三一日。

『工商時報』、一九九九年七月五日。

40

- 41 国民党の沖縄投資については、松田、前掲論文、七〇―八〇頁、を参照のこと。
- 佐藤幸人・川上桃子「台湾――国際加工基地の構造転換」、原洋之介編『アジア経済論』、NTT出版、一九九九年、一

二四--一二五頁、及び陳俊勲、前掲論文、五八頁。

- 新聞稿(http://cepd.spring.org/tw/News/newinform/870601.html)。なお、中台経済関係については、石田浩『台湾経済の 行政院経済建設委員会新聞稿「南向政策的回顧與前瞻」(一九九八年六月一日)、行政院経済建設委員会ホームページ/
- 構造と展開――台湾は「開発独裁」のモデルか」、大月書店、一九九九年、第六章、及び第七章を参照のこと。 蔡宏明「金融風暴後南向政策之探討」、経済部ホームページ/経済情勢暨評論季刊/第三巻第四期(http://www.moea
- gov.tw/~ecobook/season/sab14.htm)°
- 行政院経済建設委員会新聞稿、前掲資料。
- 顧長永『台湾與東南亜的政治経済関係――互頼発展的順境與逆境』、台北、風雲論壇、 一九九八年、二六五—二六六頁。

- 『工商時報』、一九九八年三月五日。
- 48 『経済日報』、一九九四年二月九日。

『中央日報』、一九九四年二月二二日。

49

- 50 同上資料、及び『聯合報』、一九九四年二月一二日。
- $\widehat{51}$ <u>52</u> **『中央日報』、一九九四年二月八日** 劉泰英も経済部顧問という肩書で総統の各国歴訪に随行していた(『中央日報』、一九九四年二月二二日)。
- 53 鉄筋、電力開発、機械工業及び家電の一三項目が挙げられた(『聯合報』、一九九四年二月三日)。 報告では、投資対象として石油精製、石油化学、天然ガス、石炭、サトウキビ、木材、交通手段、建設材料、セメント、
- 同上資料。

『経済日報』、一九九四年二月九日

- 綜合研究院院長の三つのポストを兼任していた。そして、この時期の彼の活動は、これら三つのポストとその資源を巧みに 政権の下で党管会(当時)主任に就任して以降、劉泰英はこのポスト(後の投管会主任)に加えて、中華開発董事長と台湾 美吾髪公司董事長・李成家であり、党管会委員が多数を占めていた(『聯合報』、一九九四年三月三〇日)。ちなみに、李登輝 司の曽振農(国民党籍立法委員)、国産グループ董事長・林嘉政、耐斯グループ董事長・陳哲芳、威京グループ総裁・沈慶京: その結果、彼らによる視察は形式上学術訪問という形がとられた。なお、視察団に参加した民間企業のメンバーは、涼椅公 この視察団は、正式には劉泰英が院長を務める民間研究機関の台湾綜合研究院が中心となって組織されたものであった。
- することになっていた。しかし、李登輝総統の帰国後、党管会主任の劉泰英が経済部顧問の身分で随行したことが問題視さ 『聯合報』、一九九四年三月二一日。当初、この視察では劉泰英を団長に「党営事業」と国営事業が合同で視察団を派遣

使い分ける形で行われていた。

れたため、劉泰英は国営事業とは別の訪問団を結成した(『聯合報』、一九九四年三月三〇日)。

- <u>58</u> 陳得明「劉泰英推動南北向政策、中共不悦」、『商業周刊』、台北、三二八期(一九九四年三月七日)、一七頁。
- 59 『聯合報』、一九九四年三月三〇日。
- <u>60</u> 『聯合報』、一九九四年三月二一日。

61

『聯合報』、一九九四年二月一二日。

- <u>62</u> 一九九四年四月四日)。 これは、台湾電力公司の董事でもある楊宗哲の指揮の下、彼が董事長を務める悦昇昌投資の主導で進められた(『聯合報』、
- <u>63</u> 江柏宣、前揭論文、一二五頁。
- 64 譚淑珍「南向祇是元首外交的工具、李・連一回国馬上就忘記」、『新新聞』、台北、四九四期(一九九六年八月二五日—八

月三一日)、八五一八六頁。

- <u>65</u> 『工商時報』、一九九三年一二月一三日。
- 66 『経済日報』、一九九四年二月九日。
- <u>68</u> <u>67</u> 『聯合報』、一九九三年一一月二一日。 『工商時報』、一九九六年一二月一〇日。
- <u>69</u> 徴的である(『聯合報』、一九九四年四月一日)。 劉泰英の「インドネシアを押さえれば、ASEANのダイアローグ・パートナーを押さえたに等しい」という発言は象
- <u>70</u> 同上資料。
- 71 譚淑珍、前揭論文、八六頁。
- 『工商時報』、一九九八年一月四日。

- 73 同上資料。
- 74 『工商時報』、一九九八年九月一〇日。
- ーであった。その顔ぶれは、陳哲芳、沈慶京、李成家のほか、許勝発(工商聯合会理事長)、陳由豪(東帝士グループ董事長)、

この視察団には台湾の民間財界人の大物らが参加したが、その中心は投管会委員でもあるビジネス・グループのリーダ

許顕栄(太子汽車董事長)などであった(『工商時報』、一九九八年二月一三日、及び三月一三日)。

例えば、タイのト蜂グループ、マレーシアの豊隆グループ、緑野グループ、金獅グループ、及びインドネシアの力寶グ

ループなどである(『工商時報』、一九九八年三月一七日)。

(77) 翌年六月の時点では、中華開発はバンコク第一信託とバンコク銀行の経営権を取得している。このとき、バンコク第 信託における中華開発の持株比率は四九・五%に達していた(『工商時報』、一九九九年六月四日)。

78 『工商時報』、 一九九八年三月一三日、及び三月二一日。

【工商時報』、 一九九八年三月五日。

80

【工商時報】、

九九八年四月一二日。

81 『工商時報』、 一九九八年一一月二日。

82 『中時晩報』、 一九九九年五月二九日。

83 「工商時報」、 一九九九年五月二八日。

「工商時報」、 一九九九年六月四日。

悦昇昌投資の税引き後利益は、一九九八年に赤字となった(梁永煌・田習如等編著、 前掲書、 一三八頁)。

終 章 現代台湾政治と「党営事業」

第一節 台湾の国家と「党営事業」

本節では、台湾の国家と「党営事業」との関係という視点から、これまでの議論を総括し、現代台湾政治において

「党営事業」が存在した意義を考えてみたい。

事業」の存在が正当化された。それが「党国体制」の中に組み込まれた結果、国民党政権は潜在的な政策手段である 台湾移転後も、国民党が「党費決議」を堅持したことで、「党国体制」内部では「憲政」実施の建前の下で「党営

済的正統性を支え」たといえよう。しかし、同じく国家が動員できる国家資源にはない、「党営事業」特有の機能に 丈の指摘のとおり、「党国資本主義」は「経済発展の曲がり角毎に経済政策のテコ的役割をも果たして党国体制の経 降、国家は「党営事業」を動員して、民間部門による産業構造の高度化と金融システムの多角化を実現した。若林正 「党営事業」という政治資源を手に入れ、台湾の国家にはそれが動員できる「民間」資源が与えられたのである。 台湾の国家に「党営事業」が存在したことの意義は、これまで見た各ケースから明らかであろう。一九七○年代以

注目すべきである。「党営事業」とは、民間企業の形をした政治資源であった。産業政策や金融政策の執行段階で、

ステムへのコントロールを確保するという二重の目標を達成したのである。こうして、経済発展に伴い拡大した新た 際に、国家がそれを動員し得たことで、国民党政権はその正統性を調達すると同時に、石油化学川中部門及び金融シ 国家資源も利用できず、民間企業の協力も引き出せないという、いわば「国家も民間もダメ」という状況に直面した

な経済領域についても、国民党政権の経済支配は維持されたのである。

り組むことが可能となったのである。 家が動員できる『民間』資源」たる「党営事業」を動員することによって、その目標達成に向けた諸問題の解決に取 ら国家の海外資産を確保した。これらいずれのケースにおいても、「国家も民間もダメ」という状況で、 鋒」を務めた。防御面では、「中華民国」が正統中国国家としての国際的地位を失う中で、共産党政権による接収か 際的」にも動員された。攻撃面では、共産党との貿易戦の担い手となり、「正統な中国政権」たる国民党政権の そして、「党営事業」はこのように国内的な政治的要請に応えた一方で、共産党との抗争において攻守両面で 国

う分裂国家化、さらには国際的地位の喪失といった台湾の国家が置かれた特殊な状況の中でこそ、 要因であった。いずれにせよ、「外来政権」による支配体制の確立と維持、そして台湾海峡への東西冷戦の波及に伴 業」は国民党政権からの政治的要請に応えて、その本領を遺憾なく発揮し得たのである。 石・蒋経国という二人の最高領袖による支持を背景とした、「党国体制」下でのポストの兼任という政治的・制度的 つという、それが抱える歴史的特殊性であった。そして、国家による「党営事業」の動員を可能にしたのは、 このように台湾の国家の能力を制約したのは、国内的には国民党政権の外来性、国際的には中国国家の分裂体の一 類稀なる一党営事

方、戦後の台湾経済の奇跡的な経済成長の過程で、民間部門の発展とともに、国民党がビジネスを展開させ得る

存在自体について、台湾社会に向けた正当化作業はなされることはなかったのである。 は、国民党一党支配による権威主義体制を政治的・経済的に下支えし、国内的にも国際的にも、国民党政権すなわち 治的分配を通じて、国民党政権は「党国体制」内要員の団結を保持し、その忠誠を確保した。従って、「党営事業」 社会から相対的に自律した経済的基盤を「党国体制」に与えた。そして、ここから生み出される巨大な経済資源の政 蓄積を柱としたものであった。こうしてその礎を築き、さらに発展を遂げた「党営事業」は、公営事業群とともに、 とは、「党と国家との癒着」を背景とした国家部門からの特権的な資源調達と国内市場をベースとした独占的な資本 空間は広がり続けた。しかし、経済資源としての機能を果たすべく、「党国体制」下で追求されたビジネスの効率化 国家 = 「中華民国」 の生き残りに寄与したといえよう。しかし、権威主義体制下では、「党営事業」 のあり方及びその

その中核をなす「党営事業」は民主化のスタートの時点で、すでに相当な規模に達していた。その一方で、台湾社会 からは政権党によるビジネスに対し、その経営のあり方はおろか、存在そのものに至るまでの広範な批判が噴き出し と切り離される一方、国民党政権にとっての「党の資源」の重要性は国家資源に比べて相対的に高まった。そして、 ネスの効率化、そして政治的要請への対応というすべての面で、「党営事業」による新たな取り組みを促すものであ った。権威主義体制の柱であった「党国体制」が解体に向かい、党政分離が進むにつれて、「党営事業」も国家行政 台湾政治の民主化は、国民党政権及び「党営事業」を取り巻く環境を大きく変えた。それは、正当性の調達、ビジ

た。このため、 、の批判は強まる一方であった。 国民党は「党営事業」の正当化が不可避となったが、その対応はさらなる疑念を深め、「党営事業」

国内政治では、選挙の重要性が飛躍的に高まり、選挙戦も回を追う毎に激しさを増す中、国民党政権下での「党営

家資源への特権的なアクセスは失われ、経済自由化の流れの中で独占的な資本蓄積も難しくなり、その結果、「党営 経済資源としての「党営事業」により一層のビジネスの効率化を迫ったことはいうまでもない。とはいえ、もはや国 事業」は、その本来の姿である党の資源として(国家ではなく)党によって動員された。党の資金需要の高まりが、

懸念する民間企業を動員するのは容易ではなかった。このような、「国家も民間もダメ」という状況で、李登輝によ であることによる構造的な制約要因が働いていた。また、「実務外交」の柱である経済外交に、海外投資のリスクを 運営を可能にするとともに、李登輝の強力なリーダーシップの下での「憲政改革」路線の推進を支えてきたのである。 立することに成功した。「党営事業」は、台湾の政治体制が民主化される過程で、国民党の政権維持と安定した政治 そして、「党営事業」を動員することで、李登輝は地方派閥との間に彼個人を頂点としたクライアンティリズムを確 ムを作り上げたことは、「外来政権」であった国民党政権による台湾社会の掌握を図った試みと深く関わっていた。 えて、国民党政権が依存する地方派閥の政治的動員能力を強化する手段としても利用された。「党営事業」と彼らと 事業」は民間部門に資源を求め、民間企業との関係を深めていった。 の生き残りをかけて、国際社会に向けて台湾の存在を積極的に訴える外交活動=「実務外交」を展開した。しかし、 の提携が行われたこと自体は、国民党政権の外来性とは直接的な関係はない。しかし、彼らとのクライアンティリズ ·正統な中国政権」たる共産党政権が「一つの中国」の原則を堅持する以上、台湾の国家が中国国家の分裂体の一つ そして、この「憲政改革」路線による民主化は、国民党政権の外交戦略の転換へとつながった。国民党政権は、そ さらに、民主化が進展する中で、「党営事業」の政治的動員にも拍車が掛かった。集票マシーンとしての機能を超

るポストの兼任(中華民国総統兼国民党主席)を背景に、「国家が動員できる『民間』資源」となった「党営事業

は、経済外交の担い手として機能した。

えてきたと見ることができる。 のように民主化の過程においても、「党営事業」の存在は、国内的にも国際的にも国家=「中華民国」の生き残りを支 た政治資源としての「党営事業」の存在が、台湾の国家に「実務外交」の推進を可能にした意味は小さくはない。こ つながらず、また「党営事業」のビジネスそのものにも利益をもたらさなかった。しかしながら、民間企業の形をし ただし、元首外交への一定の貢献などが認められるものの、それは台湾の国際的地位の向上への具体的な成果には

質の悪化が台湾経済にもたらす影響も無視できない。「台湾政治経済の癌」と酷評された「党営事業」の発展は、そ 依然として資源の不均衡が存在している。また、その経済的なプレゼンスの大きさを思えば、「党営事業」の経営体 には金権政治が広がり、「党営事業」もまた「権威主義の遺産」として残された。国民党とその他の政党との間には、 が「党営事業」を介しつつ、地方派閥とビジネス・グループを利用しながら民主化を進めたことで、台湾の民主政治 「党営事業」の存在とその発展は、国民党一党独裁による政治経済支配と表裏一体の関係であった。さらに、李登輝 源であったといえよう。それは国家資源にはない抜群の柔軟性と利便性を備えていた。国民党政権下の国家には、そ んな「国家が動員できる『民間』資源」が存在したのである。しかし、その反面、蒋介石・蒋経国親子の下では、 いずれにせよ、戦後台湾の「党営事業」は国民党政権、すなわち国家=「中華民国」の生き残りにとって重要な資

の平和的かつ政権交代なき民主化という政治の「奇跡」の裏側だったのである。

第二節 「党営事業」の黄昏

一 中国現代史の産物

党版の現代中国の国家形成モデルに組み込まれていたのである。 家からの財政的な独立が必要であると考えて、党の経済的基盤を確立するために「党営事業」を創設したのである。 つまり、国民党の立場から見れば、「党営事業」は「憲政」実施を象徴する存在の一つだったのであり、それは国民 実施と深く関わっていた。国民党は「訓政」時期にはその活動資金を国庫に依存していたが、「憲政」実施後には国 両党が掲げた競合する国家形成モデルにおいて、国民党版の民主主義が「憲政」であり、「党営事業」の誕生はこの かつて中国における近代国民国家の形成という共通の目標を掲げつつ、その主導権と正統的地位を争い内戦を戦った。 「党営事業」は、いわば中国現代史の産物であった。中国現代史の「双子の政党」といわれる国民党と共産党とは、 最後に、今日的な視点から「党営事業」を捉え直しておくことにする。まずは、その出発点を押さえておきたい。

と対抗するためにも、アメリカの支持を得るためにも、「憲政」実施の建前を掲げ続ける必要があった。このため、 規定されるとともに、 現代史の中に存続させた要因は、国共内戦と東西冷戦の結合であった。現代台湾政治は、台湾の脱植民地化の過程に いえば、「党営事業」は台湾においても「存続」したのである。そして、中国現代史の産物たる「党営事業」を台湾 戦後台湾での「党営事業」の存在は、国民党の大陸時代との歴史的な連続性の中で捉えられるべきである。正確に 国共内戦と東西冷戦の結合という構造的制約の中で展開することになった。国民党は、 共産党

は台湾社会による浸透、すなわち「台湾化」が不可避であった。 台湾社会との相互作用の中で行われざるを得ないものであり、「党営事業」とてその外枠を残しつつも、その内実で 国家形成モデルが実践に移され、それに伴い「党営事業」も台湾に「移植」されたのである。ところが、その実践は 東アジアの冷戦構造の下で、台湾では共産党政権との内戦態勢がその政治体制に恒常化される一方、国民党版の中国

二 「党営事業」の「台湾化」

だし「党営事業」の場合、「台湾化」は政治的な背景とともに、経済的な要因によって促された側面が強かった。そ れは、「党営事業」が「政権党の企業」であると同時に、本省人系企業が占める民間部門においてビジネスとしての 国民党国家の「台湾化」、すなわち「外来政権」たる国民党政権が台湾社会に根を下ろす過程と並行して進んだ。た 台湾政治全般、国民党国家全体と同様に、「党営事業」も「台湾化」の流れを免れることはできなかった。それは、

効率化を追求する企業だったためである。

事業」は「モノ作り」に不向きな体質を持つことになった。この限界を克服するための方策が民間企業との合弁であ 持たなかった。権威主義体制期には、蒋介石と蒋経国という二人の領袖の下で党の「金庫番」を務めたのは、 った。「党営事業」は民間活力の導入により経営効率の改善を図ったのである。見方を変えれば、製造業部門では民 「金庫番」であった。彼らがいずれも中央銀行総裁を務める金融官僚に「党営事業」の管理を委ねたことから、「党営 国家の

当初、それは外省人エリートに独占され、民間企業の一つとして民間部門に属する以外には、台湾社会との接点を

間企業の実力に頼らざるを得なかったのである。

それは国民党が党の「台湾化」に着手するのと時期をほぼ同じくしていた。そして、合弁を契機に本省人の経済エリ 主義体制下において「党営事業」が利益集団化したのは、そのようなケースの一つと捉えることができよう。 にあった「党営事業」が台湾社会との接点を持ち始め、さらには台湾社会に呑み込まれていく。八〇年代初め、 エリートの独占物であった「党営事業」ではさらに「台湾化」が進展し、経営陣の中での本省人エリートの数も増加 の「台湾化」を推し進めたが、このとき「党営事業」も民間企業との合弁を活発化させた。その結果、当初は外省人 ートが各企業レベルでの「党営事業」の経営に参画するようになる。七〇年代に入ると、蒋経国の下で国民党は一層 それがスタートしたのは、国民党が真剣に「党営事業」の発展に取り組み始める一九六〇年代以降のことであり、 また林挺生や王永慶のように管理機構へ上昇する者も現われた。こうして、製造業部門では、「党国体制」 の側

背景に、「党営事業」は国家部門から必要な経営資源を調達することができた。このため、民間部門に依存すること がなかった分、金融部門では「党営事業」の「台湾化」は進まず、台湾社会との接点を持つこともほとんどなかった。 である。その一方で、党の「金庫番」の「縄張り」でもあった金融部門では、金融システムにおける国家の優位性を 民主化に伴う「党国体制」の解体は、「党営事業」と民間部門との関係を量的にも質的にも深めることになった。 つまり、民間部門への経済的依存は「党営事業」の「台湾化」を進めるという政治的な効果を持つことになったの

の劉泰英を党管会主任のポストに据えた。これに象徴されるように、党内での主流派による主導権の確立を背景に、 による「台湾化」も進んだ。李登輝主席が外省人エリートの政敵を追い落とし党の指導権を掌握すると、彼は本省人 経営資源の調達という経済的要因から、台湾社会の側からの「下から」の「台湾化」が進んだ。そして、政治的要因

「党営事業」はいわば「上から」も「台湾化」されていった。

党が所有し、党が経営していた。ところが、七〇年に入り持株会社が設立されてからは「投資事業」の割合が緩やか それは民主化に伴いほぼ全面的に完成されたといえる。ただし、その外枠は以前のまま残っていた。「党営事業」の 的となった。 ながら増大し、「党営事業」からは党が経営する側面が徐々に失われていった。そして九○年代にはこの流れが決定 歴史を振り返れば、一九五○年代から六○年代を通じて、蒋介石時代のそれはまさに「党の企業」であった。それは このように現代台湾政治が展開していく中で、現代中国史の産物たる「党営事業」の中身は「台湾化」されていき、

ことができたのである。ところが、二○○○年の総統選挙がこのような「党営事業」の枠組みを突き崩す決定的な一 営事業」経営のいわば「前提」であった。それゆえに、国民党及びその政権は政策目的から「党営事業」を動員する 業」は党が直接コントロールできる企業であるという外枠を残していた。これが、国民党が政権党であった頃の「党 とはいえ、持株会社や中核的な企業においては、国民党が経営権を握るという枠組みが維持されており、「党営事

三 「党営事業」の「信託化」

撃を加えることになった。

半世紀に渡り続いてきた国民党政権がついに終焉を迎えた。総統選挙前、「党営事業」問題を解決する唯一の途は、 れを取り巻く環境を含めて、政権交代は「党営事業」に多大な影響を与えた。この選挙は、「党営事業」の歴史に大 政権交代であるといわれたが、それが実現した現在、新政権による具体的な取り組みはまだ見られない。しかし、そ 二○○○年春、台湾では二度目の総統直接選挙が行われ、民進党公認の陳水扁が当選を果たした。これにより戦後

きな刻印を残したのみならず、事実上その終止符を打つものでもあったと見ることができる。

源は存在しない。 が国家に政策手段として動員されることはなくなったのである。その一方で、民進党政権下の国家にはそのような資 帰結をもたらした。まずは、「党営事業」は「国家が動員できる『民間』資源」ではなくなった。もはや「党営事業」 が「政権党の企業」だったことである。しかし、政権交代に伴い国民党は政権党の地位を失った。このことは二つの これまで「党営事業」の発展を支え、また国家(国民党政権)による政治的動員を可能にした最大の要因は、それ

れていた中華開発と国民党との関係は途絶えたが、劉泰英は今もその董事長の地位にある。 した「党営事業」とは、これまで党の政治的要請に従属してきた七大持株会社であった。他方、効率性に重きが置か 連戦主席による新体制が発足し、彼は「党営事業」をはじめとする党の資源をその手中に収めた。しかし、彼が手に 国民党では、選挙での敗北の責任をとって李登輝が主席を辞任し、彼とともに劉泰英も党管会を去った。その結果、

役割を務め、彼の腹心である張昌邦が掌握する「党営事業」では持株会社の再編を柱とした諸改革が進められている。 事業」の二つの課題、すなわち、ビジネスとしての効率化と党による政治的動員との矛盾の帰結であった。そこで、 国民党が打ち出したのは、「党営事業」のリストラであった。連戦主席の下では元財委会主任の徐立徳が経済参謀的 についても、膨大な負債を抱える上に、今後の資金繰りも大幅に悪化することが予想された。これは、まさに「党営 その結果、かつて「党管会ブロック」を形成したビジネス・グループの中には経営難に陥るものが現れ、「党営事業」 そして、政権党であったが故に利用できた資源も失われた。例えば、金融機関からの特権的な融資はもはや期待で 政権交代直後、銀行業界は「党営事業」及びそれと関係の深い民間企業への融資条件の見直しを開始した。

ず、また民進党がこれまで主張し続け、陳水扁総統も公約に掲げた「党産」の清算も実現されるわけではない。(ユタ は、党資産及び「党営事業」の「透明化、効率化、信託化」の方針が決定され、現在党内ではこれに向けた作業が進 もに、党のイメージ改善に一定の効果を期待できるかもしれない。とはいえ、他党との間の資源の不均衡は解消され わる疑念を晴らすことはできよう。また、表向きにはビジネスから距離を置くことで、外部からの批判をかわすとと 資金運用の透明化を実現することで、特権の享受やインサイダー情報の入手など「党営事業」の経営のあり方にまつ められている。ただし、「信託化」が実現しても国民党の資産が失われるわけではない。国民党は「信託化」による 挙後から党改革の一環としてこれに取り組む姿勢を見せており、二○○○年六月に開催された一五全大会臨時会議で 敗し政権党の座を失った結果、それは党の再生と政権奪回のためには避けては通れない課題となった。国民党は、選 た公約の一つであった。当初、この実現に対しては世論では懐疑的な見方が強かった。ところが、国民党が選挙で大 さらに、何よりも「党営事業」の「信託化」の流れが不可避となった。「信託化」とは、連戦が総統選挙中に掲げ

政治的動員が可能だったのである。ところが、「信託化」が実現すれば党は各企業の経営権を手放すことになる。 業」が存在したことであった。それは、政権党の直接的なコントロールの下にある企業であったが故に、国家による 因は、第一に、国民党が政権党であること、そして第二に、国民党が自ら資金を運用し経営する企業として「党営事 すなわち、その外枠を完全に打ち砕くものである。現代台湾政治における「党営事業」の政治的役割を支えてきた要 しかし、本研究で議論してきた「党営事業」の意義との関わりでいえば、「信託化」は、「党営事業」経営の「前提」、

針を打ち出したという事実は、結局のところ、「党営事業」がもう一つの課題、すなわち、社会に向けた「党営事業」 つまり、「信託化」は、政党がビジネスを営むことの是非を問う問題と関わっており、国民党自身がこのような方

間』資源」は、それを支えた政権党という条件が失われたのみならず、制度的にも消滅する方向へと進んでいるので あれ、新たな政治的・経済的環境の下で国民党が選択したのは、経済資源としての「党営事業」を死守することであ の正当化を十分なし得なかったことを表しているといえよう。そして、「党営事業」のリストラであれ、「信託化」で った。それと引き換えに、国民党は自ら政治資源としての「党営事業」を放棄する姿勢を固めたのである。従って、 信託化」の流れが不可避な中で、政治資源としての「党営事業」は消え去ろうとしている。「国家が動員できる『民

している。このような台湾での国家・国民再編の過程で、中国での国家・国民形成の中から生まれ発展を遂げてきた た「中華民国」が台湾国家へと転換を遂げ、中国国家の分裂体としての領域の中に新たな「国民」が形成されようと この二つの過程を後押しすることにもなったといえよう。そして、台湾では、今や国民党版の中国国家モデルであっ 和制」を形作る方向へと向かうこととなった。民主化以降の時期に「党営事業」が果たした役割を考えれば、それは 交戦略への転換へとつながったが、国内的には国家・国民再編が誘発され、戦後台湾国家の変容は「中華民国第二共 あった。民主化において李登輝が主導する漸進的な「憲政改革」の路線が選択され推進されたことで、対外的には外 台湾での民主選挙による平和的な政権交代は、一九八○年代後半から展開した民主化のいわば最高段階の到達点で

1 若林正丈『台湾 ―分裂国家と民主化』、東京大学出版会、一九九二年、四六頁。

「党営事業」は、今その歴史的役割を終えようとしているのである。

- (2) 二〇〇一年末の立法委員・県市長選挙の期間中に陳水扁総統が明らかにしたところでは、国民党が過去に政府や公営銀 行から受けた特権融資は四○○億元を超えるという(『工商時報』、二○○一年一一月二○日)。
- 3 削』、台北、前衛出版社、一九九一年、一四八—一五〇頁 体制」、蕭新煌・朱雲鵬・許嘉猷・呉忠吉・周添城・顔吉利・朱雲漢・林忠正合著『解剖台湾経済― 動的分析」、台北、国立台湾大学政治学研究所博士論文、一九九〇年、一三六―一三七頁、及び朱雲漢「寡占経済與威権政治 若林、前掲書、四六―四七頁、陳明通「威権政体下台湾地方菁英的流動(一九四五―一九八六)― 威権体制下的壟断與剥 省参議員及省議員流
- (4) 柿澤は、一九六〇年代初頭の国民党の「生根」工作を「台湾化」の歴史的契機の一つと捉えている(柿澤未知「中国国 日本台湾学会、二〇〇一年)。 民党の『生根』工作――戦後台湾国民党政権の『台湾化』に関する一考察」、『日本台湾学会第三回学術大会報告者論文集』、
- 5 徐々に高い方=中央へ上昇すると同時に、より高いレベルに上昇すればするほど「本土化」のスピードは落ちる、という政 アジア政経学会、第四四卷第三号〔一九九八年〕、八二頁)。「党営事業」の「台湾化」の場合も、これとほぼパラレルな関係 策が実施される際の「法則」を指摘している(林泉忠「台湾政治における蒋経国の『「本土化」政策』試論」、『アジア研究』、 蒋経国時代の「『本土化』政策」(「台湾化政策」)を分析した林泉忠は、政策の施行のレベルが低い方=地方から始まり、
- 6 九年九月)。 張清渓「党営事業與党産問題如何解決」、『新世紀智庫論壇』、台北、財団法人陳隆志新世紀文教基金会、第七期(一九九
- (7) 国民党の党資産の処理について、行政院は一つの方向性を打ち出している。二〇〇一年一一月一九日の「国民党党産処 的に処理する方針を決定した(『聯合報』、二〇〇一年一一月二〇日)。 理会議」では、特別法を制定し、政党の財産調査専門の独立機関を設置して、国民党が不当に取得した資産については全面

- う。現在、台湾では現総統の陳水扁と前総統の李登輝との接近が噂されているが、両者による政治的連携が実現すれば、劉 泰英が董事長を務める中華開発工業銀行が、陳水扁版「実務外交」の場で「国家が動員できる『民間』資源」として展開す いて、国家が特定の民間企業ないし金融機関を動員できるのであれば、かつての「党営事業」と類似した役割は期待できよ これは民進党には同党版「党営事業」が存在しないという限りにおいての意味である。もし、何らかの人的関係に基づ
- (9) この動きは多額の負債や多くの「地雷株」を抱える「党営事業」にとって大きな打撃になったものと思われる(『中国時 報』、二〇〇〇年四月一五日)。

る可能性も想定される。

- 10 七〇五期 (二〇〇〇年九月七日—九月一三日)、二二—四四頁。 邱家宜・張鉄志・黄白雪・李濠仲・謝柏宏・陳静雲・楊舒媚・尚道明採訪・撰文「七大財団崩盤!」、『新新聞』、台北、
- (11) 『工商時報』、二〇〇〇年八月二五日。
- (12) 『中国時報』、二〇〇〇年一月三日。
- <u>13</u> 四四%に達していた (『中国時報』、二〇〇〇年一月一〇日)。 公約が打ち出された直後に実施されたある世論調査によると、国民党にはこの公約は実現できないと考える人の割合は
- 14) 『中央日報 (国際版)』、二〇〇〇年六月一九日。
- (15) 二○○○年六月の臨時党大会の際に、「党営事業」を含む党資産については、会計士と弁護士の専門チームに委託して三 また、「信託化」については、現金、不動産、「党営事業」の順に三段階に分けて実施されることになった(『工商時報』、二 は七九九億五六七四万元で、そのうち「党営事業」は約六○○億元以上を占めていた(『中国時報』、二○○○年八月二三日)。 とが決定された(『中央日報(国際版)』、二○○○年六月一九日)。これを受けて、八月末に国民党が公表した党資産の総額 ヵ月以内に調査・報告を求め、「信託化」についても専門家チームに三ヵ月以内に計画案を提出させ、一年以内に実施するこ

○○○年一一月三○日)。現金資産は二○○一年三月末に中国信託銀行と中央信託局へ委託され(『中時晩報』、二○○一年三

月二六日)、不動産についても同年末から実施され、二〇〇二年末までの完了が予定されている(『中時晩報』、二〇〇一年一

○月一四日)。なお、第三段階に当たる「党営事業」の信託についてはまだ目処が立っていない。

<u>16</u>

『中国時報』、二○○○年一月八日。

号)、七—一一頁。 若林正丈「台湾における国家・国民再編と中台関係」、『国際問題』、日本国際問題研究所、四八八号(二〇〇〇年一一月

ィの再編』、東京大学出版会、二〇〇一年、二七三―二七七頁。 若林正丈「台湾をめぐるアイデンティティの政治」、毛里和子編『現代中国の構造変動七 中華世界――アイデンティテ

者は、おのずと「党営事業」と経済発展との関係を修士論文のテーマに選ぶこととなった。 の研究を進める上での原動力ともなった。当時、台湾の奇跡的な経済発展の政治的要因の究明に関心を抱いていた筆 ものが存在するのか、それはどういう役割を果たしたのか、といった素朴な疑問だった。その疑問は、そのまま今回 |党営事業||との付き合いは、修士課程の学生の頃に始まる。研究の切っ掛けは、台湾にはなぜ | 党営事業 | なる

をさらに発展させる自信はなかった。「『党営事業』とは、もうおさらば」という気持ちを日々強めていた。 その後、なんとか修士論文を書き終え無事に博士課程へと進んだが、その頃の筆者には「党営事業」というテーマ

うも『党営事業』研究を諦めきれない……」という、そんな気持ちを抑えられなくなった。 で図書館へ出掛けていた。しかし、カビだらけの「汚い」資料を捲り、「党営事業」という文字を目にする度に、「ど 士図書館には、「改造」時期の会議資料が眠っていた。初めは「とりあえず見てみるか」といった程度の軽い気持ち 初は、台北の中国国民党中央党史委員会(通称、党史会)での経験である。党史会が管理する国父紀念館の孫逸仙博 再び「党営事業」研究へと筆者を駆り立てたものは、一九九七年からの台湾への留学時の三つの経験であった。最

第二の経験は、李登輝総統(当時)の言葉である。筆者は、台中で開催された日台間の学術会議にスタッフとして

を見つめたまま、身動き一つできなかった当時の自分を鮮明に記憶している。「何が、どう面白いのか」。国民党主席 筆者をじっと見据える李総統の眼と、握手する手に伝わってきた力の強さを未だに忘れられない。同時に、総統の目 雄先生が、筆者が「党営事業」に関する修士論文を書いたことを総統に告げられた。それを聞かれた李総統は、 とも言葉と握手を交わして下さった。李総統が筆者の前に立たれたとき、日本側の世話人であり恩師でもある中嶋嶺 でもあった李総統の言葉は、筆者に新たな疑問と課題を与えてくれた。 の手を握ったままで「『党営事業』、あれは面白い組織ですよ」と日本語で声を掛けて下さった。筆者は、あのときの 参加した際、日本側代表団と共に台北の総統府で李登輝総統にお目に掛かる機会を得た。このとき李総統はスタッフ

営者の姿が報じられたが、メディアが取り巻く主役はいつも国民党投管会の劉泰英主任であった。ブラウン管の中に を解明する作業が始まった。この取り組みが成功したか否かについては、読者の皆様方のご判断を仰ぎたい なかった。こんな「現実」が、筆者に「党営事業」の重要性を再確認させた。こうして、「党営事業」の「面白さ」 は、経営者が支援を求めて劉主任を訪ねる様子が頻繁に映し出されていた。そこには中央銀行総裁や財務大臣の姿は き詰まりが相次いで発生した。テレビのニュースでは、破綻した金融機関での取り付け騒ぎの様子と救済を求める経 「現実」であった。経済危機の影響は比較的軽微であったとはいえ、この時期の台湾でも企業・金融機関の破綻や行 最後に、「党営事業」研究の「再開」を決定づけたのは、アジア経済危機の最中に筆者が目の当たりにした台湾の

め上げたものである。それらの論文の初出は次のとおりである。 なお、第三章、第四章、及び第七章については、既に学会誌等に発表した論文の主要部分を土台にして、新たにまと 本書は、筆者が二〇〇一年三月に神戸大学大学院国際協力研究科に提出した博士論文を加筆・訂正したものである。

第三章・第四章 「戦後台湾の国民党政権と党営事業」、『現代台湾研究』、台湾史研究会、第一八号、一九九九年、

及び「中国国民党『党営事業』の発展モデル― -権威主義体制時期を中心に」、『現代台湾研究』、

台湾史研究会、第二〇号、二〇〇〇年。

第七章 「台湾の政治的民主化と中国国民党『党営事業』」、『日本台湾学会報』、日本台湾学会、第三号、

二〇〇一年。

集作業において多大なご迷惑をお掛けした古田元夫先生(東京大学教授)にも、この場を借りて感謝を申し上げたい。 の応募を勧めて下さった佐々木信彰先生(大阪市立大学教授)と若林正丈先生(東京大学教授)のお二人、そして編 まずは、今回この研究を公刊する貴重な機会を与えて下さったアジア政経学会に深く御礼申し上げたい。また今回

賜った。この拙い作品で、先生方の学思に僅かでも報いることができれば幸甚である。 男先生(神戸大学教授)、片山裕先生(同教授)、そして木村幹先生(同助教授)には様々な角度から貴重なご意見を 学、神戸大学)でご指導頂いた小笠原欣幸先生(東京外国語大学助教授)、樋渡由美先生(現上智大学教授)、久米郁 して、中嶋嶺雄先生(前東京外国語大学学長)には、修士論文執筆時のご指導に加えて、神戸大学大学院への編入後 導頂いて以来、長年「党営事業」研究にお付き合い頂き、根気強くご指導頂くこととなり、感謝の念に堪えない。そ 教官である松下洋先生(神戸大学教授)に御礼申し上げたい。松下先生には、修士課程時代に非常勤講師としてご指 も貴重なチャンスを与えて頂くなど、あらゆる形でのご支援を賜った。最初に中嶋先生が筆者の研究を評価して下さ っていなければ、現在の筆者の「党営事業」研究は存在しない。また、筆者が在籍した二つの大学院(東京外国語大 本研究を総括するに当たって、筆者は様々な方のお力添えを賜った。研究指導の点では、まずは博士課程での指導

言を賜った。党史会での資料閲覧の際には、主任委員(当時)の陳鵬仁先生をはじめ、スタッフの皆様方には多大な で、腰を据えた研究活動に従事できる機会を与えて頂いた。また許先生、朱雲漢先生(台湾大学教授)と陳明通先生 るご尽力を賜った。このほか、この場でお名前を挙げることが叶わぬ数名の方々にも貴重な資料をご提供頂いた。 〔同教授・行政院大陸委員会副主任〕には、ゼミの末席に加えて頂いた上に、調査で台湾を訪れる度にご指導とご助 先述の通り、本研究は筆者の台湾留学時の体験や、それ以降の現地での調査活動がベースとなっている。許介鱗先 (前台湾大学法学院・社会科学院院長)と包宗和先生(同社会科学院院長)には、台湾大学のリベラルな校風の中

明氏、陳建州氏、朱立群氏、黄慧卉氏ら台湾の「同学們」や「朋友們」にもお礼申し上げたい。 黄子華氏、呉博群氏、張鉄志氏、周永鴻氏、張慧瓘氏、戴春涵氏、林炫向氏、魏利真氏、楊素芳氏、 研究所博士候補生)、若松大祐氏(同歴史学研究所碩士課程)、そして先輩の陳俐甫氏をはじめ、洪聖斐氏、呉親恩氏、 **栄金先生(淡江大学助教授)、楊明珠氏、徐啓芳氏、呉意雯氏、早田健文氏(台湾通信)、石原忠浩氏(政治大学東亜** 央研究院近代史研究所副研究員)、謝国興先生(同近代史研究所研究員)、楊合義先生(政治大学国際関係中心)、邱 そして、筆者の台湾での研究活動を公私にわたりご支援下さった葉国興先生(行政院新聞局長)、黄自進先生 林雅偉氏、阮玉

助教授)、朝元照雄先生(九州産業大学教授)、大崎雄二先生(法政大学助教授)、大西裕先生(大阪市立大学助教授)、 下さった。そのほか、井尻秀憲先生(東京外国語大学教授)、塚本元先生(法政大学教授)、沼崎一郎先生(東北大学 大学教授)と鶴嶋雪嶺先生(同名誉教授)のお二人は、関西を活動基盤とする筆者に研究成果の発表の場を提供して (日本貿易振興会アジア経済研究所)には、事細かなご指導と貴重なアドバイスを賜った。また、石田浩先生 さらに、所属する学会等の活動を通じても、諸先生・諸先輩方のご指導・ご支援を賜った。中でも、佐藤幸人先生 (関西

として、また同僚として、暖かいご指導とご支援を賜った。加えて、筆者が在籍した東京外国語大学大学院地域文化 波道子氏(関西大学大学院博士後期課程)、山崎直也氏(東京外国語大学大学院博士後期課程)には、研究者の先輩 研究科と神戸大学大学院国際協力研究科の先輩・友人各位、そして大学院進学以来声援を送り続けてくれた松本欣士 都宫大学講師)、林成蔚先生(北海道大学助手)、渡辺剛先生(杏林大学講師)、柿澤未知氏(財団法人交流協会)、北 研究所)、川島真先生(北海道大学助教授)、川上桃子先生(日本貿易振興会アジア経済研究所)、松金公正先生(宇 永井史男先生(同助教授)、建林正彦先生(関西大学助教授)、岸川毅先生(上智大学助教授)、松田康博先生(防衛

母・艶子、そして、完成に向けて筆者をいつも隣で励まし、ねばり強く支え続けてくれた妻・史会と娘・慧子に感謝 成させることもできなかった。筆者をやさしく見守り続けてくれた父・隆夫、母・弘子、台湾留学中に急逝した祖 最後に、家族の惜しみない協力と理解なしには、筆者が長期間「党営事業」を追い続けることも、また本研究を完

氏、倉本憲一氏、後藤清貴氏、本庄正治氏、野川浩志氏、鈴木雄士氏にも、この場を借りてお礼を申し上げたい。

二〇〇二年二月

の意を込めて本書を捧げる。

松本 充六甲の研究室にて

豊

中国国民党「党営事業」の研究

平成14年3月29日 印刷発行

発 行 者 ア ジ ア 政 経 学 会 〒171-8501 東京都豊島区西池袋 3-34-1 立教大学法学部 高原明生研究室気付 振替 東京8-177409

代表者 石 井 明

著 者 松 本 充 豊